

産業の社会的制御

飯尾 要著



日本評論社

産業の社会的制御

飯尾 要著



日本評論社

は し が き

今日のめざましい技術発展は、「産業」を日に日に巨大で複雑なものに成長させている。人びとの間には、このままの形で産業の発展を続けていってよいのであろうかという疑問も広がっている。それほどに、産業は人間生活にとって歴史的にまったく新しいタイプの問題を投げかけている。

現代技術革命のもとで、産業の社会システムとしてどのようなものが求められているか。これが本書の課題である。

ジャーナリスティックなものをもふくめて、産業と産業社会の未来や近未来について論ずるものも少なくないが、そこでは、技術的側面からただちに社会像に短絡するものが多く、社会的生産の制御のあり方としての社会システム＝経済体制の問題が欠落したり、故意に捨象されることもしばしばである。しかし、産業が生産と消費の意思決定の社会的連関の中にある以上、現代の産業について考えるためには、技術のあり方と社会システムとしての経済体制のあり方との関連を明らかにしなければなるまい。もとより、技術と経済体制とは別の次元のものである。異なった次元のものが関連するとすれば、その媒介項が注目される。ある面からみれば技術の次元としっかりつながっており、別の面からみれば社会システムとしての経済体制の次元そのものにつながるというような媒介環がありはしないか。これまで、技術と経済体制の関連が十分に明らかにされなかった理由の一つも、その媒介環についての認識が足りなかったからではなかろうか。

本書は、そのような意味で、産業の社会システムを考えていくうえでの媒介環＝キー・コンセプトとして、「労働主体(労働力)の社会的存在様式」を析出した。労働主体の社会的存在様式とは、一方では、労働力のあり方として、技

術の構成要素の一つである《労働の組織形態》としっかりと結びつく。他方では、それは、労働主体が生産過程の制御とどうかかわりあうかを通じて、経済体制の基盤となる。

本書は、その労働主体の社会的存在様式を分析基軸として産業の社会システムについて考えたが、その際、現代産業の問題を二つの底面から追究した。一つの底面は、生産における労働過程である。産業は本源的には人間と自然との関係の中にある。人間と自然との関係における人間の労働能力の特性を根本的に考えるところから出発して、技術の概念を検討し、現代技術革命の本質を追究した。いま一つの底面は人間の消費生活である。もともと産業は人間生活のためである。“人間の生産”としての消費生活の意味をとらえなおすことから出発して、現代における産業のもつ具体的有用性と社会的機能を検討した。

作業はかなりに多くのものを要したが、その結果、現代技術革命のもつて必要とされる社会システムとして、「産業の社会的制御の体制」という核心にたどりつくことができた。それはなんらかの理想的規範モデルとして演繹的に求められたのではなく、今日の条件のもとで人間破壊を防ぐためには、まずそこへいくことが必要な出発点の選択として、現実の中からひき出される。それは、わが国のような高度資本主義国としての現代産業社会にたいして、その体制転換の必要性と道筋を示すとともに、また、現存社会主義にたいしても苛烈な変革の展望を示すものとして現われる。そのすべては本文にゆずろう。ただ、ここでの論点は、すべて、人間らしい生活を求めるためにかかりにさししまった“今日と明日”の問題として提起されていることだけを、いっておこう。

ところで、本書の分析における方法論は、筆者がこの20年近くそれにたずさわってきている経済サイバネティクス＝経済システム論的方法的視角に立っている。それは、経済過程を考えていく際に、情報、制御、システム等の概念を基軸として考えていくあり方である。経済サイバネティクスそのものについては、これまでの著作で示してきた。それは新しい方法であるが、最近においては、社会科学において“市民権”を得てきている。今回はその方法によって現代の産業社会システムの問題にとりくんだ。ただ、これまでにもしばしばのべ

てきたように、システム論を社会科学の中で生かすためには、十分な歴史的認識の視角と有機的に相互浸透しなければならない。いいかえると、そこでは「歴史的システム論 (historical systems theory)」とでもいうべき方法的視角が必要であるといえよう。本書を書く中で、筆者はそのことの重要性を深く再確認した。本書が、その「歴史的システム論」構築の一步として役立つことを切に望むのみである。

全体として、できるかぎり数式的表現をさげ、言葉で説明するようにした。一般にシステム論の理解において根本となるのは、そこに示されている関係の論理的またはイメージ的な理解である。多くの人びとになじんでほしい。

また、このようにやや大部の研究を公刊するには、各部分をモノグラフとして準備していくのがしばしばであり、筆者も二、三の論文、報告などでそれを果たした。しかし、あまりにも各部分の有機的連関が濃密であり、しだいに各部分を単独発表することが困難となって、結局、各部分の準備的ノートを基礎に、このようにほぼ全体を書きおろす形をとった。かつ、本書の研究内容の各部分には、「消費における労働・社会環境効果」をはじめとして、この20年ほどの間の折々に考えたり発表したまま、しあげられないで時日を経してきたものが、多くふくまれている。今回、そのような多くの作業が練りなおされ、全体の構想の中でその所を得た形となったことは、筆者のささやかな喜びである。

なお、一、二の点をつけ加えておこう。気づかれるように、エネルギー問題の章をとくには設けていない。しかし、読んでいただければ、筆者のいう産業の社会的制御の体制が、いわゆるソフト・エネルギー・パス志向になることはおのずと了解されよう。しかし、実は、エネルギー問題は、エントロピー問題をも基盤にして、気の遠くなるような射程で考えるべき長期の大計の問題である。そのような問題を社会の人びとがいま正当に論じて、その結論が有効に産業決定に反映するためには、実はここにいう産業の社会的制御の体制づくりが必要な前提となる。つまり、議論の順序としても実行の順序としても、ここで論じていることが同時進行しなければならないというのが、筆者の認識である。また、世界経済システムやそこでのわが国の立場などについても、ここでの分

析のつながりとして論じうるが、紙幅の都合もあり割愛した。多くを他日に期したい。

本書の執筆にあたっては、構想の段階からいろいろと示唆を賜った尾上久雄氏をはじめとして、各分野における非常に多くの方々にいろいろな御援助を賜った。ここに厚く御礼申し上げたい。また、文献入手について、和歌山大学付属図書館・武田光夫氏に多大の御世話になった。厚く御礼申し上げたい。

なお、本書の研究内容の一部は、1975年、1977年、1978年、1979年度における文部省科学研究助成によるものであることを付記しておく。

最後になったが、本書の出版にあたりお世話になった日本評論社・林康興氏からのたえざる励ましは筆者にとって強い支えとなった。ここに心から厚く御礼申し上げる所である。

1981年10月

著 者

目 次

はしがき

序章 産業の組織と社会的制御	1
——本書の輪廓——	
第1章 人間の人間に対する制御	9
第1節 制御としての行動過程	9
第2節 行動における学習と情報	14
第3節 社会行動における制御の基本型	23
1 協同関係	27
2 非協同の関係	33
3 一方的制御	37
4 協同における民主性と自律性	41
第2章 人間の自然に対する制御	51
第1節 人間と自然——生態系における人間活動——	51
第2節 労働過程における制御と情報	61
第3節 労働過程のパターンとしての技術	69
第4節 自然制御能力としての生産力と経済体制	80
第3章 産業革命と産業社会	93
第1節 開題——社会パターンとしての産業社会	93
第2節 所有と制御	97
第3節 近代的所有・市場機構・情報障壁	102

第4節 「資本」による制御と「労働力処分権」	110
第5節 産業革命の技術的基礎と「労働力商品化」	118
第4章 寡占と産業社会	135
第1節 寡占段階への移行と制御の集中化	135
第2節 重化学工業革命と「労働力商品化」の深化	146
1 細分化的合理化組織——テーラー、フォードのシステム	148
2 “産業合理化”の労働組織	154
第3節 「労働力商品化」体制としての産業社会	160
第5章 現代技術革命と労働組織	175
第1節 現代技術革命による労働組織の根本的変化の方向	175
第2節 “労働力破壊”と体制転換の選択	186
1 「労働力商品化」体制とのコンフリクト	186
2 労働力破壊の危機	194
第6章 現代技術革命と「人間の生産」	205
第1節 “人間の生産”としての消費過程	205
第2節 消費における労働・社会環境効果	211
第3節 環境破壊と“環境親和”	221
第4節 現代消費における情報と疎外	231
第7章 「人間産業」の質	249
第1節 はじめに——“人間産業”としてのサービス産業の性格	249
第2節 保健・医療産業と社会性	253
第3節 人間産業としての流通業	267
第4節 「人間産業」の特徴	280
第8章 産業の社会的制御	293
第1節 産業の社会的制御の構造	293

第2節 情報・決定・所有の側面	301
第9章 産業における情報・決定・所有	305
——他のタイプからの示唆——	
第1節 現存社会主義の教訓	305
1 いわゆる集中型体制の根本的欠陥	305
2 東欧での諸改革モデル	313
第2節 労働組織と経営における決定	320
——スウェーデン，フランス——	
1 スウェーデンにおける労働と“経営権”	321
2 フランスの“自主管理”と労働組織	334
第10章 産業の社会的制御への移行	343
——結びにかえて——	
第1節 労働者決定への移行過程	343
第2節 社会的協議への移行過程と合意	349
第3節 産業の社会的制御と所有構造	354
第4節 結びにかえて	361
文 献	365
人名索引	379

序章 産業の組織と社会的制御

——本書の輪郭——

I

現代技術革命は、産業の社会システムとしてどのようなものを求めているか。これが本書のとりあげた主題である。

今日ほど、産業の問題が重大かつ深刻なニュアンスで論議されたことはない。それは、「産業」が今日の人間生活にとって、歴史的にまったく新しいタイプの問題を投げかけているからである。ひとことでいうと、「産業の発展をこのままの形で続けていってよいのか」という不安が多くの人びとに広がっている。これまで、人類はこういった形の疑問をこのように広い形でもったことはあまりなかったといえる。ここで「産業」というのは、広く、人びとがたがいに労働して人間生活に役立つものやサービスを生み出し提供する社会活動をさしている。もっとも、いま問題になっているような形の産業の発展は、近代市民社会に入ってからのことにつながっているから、上述の問題は、主としては、ここ200年から300年ほどの経過とのかかわりにおいて現われるといえよう。

ともあれ、広範な人びとの中に、産業発展のあり方についてなんらかの形での転換が必要ではないかという予感と模索が広がっている。本書もこの課題について考えようとしている。ここ何百年か続いてきた社会活動のあり方が検討される以上、思索の射程はかなりに基底的なところから出発することが求められる。われわれもそのような方法をとった。

“産業は経済の骨組みをなすものであるが、産業にはそれ自身の問題側面がある”¹⁾と、かつて指摘した有沢広巳氏は、産業について考えていくうえでは、

「産業のダイナミックな変化の動因となっている技術」と、「産業活動を担当している企業経営」についての分析視角を基軸的な視角として設定し、さらに「全体としての産業を考察するとなると、背景としてあった経済との関係が前面に浮びだしてくる」と指摘した²⁾(傍点は引用者)。われわれも、「技術」—「企業経営のあり方」—「経済体制」という連関の中で問題をとらえようとしている。もっとも、そこでわれわれが「技術」というとき、具体的な工学技術のさまざまなディテールを一つ一つとりあげるということではなく、むしろ「技術とは何であるか」、また「今日の技術発展がもたらしている歴史的意義は何であるか」を考える視角である。また、「企業経営のあり方」も、企業の収益をあげるためにはどのような経営のあり方がよいかといった形の模索ではなくて、今日の産業主体の組織活動としての企業活動においてどのような意思決定=制御の構造が機能しているか、それは労働主体とどうかかわっているか、という視角である。そして、これらを、社会的生産における通信と決定の構造としての経済体制の視角につないでいる。そこには、“技術が発展し変われば、なんらかの形で経済体制も変わるのではないか。そしてその変化過程は具体的には産業における企業活動のあり方の変革という形を媒介にして現われるのではないか”という理論の見通しが立てられている。そして本書の分析結果は、その見通しのかなりの的確性を示唆している。

II

ここで、ある程度、章の順を追いながら、われわれがこの研究でとった基本的視点を簡単に——要約というものがつねにもつ危なっかしさと物足りなさを冒しつつ——紹介しておこう。

産業の根本的あり方は、人間が自然に働きかけることであるが、その過程を通じて人間は社会的関係を取り結ぶ。したがって、産業活動はつねに人間と自然との関係、人間と人間との関係の二つの関係がどうかかわりあっていくかという、その連関の中でとらえられる。第1章と第2章はこの問題について分析

した。第1章では、人間の社会的行動を情報と制御の観点から分析して、社会行動における制御関係の基本型（協同、非協同、一方的制御）、および協同における民主性と自律性の概念を析出した。第2章では、人間と自然との関係としての労働過程を分析し、技術の概念について明確にする努力をした。われわれは、技術を労働過程のパターン（労働組織のパターンおよび生産手段のパターン）としてとらえた。またこの1、2章を通じて、人間活動における学習（learning）の中心的役割を示した。これら両章で得た上述の概念は本書のキー・コンセプトになっている。

そして、労働過程における制御としての労働と、この労働過程そのものを制御する生産過程の制御との関係が、第2章の終りに現われる。生産の制御と労働主体がどうかかわりあうかの中に、社会的生産の通信と決定の構造としての経済体制が現われる。そして、技術的基礎と経済体制をつなぐ媒介として労働力（労働主体）の社会的存在様式が現われる。これを具体的に、産業革命と産業社会の成立・発展の中でとらえたのが第3章、第4章である。われわれは、技術、労働、産業、あるいはそこに現われる所有などの範疇について、すべてそれらを機能的なシステム分析の枠組の中で構成する努力を行ないつつ、同時にすべて歴史的な関連の中でとらえることが根本的に大切であると考えている。そして、われわれは現代産業社会が労働力商品化体制としてとらえられることを析出した。われわれのいう「労働力商品化」とは、労働者からの労働力処分権の分離、労働者の「機械の部品化」、労働者の作業場内的・社会的分断化で特徴づけられる労働力の社会的存在様式である。

そして、第5章で、いわゆるオートメーション化に中心的に示される現代技術革命の歴史的 성격について検討した。現代技術革命がもつ技術的基礎は、新しい労働組織パターンへの変化の必要性を内包しており、「労働力商品化」とはまったくあい容れないことが明らかにされる。それにもかかわらず、資本が「労働力商品化」体制を維持するため、労働者の精神的・肉体的機能を損う「労働力破壊の危機」が発生することが示される。この人間疎外の深刻な形態としての労働力破壊の危機から人間を守るためには、労働力商品化体制を転換

して、労働者決定（workers' decision）に基礎をおく労働組織と産業システムが必要であることが明白となる。

次いで、われわれは、従来の産業論にともすれば欠けがちであったいま一つの側面をとりあげた。人間の生産（再生産）としての消費生活過程である。筆者はかねてから、“消費生活では、なんらかのあり方で、なんらかの面から、人間が生産される”といわれる指摘を重視してきた³⁾。この概念をキー・コンセプトとして現代の消費生活がふくむ基本問題を第6章、第7章でかなり全面的に検討した。もともと、産業は人間に役立つものやサービスを提供する機能を担う以上、今日の産業のあり方が現代消費生活のニーズ（欲求）と適合しているかどうかは根本的に重要である。

消費における労働・社会環境効果という問題を検討したのち、消費生活における自然環境、一般消費財、サービス消費の各領域にわたって、現代産業とのかかわりをみた。そこで明らかにされたことは、自然環境保全からサービス業にいたるほとんど全領域において、現代の資本がいとなむ利潤追求基準の産業活動では、今日の技術革命が生み出す社会環境のもとでの消費生活に対して、人間の生産としての十分な消費過程を保証できないということである。今日の条件のもとで人間の生産としての消費生活を守るためには、具体的有用性基準に立った産業活動が必要となり、またその基準の実現のためには、資本の利潤追求に立つ生産制御ではなく、消費者と生産者による社会的協議のもとでの産業システムが必要であることが明らかにされた。とくに、サービス業については、それが「人間産業」としての性格をもつことを示し、保健＝医療産業、流通業をとおして、その産業における社会的機能の重要性およびそれを実現する形態についてのべた。

上述の分析に立って、われわれは、労働者決定と社会的協議を二つの軸とした産業の社会的制御の体制という核心にたどりつく。それは、社会のらびと（消費者・労働者）が民主性と自律性のもとに協同化して産業を制御する形態である。これをまとめたのが第8章である。この体制はたんなる理想型とか規範モデルとして現われるのではない。現代技術革命のもとで労働力破壊や消費生

活の破壊から人間を守るためには、とらざるをえない選択として現われてくるのである。

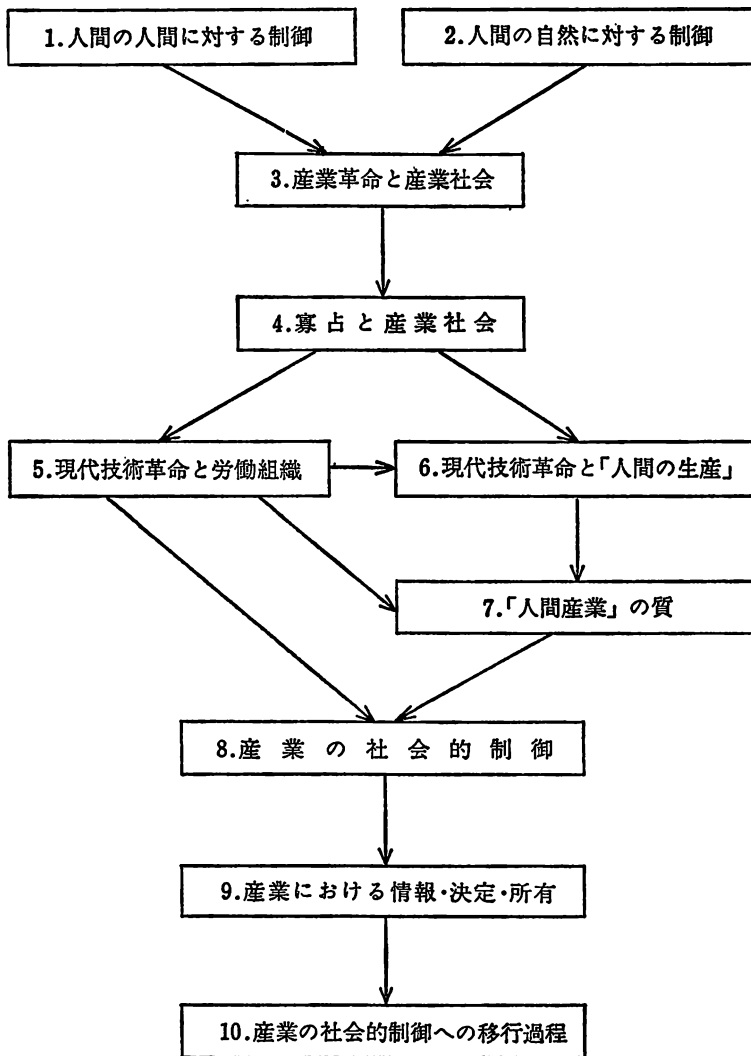
そして、今日の体制から、この産業の社会的制御の体制へ移行する具体的過程を展望する前に、第9章で、若干の他のタイプの“経済の社会化”をみた。ソ連型の集中化体制の根本的欠陥や東欧での改革モデルの教訓から、たんなる所有形態の社会化の以前に、情報関係、決定関係における社会的制御の十分な展開が必要であることがみられる。また、スウェーデン労働運動の経験やフランス労働運動からの示唆から、労働組織における変革を職場 (shopfloor) のせまい改革に閉じこめるのではなく、企業経営への労働者決定権の確立・拡大につながることの重要性が明らかにされる。

第10章では、上述の全体をふまえて、産業の社会的制御の体制への移行過程における問題点を総括して今後への分析課題を示した。そこでは、ダニエル・ベル (Daniel Bell) 流のたんなる“脱工業社会の到来”というようなことではなく、人間による自然の加工としての自然産業 (農・工業) と人間による人間の加工としての人間産業 (サービス業) の統一こそが必要なものとして現われてくるであろうということも示される。そして、現代技術革命のもとで人間生活を守り、発展させるためには、情報関係・決定関係における産業の社会的制御への転換が、“明日”の問題ではなく“今日”の問題として、できるところからただちに着手されることが必要であること、またそれを徹底化し拡大していく過程を所有関係の変革に結びつけてゆくあり方が求められねばならないであろうということが中心的な結論になる。

III

産業の社会的制御とは、人間と自然との関係でいうならば、自然に対する制御としての人間の産業活動そのものを人間が協同して制御することであり、“自然に対する制御の制御”である。その中で“人間と自然との宥和”としての、“人間が自然を制御する能力”としての人間的生産力も発展する⁴⁾。しかし、

図0.1 各章の連関



そのような状況はなんらユートピア的なものではない。本書の最後の結びの項でのべたように、それは、人間がそのもっとも人間的な特徴である学習能力を社会的に組織して、その知恵をあつめ学習能力を増大するための「知的増幅装置 (intelligence amplifier)」（W. R. アッシュビー⁵⁾）としての社会システムを作って、多くの問題解決に乗りだす出発点なのである。

なお、各章の連関をみやすいように、図を付した。また、注は、やや多く、また長い注も少なくないので、各章末に付することにした。諒とされたい。

- 1) 有沢 [A12] 6, 35ページ。
- 2) 同上, 35, 36ページ。
- 3) 飯尾 [I 3] (1965年) 58~67ページ, [I 9] (1972年) 69~70ページ, また本書第2章第1節, 第6章第1節参照。
- 4) 本書第2章第4節参照。
- 5) Ashby [A 22] pp. 215~233. 飯尾 [I 5] 272~277 ページ参照。

第1章 人間の人間に対する制御

第1節 制御としての行動過程

まず、この章では、社会行動の基本概念について整理しておこう。

ここで、社会行動 (social action) というのは、なんらかの形で人間が他の人間に働きかけることをさしている。もちろん、ここで“他の人間に働きかける”というときには、直接に他の人に話しかけたりすることをふくんでいるだけではなくて、なんらかの行動が他の人間になんらかの影響をあたえるということもふくんでいる。その意味では、われわれの行動のほとんどは社会的意味をもつことが多い。したがって、ある人間行動が主として「人間と人間との関係」を表わすものとしての文脈でとらえられたとき、これを社会行動とよぶものと了解しておこう。

さしあたりこの節では、1人の人間がなんらかの目的をもってその環境 (なんらかの対象。人間にかぎらない) に働きかけるものとしての人間行動の過程について、ごく一般的に整理するところからはじめよう¹⁾。ここでは、次節以降の説明のために最小限必要な基本点だけにふれる²⁾。さらにいくつかの点は、またあとの具体的問題の中でみることにする。

* * *

一般的に、人間が行動するのは、働きかける環境 (対象) の状態、作用結果、変化などを、なんらかの意味で自分にとって望ましいものに近づけたいからである。その望まれている結果状態が目標(goal)——より正しくいうと目標状態³⁾——にはかならない。そのように人間が環境に働きかけるのは、なんらかの形

図1.1 制御



で自分の活動を通してである。その意味では、人間は自分の状態を自分にとって望ましい状態にもっていくことを通じて、環境に働きかける。したがってまた、人間は、自分と環境との間のある一定の関係を目標として、自分の側のある状態変化をひきおこす行動を行なうこともできる。

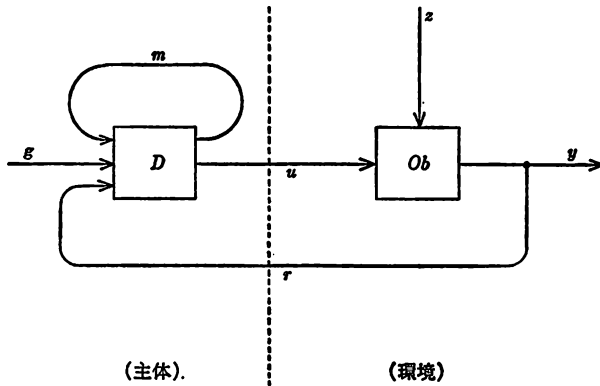
ところで、このように、あるもの(A)があるもの(B)に働きかけて、Bの状態がAにとって望ましいものとなることを、「AがBを制御する」という⁴⁾。もう少し説明すると、いま、Bがある投入(input) x をうけて、産出(output)または状態結果として y を産み出す過程を営んでいるとする。このBの過程に対して、Aからある作用 u ——これを制御(control)という——を送り、 y をAの望むものに近づけたとき、AがBを制御したという。いいかえると、AがBを“操縦する(steer)”ということにはほかならない(図1.1参照)⁵⁾。

その意味では、人間は、自分の活動を制御し、それを通じて環境を制御し、そしてまた自分と環境との関係を制御しようとして、行動するのである。したがって、人間の一般的な行動はすべて制御過程として行なわれるといえる。

では、そのような制御過程としての行動過程は、どのような仕組みで行なわれているか。それは、ごく基本的なみると図1.2のような形で説明できる⁶⁾。

行動主体としての人間Dは、まず、どのような状態をめざすかという目標情報——簡単にいって目標—— g をもっている。“情報”(information)というタームについては、あとでもややくわしく説明するが、ここではごく常識的な意味で、なんらかの意識内容、データ、通信内容、状況知覚、知識などをひろくふくむものと了解しておこう。人間は、この目標 g にもとづいて行動 u を決定し、対象(環境)Obに働きかけるわけである。

図1.2 行動モデル



その行動 u により、環境での結果状態 y が産出される。しかし、対象 Ob に働きかける作用は、 u だけではない。ほかからも多くの作用が働きかけている。たとえば、土を掘っていると横から急に水が流れてきて土崩れがおきるなどのことになる。そのように、主体の意思によらない、外部からの作用を外乱または攪乱 (disturbances) という。“じゃま(邪魔)”ということである。図で、 z で示したのが外乱である。この外乱 z があるから、結果状態 y は、必ずしも——というより多くの場合——、主体がめざした目標 g に一致しない。その、結果状態 y についての情報が——目で見るとか耳で聞くとかそのほかなんらかの形で——主体に入る。いわば主体が環境を観測して、その結果状態を知る。これが、 Ob から D への情報の流れ r として示される。この環境情報 (結果情報) r が主体にもどってくるような形を情報のフィードバック (feedback) という。

主体 D は、この結果情報 r を得て、これと目標 g とを比較分析して結果が目標に近づくように、行動 u をよりよく修正しつつ次々と行動を展開して、目標に近づくのである。簡単な、手でネジをはめこむような作業でもこのようなシステムで行なわれるといえる。

ところで、上述のように、行動を修正する際に、大切な役割を果たすのが、 D から出て D にフィードバックする情報である。これはメモリー = 記憶 = 記録情報である。すなわち、結果状態 r が入ってきて、これと目標 g とを比べても、

前にどのような行動 u を行なったかがわかっていないと、 u の修正も調整もできない。したがって、主体 D において、行動 u を決定するには、つねに、目標 g と、先行する結果（環境）の情報 r と、メモリー m の3要素が必要になる。

いいかえると、上述のように、主体 D において、 g, r, m から u がきめられる過程が、意思決定過程（decision-making process）にほかならない。たとえば、式で書くと、

$$u = D(g, r, m) \quad (1.1)$$

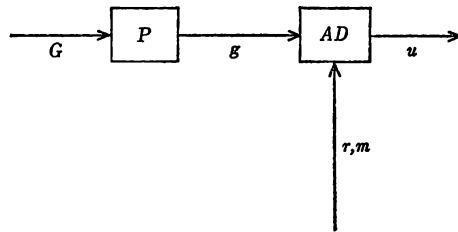
というふうにも書ける。このように、目標情報 g 、環境情報 r 、メモリー m から、いろいろ考えて u を決定する関数 D が意思決定関数（decision function）などともよばれる。簡単にいうと関数 D は意思決定ルール（decision rule）のことである。したがってまた、意思決定というのは、 g, r, m といった情報をいろいろと処理して u を考え出すのであるから、その過程は、情報処理過程（information processing process）といえる。したがって、主体 D としての人間は、情報処理を行ない、現実の制御行動（対象への作用としての u ）を行なうシステムである⁷⁾。

なお、ここでは、上述のように人間行動の制御過程としてのモデルをみている。したがって、その意思決定過程すなわち制御情報回路のあり方に力点がおかれ、人間がその行動のエネルギーをどこから得ているかという話が捨象されている。そのことについては第2章第1節でふれる。その説明をまっけて、人間行動の包括的な基礎的理解が成り立つといわねばならない⁸⁾。

上述で人間の行動における意思決定過程をモデリングしたが、さらに意思決定過程を細分すると、目標を決定する目標選択（goal preference）過程と、その目標を実現するための行動を決定する狭義の行動決定（action-decision）過程とに分けてみることができる。

目標（目標状態） g を選ぶ際には、“選びうる目標状態の集合”としての、なんらかの定義域（domain）のようなものがあるのがふつうである。その集合をいま G で示すと、その G の中から、どれか一つ、またはいくつかを、あるいは、ある範囲を、選び出す形で、特定の集合としての目標 g を選択するのが、目標

図1.3 目標選好と行動決定



選好過程にはかならない⁹⁾。そして、この目標 g に応じて行動 u がきめられるわけである。目標選好の過程を P 、行動決定の過程を AD で示したのが図 1.3 である。

目標を選び、その目標に応じた行動をきめる。ここで一つの問題がおきる。すなわち、目標達成がもたらす好ましき = 便益 (benefit) と、その目標達成にともなう、またはその達成のための行動にともなうコスト (cost) = 努力、犠牲、費用、時間などについてどう評価するかという問題である。一般的にいて、成果の達成レベルを上げようとすれば、制御の活動レベルを改善せねばならず、したがっていろいろなコストが多くかかる。反対に、さまざまなコストを節約すると制御の活動レベルが下がって成果が思わしくない。そこで、目標の達成度 \dot{g} がもたらす便益と、目標達成に要するさまざまなコストをどう評価するか、およびそれらの \dot{g} \dot{c} \dot{a} = 総合的評価についてどう考えるかという、いわゆる \dot{g} \dot{c} \dot{a} 評価基準または評価関数 (criterion of performance) が現われる。これは、目標状態達成とさまざまなコストの組合せを、ある選好順序に変換するルールといえる。

同一の行動過程についても、なにをどの範囲までコストとみるか、またなにをどの範囲まで便益とみるか、そしてコストと便益のウェイトをそれぞれどうみるかにより評価基準はきわめて多様となる。また、この評価基準の形そのものも多様である。いろいろなコストや目標達成度による便益が同じ価値づけの尺度に換算されて評価が四則演算の可能な計量 (metric) で示されることもあるし、また、順序だけしか問題にならないこと、多元的尺度のまま順序づけ

られることなどもある。また、ある便益や、あるコストだけが他の要素に対して優先性をもつようなこともある。いずれにせよ、ある主体のもつ、その評価基準による評価がもっとも望ましい状態になることが、一般に「最適性 (optimality)」といわれるものにつながる。また、その評価が評価基準におけるある希望条件 (許容条件) をみたしていれば、いわゆる「満足 (satisfaction)」につながる¹⁰⁾。

主体が、上述のような形で行動して、主体の評価基準をみたす形での成果を得ると「成功」であり、そうでないと「失敗」である。「成功」の方に近づけば「改善」である。現実の行動の中で、主体は目標を修正し、評価基準を修正することをも行なう。

以下では、評価基準 h の決定およびそれによる目標選択を総称して“目標選好”といい、また g の中に h をふくませて示す。なお、厳密にいうと h, g は主体の中に内蔵されている形でモデリングすべきだが、便宜的に、以下、主として、図 1.2 の形を用いる¹¹⁾。

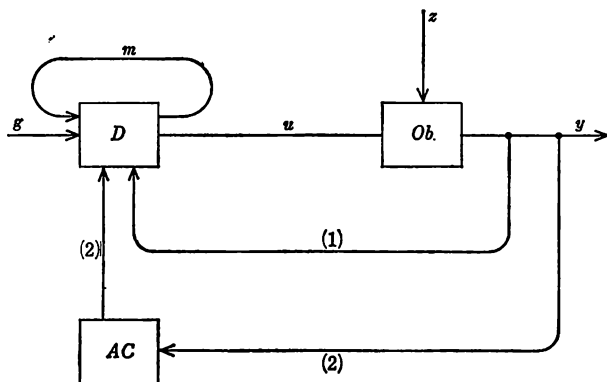
一般的にいて工学では評価関数や目標値はあたえられたものとして現われることが多い。これに対し、われわれのあつかう社会行動においては、人間における評価基準の選択をふくむものとしての目標選好の問題は、すぐれて中心的な事柄となる。したがって、以下のわれわれの議論においては、しばしば、評価基準をふくめた目標選好の問題が現われる¹²⁾。

第2節 行動における学習と情報

すでに上述までの説明のところどころに陰伏的にはふくまれてはいるが、人間の行動過程にとってきわめて重要な意味をもつのが、「学習 (learning)」= 「自己改善 (self-improvement)」、または適応制御 (adaptive control) の過程である。これについてふれておこう¹³⁾。

ある主体 (制御者) が環境 (制御対象) との相互作用の中で、その経験をいかして、自己の制御ルール、すなわち決定関数の形やパラメーターを修正しながら

図1.4 “学習-適応制御”としての行動過程



ら制御を改善するとき、この制御システムのあり方を、学習制御または学習、あるいは自己改善ということができる²⁾。

学習制御システムとしての行動モデルを図示すれば、図1.4で示せる³⁾。図における経路(1)はふつうのフィードバック・ループである。これに対し *Ob* から *AC* を経て *D* にいたる経路(2)が学習ループである。

すなわち、制御者としての主体は、ふつうのフィードバック経路で還流する刻々の y の情報 r に対応してその行動 u を調整するだけでなく、その行動の調整ルールそのものを変更し調整するシステムをもつ。図ではそのシステムが *AC* システムで示される。*AC* システムは、(i) たえず、 y や z のあり方についてその情報を蓄積し検討する中で、 z の変化のあり方をふくめて対象 *Ob* の活動様式を推定し(これを識別-identification という)、(ii) それにもとづき決定関数 *D* の形やパラメーターを変える指示情報を産出し、*D* システムを制御する。つまり、 y の変化に対応して u が変わるだけでなく、 y に応ずる u の変わり方を決める関数 *D* そのもののあり方がいろいろに変わる。いいかえると、個々の行動が調整されるだけでなく行動調整のパターンそのものが調整され改善される。

この (i) (ii) の機能を示すものが *AC* システムとループ(2)である。ある決定ルールのもとにループ(1)がたえず行動しており、そして時に応じてそのルールを変えるべくループ(2)が働く。この“二重のフィードバック”“二段構え”によ

り、主体の行動はきわめて柔軟となる。環境変化によく対応するための情報の獲得と蓄積を行ない、多様な形での行動パターン、行動ルールを蓄積して行動の改善をすすめる。これが学習あるいは自己改善としての行動である。人間の意思決定システムは、このようなACシステムの機能を内蔵している。さきにふれた行動過程における目標の修正などもこういった学習過程と結合している⁶⁾。

上述の説明でわかるように、学習制御は、二重の制御であり、“制御の制御”である。その行動パターンの多様性と適当な選択により、主体は環境に対する適応性を増すという意味で上述のタイプを適応制御ともいう。ここで“適応”というとき、たんに環境にみずからをあわせていくということだけではなく、環境をよりよく制御するため行動パターンを改善するという意味をふくんでいる。広義には、学習・自己改善と適応制御とはほぼ一致するといえる⁷⁾。区別をつければ、先行経験の活用＝情報蓄積（記憶）の活用が重視される側面の強いときが“学習”であり、ともかく決定ルールや構造の修正がみられれば“適応”であるともいわれるが⁸⁾、われわれはほぼ広義にとりあつかう。

“人間は自己学習し、自己調整・自己改善するシステムである”（アモソフ）⁹⁾といわれるように、人間はすぐれた学習能力をもち、それにより、すぐれた自己改造能力と制御能力をもっていることに特徴がある。まず、人間は発達した高等動物として、低位な生物のように遺伝子にプログラムされた行動様式だけで反応したり、また定型化された行動様式だけで反応するのではなく、多様な学習により多様な行動様式をもつ¹⁰⁾。とくに、人間は、複雑な情報を表現し貯蔵し伝達しうる、発達したシンボル記号系列としての言語と概念を形成し操作する能力と、その大脳皮質で新しいレベルでのモデルを創り出しこれを実体化する能力——簡単にいうならば、外界を多様に加工して“もの”を創り出す能力——をもっている¹¹⁾。これらについてはその構造のすべてが明らかになっているわけではないが、このような人間の能力もすべてその学習＝適応制御過程によって形成されたものであるとともに、それらの能力がまた人間の学習過程の発展を助けてきたといえよう。

すなわち、人間は、外界に多様なあり方で働きかけ外界を多様に加工し、そしてみずからの生活状態をも変えることにより、ますます多くの行動経験を多様に蓄積して学習する。さらに、人間は、自分の行動経験から獲得した情報の蓄積を利用して学習するだけではない。人間は、言語と概念の形成により、他の人間からの複雑な情報伝達によって、多面的な情報を獲得・蓄積し、これを利用して自己の行動様式の改善を試みることもできる。前者をいわゆる“learning by doing”¹⁰⁾——経験学習とよぼう——とするなら、後者は“learning through communication”——通信学習——である。われわれのいう通信学習は、なんらかの他の主体からいろいろな方法で知識、情報を得てみずからの行動改善の援助とすることを広くさす。直接の対面コミュニケーション (face to face communication) によるものから、各種メディアを通ずる情報獲得、読書、学問などすべてここに入る¹¹⁾。当然のことながら、経験学習と通信学習はたがいに深く関連し助けあっている。実際に現実の人間行動にあっては、すべての経験学習において、予備的になんらかの通信学習によって得た情報なしに出発することはありえない。また、経験学習における獲得情報を整理し分析処理するにあっても、通信学習によって得た情報や知識の体系が役に立つことも当然である。また一方、すべての通信学習は最終的にはなんらかの経験学習のための援助であり、かつなんらかの経験学習によって確かめられることにもなる。また、通信学習における情報も、すべてもともとはなんらかの時点で他の人間のなんらかの経験学習に根ざすものをふくんでいる。

すなわち、現実には、人間はその生産活動によって社会を築き、たがいにこの通信学習によって他の人間の経験学習を自分のものとし、おたがいの“経験”を空間的にも歴史的にも拡大し、みずからの学習過程の幅を拡げ、その学習能力を社会の学習能力として増幅することによって、人間的進歩をとげてきたのである。すなわち、人間のすぐれた学習能力は同時に“人間と人間との関係”としての人間の社会形成能力と結びついているといわねばならない。ウィーナー (N. Wiener) が、“人間にあっては個人と社会機構の全体が、そのすぐれた・特徴的な学習過程に中心をおいている”ということをししばしば強調したのも¹²⁾,

上述の意味であり、“人間は社会の創造者であると同時に社会の産物である”¹³⁾という性格と、人間にとっての本質的特徴たる、そのすぐれた学習能力は不可分であるといえよう。

なお、われわれは、このように、学習過程が人間行動にとって本質的なものであると解した以上、モデルとしては簡単化のために、とくに必要のないかぎり、図1.2の基本モデルで図1.4のモデルに代替し、すなわちDシステムは一般的にACシステムを内蔵したものとしてあつかう。とくに明示せねばならないときには、図1.4の型をも使う。

ここで、“情報”についていささか整理しておこう。今後の分析をすすめるにあたって、さしあたり必要な説明をごく簡単に行なっておこう。

日常の用語でいうと、“情報”とは、なにか不確定性 (indeterminacy) を減らすものである。明日、雨が降るかどうかわからないときに「気象状況からして降雨の確率は80パーセント」などと知らされるとそれだけ不確定性が減る。道をたずねて、「こちらの道です」と教えられるときも同様である。われわれの説明は、この上述の常識的な用法から少し離れたところから出発するが、最終的にはそこにもつながってくる。情報概念は多くの側面をもっている。できるかぎり、そのいくつかの側面がどうつながるかをみる方向で説明しよう¹⁴⁾。

まず、現実存在しているものはすべて物質からなっているから、現実のすべてのシステム間の相互作用は、物質作用、各種の(機械的、電気的、化学的、熱的)エネルギー作用であることは間違いない。しかし、あるシステムから他のシステムへの作用において、物質作用の影響の大きさそのものが主たる役割を果たす場合と、そうではなくてその物質作用の影響におけるなんらかの大きさの時間的・空間的変化の形 = パターン (pattern) = 順序 (order) = 配列 (configuration)——その物質的担い手から相対的に切り離された——が主たる役割を果たす場合とがある。後者がいわゆる情報作用 (informational function) であり、その“変化のパターン”が“情報”である。

たとえば、人間の会話において、Aの人からBの人に作用をおよぼすのは、音に相応する空気の振動そのものではなく、その振動のある一定の時間的継起

の順序、パターンそのものである。そして、この振動のパターンは、後にのべる知覚神経電流のパターンとして保たれ、脳にそのパターンが伝えられて用を果たす。このように、そこでは、物質的作用における変化のパターンが一定の役割を果たしている。もっと簡単な例でいうと、懐中電灯の明りで足もとを照らすときにはその明りの強さそのものだけが問題であるが、懐中電灯でなにかを知らせるときには、その“点滅”のパターンが役割を果たす。もしどちらも相手に見えるとしたら50ワットの電灯を点滅させようと100ワットの電灯を点滅させようと変わりはない。問題は、明りの大きさそのものではなく、その明りの大きさの変化のパターンだからである。このように役割を果たすものとしての、変化のパターンが情報である。そして、これらの例における音とか光のように、変化パターン=情報の物質的担い手になるものが信号（合図；signal）とよばれる。信号にはいろいろなものがある。上述の光、音のほか、生体の神経を伝わる電気パルスなども信号である。感覚過程では、われわれは外界の情報を外界の物理的エネルギー、化学物質エネルギーの変化のパターン（刺激）として受けとる。受容器（感覚器）はこれを電気エネルギー（発生器電位）のパターンに変換して知覚神経に伝える。知覚神経ではこれがパルスの放電頻度のパターンに変換され、そのパターンが脳に投射される¹⁵⁾。このように、信号の種類が変わっても、そこに一定の同型的対応が保たれ、情報=パターンが伝えられるのである。

情報作用は、人から物へも伝えられる。たとえば、いま操縦士がプロペラ軽飛行機を操縦しているとする。操縦士が操縦ハンドルをまわして一定の位置を示すと、飛行機の運動しようとする方向が定まる。このとき飛行機の運動しようとする方向を指示するのはハンドルの回転角という一つの状態=位置パターンである。この状態を得るためには明らかにハンドルをまわすエネルギーが要するが、そのエネルギーの大きさそのものが問題ではない。ハンドルの位置パターンの、したがってそれを動かすエネルギーの一定の変化の形が飛行機にあたえられる信号作用を果たす。ハンドルの位置パターンは飛行機にあたえられる“情報”である。また別の例。いま電灯のスイッチのところまで電線を通じて

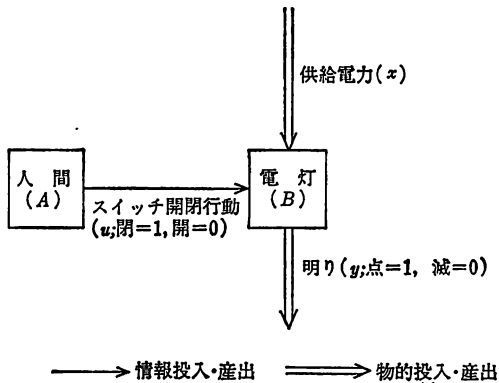
電気エネルギーがきている。スイッチを閉じて電灯がつくとき、そのスイッチを閉じる力の大きさが大きいほどよいのではなく、スイッチの“開”“閉”という接触変化のパターンが問題なのである。電流はこの“情報”の指示に従ってあたかも交通信号の指示で動く人のように作用する。水道の蛇口をある一定の力で“開”“閉”して、給水したり、給水しなかったりするの、これと似たようなものである。

いま、給水量にかかわらず蛇口から水が流れていたら「人がくる」、水が止っていたら「人がこない」という合図（信号）とする。「人がくる」=「給水」を1、「人がこない」=「給水なし」を0で示す。もしこの水が竹筒に流れ、給水しているときには音が鳴り、給水のないときには音がしない仕掛けになると、「人がくる」「人がこない」という状況のパターン=情報は、今度は「音が出る」「音が出ない」という信号の中で他の人に伝えられる。この場合、人がくる・こない、蛇口の開閉、給水の有無、音の有無と信号の種類が変わっても、その「1または0」というパターンが保存されて、情報が、人から物、物から物を通じて人に伝わることになる。

上述のように、情報としての作用をもつ投入・産出を——もちろんそれらもすべて物質的過程に担われているわけであるが——、情報投入（information input）、情報産出（information output）とよぶ。そして、投入・産出が、なんらそのような情報作用をもたないときには、物的投入（physical input）、物的産出（physical output）とよぶ。しかし現実には投入・産出には、いわゆる混合投入（mixed input）、混合産出（mixed output）も多い。この混合投入・産出というとき、たんに情報投入・産出が現実になんらかの物理作用に担われていることを意味するのではなく、その投入・産出が情報としての機能をもつとともに、ある一定の物質作用そのものとしての機能をもつような場合をさしている¹⁶⁾。いずれにしろ、なにを物的投入・産出とみるか、なにを情報投入・産出とみるかは相対的であり、分析の目的と条件に関連することを忘れてはならない¹⁷⁾。

なお、以下では、必要に応じて、情報投入・産出、物的投入・産出の区別をも使う。

図1.5



また、これまでの説明の中に現われている、操縦士が飛行機に“信号”をあたえたり、われわれが電灯のスイッチを入れるのは、別のいい方でいうと、さきの節でみた“制御”にほかならない。すなわち、電灯の例を図1.5で示すとわかるように、供給電力が図1.1の x にあたり、電灯の“点・減”する明りが y であり、スイッチの“開・閉”作用が制御 u にほかならない。供給電力が電灯のところまでできていても、スイッチの“信号”がないと明りがつかないし、またスイッチの“信号”で消えもするのである¹⁸⁾。制御主体 A から制御対象 B へ送られる制御 u は、場合によっては B における変化過程に必要なかなりの物理的エネルギーの供給をとまなうこともありうるが、しかし、作用 u の制御としての特徴は、 A から B への信号作用により情報を送り、それによって B における過程に影響をあたえるという情報作用に、その主たる意味をもっている。

人間の会話から電灯スイッチにいたる上述の例でみられるように、物質作用の影響の変化のパターンとしての“情報”がその役割を果たすのは、いずれも最小限二つ以上の可能的な状態があって（電灯の場合では“点か減か”，飛行機では“どちらの方向と高度で飛ぶか”，音声の場合では“どの音声とどの音声がつついて流れるか”という形でそれぞれにいろいろな可能的状態の集合がある）、その状態のうちのおのいづれであるかという状態指定、パターン指定を示すこと（電灯でいうと、たとえば“点”。飛行機では、たとえば“北北西，高度2000メートル”というハンドルの位

置。音声でいうと、たとえば“ツギワオオサカ”といった音声の継起)によってである。いいかえると、“最小限二つ以上の可能的状態の集合のなかで、そのどれかの状態(またはその部分集合)を指定する”ことのなかに情報と信号作用がある。その意味では、まさに、情報は、“あれか、これか”とか“どの状態が指定されるか”といった多様な可能性としての「不確定性 (indeterminacy)」を反映し、かつその指定により不確定性を減らすものであるといえる。これまでの例はかなり簡単な信号や情報の例になっているが、複雑な信号や情報——いわゆる「知識」(knowledge)といったものも、こういった不確定性の反映とそこにおける“指定”の複雑な組合せから成り立っているといえよう。状況が複雑でそこにある可能性の集合が多様であり不確定性が大きければ大きいほど、その集合とその中でのある状態やその組合せを指定する情報(知識)の役割は大きいことになる。アシュビー(W.R. Ashby)の次の規定はこのことをよく示している。

“可能的状態の集合におけるその状態の個数で示される多様度 (variety) の概念は情報の概念と不可分である”¹⁹⁾。

多様度とはあるシステムにおける複雑性の尺度であり、そのシステムのとりうる可能的状態の数として規定される。この多様度をその対数の形で測れば、いわゆる情報理論における情報量 (information content) の概念につながるのであるが²⁰⁾、理論的には、“多様度が情報量である”というその第一義が大切である。このようにして、“事物のパターン”として特徴づけられる情報の規定が、不確定性を反映し、かつこれを減らすものとしてのいわゆる情報=知識の概念にもつながるのである。

上述の諸規定をふまえたうえでのこととして、われわれは、以降では、ひとまず、情報というタームで、なんらかの信号内容、指示、報告、記録、知識等等をひろくふくむものとしてあつかう。すなわち、“情報とは、なんらかのシステムにより受容され、伝達され、処理されうるデータのすべて、また、なんらかの知識の総体である”²¹⁾、としてとらえておけばよいであろう。ただ、後の論議の中で、前述の説明に現われたいくつかの規定に立ち返ることもある。

なお、一般に、通信 (communication) とはひろくシステム間における情報の伝達をさすのに使われることが多いが、われわれは、特別の場合を除いては、「通信」ということばを、“人間から人間への情報伝達——直接にせよ媒体を通ずるにせよ——”のときのみ限定して使うこととする。

第3節 社会行動における制御の基本型

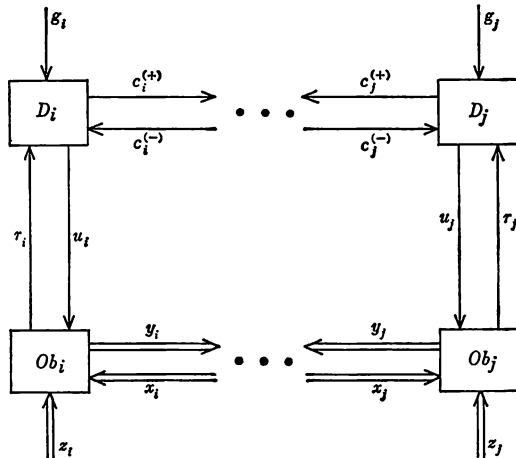
この章のはじめにのべたように、われわれは、人間行動が主として「人間と人間との関係」の文脈で現われたとき、社会行動としてとらえられると考えている。すなわち、その「人間と人間との関係」——よりくわしくいうと、ある一定期間にわたり持続的に反復される人間と人間との関係——が、社会関係 (social relations) にほかならない。

さて、行動が「人間と人間との関係」でとらえられる以上、行動する主体の環境には、明示的に、「他の人間」と「人間でない環境 (物的環境)」との二つが入る。したがって、本質的に制御過程であるところの人間の行動にも、他の人間に対する働きかけ、すなわち、広い意味での、人間の人間に対する制御の問題が明示的に現われる。“人間の人間に対する制御”という表現はいささかなじまない面があるかもしれない。しかし、たとえばグレニエフスキもいうように、すべての“通信”は、情報がうけとられたという事実から起きるなんらかの状態をめざして情報を伝えるのであり、すべての通信は制御である¹⁾。その意味では、人間が人間に通信するのも、人間の人間に対するなんらかの制御をめざしているのである。それは挨拶することが、相手にこころよく思ってもらおうという意味での相手の反応行動をめざしているというような意味をもふくめてそうである。

各主体 D_i, D_j ($i, j=1, 2, \dots, n, i \neq j$) がそれぞれ各物的環境 Ob_i, Ob_j に働きかけ、かつ、それら主体間にも情報と制御のつながりがありうるようなモデルは、図 1.6 で示せる。

各投入、産出を説明する。 i の側についていうと、目標 g_i 、行動 u_i 、結果情

図1.6 情報の構造と物的構造



報（環境情報） r_i は、前節でみたモデルと変わらない。 Ob_i は、必要な物的投入として x_i をもち、 u_i に制御されて y_i を物的産出として生み出す。つまり、 y_i が u_i の行動結果である。 Ob_i における作用に関するなにかの故障、妨害作用、邪魔を外乱 z_i として明示した。なお、この z_i は、後述するような他の主体 D_j ($j=1, \dots, n, j \neq i$) による産出からもたらされるものは除いて、それ以外のものである。また、 c_i で示したのが、主体 D_i と他の主体との情報の流れであり、人の人に対する制御につながる。 $c_i^{(+)}$ は D_i の情報産出、 $c_i^{(-)}$ は D_i の情報投入 (D_i のうけとり情報) である。 D_j の側についても各記号の説明は同じである。

D_i, D_j 間の投入、産出の間をつないでいないのは、あとにも説明するように、それらにつながることもあるし、つながらないこともあるからである。なお、行動 u_i, u_j は場合によっては、前節でもふれた混合投入としてみられることもありうるが、制御としての特徴を強調して、情報投入・産出として示した²⁾。

そこで、社会行動過程に現われうる主体間の連関として、二つの領域が明示的に現われる。

一つの領域は、各主体の物的環境 Ob_i, Ob_j が、また各主体のその物的環境に働

きかけた結果が、エネルギー的あるいは物質的な相互関連をもつような連関、つまり x_i, y_i と x_j, y_j の連関である。具体的には、たとえば一方の産出の一部が他方の求めている物であったり、一方の産出の一部が他方の物的環境に悪影響をあたえたりするような連関である。物的側面からみた主体間の連関といえる。この物的連関の総体としてのネットワークを、各主体間の物的構造 (physical structure) とよぶ³⁾。

いま一つの領域は、各主体 D_i, D_j 相互間の情報投入・情報産出による相互連関、つまり、 $c_i^{(+)}, c_i^{(-)}$ と $c_j^{(+)}, c_j^{(-)}$ のネットワークである。たとえば、各主体間で情報の交流があり意思疎通が果たされるか、またそのような交流がないか、また相互の行動調整についての協議が行なわれたりしているかどうか等等の、相互間の情報的な連関のあり方の総体である。これを情報的構造 (informational structure) とよぶ⁴⁾。

われわれは、この物的構造と情報的構造の連関の枠組の中で、社会的諸関係をつかむことができる。すべての人間行動は上の連関の枠組における社会的諸関係の中で社会行動として現われる。この場合、人間から人間への通信だけが社会行動として現われるのではなく、人間がその物的環境に働きかける行動も上述の連関の枠組の中で現われるかぎり、すべて社会行動として現われる。

したがって、人間の人間に対する制御とは、その社会行動によって、ある人間が他の人間の行動をみずからの望む状態に近づけたときのことをいう。人間の人間に対する制御として現われる社会活動も、のちにみるように、主としては通信によって現われるが、いわゆる通信によらないで現われるものもある。

しかし、ここで次の大切な点に注意せねばならない。すでに前節までにみたように、人間はすぐれた学習能力と自己改造能力をもっている。したがって、人間は、つねにすでに存在する社会的諸関係をうけつぐとともに、これをさまざまな形で改造していわゆる歴史的発展をすすめるのである。したがって、具体的に存在する社会的諸関係はすべてすぐれて歴史的規定性のもとにある。上述の物的構造、情報的構造、そしてその連関が、ある社会的諸関係、またその総体としての一つの社会的構造として現われるときにも、すべてある一定の歴

史的規定性のもとに現われる。この歴史的視野を忘れて上述の構造の機能的あり方からただでなにかの具体的問題をみることはできない。われわれも、本書で、産業経済にかかわる社会的諸関係、社会構造を歴史的視野をふまえて分析する。

ここでは、のちにおける分析のための予備概念の意味で、社会行動に現われる、人間の人間に対する制御のごく基本的な型について、どの規定された歴史的形態や具体的関係にもかかわりなく、抽象的な形でいささか整理しておこう。

なお、社会行動において、場合によっては物的構造のもつ役割が相対的に小さいものもありえよう。しかし、われわれは主として経済関係としての社会関係をあつかう。その意味で、モデルも各主体が物的環境に働きかけており、その物的構造を媒介して社会的連関の生まれるモデルを考えよう。

* * *

社会行動過程に現われる人間と人間との間における制御の型を抽象的にみると、その基本型として、おたがみに、まず次の三つが考えられる⁵⁾。これらは、いずれも“典型”としての極端化されたモデルである。なお、社会関係の予備概念としてみられるものであるから、その関係は比較的長い期間において持続的に反復される場合の関係としてとらえられている。

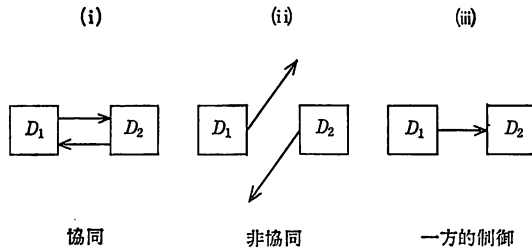
(i) 協同 (cooperation)。これは、なんらかのことにに関して、複数の人間の間において、おたがいに他の人間の行動決定を制御している場合の関係である。いわば相互的制御 (mutual control) である。

(ii) 非協同 (non-cooperation)。これは、なんらかのことにに関して、複数の人間の間において、おたがいに他の人間の行動決定を制御していない場合の関係である。いわば相互に非制御である。

(iii) 一方的制御 (non-reciprocal control)。これは、なんらかのことにに関して、ある人間が他の人間 (単数または複数) の行動決定を一方的に制御する場合の関係である。

いま、2主体モデルにして、人間の人間に対する制御の方向だけを示して、簡単に図示すれば、図1.7のように示せる。これらの関係は、さきにもふれた

図1.7



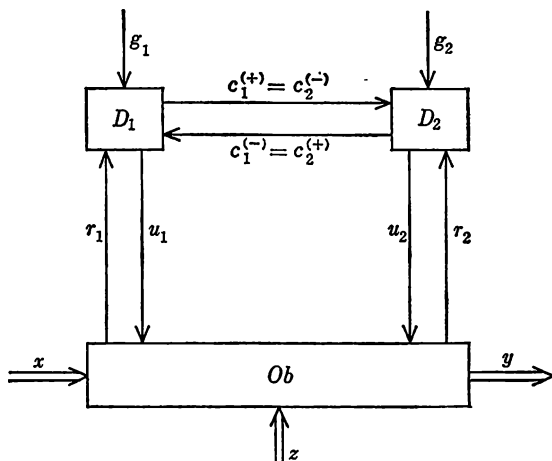
ように、社会関係の予備概念として、人間相互間の制御の基本モデルを抽象的にみるものである。現実の社会関係はすぐれて歴史的かつ具体的であるから、現実の社会関係をこの三つの型に“分類”できるというふうにとらえることはあまり意味がない。ここで、そのような形での分類法 (taxonomy) を志向しているのではなく、現実の諸関係をみる際に、人間行動の本質的特徴としての制御をみる分析概念として、その典型をとり出している。それぞれをもう少しくわしくわしくみよう。

1 協同関係

協同関係を相互的制御というのは、少しなじまないかもしれないが、正確にいうと、そのようにとらえねばならない。協同は、いわゆる“協働”でもある。読んで字のごとく力をあわせて仕事をすることであり、たがいに他の行動決定がたがいにとって望ましいようになっている。これはとりもなおさず、たがいに他の行動決定がたがいにとって制御されていることであり、それは、相手を制御するとともに自分も相手の制御を受け入れるという相互関係によって成り立つ。

では、協同における情報と制御の構造はどうなっているか。協同には、2人でいっしょに重い物を運ぶような簡単なものから、多人数による、また複雑なものまでがある。まず、 D_1 、 D_2 で一つの Ob (物的投入 x 、物的産出 y 、外乱 z) にいっしょに働きかける単純な“協働”のモデルでみよう (図1.8)。

図1.8 協同モデル(1)



(イ) まず、この場合、図1.8でわかるように、もし両方の主体 D_1, D_2 の間に、図にみられるような c_1, c_2 による情報結合がなく、相互になんの通信連絡もなければ、 D_2 の行動 u_2 は D_1 のあずかり知らない形で Ob に投入されるから、 D_1 にとってみれば、一つの“外乱”——外部からの攪乱作用——になる。 D_2 の側からも同様である。すなわち、そのときには両者の行動 u_1, u_2 は結果的にたがいに邪魔しあうか、あるいは相互に役に立たないで“協働”にならない。簡単な例でいって、2人で重い物をいっしょにもちあげるときでさえ、たがいにまず合図してたがいの同意のもとに、両者の行動を調整したうえでいっしょにもちあげないと、一方がいかに勝手に力を入れても相手が転げるだけでなんの役にも立たない。すなわち、両者の行動がたがいの外乱によって邪魔しあったり役に立たなかつたりすることを防ぐためには、たがいがその行動 u_1, u_2 を実行する前にその決定内容をたがいに相手に伝え、それにより、たがいの行動が補いあい助けあうように、邪魔しあわないように、内容的にもタイミング的にも、事前に (ex ante)、調整せねばならない。これを「事前調整」とよぼう⁶⁾。

(ロ) しかし、すでに前節でみたように、行動の改善の中には、目標選好の

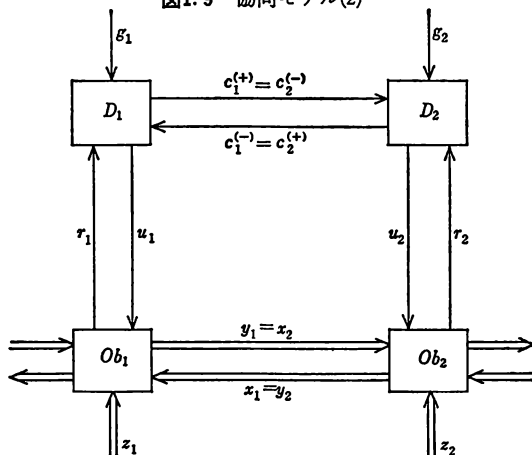
変更へのフィードバックも生まれるから、行動の調整は目標の調整をも必要とする。また、もともと、協働する以上、“ある共同の目標” (some common goal) があり、各協働者 (cooperator) はみずからの行動がその共同の目標の達成に寄与することを志向していなければならない⁷⁾。目標選好 g に関してある共通部分が生まれるかぎりにおいてその共通目標に関して協働が行なわれる。

しかし、“共通目標”というとき、必ずしも相互の目標状態がそのまま一致する必要はない。たがいに相手の目標をも自分の目標とし、相互が相互の目標(それらは両立しうるとして)達成に向かって行動するという相互確認の意味で両者の目標が“一致”すればよい。またその共通部分も相互の目標状態のすべてに関して共通する必要もない。相互に共通しない、つまりそれに関して相互に協力を確認しあっていない部分の目標があってもよい。ただそれらの非共通部分についても、他の条件が一定ならば、できるかぎり共通部分を邪魔せず、またそれら非共通部分相互においても邪魔しあうことの少ないものでなければならぬ⁸⁾。このような目標の調整を「目標統合」とよぼう。

(ハ) 上述二つの条件をみたとしても外乱などの条件から行動がうまくいかないことが十分にありうる。各主体は行動一般のあり方としてそれぞれの行動を改善せねばならない。そのため、おたがいの行動が得ている試行錯誤の結果をたがいに必要とするかぎりで交流しないと、学習結果がふたたびくいちがうこともおき、改善に失敗する。外乱 z などについてなんらかの形で得たおたがいの情報も同様に相互伝達しないと学習結果がくいちがう。すなわち、協働達成に必要なかぎりでの学習の共同化——前節でのべた通信学習および経験学習の共同化が必要となる。これを「情報共用」とよぼう。

この(イ)事前調整、(ロ)目標統合、(ハ)情報共用が、協働の必要条件であり、この3条件が、 D_1, D_2 間の情報による相互結合、すなわち双方の調整的な情報産出 $c_1^{(+)}, c_2^{(+)}$ が双方の情報投入 $c_2^{(-)}, c_1^{(-)}$ になっている結合により果たされる。このことは、図 1.9 のように一般化され、それぞれがそれぞれの環境に働きかけており、その行動結果の一部としての y_1, y_2 がそれぞれ相手の投入の一部としての x_2, x_1 になり作用している場合においても変わりはない⁹⁾。

図1.9 協同モデル(2)



また多数主体の場合も同様であり、そのときは各主体間の情報連結の経路は他の協同者を通じて間接的であっても、内容的には相互にすべての主体の間において上述の3条件がみたされねばならない。われわれはこれらの3条件をみたす主体間の関係を協同関係と規定する。すなわち、上の3条件を協同成立の必要かつ十分条件とする。

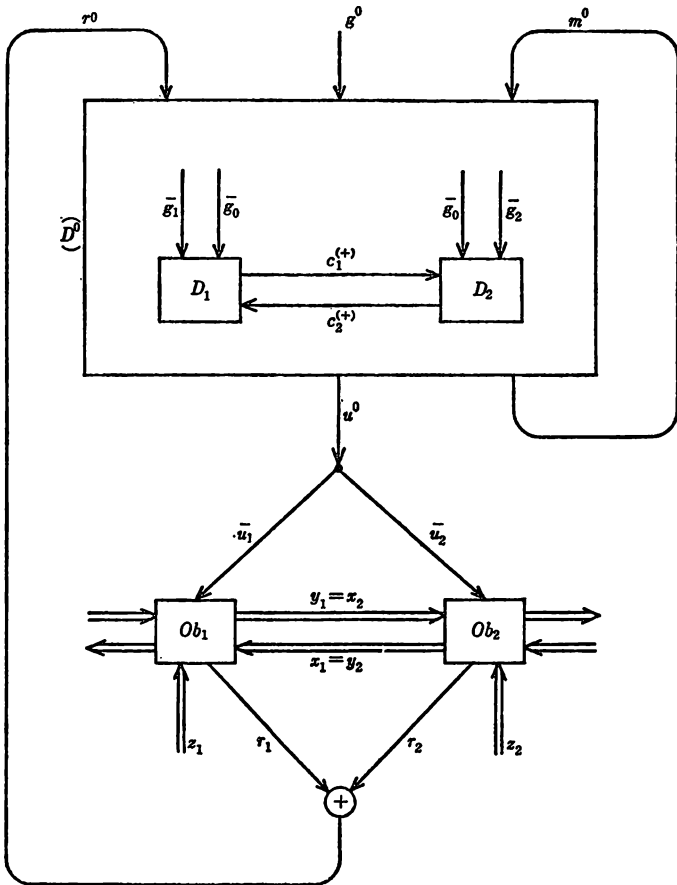
少し、整理しておこう。

目標統合は、それぞれの目標 g_1, g_2, \dots, g_n を調整して、まず共同目標をつくることである。この共同目標を \bar{g}_0 で示そう。これは共通した一つの目標状態のこともあるし、また相互の目標のそれぞれの一部をおたがいに認めあってそれらを共同達成する形をとることもある。そして、いずれにせよ各自の中には共同化していない部分として残りの目標部分もあるが、これらもおたがいに両立しあい、また共同目標を損わないものになるよう調整される。この残りの目標部分を $\bar{g}_1, \bar{g}_2, \dots, \bar{g}_n$ で示す。

また、情報共用は、それぞれのメモリー、それぞれの報告情報をおたがいに共有化することであるから、各自はすべて同じ (m_1, m_2, \dots, m_n) , (r_1, r_2, \dots, r_n) をもっていることになる。

事前調整はおたがいの行動 u_i に関する調整である。その結果として、調整さ

図1.10 協同的決定システム



れたそれぞれの行動の一組が生ずる。いま、それを $\bar{u}_1, \bar{u}_2, \dots, \bar{u}_n$ で示そう。

したがって、いま、簡単化して、

$$(\bar{g}_0, \bar{g}_1, \bar{g}_2, \dots, \bar{g}_n) = g^0$$

$$(m_1, m_2, \dots, m_n) = m^0$$

$$(r_1, r_2, \dots, r_n) = r^0$$

$$(\bar{u}_1, \bar{u}_2, \dots, \bar{u}_n) = u^0$$

と記せば、いわば

$$u^0 = D^0(g^0, m^0, r^0) \quad (1.3)$$

なる一つの決定過程が行なわれているのと同じことである。この過程が協同的決定過程 (cooperative decision process) である。各主体はこの協同的決定を行なうかぎりにおいて一つの結合主体 D^0 になっているといえる。この D^0 が協同決定システムになる。

この関係を2主体で示すと図1.10のようになる。これは図1.9で示した関係をよりくわしく示したものになっている。

ここで前述の協同3条件を一つにまとめて次のようにもいえる。

“各個別主体それぞれの目標選好と行動決定を有効に規定・制約しうるものとして各個別主体によってみとめられている共同的な単一の決定システムが存在する”。

この条件を、協同化条件とよびえよう¹⁰⁾。

ここで次のいくつかのことに留意しておこう。

現実には、目標統合がなければ事前調整の必要も情報共用の必要もない。したがって目標統合はもっとも基底的な必要条件であり、他の説明や規定もここに中心をおくものが多い。しかし、協同が現実的に“成立”するためには、事前調整、情報共用が必要なものであり、その3条件の明示により、はじめて前述のように“決定過程の協同化”の意味もはっきりとする。

また、上述の協同は、物的連関が一方的であるとき (たとえば $y_1 = x_2$ という流れだけあって、 $x_1 = y_2$ という流れのないとき) にもすべて妥当する。協同における相互性は、制御の相互性であって物的連関の相互性ではない。上述の例でいうと、 y_1 を産出し、それを x_2 としてうけ入れるあり方が両方で共同制御されるのである。

また、協同においては、あることに関して両者の物的連関が相互利得的なものであれば、協同してそれを安定・持続・強化するであろう。ところで両者の物的連関において一方または両方の産出が、他方の活動に対して妨害的・加害的なものであるとき、両者の連関は物的対立 (physical conflict) をもつという。

もし、あることに関して、相互の目標が、その物的対立を維持・拡大・強化する方向になるとすれば、目標統合はありえないから、協同は成り立たない（このときには後述の非協同の一つのタイプとしての“敵対”につながる）。しかし、もし相互がその物的対立を制限し除去することを目標として事前調整、情報共用を行ない、それが現実化するならば、そのかぎりにおいて目標統合も成り立ち、協同も現実化する。このように、相互の物的連関のあり方を共同的に制御するのが協同である。

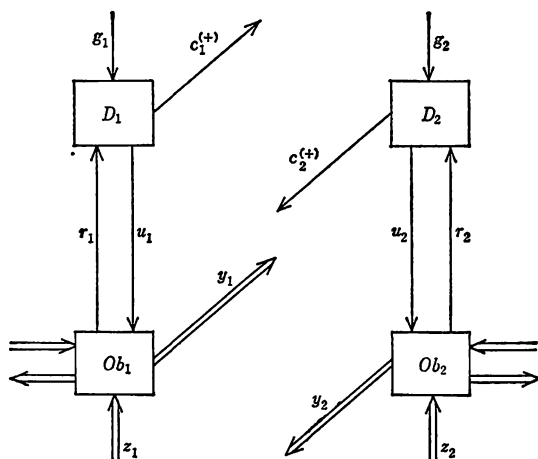
2 非協同の関係

なんらかのことに関して、各主体間においてたがいに他の行動を制御しているときを協同といった。これに対して、“非協同”とは、各主体間においてなんらかのことに関して他の行動決定を制御していないときをいう。各主体間においてたがいに他の行動を制御しないということは、たがいに他からの制御をうけないから、勝手に動けるということである。しかし、それは同時に、他の人間の行動に対して望ましい結果をなんら期待することができないということでもある。すなわち、非協同は、みずからが制御されない代りに他をも制御しないという相互関係によって成り立つ。

したがって、各人があることに関して非協同の関係にあるときには、各人の間において、事前調整も目標統合も情報共用も存在しない。前にものべたように、目標統合がなければ事前調整や情報共用の必要はなく、それらは存在する必然性がない。すなわち、非協同の基底的条件は「目標統合の非存在」であるが、そのことが現実に状況を左右するのは、目標統合の非存在によって、事前調整や情報共用が存在しなくなることによってである。これら3条件が存在しない以上、主体間には、協同関係のときにみられたような調整の情報 $a_i^{(+)}$, $c_j^{(+)}$ による情報結合関係は不必要であり、したがって、一般的には情報結合は存在しないことになる。

主体間において、事前通信がないから、そこでは「ある1人の意思決定者は、他の意思決定者たちによってなされる同時的な意思決定と計画とを知る方法を

図1.11 相互分離



もたない」¹¹⁾という状況が典型的に現われる。

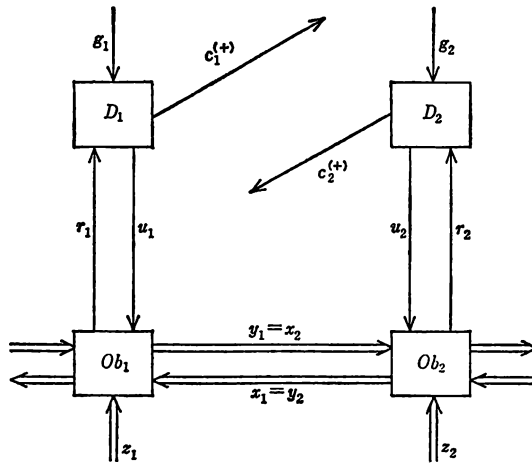
この場合の条件は、さきの協同の場合と似て、次の非協同化条件にまとめて表現できる。

“各個別主体のすべてにとって、次の目標選好と行動決定を有効に規定・制約しうるものとして各個別主体によってみとめられている、いかなる共同的な単一の決定システムも存在しない”¹²⁾。

ここで、もし物的連関において相互作用がほとんど無視できるほどの関係であれば情報の連関も物的連関も無視され、それらの主体は事実上、相互で一つのシステムを形づくらない。抽象的モデルとしてはこのようなモデル構成も可能であり、相互分離 (inter-isolation) といえよう。2主体の形で図1.11で示した。われわれの場合、ほとんど問題にならない。

もし、結果として物的に相互作用している主体間にあって、主体間が非協同であれば、相互の行動による結果はたがいにとって外乱となって現われざるをえない。いま2主体モデルで図1.12で示す。図でわかるように、主体間に c_1, c_2 による情報連絡がない。 D_2 にとっては相手の行動結果 y_1 が x_2 になって投入されてくるが、 D_1 との間に事前調整がないから、 y_1 に関するなんらの正確な

図1.12 非協同モデル



事前情報 (ex ante information) をもたない。したがって、 $y_1 = x_2$ は D_2 にとって外乱になる。 D_1 の側にとっても同様で $x_1 = y_2$ が D_1 にとっての外乱になる。このように、両者の行動結果は両者の環境 Ob_i ($i=1,2$) に対して予期しない攪乱作用を加え、おたがいの行動を攪乱する。その相互作用過程が反復されても、両者は、たがいの結果や外乱 z_i について——相手側での外乱 z_i も相手の産出を通してたがいに影響する——情報共用を行なわないから、たがいの学習成果は上がらない。上述の関連は D_1 と D_2 で一つの環境 Ob に働きかける場合にも同様である。

もし、物的連関をもつ多数の主体間で非協同であれば、たがいに自分以外のすべての主体の行動結果がすべて外乱となって現われ、相互の制御行動を相互に攪乱しあう関係になる。

上述の非協同関係は、もしその物的連関が一方的なものであって $y_1 = x_2$ の結合だけのときでも変わりはない。主体 D_2 は、 $y_1 = x_2$ がどのようなものとして投入されてくるかを制御できないし、主体 D_1 は、 y_1 が主体 D_2 によりどのような形でうけいられるかを制御できない。

また、相互の物的連関が相互利得的なものであっても、人間行動の結果は外

乱などの条件変化により変動するから、その物的連関を維持・強化するためにはしばしば相互の行動調整が必要となる。しかし相互に非協同であればこのことを果たしえない。したがって、相互の物的連関に矛盾がなくとも、また、相互の目標がたまたま同一の目標状態を志向していても、協同化条件がみだされないと、非協同になる。相互の物的連関のあり方は、相互の意思決定によって制御されず、事態は“成り行き”にまかされるのである。

また、二者間において、(イ)両者の物的連関が物的対立をもち、(ロ)しかも相互の目標がその物的対立を維持・強化する方向になっていて、(ハ)かつ両者がそのことを意識して行動決定しているときには、両者の関連は対抗(antagonism)関係になるといえる。これは、両者とも相手を制御しようとしているが、その目標が相互に両立不能のため、両者にとってそのことに関して相手を制御不能(uncontrollable)になっている関係である。このとき、ある点に関して、もし一方が他方を制御しうれば、その点に関してその側の“勝ち”になり、次にのべる「一方的制御」の関係になる。勝敗をきめる過程が、“争い”(struggle)である¹³⁾。争いのあり方、勝敗をきめる要素、ルールは具体的に多様である。争いの過程で、両者の力関係とかある評価基準¹⁴⁾から、両者のそれぞれの決定関数に従って——すなわちなんらの事前調整も情報共用もなく——両者の行動が、一方的な勝利でなく、ある安定点に落ちつくことがある。これは相互それぞれの決定関数により現状ではいったん争いを中止することをそれぞれに決定しているわけである。その過程において事前調整、情報共用もなく、また結果として相手を制御しえているわけでもないから、非協同関係は変わらない。これは、さきにのべた“協同による、物的対立の相互解決・相互制限”とは異なる¹⁵⁾。

争いにおいては、相互の行動決定はいわば否定的に相互依存する。そこで、しばしば人は相手に勝つためになんらかの情報を——虚偽の情報をもふくみうる——流して、相手を制御しようとする。これは操作(manipulation)などもよばれる。両者がこのような情報伝達を行えば、両者間に情報結合が生まれるから図1.12のモデルはこの場合には適当でないと思われるかもしれない。し

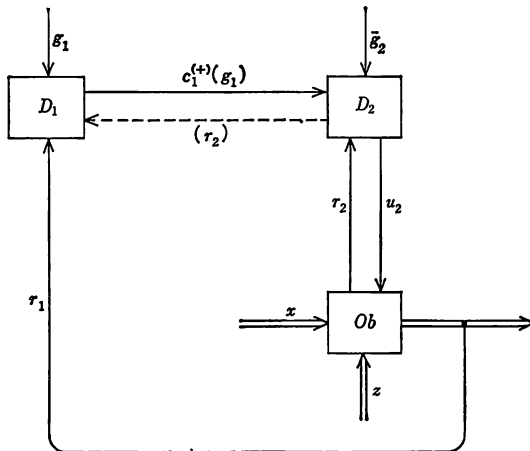
かし、それは誤っている。もし、そのいずれかの側、たとえば D_1 が、 D_2 に流した情報が“有効打”となれば、 D_2 を制御できるのであり、またそうなれば、これは次にのべる「一方的制御」になる。そのようにならないで、両者あるいは、一方が争いの過程で上述のような情報を流しているかぎりでは、あるいはそして前述のように非協同のままである安定に決着するようなかぎりでは、それらの情報は相手によって意思決定関数に算入すべき有効な情報投入とはなっていないのであるから、その状況を示すには、図1.12のように示すのがより適合している。それらの情報は“無駄に”流れているのである。

3人以上の主体相互間においても、相互の敵対関係がありうる。その場合どのような関係になるかは具体的条件に応じて多様である¹⁶⁾。

3 一方的制御

なんらかのことにに関して、1人が他者の行動決定を一方的に制御しているのを一方的制御という。これまでの協同も非協同も、相互の制御関係においては対称的であったのに、この関係においては非対称的である。2人モデルで示せば、 D_1 が D_2 の行動 u_2 を制御する (D_1 の物的環境への働きかけとしての行動 u_1

図1.13 一方的制御モデル(1)



は、この関係の中に現われる必要はない)。また、被制御者 D_2 の働きかける物的環境も、必ずしも D_2 の環境 (Ob_2) として限定することもない。制御者 D_1 がみずからの物的環境に、 D_2 をして働きかけさせるという関係もありうるからである。図で示せば、図1.13のようになる。

制御者 D_1 は被制御者 D_2 に対して、自分の目標 g_1 をふくむ必要な調整情報 $c_1^{(+)}$ を一方的に流し、 D_2 はその指示に従って自分の目標を調整し行動を調整する。被制御者 D_2 は目標として制御者の目標 g_1 をうけ入れ、それに相反しないかぎりで残余の自分の目標 \bar{g}_2 をもつ。すなわち、被制御者の行動決定では、

$$u_2 = D_2(g_2, r_2, m_2)$$

において、その目標について、

$$g_2 = (g_1, \bar{g}_2)$$

となり、いわば

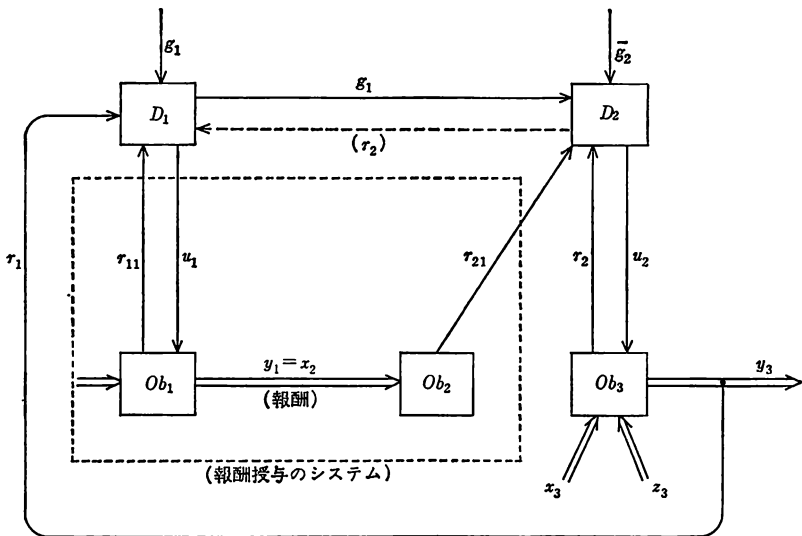
$$u_2 = D_2(g_1, \bar{g}_2, r_2, m_2) \quad (1.4)$$

になる。 D_1 の側は目標 g_1 についてなんらの制御もうけない。 D_1 は、結果 y について r_1 として情報を観測し、あるいは D_2 から報告情報をうけとって、 $c_1^{(+)}$ を調整することにより、 u_2 を制御する。すなわち、 D_2 は D_1 の下位システム (subsystem) となって、 D_1 が Ob を制御していることになる。 r_2 を考えると、 D_1 と D_2 の間では通信は双方向に現われるが、制御の方向は一方向である。 D_2 から D_1 への r_2 は D_2 が制御されるための情報回路である¹⁷⁾。(1.4) 式からみれば、一方的制御は協同の変型ともみられるが、協同における対称性をもたないので、協同と区別した方がよい。

一方的制御は具体的にはさまざまな条件のもとにさまざまな形態で現われうる。一般的には、“ D_1 が D_2 を支配する (dominate)” などといわれるような場合の関係にもっともよくあてはまる。争いにおいて一方が勝利を得たときの状況もこれになる。

この一方的制御にあたって、 g_1 をうけ入れさせるあり方に関して二つの場合が考えられる。

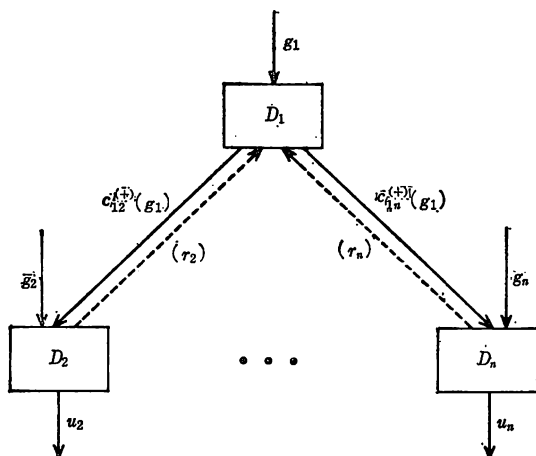
図1.14 報酬による一方的制御



一つは、制御者 D_1 が、たんに状況に関する情報や知識——虚偽のものや不正確なものをふくみうるが必ずしも虚偽や不正確なものとはかぎらない——を D_2 にあたえ、 D_2 がそれを意思決定関数に算入する有効情報として受け入れることにより、 D_1 が D_2 を制御する場合である。このときには、 $c_1^{(+)}$ は上述のような情報の流れを示し、この場合は、情報経路型制御 (information-channel control)、または広義の説得 (persuasion) とよびうる。

これに対し、 D_1 が、 D_2 のなんらかの物的環境条件に変化をあたえ、あるいはまた D_2 の物的環境になんらかの便益とか物理的強さといった投入を加えることにより、 D_2 が D_1 の目標情報 g_1 を受け入れざるをえないようにして、 D_1 が D_2 を制御する場合がある。このときには、 $c_1^{(+)}$ はそのような目標情報 g_1 を示し、この場合は、環境操縦型制御 (environmentally-manipulative control) とよびうる¹⁸⁾。この後者において、なんらかの物的報酬をあたえる場合、報酬をあたえて相手を制御するので、一見、制御関係として“reciprocal”=“協同”と見えやすいが、そうではない。図1.14で示すように、 D_1 が D_2 に報酬 (y_1

図1.15 一方的制御モデル(2)



$=x_2$)をあたえたという情報 (r_{21})が D_2 に伝わり (たとえば報酬の“前払い”としておこう), D_2 は g_1 を受け入れる。そのかぎりでは図で明らかなように、点線で囲んだ報酬授与のシステムは、 $D_1 \rightarrow g_1 \rightarrow D_2 \rightarrow u_2 \rightarrow Ob_3$ という行動 u_2 に関する一方的制御のシステムを生むためのシステムであり、 $D_1 \rightarrow D_2 \rightarrow Ob_3$ の過程が一方方向であることにはなんら変わりはない。もし、 D_1 と D_2 が D_1 からの報酬の決定に関して、協同関係にあらうと、あるいは非協同の対立関係にあらうと、それらの関係それ自体は、報酬が決定したとき行動 u_2 に関して一方的制御が行なわれるという関係を変えるものではない。問題は、行動 u_2 に関して、 D_2 の目標および行動決定が D_1 の意思決定 (目標) に依存 (従属) しているかどうかなのである。そのことが変わらないかぎり、 $D_1 \rightarrow D_2 \rightarrow u_2$ に関する一方的制御には変わりはない¹⁹⁾。もちろん、 D_1 の側が報酬をあたえてこれに応じて D_2 がある行動をとるとするその物的連関に関して、その報酬についても、また、 D_2 の行なう行動内容についても、両者で協同化条件のもとで協議し、また目標も D_1 の目標がそのままになるのではなく、 g_1 と g_2 とが同等に並び、共同目標 \bar{g}_0 と、残余の目標 \bar{g}_1, \bar{g}_2 の形で調整され、そのような形で D_2 の側から D_1 の側へ c_2^+ が流れ、そのかぎりでは D_1 の側の行動も D_2 により制御さ

れるなら、それはもはや一方的制御ではない。

また、ある1人が多数の人を一方的制御することもある(図1.15)。この場合の D_1 を次にのべる協同組織における中央調整システムと同一視してはならない。

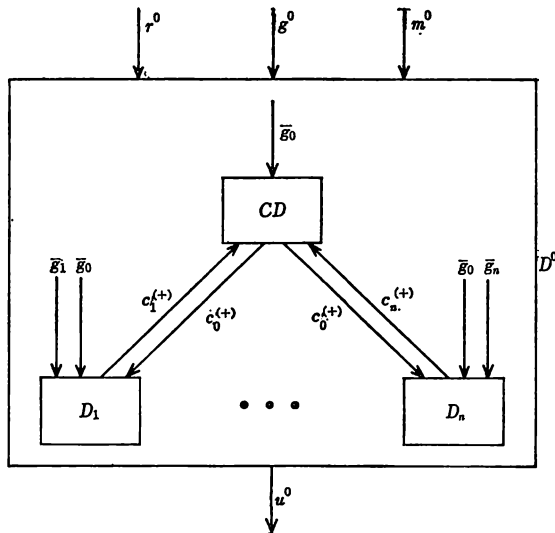
われわれは、協同関係において、複数の人間が一つの結合主体となって機能することをみた。したがって上述してきたことのすべてに関して、個別主体としての1人の人間を示したところに、複数の人間が協同したときの結合主体を代入してもすべて成り立つ。

4 協同における民主性と自律性

ここまできて、われわれは、協同関係に関するいささか大切な点を補うことができる。

あることに関して協同的決定システムをもつ人びとはそのことに関して協同組織 (cooperative organization) を形づくり、各人はその協同組織の成員(メン

図1.16 中央調整システム



パー)になるとよぼう²⁰⁾。

協同組織において、成員の数が増え、またたがいに調整せねばならない内容が複雑になってくると、たがいの間を往復する情報も複雑になり情報量も増大する。その結果、成員相互の直接の通信では情報回路が増大することをふくめて、ただ任意の直接通信では、情報が処理しきれなかったり、時間がかかって仕事にならなかつたりするようになる。このような場合、協同的決定により図1.16にみられるようなCDシステム——これを中央調整システム (central coordination system) とよぼう——が協同決定システム D^0 内のサブシステムとしておかれることがある。この調整機能システムは、各成員から調整に必要な情報を集め整理し記録して各成員に流す集散的な接続機能を果たす形で、各成員間の調整機能をその独自機能とするシステムである。具体的には、各成員が直接に協議するために特定の形で集まる一定のシステムであることもあり、各成員が協同決定により作成する一定の情報集約・整理・処理ルールであることもある。そのような非人格的なシステムであるだけでなく、また具体的には、上述のような情報処理作業に各成員が輪番であつたり、また成員の協同決定により選ばれた特定の人がその作業にあたる場合などをふくめて、特定の人的システムであることもある。中央調整システムがとる具体的あり方は、その協同組織の種類、具体的あり方、その他の条件により多様である。しかし、いずれの場合にも、その中央調整システムの設置は、各成員すべての間において前述の協同化3条件がみたされるという原則に立つ協同的決定によっている。そうでないときには、このシステムは、協同の条件を失い、一部の人が他の人を支配する「一方的制御」のシステムになる。

各成員から中央調整システムへの情報 $c_i^{(t)}$ ($i=1, \dots, n$)、またそれらが集約されて中央調整システムから各成員に伝えられる $c_0^{(t)}$ 、これらの反復的往復により、協同的決定 (g^0 の作成、 \bar{g}_i の調整、 r^0, m^0 の集約、 u^0 の決定)が行なわれる。

そこで、二つの問題が生まれる。一つは中央調整システムCDへ、各成員の調整情報 $c_i^{(t)}$ が十分に正確に伝えられうけ入れられ、したがってまた中央調整シ

システムが全成員の協同的決定に従って作動することである。このことを協同組織における民主性 (democracy) 条件とよぼう²¹⁾。もしこの条件が欠けると、中央調整システムは、システムとしては、一部の成員を、あるいは場合によっては中央調整システムの人的システム以外の全成員を一方的に制御するものとして「一方的制御」のシステムに転化する。その転化のあり方は、協同組織と中央調整システムの具体的あり方により多様であるが、基本的には、各個別主体 D_i から CD への情報が、各成員の目標選好その他を示した調整情報 $a_i^{(+)}$ ではなく、そういう方向の情報の流れはなくなるか、あるいはたんなる CD への報告情報 r_n になってしまう。その差異により、 CD から各成員への $a_i^{(+)}$ も各成員の意思の調整されたものではなく、たんなる CD からの一方的指令になる。そうすると CD システムは図1.15の D_i システムと変わらぬ機能をもつことになる。すなわち、民主性の有無が協同と一方的制御との決定的差異である。

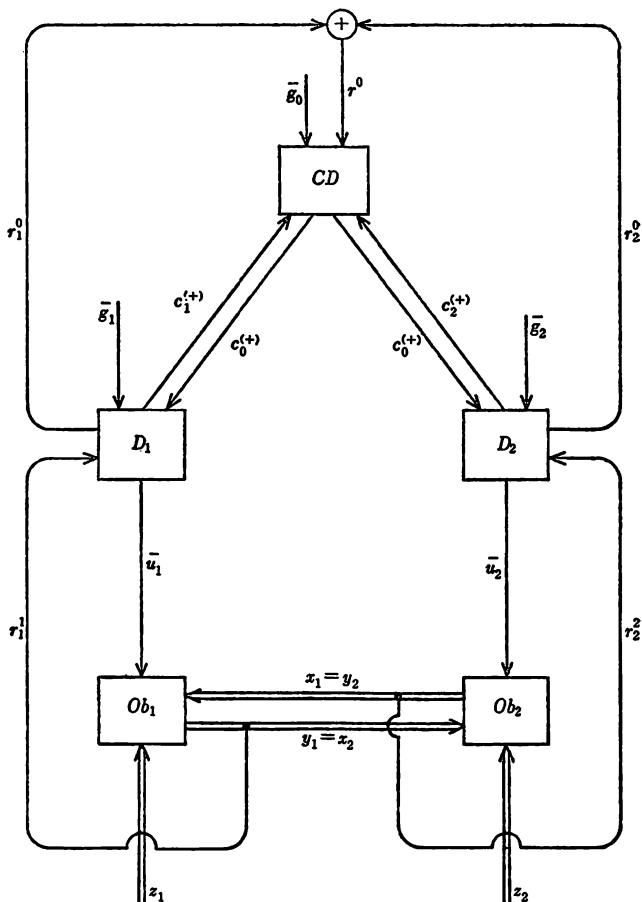
いま一つの問題は、各成員における自律性 (autonomy) である。これは自決 (self-determination) 条件ともいえ、次の条件で表現できる²²⁾。

“各個別主体の行動決定は各個別主体のもっている客観条件と目標選好に制約されつつ、各個別主体それぞれの意思決定システムにより決定される”。

これは一見非協同化条件と同一視されやすいが、そうではない。非協同化条件が成り立つときには自決条件は成り立つが、その逆は必ずしも成り立たない。自決条件は非協同化条件よりも弱い条件である。

協同において各成員が共通部分 \bar{g}_0 を作成し行動をそれにあわせるかぎりでは、意思決定は相互に制御されているからその問題に関するかぎり各成員の自律性はない²³⁾。しかし、残余の目標 \bar{g}_i については相互調整されてはいるが、これについて、共同目標 \bar{g}_0 を損わないかぎり各自の自主決定がいかされれば、そこに自律性が生ずる。具体的にいうと、調整された行動 $u^0 = (\bar{u}_1, \bar{u}_2, \dots, \bar{u}_n)$ を行なう場合においても、各自の行動 \bar{u}_i の中に、共同目標だけでなく各自の残余目標 \bar{g}_i にもとづくある行動要素をふくめることなどによる、各自の行動の自由度 (degree of freedom) などが、その例である。

図1.17 協同における自律



ところで、このような自律性にもとづく部分が少なく全部がかっちりと調整された方が、協同における「有機的構造の度合い (the degree of organic structure)」²⁴⁾は高いか。そうはいえない。

各成員は各自の物的環境 Ob_i (または各自の分担部分) においてそれぞれの外乱 z_i に直面する。その外乱の中には、各自の Ob_i に関して影響はあるが他への影響はやや少ないものもある。これらについて全部を相互に報告しあい細部

まで調整していると適時適切な反応に遅れることになる。そこで、各成員がそれぞれの自由度の中で、局部的 (local) な外乱は局部的に処理するという方向をもとりながら協同を遂行する形が生まれる。各 D_i は中央調整システムを介したフィードバックによる \bar{g}_0 にもとづく協同的制御とともに、その実施の自由度をもち、その自由度の中で自分の \bar{g}_i による、自分だけのフィードバックによる自律的調整 = 自律的制御を行なうという、2レベル制御 (2-level control) で作動する。これにより大きな回路による協同的制御を保ちつつ、小さい回路による適時適切な反応が保証される。これが自律性である。

2人モデルで図1.17で示した。 $r_i^0 (i=1,2)$ は全体に必要なかぎりでのCDへの報告であり、 r_i^i は自分へのフィードバックである。 m は略した。

いわば、

$$\bar{u}_i = (\bar{u}_i^0, \bar{u}_i^i) \quad (1.5)$$

のような形で、調整行動 \bar{u}_i は基準部分 \bar{u}_i^0 と自律部分 \bar{u}_i^i から成り、 \bar{u}_i^i については、たとえば、

$$a \leq \bar{u}_i^i \leq b \quad (1.6)$$

のような上限、下限の範囲だけが相互調整されるような形になったりする。

当然ながら、その自律部分にかかわるかぎりにおいては事前調整や情報共有はないから、その面では非協同と同じ形が発生して相互の摩擦や重複は避けがたい。しかし、そのような冗長性 (redundancy - 余分なもの) により、システム全体のもつ多様度 (variety) も増大し、柔軟性や弾力性が増えて、状況によりよく適合することにもなるのである²⁵⁾。その意味では自律性のない硬直した (rigid) システムをつくるよりも、自律性を内部に適切にふくんだ柔軟なシステムの方が、かえって協同の「有機的な度合い」は高いといえよう²⁶⁾。

もちろん、協同組織の具体的なあり方に応じて上述のような自律性の必要度やその現われ方、より広くいって冗長度の現われ方も多様である。

なお、もしこの自律部分が無制約的に拡大すれば、共通部分がなくなり、非協同になる。

*

*

*

上述のように、社会行動過程に現われる、人間と人間との間における制御の典型をざっとみてきたが、これらは、抽象的に極端化されたモデルにすぎない。また、協同も、非協同も、一方的制御も、規定に際してのべたように、“なんらかのことに”の制御関係である。

具体的な人間と人間との社会関係においては、あることに関しては非協同であり、ある局面に関しては一方的制御になるというような交錯した関係も多い。われわれは、その具体的社会関係の中でどの関係側面が支配的な関係側面となっているか、ある関係局面と別の関係局面とがどうかかわりあい、どう複合しているかといったことをこそ具体的に明らかにせねばならないのである。上述はその際の基本指標の一つとしての分析概念の準備にすぎない。

さて、具体的な分析の第一歩として、産業においてもっとも本質的な人間と自然の関係および労働過程の問題に入っていこう。

第1節の注

- 1) 行動 (action) に関するより一般的な論理的枠組についてのすぐれた分析と整理は、Kotarbinski [K 30] にみられる。とくに、*ibid.*, pp. 22~60, なお、これについての紹介は飯尾 [I 4] がある。また、ここにいう action は、Rosenblueth, Wiener らのいう purposeful behaviour に近い。Rosenblueth et al., [R8], Rosenblueth, Wiener [R 7].
- 2) ややくわしい説明は飯尾 [I 5] 60~80 ページ, [I 9] 41~64, 85~88 ページにもある。
- 3) 「ウィーンへ行く」というのは、その人がウィーンにいるという状態をめざすものであり、「紙飛行機を折る」というのは、紙飛行機のできあがっている状態をめざすものである。状態変化の分類については、Kotarbinski [K 30] pp. 22~32, 飯尾 [I 4] 11ページ。
- 4) たとえば、Greniewski [G 14] p. 52, また、「対象に適切な操作を加えて、目的にかなうような状態、あるいは状態の変化を作り出すことを制御という」藤井 [F 11] 1 ページ。
- 5) Bシステムの内部状態変化を示すとき、この図のYのような形で示さないこともある。ここでは説明図であるので一括した。
- 6) 主体を、制御中枢、受容器、効果器に分けた、よりくわしいシステム・モデルについては、飯尾 [I 9] 41~64, 85~88 ページ, [I 5] 70~74ページ参照。
- 7) ここに示した制御システムは、いわゆる閉回路 (closed-loop) = フィードバック制御である。このほか開回路 (open-loop) = フィードフォワード制御も重要な役割を果たす。しかし、人間行動にあっては、まずフィードバック制御が基礎的なものとなる。

なお、開回路制御については、次章でふれる。また、飯尾 [I 9] 51ページなど。

- 8) 本書第2章第1節参照。また、飯尾 [I 9] 65~73ページなど。なお、その箇所の説明において理解されるように、人間と自然とのかかわりにおいて決定的要素となる「労働」の理解のためには、また“制御としての人間行動”の理解が必要となるのである。

- 9) ここで、“いくつかの目標”というとき、いわゆる“同時に、あれも果たし、これも果たしたい”という意味ではない。そのようなものとしての複数性は、目標状態空間の次元の多元性として現われる。ここでいうのは、“必ずしも状態空間の1点が目標として選ばれるわけではなく、ある拡がりをもつ部分空間が目標として選ばれることがある”ということである。この場合には、結果がその範囲に収まればよいということである。
- 10) 最適性、満足性に関する定式化は Mesarović et al., [M 23] pp. 73~75, 邦訳 69~70 ページにみられる。また、評価関数についての制御理論的なややくわしい説明は、たとえば、Fel'dbaum [F2] pp. 17~24, また、飯尾 [I 9] 63~64 ページ参照。
- 11) オートマトン (automaton) 型モデルを採用すれば、 h, g を D システムの内部状態 (internal state), u をその産出としてモデリングすることができる。その意味では、“人間は一つのオートマトンである” (Amosov [A 6] p. 54) といわれるように、意思決定システムのモデルとしてオートマトンはかなり好適である。その一つの例は、飯尾、竹内 [I 15], 飯尾 [I 5] 75~80 ページに示されている。ただ、オートマトン型モデルでは、本書全体における分析のモデルとして使うには、やや複雑になるきらいがある。ここでは複雑化を避けるために、使用しない。正確なブロック・ダイアグラムとしてみれば、図 1.2 の g は D システムの投入であり、この図で g の変更過程を示すのはむずかしい。ここでは説明図として考え、 D に内蔵された g を明示的に示すため、投入の形で表示したものとという程度に読みとっておこう。
- 12) なお、目標とその実現のための手段としての行動の関係は相対的であり、目標のさらに上位の目標があり、また、手段としての行動が一つの目標となり、またその下位の手段が現われる。目標と手段のヒエラルヒーという。これらについては飯尾 [I 9] 85~87 ページ。

第2節の注

- 1) 飯尾 [I 9] 56~63 ページにもややくわしい説明と文献があげられている。
- 2) たとえば、Glushkov は情報処理システム一般の研究において、“ある情報処理システムにおいて、情報処理の反復にともない、情報処理ルールのパラメーターや構造が変えられることにより、情報処理が改善される時、学習または自己改善 (self-improvement) とよぶ”とした。Glushkov [G 7] pp. 133~136, p. 214. なお、Glushkov はパラメーターだけを変えるのを“自己調整 (self-adjustment) にもとづく自己改善”，構造を変えるのを“自己組織化 (self-organizing) にもとづく自己改善”とよび、後者を自己改善のより高い形態とした (Glushkov, *ibid.*). 状況によっては、パラメーター変化と構造変化とを区別しにくいことも多いが、より基本的な構造が大きく変更されることが、より重要な、かつしばしば困難な自己改善に結びつくということは一般的に了解されよう。なお、自己組織系については飯尾 [I 9] 59~62 ページ。また学習制御についてのくわしい説明は次のものにみられる。Fu [F 8] pp. 251~292; Mendel, McLaren [M 22] pp. 287~318, とくに pp. 292~295; Tsympkin [T 24] pp. 47~75, とくに pp. 45~46; また、Wiener [W 3] p. 82 [W 4] 邦訳71 ページ。
- 3) くわしい図示は、たとえば、Fu, *op. cit.*; Mendel, McLaren, *op. cit.*; Tsympkin, *op. cit.*
- 4) (g_1, g_2) を投入して g_1 が選好される選好ルールが、(g_1, g_2) を投入して g_2 が選好されるルールに変わったといえる。なお、選好における学習については、飯尾 [I 12]。
- 5) たとえば、Tsympkin はそれらの定義の比較分析にあまりとらわれないことを勧めている。Tsympkin [T 24] p. 45, pp. 1~4. また、Gaines [G 2] pp. 1~9 でもほぼ似たあつかいをしている。
- 6) 「学習制御システムを記憶をもつ適応制御システムとみなすことは、しばしば便利である」

- Mendel, McLaren [M 22] p. 294. 「一般に自己の内部構造をある法則に従って調整する機能を備えたシステムを適応システムという」森下 [M 36] 3 ページ。また鈴木 [S 18] 149ページ参照。
- 7) Amosov [A 6] p. 54.
- 8) いわゆる高等動物ほど学習能力が高い。記憶にあっても、行動状況(制御状況)が変わるとすぐ消えてしまうような短期記憶(一時記憶)と、行動状況が変わっても持続される長期記憶がある。人間は一般的な長期記憶はもちろん、本質的に短期記憶と異なる連合(association)の能力をもっているといわれ、これがすぐれて人間的な学習能力の形成につながっているといわれる。高橋, 塚原 [T 2] 131~136ページ参照。また, 森下 [M 37] 133~140 ページ参照。また, Mendel, McLaren [M 22] p. 302.
- 9) 「生理学的ないし解剖学的見地から、一般的にいて、人間と高等動物の主要な相違を見出すことは、たやすくはない。しかし、情報見地から比べると、その相違はただちに可能となる。一つの違いは、外界の影響から、高度で多様なコード(codes-qualities)をもった情報を産出し得る人間の能力にある。これは、人間に、他の動物がいかに発達した感覚器官をもとうとも近づくことのできないものを見、理解することを許すことになる。第二の、そしておそらくもっと重要な区別は人間が大脑皮質で新しいレベルでモデルを創り出す能力およびこれをそのよく発達した運動器管でもって、事物の中に実体化する技術である」Amosov [A 6] p. 50.
- 10) Arrow [A 14]. “学習は経験の産物である”。(ibid., p. 156).
- 11) もちろん、この経験学習、通信学習の区別もつねに rigid なものではない。たとえば、Bandura のいう代理学習(vicarious learning)——“modeling”ともよばれている——は、自分の代りに他者の行なった経験を見聞してシンボリック表示としてのモデルの情報を得ることにある。解釈によっては、経験学習とも通信学習ともいえる。われわれはこれを経験学習に入れる。このタイプは社会的関係でも重要となる。われわれのものにふれる(第6章第2節, 第7章第3節など)。Bandura [B 2] p. 40, pp. 50~52. また, 図1.4におけるACシステムを別の主体(teacher)とすると「監督つき学習(learning with supervision)」になると説明することもできる(Fu [F 8] pp. 252~253)。監督つき学習もそのあり方で、モデルとしては経験学習にも通信学習にもなりうる可能性がある。
- 12) Wiener [W 3] p. 81. pp. 112~115, [W 4] 邦訳85ページ, また71, 94ページ。また森下 [M 36] 3 ページ参照。
- 13) Amosov [A 5] 邦訳87ページ, また24~25ページ参照。また, Amosov [A 6] pp. 50~54.
- 14) 以下の説明における基本的考え方は、主として、Amosov [A 5] [A 6], Ashby [A 17], Glushkov [G 7], Greniewski [G 14], Metzler [M 24], Vil'ner et al., [V 3], Wiener [W 3] などにもみられる説明をアレンジして得ている。なお, 飯尾 [I 9] 41~45ページ参照。
- 15) 高橋, 塚原ほか [T 2] 137~212 ページ(外山敬介執筆)参照。
- 16) これについては、Greniewski [G15] S. 531~2, 飯尾 [I 5] 62ページ参照。
- 17) 「すべての情報産出は物質的過程である。したがって、この概念(情報)は、いくぶん、相対的かつ人工的である。しかしながら、情報概念の利用は、科学の今日のレベルを考えると、便益があり生産的なのである」Amosov [A 6] p. 7.
- 18) この場合の ϵ のような投入を、“可利用エネルギー”ともいう。これは制御回路モデルでは省略されることも多い。一つの解釈としては、図1.2における ϵ とか図1.4における ϵ において、外乱とともに可利用エネルギーが示されていると理解してもよい。もともと、外乱と可利用エネルギーとは区別しにくいことも多い。飯尾 [I 9] 48~49 ページ。

- 19) Ashby [A 17] p. 126, 140, 邦訳154~156ページ, 173ページ参照。
- 20) 飯尾 [I 9] 46~47 ページ。
- 21) Vil'ner [V 3] 邦訳29ページ参照。

第3節の注

- 1) Greniewski [G 14] p. 52. なお, Greniewski は“通信”をわれわれより広く, 情報伝達一般と同義に使っている。
- 2) この点, および上記のあつかいの一般的妥当性などについては次章第2節でふれる。
- 3) いくつかのシステムが結合して一つの大きなシステムを形づくるとき, それらの各結合(連関)のネットワークが成り立つ。このネットワークを大きなシステムのシステム構造(system structure)という。各システムの連関は各システムの“関係”でもあるから, “関係の総体”が“構造”を形づくるわけである。飯尾 [I 5] 48~51ページ, [I 9] 35~37 ページ参照。
- 4) この“物的構造と情動的構造”という考え方は, Greniewski [G 13] (1959年)に示唆を得て, 飯尾 [I 5] (1970年7月)第5章で示した。なお Kornai がこれに似た考え方を示している。Kornai [K 28] (1971年) pp. 39~52. わが国でもこの考え方は, 今日かなりに一般化した。なお, Kornai は, 物的構造の領域を“実物領域 (real sphere)”, 情動的構造の領域を“制御領域 (control sphere)”とよんでいる。
- 5) このような型のとり出し方は比較的によくみられる。たとえば, 少し内容は異なるが, 通信関係に関する Zabara や Marko の3分類もほぼこれに対応する。Zabara [Z 1] pp. 302~304, Marko [M 5] S. 128~136.
- 6) 以下, 協同(または協働)の条件としての「事前調整」「目標統合」「情報共用」の3条件とその連関については, 飯尾 [I 9] 80~83ページで示された。なお, 事前調整は, Zabara や Marko が“synchronization (同調化)”とよんだものに近い。Ashby が“coordination”とよんだものもここにつながる。Zabara [Z 1] pp. 299~306, Marko [M 5] S. 128~136, Ashby [A 20] pp. 78~97.
- 7) これについては, Kotarbinski [K 30] pp. 69~70, Goldman [G8], とくに p. 416.
- 8) Kotarbinski, *ibid.*, p. 69. Kotarbinski はこの“邪魔”の少ないほど協働の「有機的な度合い」が高まるという。しかし, この点については若干の考えるべき条件がある。あとの「自律性」の項参照。
- 9) 正確には, Ob_1 の産出 y_1 のうち Ob_2 に向う部分を y_{12} , Ob_2 の投入のうち Ob_1 からくるものを x_{21} と記して, $y_{12}=x_{21}$ と記すべきであるが(同様に $x_{12}=y_{21}$), ここでは簡単化のため略して, 記号的には $y_1=x_2$ ($x_1=y_2$) の形で示した。ただし図上では他の投入, 産出も示しておいた。以下とくに必要のないかぎりこのようにする。
- 10) 飯尾 [I 5] 142 ページ, [I 9] 104ページなど。
- 11) Koopmans [K 27] p. 163.
- 12) 飯尾 [I 5] 142ページ, [I 9] 104ページ参照。
- 13) Kotarbinski は, われわれのいう対抗を“争い (struggle)”とよび, かつ“否定的協同 (negative cooperation)”とほぼ同一視した。Kotarbinski [K 30] pp. 63~64, p. 158.
- 14) たとえば, ゲーム理論におけるミニ・マックス戦略などの考え方。
- 15) たとえば, いわゆる“囚人のジレンマ”ゲームのような状況において, 両者がミニ・マックス戦略をとって得られる均衡点は, ここにいう非協同による安定の一例であり, “両者がたがいがいに相談し協力する”ことによって得られる準均衡点は, ここにいう協同による安定の一例

といえよう。鈴木光男[S 19] 230~234 ページ参照。

- 16) そのいくつかの場合が本書でもみられる。たとえば、第3章第3節、第4章第1節など。
- 17) なお、 r_1 があれば、 r_2 は必ずしも必要ではないので、点線で示した。
- 18) この二つのタイプの分け方は、Brix の「経路フィードバック的 direct channel control with feedback」]、「環境操縦的間接制御 (indirect control by environmental manipulation)」にヒントを得ているが、内容はそのままではない。Brix [B 16] pp. 1107~1120.
- 19) われわれはのちに、そのような関係の具体的なものに会おう。たとえば、第3章第4節における資本家と労働者の関係を参照。
- 20) このような場合を「組織」とよぶ規定もよくみられる。しかし、Ashby もいうように組織というタームは多義的であるので、ここでいうシステムは「協同組織」と限定的に表現する。Ashby [A 19] p. 255.
- 21) たとえば、飯尾 [I 5] 233~234ページ、[I 9] 197 ページ参照。
- 22) 飯尾 [I 5] 141 ページ、[I 9] 104 ページ参照。
- 23) 協同も自発的決定にもとづくかぎりでは、ここでいう自律性と前述の民主性とをあわせて、広義の自決性として概括する考え方もみられる。その場合は、共通部分 \bar{g}_0 に関しても自決性があることになる。たとえば、Marković[M 7] pp. 556~559。しかし、ここでは、共通部分と、ここでいう自律性部分との機能の違いを明らかにすることが目的であり、その目的にそって分析概念として、自律性を \bar{g}_1 に限定する。
- 24) Kotarbinski [K 30] p. 70. Kotarbinski は残余目標が共同目標を“邪魔”しないほど有機度が高いといった。しかし、その面だけを強調すると、ここにいう自律性の否定にもつながりやすい。
- 25) 「適応的な自己調整システムを設計するにあたっては、冗長性をビルト・インせねばならない。そうでないと、システムは、有限の厳密に規定された一組の環境的变化にだけ適応できるような、固定した反応のレパートリーをもつシステムになってしまう」Emery & Emery [E 3] p. 148. 冗長性は一般にシステムの信頼性 (reliability) にかかわる。ここではもう少し広く評価している。次章にのべる「最小多様度の法則」にも結びつく。これらについては次章第3節参照。なお、Beer もやや広くとっている。Beer [B 4] pp. 448~449.
- 26) 図1.17のようなシステムは Mesarović らのいう多レベル多目標システム (multi-level multi-goal system) であり、多階層制御 (hierarchical control) ともいう。一般的多階層制御では“レベル間の不一致”、“レベル内の不一致”をなくすことが目的となる。Mesarović [M 23] p. 51, p. 120, 邦訳45, 116~117 ページ。ここではそれらの不一致もある程度意識的に活用するシステムを考えているといえよう。

第2章 人間の自然に対する制御

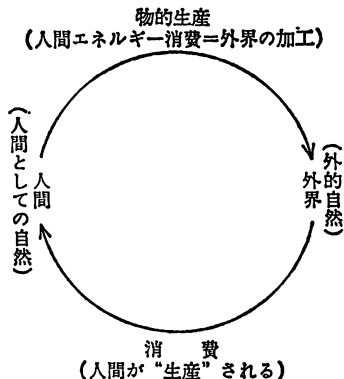
第1節 人間と自然——生態系における人間活動——

物質系が素粒子から原子、分子、巨大分子、高次構造体へと構造の階層を積み重ねていくとき、ある階層で“生命”が現われる¹⁾。そして、生命のおそらくもっとも複雑なものとして、人間が現われる。その意味では、人間は自然の中に生きているというよりも、もともと、人間みずからが自然の一部なのである。産業の問題を考えるうえで、このことは根本的である。この真理を忘れたところに、今日の「環境」問題や「資源」問題が現われているといえよう。

したがって正しくは、人間は「人間としての自然」であり、人間をとりまく人間以外の物質的存在のすべてはいわば広い意味での「外的自然」なのである。人間の産業・経済活動も、この人間と外的自然との間の循環過程の中にある。

人間の筋肉組織は食糧などで得た体内の化学的エネルギーを機械的エネルギーに変えるシステムであり、神経系＝情報処理・伝達機構は同じく化学的エネルギーを電気エネルギーに変換するシステムである²⁾。人間は、物的生産にあっては³⁾、なんらかの形でみずからの肉体的・神経的エネルギーを消費してその活動によって外的自然に働きかける。外的自然からの採取、外的自然みずからの変化へのなんらかの人為的な補助・介入、外的自然の変形などをふくめて、広い意味での「自然への加工」が行なわれる。外的自然から生産物が生まれる。生産物は、一つの「人間化された自然」である。その生産物は、有機体としての人間によって使用され・消費される。その消費（使用）において、いわゆる本来の消費過程⁴⁾では、“なんらかのあり方でなんらかの面から、人間が生産

図2.1 人間と外的自然

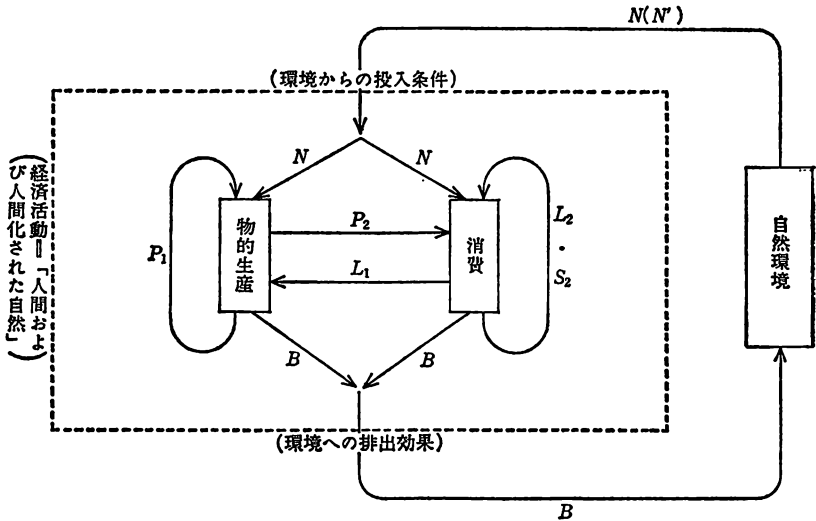


される”⁵⁾ (図2.1)。食料などが消費されて、人間の肉体的組成そのものが再生産されるのはその端的な例である。消費過程において人間がなんらかの面から生産されるというとき、上述のような端的で物理的な例だけでなく広く問題をとらえることによってその理解は成り立つ。ある衣服を着こなし、ある住宅がすみかとして使われたりすることで、ある人間の生活状態がそこにつくり出される。人間存在というのはそこに存在している生活状態をはなれて存在しえないわけであって、ある人間生活の状態がそこにつくり出されるということが、とりもなおさず、そこにあるそういった人間をつくり出しているということなのである。

「第一の生産（ここでいう物的生産——引用者注）では、生産者がみずからを物と化し（*versachlichen*），第二の生産（“人間の生産”をさしここでいう本来の消費——引用者注）では、かれによってつくられたものが人間化される（*sich personifizieren*）」⁶⁾ という形で、この関係を表現したマルクス（K. Marx）のことは至言といえる。この人間と外的自然との関係を、マルクスは“人間と自然との間の物質代謝（*stoffwechsel*）”といった⁷⁾。

この根本的関連を忘れて、生産過程というのは何か物をつくったり売ったりしてお金をもうけたり月給をもらうことだとか、消費過程というのはそのかせいできたもうけや月給を使って物を買うことだ、といったような理解から出発

図2.2 経済活動と自然環境



したのでは、経済過程の本質をつかむことはできないし、今日の産業問題に迫ることもできない。

この、人間と外的自然との間の関係としての生産と消費の根本的な物的連関を、もう少しだけくわしく説明図にしてみると、図2.2のようになる⁹⁾。

P_1 は、物的生産過程から産出され、ふたたび物的生産過程に投入される部分で、生産物としての生産手段（物的生産要素；生産財）である。いわゆる固定的生産手段などのストック部分で、ある生産周期に使用されたのち減耗しないで再投入される部分もここで示される。

P_2 は、物的生産過程から産出されて消費過程に入る部分で、生産物としての消費手段（消費物資；消費財）である。

L_1 は、消費過程で産出される人間としての労働力（man-power）のうち、物的生産過程に投入される部分であり、いわゆる物的生産用役を示す。

L_2 は、同じく消費過程で産出される人間としての労働力のうち、消費過程において使用される部分であり、いわゆる消費用役、広義の各種サービス活

動といったものを示すといえる。

S_2 は、消費過程において、ある消費周期に使用されたのち減耗しないでふたたび消費過程に投入される消費手段部分を示す。

上述の P_1 , P_2 , L_1 , L_2 , S_2 は物的生産過程、消費過程をめぐって流れる物と人間の投入・産出の主要なものを示しているといえる。しかし、経済活動は上述の投入・産出のほかに重要な物的投入・産出をもっている。それが、 N および B である。

物的生産過程、消費過程は、ともに自然環境からの投入条件をもっている。それは、(1)太陽の光、(2)大気、(3)水、(4)生活空間(生産空間、消費空間)、(5)土壌および地下無機資源、(6)生物(植物、微生物、動物)資源などである。これらがなくては、物的生産も消費もありえない。その投入を、 N で示している。

また、物的生産過程、消費過程は、それぞれの産出としての生産物や人間のほかに、各種の副産物的な、不要な排出物、不要な事態を産出する。各種の排出ガス、排水から放射能拡散にいたる各種の廃棄物、これらによる大気汚染、水汚染などがある。このような物質の排出だけではない。いわば、自然からの投入を、空間的・時間的に適切なとり方をしないためにおきる、土地資源およびエネルギー資源の早期採掘と涸渇、動物の濫獲、過度伐採、土地侵蝕、土地酸性化などの事態の産出もある。これも、悪い効果の産出なので排出効果とよんでおこう。これらを B として示した。

しかし、この B で示されるような排出物、排出効果は、ものによっては、自然環境の変化の中で変換され、または“浄化”されて、ふたたび有用な自然投入 N になったり、またそれを生む条件ともなる。たとえば、生活排泄物の一部は土中の微生物により分解されて無機物となって土壌中の栄養物となり植物の生育に役立つ。また、炭酸ガス (CO_2) の一部は海水に溶解するか、あるいは光合成によって植物の栄養素となる。また、排水による有機物は、排出された河川の水の中にもし十分な溶解酸素があれば好気性微生物の作用により、簡単で無害な最終生成物(水、炭酸ガス、無機塩類)に変換される⁹⁾。このような自然環境の作用——否定的な物質や作用を減少させ、あるいは“有用”なものに変え

ていく自然環境の能力——を「環境容量 (environmental capacity)」¹⁰⁾ といおう。

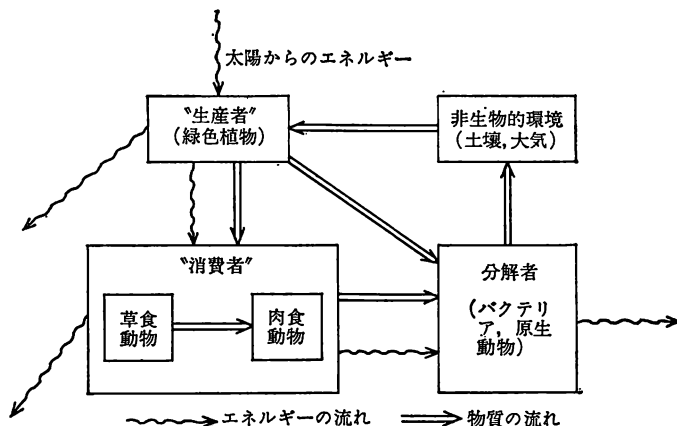
しかし、この「環境容量」による作用も不変なものではない。もし、環境容量をこえるような形で、排出物を自然環境の中に出していくと、各種の有害物はそのまま生産過程や消費過程に投入される。今日、しばしば健康に危険な形で大量に存在している大気汚染物質、一酸化炭素 (CO)、炭化水素 (hydrocarbon)、硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x)、浮遊粒子状物質などがその例である。このような形の、人間にとって有害な形での自然環境からの投入——しかし、そのほとんどの源 (汚染源) は人間自身の活動による排出効果 B にある——を、 N' で示した。たとえば、さきの排水の例でいうと、水中の溶解酸素の存在量は飽和状態でも1リットルの水にせいぜい10ミリグラム程度であるから、したがって多量の有機物が排出されれば水生微生物が増殖して酸素不足となり、嫌気性微生物の作用によって硫化水素やアンモニアといった悪臭源になる廃物が生ずる。水の腐敗である¹¹⁾。このように、排出のあり方によっては、したがってまた、人間がその排出効果に関して適切な「復元」——その効果を減殺して打消すような方法——か、または「予防」——そのような効果のおきないよう防ぐ方法——を行なわないならば、自然環境の「環境容量」の条件も複雑に変わり、あるいは低下して¹²⁾、排出された悪い効果はそのまま、あるいは増幅されて人間の生活過程にフィードバックしてくる。

また、もともと、自然環境のもつ投入条件の中にも、条件によっては、風害、水害、異常気象といった形での、人間生活にとって必ずしも有益にならないものがある。これらも N' に入れられよう。しかし、その場合にさえ、人間の過度伐採、土地の変形の無計画性などというあり方によって増幅されることが多い。

もっとも単純な採取も“自然への加工”である。そのようにみれば、上の説明からも明らかなように、人間と人間化された自然からなる人間の経済活動は、大きくは、自然における太陽、無機物、微生物、動植物などの相互作用的循環——これを生態学的循環 (ecological cycle) とよぼう——の中にあることがわかる。その生態学的循環をもう少し正確に示すと図2.3のようになる¹³⁾。

ある一定地域内に生存しているあらゆる種の生物群集と、その非生物的環境

図2.3 生態系の各要素間の関係



をもふくめた生態系 (eco-system) を考えると、次の四つに大別される。

(1) 非生物的環境。環境の基本要素としての無機および簡単な有機化合物のプールとしての土壌、大気などで、次にあげる“生産者”への栄養物の原料を産出する。エネルギー源としての太陽光線もここに入る。

(2) “生産者”。生態学では、太陽からの光のエネルギーを得て光合成により“栄養”を形成するものを、独立栄養者または“生産者”という。陸上では植物、水中では植物性プランクトンがこれにあたる。光のエネルギー投入と、非生物的環境からの物質投入により、光合成によって、個体を構成し、増殖してゆく。その個体は次にのべる“消費者”の栄養になる。また、その枯死体は、あとにのべる“分解者”への投入となる。図でわかるように、地球圏の規模で考えて、外部から入ってくるエネルギーは太陽光線であり、これをいかすことのできるものは、第一次的にはこの独立栄養者だけである。その意味ではこのグループだけが、生態循環の“始動者”の位置にあるわけで、「生産者」とよばれるのである。

(3) “消費者”。主として他の生物や有機物を食べて生きているもの、すなわち動物であり、“従属栄養者”ともいう。図式的にいうと、一次的には、前記の植物(独立栄養者)だけを食物とする草食動物、二次的には、動物を食う肉

食動物という形で、連鎖を形づくるが、現実の食物連鎖網 (food web) は複雑である。この“消費者”の死体や排泄物は、“分解者”への投入となる。

(4) 分解者。バクテリアや原生動物を主とする生物で、死んだ生物 (植物、動物) や動物の排泄物の中の複雑な化合物をこわしたり、分解産物のいくらかを吸収して、生産者がふたたび利用できる簡単な物質に還元して、非生物的環境へ排出する。

このシステムの中の循環についていうと、「まず、エネルギーについていえば、太陽光線のエネルギーから出発して、生産者・消費者・分解者という各段階において、種々の型に転換され利用されて、最後には熱という型で放散され、生態系から失われてゆく。一方物質の方は、このエネルギーの一方的な流れをある効率で利用しながら、この四段階を通して、生物と無生物の間を循環しているのである。生態系の上記の四つの要素が、その機能のそれぞれの段階を受けもって、生態系全体としての生的状態を維持しているのである。この生態系の調和のとれた生的状態が維持されるための条件」(寺本英；傍点引用者)¹⁴⁾——これが生態学にとっても、そして自然そのものにとっても重要な条件となる。

事態の性質をとらえるためもう少しみよう。エネルギーには高低のクラスがある。(1)機械的エネルギー、電気エネルギー、(2)化学的エネルギー、(3)熱エネルギーの順に、高い級から低い級になる。いわゆる「熱力学の第2法則」により、もし、外部から何の作用も、何のエネルギーも加えなければ、つまり閉じたシステムの中では、低い級のエネルギーから高い級のエネルギーには変わらない。高い級のエネルギーは低い級のエネルギーに非可逆的に変化する。したがって、すべて最後は熱になって放散する。また、物質も、閉じたシステムの中では、いわば高い秩序の構造のものから、低い秩序ないし無秩序な構造のものへ移行する。

しかし、生態系は閉じた系ではなく、太陽光線を外部からとり入れる。生態系では、植物は、外部から太陽光線のエネルギーをとり入れることによって、無機物質を変換して高度な秩序をもつ組織体を構成する。動物は、他の生物を栄養としてとり入れることにより、それを分解して自己の構造に適応した組織

構造に再構築する。また、生物は、ウイルスやバクテリアから高等動物にいたるまで、低級なエネルギーをもとにして自己の成長、運動などのための高級エネルギーへの転換を行なう（しかし、この各過程で生物は呼吸などにおいて熱エネルギーを散放しており、システム全体としては熱力学の第2法則と矛盾しない¹⁵⁾。これが生態系である。

人間はこの循環の中にあつて、動物の一端にいる。上述でわかるように“自然変化の方向は熱力学の第2法則にしたがい、均質化・死滅化に向つて進む”¹⁶⁾ともいえるが、その中で、すべての生物は、根本的には太陽光線のエネルギーをとり入れ、あるいはそれをとり入れて成育したものを摂取して、成長、運動、増殖を営む。人間も、この循環の中にあつて、生物一般と同じく、そのような活動を営んでいることが基底になっている。植物、動物を食料としてとり、その化学エネルギーをみずからの力学的・電気的エネルギー（肉体的・神経的エネルギー）に変えて、そのエネルギーにより活動するかぎりでは、動物一般と共通である。しかし、人間は、その自然へ働きかける活動過程において動物一般のそれと異なる重要な本質的特徴をもっている。それが、次節にみる「労働過程 (labour process)」の問題である。しかし、そのことを分析的にとらえるのは次節にゆずるとしても、われわれは直観的にみて、人間が他の動物と異なつて、自然に積極的に働きかけて、自分の生活状態をつくり出しているのを十分にみることができるといえる。

人間は摩擦から火をつくることを知り、山の木を伐つて燃やし、その化学エネルギーを熱エネルギーに変える。その火で、石を加熱し水で冷やすと、自然では急速に砕けない石が砕けることを知つた。湿地を排水し、土地をきり開き、地形を変え、運河を掘り、堤と堰を築き、川の流れを変えた。自然では繁茂しない植物を栽培し、移植し、動物を飼育し、変形した。自然の鉱石を掘り出し、これを熱して溶かし、金属の道具を作つた¹⁷⁾。また、太陽エネルギーにはぐくまれた生物の化石燃料をとり出し、これをもやしてエネルギーを得た。そして、熱機関を作つて、熱エネルギーから大きな力学的エネルギーをとり出すことも行なつた、等々。

そこでは、生態系の中で生物一般が行なっている成長・運動・増殖機能（高い秩序の組織体を形成する機能。低級なエネルギーを高級なエネルギーに転換する機能）と同じ機能が同じレベルで営まれているだけではない。社会科学としては、生物一般との共通点を強調するだけでは事態の本質をつかむことはできない。人間は、その生物と同じ機能をいかし、より発展させて、自然に積極的かつ多樣的に働きかけ、自然に対して“急速で多様な変化と加工”をあたえてきている。ここに問題の本質がある。すなわち、人間は他の動物のように、たとえば遺伝子の中にプログラムされただけの反応様式で行動したり、あるいは比較的に固定したパターンによる行動様式だけをとるのではない。人間は前章でものべた学習能力にささえられて、すぐれて多様な形での、自然への働きかけを行なうことになる。いうまでもなく、一義的な反応は生態学的循環の形を変えることは少ないのに比べ、多様な反応はその循環のあり方にさまざまな変化をあたえるのである。人間が生物であって、しかも生物一般ではないという性格が、ここに端的に現われる。ここにおいても、人間にとって、その“学習”は決定的な役割を果たしている。

そこで、次のようにいえる。すなわち、“人類はその知恵を働かせて、すぐれて人間に独自の多様な形で、自然を有効な状態に保ち、生活を維持してきているといえる。上述の場合には、ほとんどの場合、なんらかの形のエネルギーを加えることが必要であるが、人類は、自然変化で取り出されるさまざまなエネルギーを、多様な形で利用して、別の自然変化を多様な形で展開することにより、自然を人類に有効な状態に保ってきたといつてよいであろう”¹⁸⁾。

しかし、その人間活動は全体として生態系の中にあり、そのような活動が生態系の循環にあたえる影響が問題となるのである。

ところで、人間のそのような物的生産、消費にかかわる活動において、その規模が比較的小さい間は、自然環境における無機物、生物との相互依存の関係もそれほど問題視するほどのものにはならなかったといえよう。いわば、図2.2において、人間にとっての自然環境は、いわば無限に可能なことを許すような環境として——すなわち利用可能な資源、投入条件を、人間の採取能力の

許すかぎりにおいてとり入れ、かつ、排出効果はすべて自然の中で“浄化”され、よりよいものに還元されると考えて行動できたといえる。いいかえると、人間の経済活動のシステムは、自然環境のシステムとはほぼ独立に、あるいは自然環境との関係を無視しながら行動を展開できた。人間がそのような過程で、「自然への加工」を精力的にすすめた結果、図 2.2 における生産、消費の規模と多様性が大きくなってきた。また、人間の活動の発達は、その空間的巨大化を生み、それまで相互孤立であったところの離れた生態学的環境にも相互連関を広く生み出す。また、自然界に“人工的”な介入作用を加える結果、自然相互の“接触相”にさまざまな巨大化、複雑化を生み出す¹⁹⁾。そのような過程の中で、人間の経済活動と自然環境 = 生態学的循環との関連、“生態系の調和のとれた生的状態が維持されるための条件”がますます大きくかつ重要なものになってきているのである。

いわゆる環境問題は、すでに、第一次産業革命の頃から、人びとの意識に顕在化してきている。エンゲルス (F. Engels) は『イギリスにおける労働者階級の状態』(1845年)の中で、ロンドンにおける工場の煤煙、ガス排出、廃棄物による大気汚染、水汚染の問題をとりあつかっている²⁰⁾。また、ピグー (A. C. Pigou) が、植林と地下水・気候関係改善との関連、工場における煤煙・廃気ガスのフィルター設置と大気条件との関連などの問題を、私的純生産物と社会的純生産物との背離といった形でとりあげたこともよく知られている²¹⁾。

ただ、今日の一つの問題は、人間の経済活動と自然とのかかわりが、量的増大と多様な展開をみせるなかで、一つの質的飛躍をみせるようなレベルに近づいてきていることに関連している。従来にあっては、環境問題は、その問題を捨象して成り立つ経済モデルに対する「外」からの追加条件、補正条件といった形であつかわれてきた。今日の問題のレベルは、従来のそれとは異なり、最初から理論モデルの内部ファクターとして入れられることを要求している。

また、問題の性格と規模も今日では文字どおりグローバルなものになっている。たとえば——しばしばあげられる例としていうと——、1860年以降の100年間に、工業発展により地球上の空気中の炭酸ガスの量が14パーセント増大し

ているという。大気中の炭酸ガスが増えると、太陽熱は地球上には達するが、はね返って放散されるときに通りぬける邪魔になり、地球を「温室化」する傾向が強くなる。こうした原因から、アメリカでは年間平均気温が1920～54年の間に摂氏2度ほど上がったといわれ²²⁾、地球上でも平均0.5～1度上がったともいわれる。他方ではほこりや小さい砂が大気中にふえて太陽熱の伝播を妨げる「冷却化」も心配されているという。いずれにしろ、こういった地球的規模の問題が現実化している。

このような状況の中で、人間の産業・経済活動——物的生産、消費を、人間と外的自然との循環関係としてとらえることの意味が、ますます重要になってきている。そして、さきにふれたように、そのような形での人間と自然環境とのかかわりを生み出している根本的契機は、人間に固有の、人間が自然に積極的に多様なあり方で働きかける活動・そのあり方、すなわちそのようなものとしての、人間と自然との間の“物質代謝”を規制する活動過程としての労働過程にはかならない。

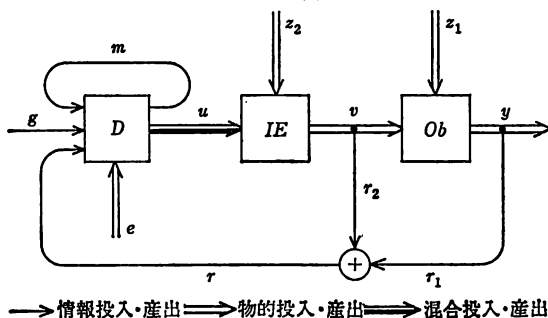
われわれは、人間の労働過程の特質をより明らかにせねばならない。次にそれをみよう。

第2節 労働過程における制御と情報

労働過程は、人間と自然との間の物質代謝を人間が制御する過程であるといえる²³⁾。

それは、前述したような人類と外的自然との間の循環関係に対して人間が積極的に働きかけるといった広い意味とともに、その過程の個々の要素としての個々の労働過程において、主体的契機としての人間の行動＝労働(labour)が、労働手段および労働対象を制御する一つの合目的的活動であることをも意味している。労働対象とは、労働が働きかけようとする広い意味での目標対象であり、労働手段とは、人間が自分と自分の労働対象の間に、自分の行動の導体としておくところの、一つの物かまたはいくつかの物の複合体である。

図2.4 労働過程の簡単なモデル



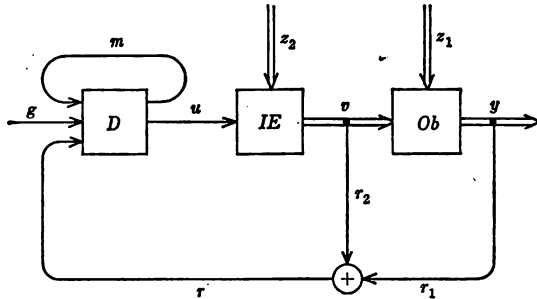
そこで、労働過程の一般的モデルを、人間が労働手段を用いて労働対象に働きかけるフィードバック制御のシステムとしてモデリングすることも、かなり一般的な理解として成り立っている²⁾。その簡単なモデルを図2.4で示す。

D は労働主体(人間)、 u は労働である。 IE は労働手段、 Ob は労働対象、 z_2 、 z_1 はそれぞれにおける可利用エネルギー、物質投入と外乱とをあわせて示している。 v は労働手段から労働対象への作用であり、 y は作用結果としての産出状態または生産物である。労働主体は、労働手段の操作状況に関する情報 r_2 と、結果状況に関する情報 r_1 とをあわせて、環境情報 r としてもつ。 g は目標、 m はメモリーであることは、第1章の諸モデルと変わりはない。

ただ、前節の話とのつながりを明示的に示すために、労働主体(人間) D はエネルギー投入 e をもつ。したがってまた、労働 u も、いわゆる混合投入・産出(第1章第2節参照)——(すなわち、情報作用がすべて物質作用になわれているという一般的意味ではなく、その作用が情報作用=信号作用としての機能をもつとともに、物理的エネルギー作用そのものとしての機能をもつというもの)——として示す方が、人間自身が自然の一部として外的自然に働きかけている関係がよく示されるといえよう。

事実、第3章でものべるように、人間が労働手段としていわゆる道具(instrument)を使うような、たとえばカンナ(IE)を用いて木(Ob)を削るような段階では、機械(machine)を使う段階に比べて、その労働は混合投入の性格が濃いと見える。しかし、ここで次のことを忘れてはならない。人間労働が道具使

図2.5 労働過程の制御モデル



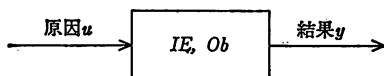
用の段階において混合投入の性格が濃いというのは、いわば労働内部の種差 (species) をあつかう場合の分析レベルの問題である。これに対し、合目的行動としての人間労働全般を、この自然界における無生物・他の生物の運動と比べる分析レベルにおいては、どこに人間行動の特性があるか。第1章でみたように、その特性は人間行動のもつ制御機能にあることは明らかである。人間自身が外界に投入する物理的エネルギー量の大きさだけでは決して人間のなしてきてきたような仕事はできない。人間自身の外界に投入する物理的エネルギー量の大きさそれ自体は、人間が知恵を働かせて（それをこの節でもみる）利用する外界の自然エネルギーの大きさに比べ、きわめて微小なものである。すなわち、人間労働はすぐれて、人間が利用する外界の自然作用・自然変化への信号作用としての意味をもっているのである。その意味では、労働のもつ制御としての性格を明示する形で、労働過程において、 u を情報投入（制御投入）としてあつかうモデルもなら事態の客観性を損うものではない（図2.5）。

しかし、労働が現実的に制御として現われるためには、エネルギー投入 e が十分な可利用エネルギーとしてあたえられることが条件となる。これが前節のはじめにのべた、“人間の生産としての消費過程”の問題とかかわってくる。そのことについては、次章以下の論議においても具体的に現われてくるし、第6章においても集中的にとりあつかう。

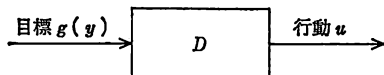
ここでは、労働過程に分析を集中するので、さしあたり可利用エネルギーとしての e は十分にあたえられていると設定して出発する。

図2.6 因果モデルと決定モデル

(a) 因果モデル



(b) 決定モデル



さて、上述の設定のもとでは、労働主体は制御に関する決定関数、

$$u = D(g, r, m) \quad (2.1)$$

をもつ。さきには、この関数の作動様式については分析したが、この決定関数成立のための具体的条件についてはみなかった。ここではそれを考えよう。

労働主体にとって、上述のような決定関数(制御ルール) D をもつためにはなにが必要か。かれは、まず、“どのような u を決定すればどのような y が生ずるか”ということに関する、ある対応関係 = 法則性についての情報(知識)とそれにもとづく見通しをもっていなければならない。そのことが、前提的に必要となる。すなわち、 IE において、

$$v = f_2(u, z_2)$$

Ob において、

$$y = f_1(v, z_1)$$

合成して、

$$y = f_2 \circ f_1(u, z_2, z_1) \quad (2.2)$$

なる因果関係(causal relation)についてのある種の情報があり、見通しが立ってはじめて、(2.1)の決定関数が成り立つ。図2.6で示した(a)の因果関係の見通しが、(b)の決定関係(D に近い y を求めるため v を決める)につながらる³⁾。もちろん、正しくいうと、(b)の決定による行動からの「学習」結果として(a)の因果認識が得られ、これが次の行動決定に役立てられるというサイクルである。これらはすでに何度ものべてきたところである。

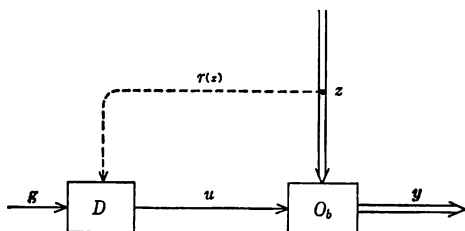
その因果関係についての情報は、確定的な因果関係法則についての情報であってもよいし、あるいはまた、確率をともなったような傾向的な対応関係についての情報であってもよい。また、それらの情報は、その主体が、経験学習（第1章第2節参照）で得たものでもよいし、通信学習（同上）で得たものでもよい。

このような意味あいにおいて、労働主体がその目的を達成するためには、みずからの労働、労働手段、労働対象のそれぞれがもつ機能や相互関係におけるなんらかの規則性に関する情報と、その利用にもとづく、ある一定の見通しを必要とする。その情報が現実を正しくとらえたものでなかったり、不十分なものであれば、(2.2)の関数における誤り、見通しの誤りが、(2.1)の関数における誤りとなって現われ、制御の結果は悪くなる。

このような観点を強調する見解はしばしばみられる。たとえば、マッケイ(D. M. Mackay)は、人間の一般的な行動のサイバネティック・モデルを考えた際、人間は、すでにおきた状態変化の中になんらかの規則性や傾向性を見出し、これを利用することによって、可能的な状態変化を見越して(in anticipation of……)反応するということを強調した⁴⁾。労働の問題を決定的に重視したマルクスも人間の労働過程を説明するにあたって、行動における“見通し”の問題を中心の一つにすえている。蜘蛛や蜜蜂がその巣をつくるに際して、いかに“上手に”こしらえようとも、「もっとも拙劣な建築家でも、もっとも優秀な蜜蜂より、そもそもから優越視される所以は、建築家は蜜房を蟻で建築する前に、すでにそれを自分の頭の中に建築している、ということである。労働過程の終りには、その初めにあたってすでに労働者の表象のうち、つまりすでに観念的に(idell)現存していた一つの成果が出てくる。」⁵⁾（傍点原文）といった。人間がそのように、予想=見通しをもって行動することは、人間がその行動と状況の関連におけるなんらかの規則性をなんらかの形で認識していることにつながる。

人間にとって、状況と行動における規則性・傾向性をとらえてそれを利用し、見通しを立てて行動するというあり方が本質的であることは、より工学的・生

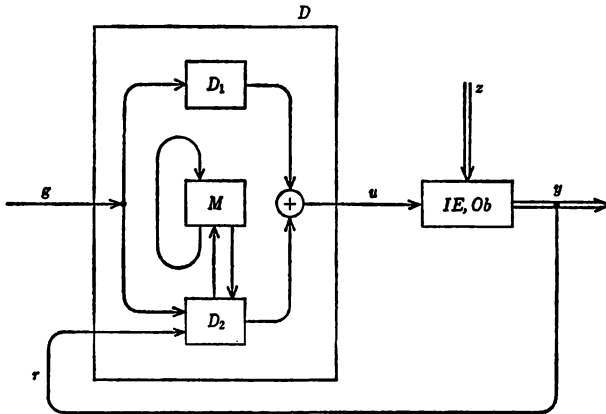
図2.7 フィードフォワード制御



理学的な基礎レベルでさえも確かめられる。

人間が機械を使うシステムを、人間—機械系 (man-machine system) というが、人間—機械系において、人が目、耳、触覚などで情報をうけとり、ハンドル、ノブ、ボタン、情報レバー、ペダルなどの機械的装置を操作して行なう制御を手動制御 (manual control) という。たとえば、その手動制御としてのフィードバック制御動作においても、それが一般的かつやや規則的なものであるかぎり、多くの場合、そこには“現在の状態の変化の傾向をもとにして将来の状態を予測し、あらかじめそれに対する処置をとっておこうとする動作”をふくんでいるといわれる⁶⁾。とくに、目標の動きと結果とがそれぞれに情報の中であたえられるタイプの追跡 (pursuit) 動作の場合には、より状態予測的な性格の濃いフィードフォワード制御 (feed-forward control) が組み合わせられるといわれる⁷⁾。フィードフォワード制御とは、一般には図 2.7 に示すもので、主体が制御対象に関する特性をよく知っていれば、結果状態のフィードバックなしに、“こういう制御をすれば結果はこうなるだろう”という予測に立って制御をきめる。あるいは外乱を観測して“この外乱ならだいたいこのように制御すればよいだろう”という見計いで行なう。フィードバック制御は産出結果を観測しこれを目標と比較して制御の調節を行なうので正確であり、人間行動の基本をなすが、情報が回路を巡回して伝わる時間的遅れなどから、変動の早い外乱などへの対処がむずかしい。フィードフォワード制御は、予測に立って制御するので、場合によってはおおいに有効となる⁸⁾。ところで、追跡動作のモデルはごく簡単には図 2.8 で示せる。決定システム D はサブシステムとして D_1 , D_2 , M をもつ。

図2.8 追跡動作のモデル



D_1 がフィードフォワード制御であり予測に立って行なう制御システムである。その結果を D_2 のフィードバック制御（これも前述の通り予測的調整動作をふくんではいないが）により調整する。 M はメモリである⁹⁾。そして、シェリダン (T.B. Sheridan)、ファレル (W.R. Ferrell) らは、“現実の状況 (real-world situations)” としては、“日常的仕事 (everyday task)” としての手動制御にあっても、上述の追跡動作のタイプが多く、さらにまた、作業主体の予測的行動の性格の濃い予知 (preview) 動作も多いといい¹⁰⁾、作業における予測性の一般的なことを示唆している。

われわれにとっては、これ以上に、あまりミクロ的なレベルに降りる必要はないのであるが、人間に固有な予測性 = 状況の規則性把握とその利用を理解するうえで、次の神経科学的知見を加えておくことも無意味ではないであろう。視標 (視る目標) の動きがある性質を備えたものであれば、視標を追う眼球が視標に対してずれる時間はしだいに少なくなり、ついには完全に追従できるようになる。その際、眼球は視標の動きより少しだけ速く動くが (これを位相進みという)、「サルではこのような位相進みはみられないから、これはヒトの情報処理系の予測能力によるものである」¹¹⁾とされている。

ところで、現実の労働過程は、上述のようなミクロのレベルだけでとらえるわけにはいかない。現実の労働過程は、上述のような一般的動作・行動の複合であり、時間的過程も長い。農耕をとってみても、耕し・種まきから収穫にいたるまで全過程を一つの労働過程ととらえることも考えられる。このような場合、労働主体がその環境における状況の規則性、すなわち、みずからの労働、労働手段、労働対象などの相互作用関係における規則性に関する情報とその予測の利用を、すぐれて必要とすることは明白である。

そして、この状況に関する情報とその予測の利用ということの中に、“過去の経験から、また他の主体から、得た情報による情報蓄積により未来の行動パターンを改善する”という、人間に固有な“学習”が現われるのである。その“学習”——経験学習と通信学習の歴史的蓄積により、人間の利用する法則的知識の多様性が生まれ、前節にのべたような人間による自然への多様な働きかけとしての、多様な労働が現われる。したがってまた、その学習にもとづくものとして、人間の労働は、遺伝されたパターンにもとづく、すなわち遺伝子の中にプログラムされたパターンだけにもとづく、蟻や蜂の固定パターンによる“作業”と本質的に異なるものとして現われるのである¹²⁾。

“労働における見通し”→“規則性にかかわる情報の利用”→“学習”→“多様性”という形で、それらは一つの環でつながっている。上述を要約しよう。

- 1° 人間の労働過程は、人間と自然の物質代謝関係を人間が制御しようとする合目的行動としての制御過程である。
- 2° 制御にあたっては、労働主体としての人間は、みずからの労働と労働手段・労働対象など環境との間における相互関係についてのなんらかの規則性をなんらかの形でとらえ、その情報を利用する。このような情報を、われわれは、武谷三男＝星野芳郎氏にならって、自然法則性にかかわる情報、または、自然法則性的情報とよぼう。“自然法則性”というのは、“個々の現象の間の因果関係は、経験的に、あるいは実験のうえで分かっているが、自然法則といえるほど、その根拠が論理的に解明されていないという場合”のいわゆる“経験則”をもふくんでいるからである¹³⁾。

3° この情報の十分さ、正しさ、またその利用のあり方が、制御としての労働の成果を左右する。

4° この情報の獲得において、人間の学習が発揮され、情報利用の多様性が、人間にのみ固有な人間労働の多様性を生む。

では、労働過程における自然法則性的情報の利用はどのような具体的形態をとって現われるか。われわれは、人間のたんなる一般的行動ではなく、その労働過程をとりあつかう以上、労働過程における固有な現われ方において、その自然法則性的情報の利用をとらえねばならない。次にみよう¹⁴⁾。

第3節 労働過程のパターンとしての技術

労働過程に利用される自然法則性的情報は“人間と自然の物質代謝関係の制御”としての労働の成果 (performance) をよりよいものとするために利用される。

一般に、制御の成果の良し悪しは、第1章でみたように、制御主体のもつ評価関数 (評価基準 - performance criterion) によりみられる。労働過程が、現実の歴史的に規定された社会的な過程となって現われるとき、労働過程そのものないしは労働主体そのものがどのような制御をうけとるか、またその評価関数がどのようなものとなるかという問題は、あとで具体的形態のもとにみる。いまここでは、労働過程だけが抽象的にとり出されてみられている。そのかぎりでは、労働過程での制御主体は労働主体であるという関係だけが現われる。この労働主体のもつ評価関数の形も現実にはさまざまであるが、上述のように抽象的にみるかぎりでは、労働過程が本来的に人間と自然との間の物質代謝の制御であるという観点だけが現われることになる。

“人間と自然との物質代謝”としてのみみられた労働過程にあっては、人間がその環境から得た化学的エネルギーをみずからの力学的(筋肉的)・電気的(神経的)エネルギーとして自然環境へ投入することではじまる。人間のその筋肉的・神経的エネルギーの投入は、自然環境への信号投入として、あるいは混合

投入として作用し、労働手段、労働対象相互間における物質的変化がおり、人間の望む生産物が得られるという過程である。そのかぎりでは、労働過程における評価関数は、労働過程に投入される労働（筋肉的・神経的エネルギー）の量、あるいは労働強度と労働時間、労働手段使用量、労働対象量などを節約して、所定の生産物を達成すること、あるいは前者の投入諸要素を所定として生産物の達成レベル（量的、質的）をあげることなどで示される。その形は多様であろうが、いまその細部に立ち入る必要はない。その評価関数の向上のために自然法則性的情報が利用される。

一般的にいうならば、自然法則性的情報は決定関数 D の改善、制御の改善に使われるということになる。われわれは、ここでは問題をもっと具体的に労働過程に固有のあり方でみなければならぬ。すなわち、労働過程が、具体的には、労働、労働手段、労働対象の三つの要素の相互連関からなり、労働は労働手段、労働対象の関係に働きかけるものである以上、その決定関数の改善、制御の改善は、具体的には、労働過程におけるその生産諸要素——労働、労働手段、労働対象——のあり方、使い方、その相互作用の改善の中に現われるわけである。すなわち、労働過程における各部分、各要素のあり方と相互連関、広義における相対的配置（configuration）の改善となって現われるといえよう¹⁾。これを、いまさしあたり労働過程の改善とよぼう。

労働過程の改善は具体的にどのように現われるか。漸次みてゆこう。

1 技量、熟練

労働過程の改善は、まず端的には、個人としての労働主体が、その労働手段、労働対象を処理するあり方の改善——いわゆる技量、熟練の向上として現われる。

具体的には多様であるが、抽象的にいうと、作業過程における労働、労働手段、労働対象の配置やあつかい方にかかわる不必要な時間的・空間的間隔、ロスの除去、したがってまた、それら生産諸要素の時間的・空間的配列の改善、“予想”を立て準備すること——すなわち計画（planning）の改善などが総合的

に現われる³⁾。一言でいうと、作業過程における無秩序 (disorder) を減らし、作業をその目的に向ってよりよく順序 (秩序, order) づけるために、自然法則性的情報が利用される。ここで、“よりよく順序づける”とは、一義的に硬直した順序だけが問題なのではなく、調整における多様度 (variety) の増大を準備することをもふくんでいる。

この最後の点にかかわって、アシュビー (W.R. Ashby) ののべた「最小多様度の法則 (the law of requisite variety)」についてふれておくことは、われわれの理解に資するだろう⁴⁾。

すなわち、労働とは制御であるが、労働主体が結果のある目標に向って近づけようと努力するところへ、外乱がさまざまな形で攪乱してくる。これに対する一つの防禦 (defence) は、この外乱作用が事態にとって本質的な状態にとどかないようにすることである。簡単な例でいうと、敵の剣を盾で防ぐようなものであり、別の例でいうと、航空機の運転装置全体は、機外の気流、乗客の運動、エンジン推力の不規則性といった外乱が航空機の運動状態にとどかないように遮断する装置であるといってもよい。これが外乱の阻止 (blocking) である。労働において作業にある定常性 (順序づけ, 方向性) をあたえて、いわゆる規則化 (routinize) するというのも、外乱に対する一つの阻止にはかならない。それがいわゆるロスの除去につながる。しかし、もう少し考えると、次のようになる。

いま、外乱集合 Z がその多様性でもって——つまり外乱 z^1, z^2, \dots, z^n のうちどれになるかという多様性 n で——状況を攪乱してくる。結果は、主体の行動と外乱とによってきまる。もし、主体の側で制御に用いる行動——用いる“手”——が一つしかなければ、どのような外乱に対しても同じ手を打つのであるから、結果がどうなるかは外乱によって左右され、結果の多様度は外乱の多様度と等しくなる⁵⁾。過程は外乱によって完全に制御されているのに等しい。つまり、主体は外乱を阻止できず状況を制御できていない。しかし、もし、主体が二つの“手”を、この外乱ならこれ、あの外乱ならあれというふうに——簡単化のためいま外乱をみながら対処しているとする——用い、あるいは用い

うるとすれば、そのときには結果の多様度を減らし、最小限 n の 2 分の 1 まで減らしうる。もし主体が三つの手をもてばさらに結果の多様度を減らし n の 3 分の 1 まで減らしうる。以下同じである。すなわち、多様度だけが多様度を破壊することができる。主体が多様な行動 = 用いうる“手”の多様度を用意することが、外乱にもとづく結果の多様度をある程度にまで引き下げ、外乱の影響を阻止することを可能にする。

具体的あり方はさまざまであるが、一般的にいて次のようにいえよう。作業においてよりよく順序づけるとは、労働主体の目標に向ってよりよく順序づけることである。主体が状況（外乱）に対する多様な反応を用意してはじめて、その目標に向っての整然たる進行が保証される。すぐれた工匠は、その“手”をすぐれて多様にもっている。その“手”の多様さは、経験学習、通信学習によって得たさまざまなタイプの自然法則性的情報の利用によって生まれるのである。

2 労働の作業組織形態（労働の組織形態）

現実には労働過程における具体的労働としての作業は、一般的に協働 (cooperation) として行なわれる。ここでいう協働とは、労働過程における具体的労働としての作業の「協同」であり、厳密にいうと協同作業 (cooperative work) である。そこでは、ある一定の物的相互連関をもつ労働手段の物的集合および労働対象の物的集合が複数の労働主体により、ある生産物集合を産出するという具体的目的に関して、協同して制御される。そのようなかぎりでのまとまりを、作業場 (work place) とよんでおく。それは、一つの生産過程の場であり、農場、手工業的事業場、工場などの完結した一つのシステムを示す。

自然法則性的情報の利用としての労働過程の改善は、作業場における協同労働としての協同作業の形態の改善としても現われる⁵⁾。

そのような作業形態の改善の現われ方はさまざまであるが、抽象的には、作業場において複数主体により労働手段・労働対象の集合を協同して制御する際の、個々の現実的作業における時間的・空間的分担と相互結合のあり方の改善

である。そこには、各人の労働、労働手段、労働対象の配置における時間的・空間的ロスの除去、したがってまた、いわゆる“工程”の細分化、再編成等につながるような、それらの労働、労働手段、労働対象の時間的・空間的配列の改善、作業準備・作業諸局面の計画的配置の改善などがふくまれる。いわゆる“工程”を編成するあり方とされているものかなりの部分はここに属する⁹⁾。いうまでもなく、このような労働配置の形態は、そこで使用される労働手段、労働対象の具体的な機能、その物質的作用のあり方と相関しており、それらの自然法則性に関する経験・知識=情報なくして労働配置の形態の改善を考えていくことはできない。その労働手段・労働対象の物質的性質・作用に応じて人間の労働のあり方やその連結の様式も変わらねばならないからである。また他方、人間労働の、そして集団的に作業する際の、さまざまな生理学的(肉体的・神経生理的)状況についての、経験則をふくむ自然法則性的情報の利用が必要であり、それなくしては労働手段・労働対象の配置も考えられないことも明らかである。

ここで二つのことに留意しておこう。一つには、上述でわかるように、労働配置の形態はその内容としては労働手段・労働対象の配置と連関してのみとらえうるといことである。ただ、労働手段・労働対象の物的形態の改善そのものは次項で説明し、ここでは、それらはあたえられたものとして現われる。また、このように、作業場における労働配置の形態は基本的には、人間と自然の関係における合法則性の問題として現われる。これを忘れて、労働の配置形態を後述の作業情報組織・管理形態の問題と同一視し、しかもこれを人間と自然の関係から切り離してあつかってはならない。そのようにみても、かえって、その作業過程における現実の情報組織・管理形態が、どのような機能を担って現われているか、すなわち、それが人間と自然の関係としての労働過程の合法則性にそうものとなっているかどうか等を十分に見定めることができない。

この作業場(工場など)における労働配置形態の改善は、同時に、それら複数主体間にあつて、それら作業順序などに関して協同化条件——事前調整・目

標統合・情報共用——をいかに組織するかという、労働主体間の情報交流と意思決定システム＝協同的決定システムの改善をともなう。この、一つのまとまりをもった労働過程にかかわる労働主体の協同決定システムのあり方を、その作業場における作業情報組織形態とよぼう。

そして、労働配置形態がきわめて小規模で単純なときには別として、労働配置形態がある程度の規模をもち、やや複雑になると、作業情報組織の中に、中央調整システム(第1章第3節4参照)がおかれる。作業の協同にかかわる中央調整機能を担当するシステムであり、いわゆる作業の管理システム(management system)として現われる。しばしば、“すべての比較的に大規模な結合労働、直接的に協同的な労働過程にあっては、多かれ少なかれ、個別的な諸活動を調和させるための単一の指揮(eine Direktion)としての監督(die Oberaufsicht; supervision)と指導・管理(die Leitung; management)が要る”という意味のことがいわれるのもほぼこれにあたる⁷⁾。したがって、協働の範囲がいわゆる管理の範囲にも一致する⁸⁾。この作業管理システムは、いまここではそれが労働過程における協同作業を編成する具体的必要から発生した調整機能をみだすものとして現われるかぎりでもとりあげられている。その調整機能は具体的な生産過程の中に位置づけられるとき別の機能のもとにおかれることがある(これについては、第3章第4節参照)。したがってまた、それらの条件により、具体的にはだれが何をどのように管理するか、すなわち、その管理のルールとはどのようなものであるか、その管理にあたる人的システムはどのようなものであるか等々は、多様である。その形態を作業管理形態とよぶ。作業管理形態の問題は、多くの場合、作業情報組織形態の問題における主要部分となる。

上述の、労働配置形態と作業情報組織形態(または作業管理形態)をあわせて、労働の作業組織形態(the pattern of work organization)、単純には労働の組織形態とよぶ。この労働の組織形態における改善は、一言でいうと、自然法則性にそいそれを利用して、複数労働主体間の労働の相互関係をよりよく順序づけることにほかならないといえよう。ここで、よりよく順序づけるということも、1の技量、熟練の場合と同じく、組織を上手に作って協同組織のもつ結合労働

= 協同作業全体における多様性を増大させることにより、よりよい結果に近づくことを保証しようとするものにほかならない。したがって、ここには、第1章第3節4でのべた自律性や冗長性の問題なども現われる。また、ここでは、そのような自律性をもふくめて、多様な行動全体を調整するための情報処理ネットワークの問題が、作業情報組織形態の問題として現われるのである。

なお、労働配置形態と作業情報組織形態とは明らかに相関するのであり、ときには区別しにくい側面もあるといえようが、同じ労働配置形態（たとえば、あるタイプの流れ作業システム）が異なった作業情報組織形態のもとにおかれることもありうるので、この両者を分けておく方が便利である。

また、ここにのべた作業組織形態は、最初にのべたように抽象的にみられた労働過程にかかわる。したがって、労働過程が具体的な特定の歴史的形態規定のもとにおかれるときには、労働過程全体が、そして労働主体が特定の社会的関係のもとにおかれる。これは当然に労働組織形態に一定の影響をあたえる。現実には、労働組織形態とくに管理形態がどのような形態をとるかは、まさに労働過程と歴史的な社会関係とをつなぐ環として現われる。われわれは、これをたとえば、第3章、第4章においてみる。しかし、きわめて当り前のことであるが、あるものとあるものが相関するというこの意味を明確にするためには、それらの二つが別々に抽象されて（切り離されて）とらえられたときどのようなものとなるかを明らかにしておかねば意味がないのである。したがって、ここで、本来的な人間と自然との物質代謝の関係としてとらえられた抽象的な労働過程、すなわち労働投入量・物的生産要素投入量の節約とか、投入量一定のもとでの生産成果向上等を目標とした労働過程において、自然法則性的情報の利用が労働組織形態の改善として現われる意味を、前述のような形で明確にしておくことは、後述の歴史的社会的関連をみるうえでも決定的に大切である。

3 労働手段・労働対象の物的形態

上述してきた改善は、主として労働過程における人的要素の側面にかかわっ

ている。このほかに、自然法則性的情報の利用による労働手段・労働対象そのものの物的形態の改善がみられるのはいうまでもない。これらの物的生産要素についての改善は、前述した“労働のよりよい順序づけ”と本質的に異なるものではなく、それらの間には一つの連続性がある。

もともと、基本的に道具 (instrument) というものは、作業過程にある定常性 (順序づけ、方向性) をあたえる意味をもち、そこに道具としての一つの機能がみられる。たとえば、“ナイフの刃面が長いということは、ナイフで物を切るさいの人間の手の運動が、ナイフの刃面に沿った往復直線運動に定常化されるように案内の役割を果たしている。また、ノコギリの刃がたがいにわずかずつ方向を違えながら、全体として一列に並んでいるのは、ノコギリを操る際の手の運動を往復直線運動に定常化するとともに、一つの刃が材料を切ったあと、ごく短い時間で次の刃が材料を切るように規定されている。道具自身に、作業の方向や時間を指示する情報が体現されて”、作業の定常化が生まれている⁹⁾。道具はそのような性質をもつからこそ、“道具は労働組織化の一手段である”ともいわれるのである¹⁰⁾。そして、このような道具が考案されるには、人間が経験や伝聞で得たさまざまな自然法則性的情報が利用されている。3時間の手労働で“石製シャベル”を作りそれを使って5時間穴を掘る者は、手を使って8時間穴を掘る者よりも、大きな穴を掘る。“ $3+5>8$ ”の中には、シャベルを考案した知恵 = 自然法則性的情報の利用がもたらす労働過程の改善が現われている¹¹⁾。そして、エルマンスキ (J. Ermanski) は、道具がもつそのような性格は、「労働の合理的組織という見地からみれば」¹²⁾——すなわちわれわれのいう“労働過程のよりよい順序づけ”の見地からみれば、作業手順のよりよい順序づけと本質的に同一であることを指摘している。

労働手段における定常性の機能とその果たす役割は、原動機・伝動機・作業機のセットとしての、さらにはそれに制御装置を加えたものとしての「機械」、あるいは労働対象の化学的变化を主目的とするいわゆる「装置」などの多様な発達にあっても、多くの場合において変わりはない。たとえば、簡単な例では、“産業革命のなかで発明された送り台つき旋盤では、刃物は送り台に固定され、

送り台は材料の回転軸に平行にベッド上の送り軸を移動する。刃物の直線運動の方向は送り台と送り軸によって規定される”¹³⁾。もちろん、今日までの機械体系、装置体系の発達は、上述の旋盤の比ではない。その複雑なシステムにより、活動における多様性を増しながら、ますます精緻な形でそのよりよい順序づけとしての機能を増してきている。その機能性は基本的には過程の定常性を保つ部分機能の連結により保証されている。ここでは、それらの委細は必要ではない。それらの機械・装置の発達において、自然科学的知識を中心とするさまざまな自然法則性的情報の利用によって、いわゆる“自然の人間化”として、より秩序（順序）の高い物的組織体の構成作業が行なわれていることを確認すれば足りる。

上述のような道具、機械、装置における定常性利用が、同時に、テコから熱機関などにいたるあらゆる自然作用・自然エネルギーの利用——“自然力”の利用と結合していることはいうまでもない。前節でものべたように、人間自身の肉体的エネルギーの投入量だけではなほどの仕事もできない¹⁴⁾。したがってまた、人間は、労働対象としての大気、水から風の運動エネルギー、水の位置エネルギーを使い、また化石燃料を利用してその化学エネルギーを利用し、また電気エネルギーを利用し、より“高級な”力学的エネルギーに転換するというをも行なうようになった。これら労働対象利用における改善においても自然法則性的情報の利用が現われている。さまざまな原材料そのものにおける改善においても、各種の自然法則性的情報の利用による多様化、組織化が現われている¹⁵⁾。これら労働対象の利用におけるさまざまな改善は、人間と自然との間の物質代謝の関係として重要な意味をもってきている。

以上、労働過程において、自然法則性的情報の利用は、①個人的な技量、熟練、②労働の作業組織形態、③労働手段、労働対象の物的形態の改善となって現われる。利用された自然法則性的情報は、いずれも、上述の技量・熟練、労働組織形態、労働手段・労働対象の物的形態のそれぞれのあり方＝パターンにおける“適切な多様性の増大をふくんだ、よりよい順序（秩序）づけ”という秩序の高度化、組織化となって現われるといえる。そして、これら①②③は関連

している。労働手段・労働対象の改善は必ずその“使い方”における変化をともしない、後者はとりもなおさず労働の組織の変化に一致するからである。また、労働の組織形態における変化が、労働手段における物的形態の変化をうながすこともあるわけである¹⁶⁾。このことは、すでに労働配置形態を、労働と労働手段・労働対象の配置の形態としてとらえねばならないということのなかに根ざしている。

ここで次のことを補っておこう。上述のうち、**技・量・熟・練**の中には、言葉によって他の主体に伝えることのできないものがある。これは、しばしば技能(skill)ともよばれる¹⁷⁾。“勘”や“コツ”などといわれるものの中にはそのようなものが多い。これらは、その自然法則性的情報の利用形態が他の主体にふたたび情報となって伝達され、社会的に伝播(diffusion)するという条件を十分にもっていない。その意味において、“労働過程に現われた情報体系”という性格を十分にもたないといえる。なぜなら、人間の学習は、発達したシンボル記号系列としての人間言語情報処理=概念形成能力を前提としており¹⁸⁾、そのことによって人間の労働過程の社会的・歴史的進歩がありうるからである。なお、個人作業における**技・量・熟・練**のすべてが上述の“技能”と考えてはならない。個人的**技・量・熟・練**のかなりの部分は、言葉によって、また言葉を用いた訓練(training)=“監督つき学習”¹⁹⁾によって、十分に人に伝えうるものが多いからである。

そこで、(イ)技・量・熟・練の改善のうち知的教育的訓練などにより伝達可能なもの、(ロ)労働の組織形態の改善、(ハ)労働手段・労働対象の物的形態の改善に限定しよう。これらはいずれも言語体系によって媒介され、十分な意味で社会的・歴史的に伝播し、人間の労働過程の社会的・歴史的進歩につながるものである。そこでは、自然法則性にかかわる情報体系を多様に利用して、労働過程の各部分・各要素の広義における配置(configuration)=あり方のパターン、すなわち労働過程のパターンの多様な改善がすすめられている。そして、この改善が人間の労働過程における多様性と秩序(順序)を増大させて、前節にのべた、人間の自然への働きかけにおける多様な能力を社会的・歴史的に開発し

てきているのである。

上記の(イ)(ロ)(ハ)は、「自然法則性的情報が労働過程に利用され、労働過程のパターン改善となって現われたもの」であるといえる。縮めていうと「自然法則性的情報の利用にもとづく労働過程のパターン」である。労働過程のパターンが、本来的には上述で説明してきたように、自然法則性的情報の利用と具体化として生まれることを条件において表明するならば、「労働過程のパターン」とさらに縮めて表現してもさしつかえはないであろう。これが、われわれが以下において「技術」(technology)とよぶものである²⁰⁾。また、(イ)は広義には(ロ)にふくみうるので、これを一つにまとめ、われわれは、「自然法則性的情報の利用にもとづく労働過程のパターン」としての「技術」を次の二つでとらえことができる。

(A) 労働の組織形態におけるパターン。

(B) 生産手段(労働手段・労働対象)の物的形態におけるパターン。

これらのパターンが、労働過程によって人間が自然との関係を制御するときの多面的な制御作用の源となって作用する。その意味では、これらのパターンは、第1章第2節に説明したのと同様の意味での“情報”にはかなならない。労働過程におけるパターンの定在が、自然に対する人間の制御作用における情報(自然への情報)の機能をもっている。上述の「技術」は“労働過程の情報体系”であるといってもよい。そうであればこそ、労働手段・労働対象の物的形態をどう構成するか、あるいは労働の組織形態をどう構成するか、という「技術」が、そこに実在する生産手段の物質的定在や労働力(man-power)の存在そのものから相対的に切り離されて、“情報”として主体から主体へと伝達されるのである。技術は情報であるといわねばならない。情報として、伝播し、積み重ねられ、改善されていく。重ねていうが、その意味は、その源が自然法則性的情報であることをさしているのではなく、労働過程における(A)、(B)のパターンの定在が、制御としての人間労働における情報の機能をもっていることをさす。ただ、“労働過程の情報体系”という表現は、労働の作業情報組織形態のようなものと混同されやすいので、この表現は避けて、“労働過程のパターン”

と表現する。

このようにみればわかるように、(A)も(B)も、自然法則性的情報が現実の労働や生産手段のあり方に具体化されるものであるが、“体化”ということを非常にせまく“生産手段の物的存在”という意味だけにかかわらせると、(A)がいわゆる“体化されていない技術変化 (disembodied technological change)”にかかわり、(B)が“体化された技術変化 (embodied technological change)”にかかわる²¹⁾。

技術についてのわれわれの規定は、武谷＝星野氏が“生産的实践における客観的法則性の意識的適用”と規定したそれにはほぼつながるといえる²²⁾。星野氏によると「この生産的实践とは、経済学的には、労働過程であるにはかならない」²³⁾。また、星野氏は、「技術というものは、……概念的思惟によってしかつかまれない範疇である」²⁴⁾と強調し、労働配置や労働手段「の中に息づいている人間の知恵」が大切であるとしぼしば指摘している²⁵⁾。そして、「技術……は、……生産的实践の様式、仕方のみに関するものであって、エネルギー的なものは何らそれに含まれていない」²⁶⁾（傍点引用者）ともいわれる。これらはすべて、“技術”が“労働過程のパターンとしての情報”の性格をもつことを示すものにほかならない。

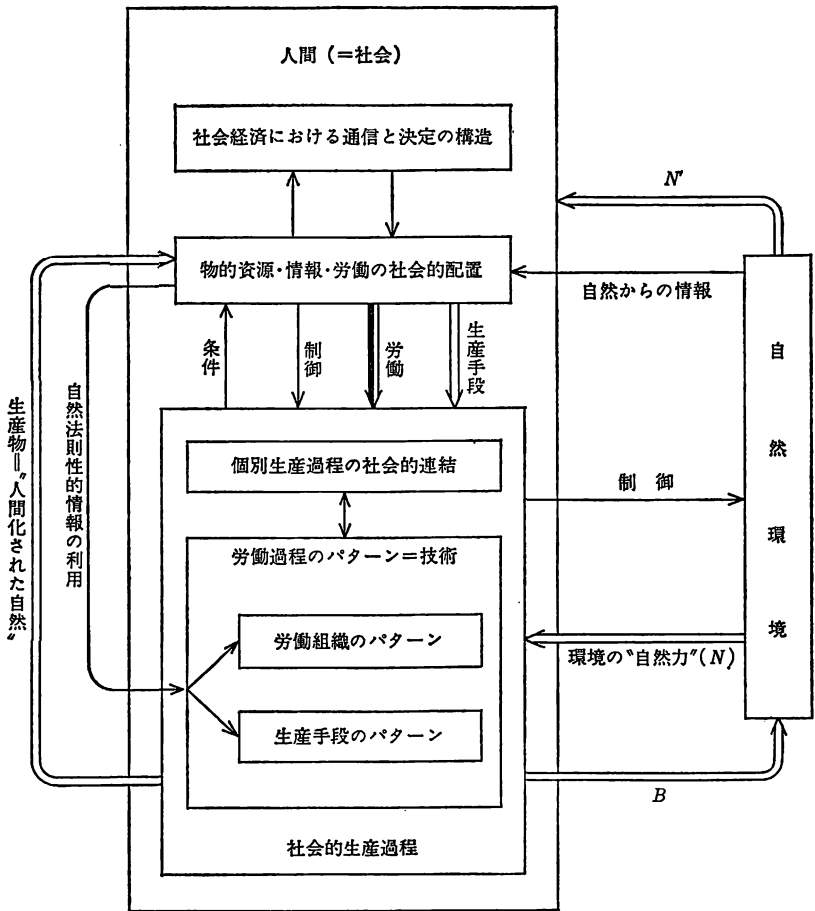
人間は社会的・歴史的に学習をつみかさね、労働過程のパターン＝技術を改善し、ある一定水準の技術により構造づけられた労働過程を通じて、自然に対して働きかけるのである²⁷⁾。

第4節 自然制御能力としての生産力と経済体制

前節までをまとめるならば、人間と自然との物質代謝関係をまず次のようにとらえることができる（説明図として図2.9参照。ただしこの図には本節の後半にのべる関係も記入されている）。

(1) 人間は、外的自然——自然環境と労働過程における物的作用——からの情報を整理・分析し、自然法則性的情報として利用して労働過程のパターン＝

図2.9



技術を編成する。人間は社会的・歴史的に自然法則性的情報，とくにいわゆる科学的知識の蓄積・開発をすすめるとともに，技術情報そのものの伝播・学習を拡げ，技術の社会的・歴史的開発をすすめる。

(2) その結果，得られたある一定の技術により人間は自然に働きかけ，人間に固有なあり方で，“自然力”の多様な利用，すなわち，さまざまな物質，自然エネルギーの作用の多様な利用，すなわち，人間の労働の“自然力”，生産

手段の“自然力”，そして，根本的には自然環境の“自然力”（ N ）を多様に利用して，外的自然の多様な制御をすすめて，“人間化された自然”としての多様な生産物（消費手段・生産手段）を得る。

(3) 人間は消費手段を消費して自分の生活エネルギーすなわち神経的・肉体的エネルギーを“生産”し，生産手段を用いて，また自然に働きかけ，同時にその過程で技術をまた改善する。

(4) このようにして，人間は一般の生物と異なる多様な形での自然との物質代謝を展開するのである。

しかし，第1節でのべたように，この自然に対する加工の発達にともない，人間による自然の加工が拡大し発展する中で，排出効果 B （第1節参照）も多量化しさまざまなものが生まれ，“生態系の調和のとれた生的状態が維持されるための条件”（寺本英）¹⁾を損うようなものが増大する。これが自然の環境容量を超え，あるいは環境容量を低下させて，人間の生活条件にとって有害な投入条件 N' （第1節参照）となって現われる。人間はこのような条件 N' の発生を防ぎ，したがって生態学的循環の条件の維持をはからねばならない。それらをはかりながら，求める生産物を得ていってはじめて，人間と自然との関係を制御しているといえよう。その意味で，人類が，生態系の調和のとれた生的状態の維持の条件を破壊することなく，自然を變形・加工・制御する能力，それが，人間の真の生産力であるといわねばならない。人間が自然との関係を破壊して，みずからへの有害な条件を産み出すということは，結局は，人間が自然を制御できていないということにはかならない。したがって，“制御”をそのように正しく広くとらえるなら，人間の真の生産力は，人類が自然を制御する能力であるといつてよいであろう²⁾。

工業生産の発達とともに，人間による自然の加工，“人間化された自然”のシステムが増大し，環境的破壊の問題が生じた。ここから，“人間のための産業活動であるのにこれを忘れて産業が発達しすぎた”という形での「反産業主義」ともいうべきものが生まれている。それはあたかも“生産力”の発展そのものを抑制すべきだという形のニュアンスの主張ともなる。たしかに，1分間

に自動車が何台つくられるか、鉄鋼が何トン精製されるか、生産設備がどれほど建設されるか、等々だけを“生産力”にとらえるならばある意味でそのような主張がいえるかもしれない。なぜなら、第1節でもふれたように、まさにそのようなものとしてとらえられた“生産力”の展開が自然環境への顧慮を忘れて無制約的にすすめられたこと——なぜそのような事態が生まれたかをわれわれは第3章以降でみる——の中から今日の事態が結果されたのであるから。「ゆたかな社会の……」といわれるときの「ゆたか」はおおむねこの“生産力”につながっている。前述の「反産業主義」はこの“生産力”への即自的なアンチ・テーゼであるともいえる。

しかし、もともと生産力とは、より広く上述のように、人類が自然と自分との関係を損うことなく、自然を制御する能力というべきものである。“自然としての人間と外的自然との相互作用”という形で人間の経済活動をとらえたマルクスも、“人間が社会的存在であることを通してみずからのものとする、自然についての理解と自然の支配”といった形で、「人間固有の一般的生産力」を説明した⁸⁾。すなわち、環境的破壊についての十分な制御と管理のできるような広い能力、これこそが人間の真の意味での生産力であるといえよう。このことはたんにターミノロジー（用語法）の問題ではない。人間の生産力をこのようなものとして理解するならば、今日のようなレベルで“生産力が発達しすぎた”などということはいえない。真の意味での自然への理解（知識）、その支配（制御）の能力が低いから環境的破壊のようなことも起きるのである。人間が、前述のような真の生産力を発展させるためには、科学と技術に根ざしたところの、人間の自然に対する加工・変形・制御能力はもっと活用され発展させられねばならないからである。

上述のような広い意味での自然制御能力としての人間の生産力——これをわれわれも人間の一般的生産力とよぼう——は、今日において“発達しすぎている”のではなく、きわめて“未発達”なのである。その意味では、人間における技術（technology）もまた、発達しすぎているのではなく、“未発達”といわねばならない。いうまでもなく、そこでは、技術は、たんに生産物量を増大さ

せるために環境を破壊するような技術ではなく、カッパ (K. W. Kapp) のいう「環境親和的技術 (umweltfreundliche Technologie)」⁹⁾——すなわち、人間環境に負担をかけることがより少なく、人間環境を破壊するようなことがなく、“生態学的循環”の中に混乱をもちこまない技術——として発達せねばならないのである。いわゆる反技術主義 (anti-technology) はこのことを十分に理解していない、現代技術への即自的な反発といえよう。

しかし上述のような人間の一般的生産力の発達のためにも、単位労働時間当りに一定の生産物のどれだけの量が得られるかという度合いとしての「労働生産性」、ないしはその労働生産性につながるある一定の社会のもつ物量的な生産ポテンシャル＝通常にいわれる“生産力”が、他の条件と複合してある一定の役割を果たすことはいうまでもない。このような通常にいわれる生産力を物量的生産力とよんでおこう。この物量的生産力を規定する主たるものは、抽象的には、その社会におけるある一定の水準に達した人間労働 (man-power) の量的存在、労働過程のパターンとしての技術の一定水準、その技術の主要基盤としての科学の水準、その技術をいかす物的資源の条件などがあげられよう。

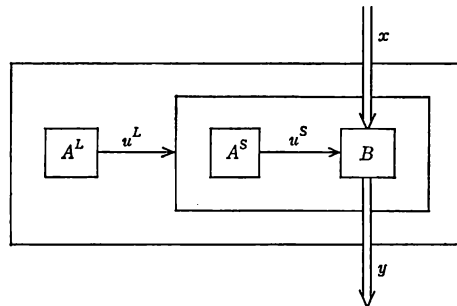
しかし、人間の一般的生産力にせよ、物量的生産力にせよ、それらのあり方は労働過程の枠組の範囲内できまるものであろうか。もっと端的にいうと、それらのあり方は社会構造のあり方から独立であらうか。

根本的にいって次の問題がある。

第3節で“労働過程の改善”についてふれた際にはじめにのべたように、前節までの分析においては、労働過程そのものが社会の中であってどのような制御をうけているかということについては捨象してきた。ここで、その問題について考えねばならない。その問題を考えるにあたって有用なのが、ある過程の制御における「より大きな制御 (control in the large)」と「より小さな制御 (control in the small)」という概念である⁹⁾。

すべての制御過程において、その制御主体と制御対象とが現われる。しかし、さらにその制御過程のシステムを設計し設置し制御目標を制御主体に投入するという意味において、その制御過程を構成する（したがってまたその制御過程の

図2.10 「より大きな制御」と「より小さな制御」



システム構成を変える) 行動がある。われわれは、これをもしばしば制御とよんでいることが多い。これが「より大きな制御」である。これに対し、その、「より大きな制御」の設計にもとづいて現実の制御動作を行なうのが「より小さな制御」である⁹⁾。図2.10において、 u^L が、より大きな制御であり、 u^S がより小さな制御である⁷⁾。また、より大きな制御主体 A^L とより小さな制御主体 A^S というようにいえる。このより大きな制御主体は、いわゆる“制御設計者 (control designer)”にもあたる⁹⁾。工学過程にあっては、 A^S はしばしば“機械”であり A^L が人間であるが、社会過程に現われる制御にあっては、しばしば両者ともに人間であり、また u^L はたんなる設計だけでなく、しばしばの制御活動をとまらうので、上述の形での把握は大切である。そして、より大きな制御主体とより小さな制御主体との関係は多様である。もちろん、より大きな制御主体とより小さな制御主体とが同一の主体であることも多い。われわれが一般に自分で自分の目標を定めて行動する場合はこれになるが、具体的な問題に応じて状況は異なってくる。

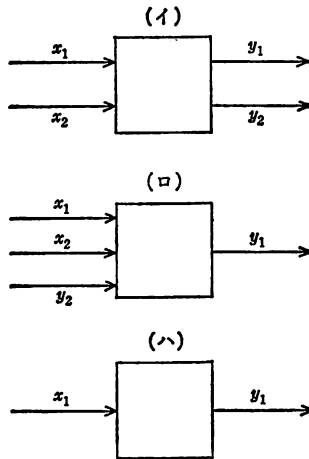
さて、現実の社会における具体的な労働過程において、労働主体が労働過程を「より大きな制御」の意味において制御するという保証はない。なぜなら、労働主体は、第2節冒頭で示されたように、労働過程における主体であり、制御主体として制御対象である生産手段(労働手段・労働対象)を制御する。その意味において、労働過程における「より小さな制御」の主体としては現われるが、必ずしも労働過程のあり方の構成を労働主体自身が行なうかどうかはわからな

いからである。

たとえば、もし労働過程の「より大きな制御」が他の主体によって行なわれ、労働主体がその“他の主体”の一方的制御（第1章第3節参照）のもとにおかれるならば、その労働過程における評価基準・目標も、その“他の主体”によってあたえられ、労働主体はその制御のもとに労働することとなる。そこで次のようなことになる。さきには労働過程における制御目標は、抽象的には、ある一定の投入要素に対して所期の目標達成成果をより大きく達成することとして示した。しかし、その際にものべたように、なにを投入努力とみなし、なにを産出成果とみるかは多様でありうる。いま、ある労働過程で、投入努力 x で産出結果 y が得られるとする。その x のうち、 x_1 は“労働過程を制御する主体” A^1 の側へ負担がうつるが、 x_2 は労働主体 A^0 自身にその負担がのこされるとする。また産出結果 y のうち、生産物にあたる y_1 のほかに、悪い排出効果——第三者または社会全体によって負担されるもの——として y_2 があるとする（図2.11のイ）。すべてを考慮する立場に立てば、 x_1 、 x_2 、 y_2 の犠牲において y_1 が得られるので、 x_1 、 x_2 、 y_2 がいわば考慮さるべき投入努力（費用）になる（図2.11のロ）。しかし、“労働過程を制御する主体”が、 x_2 、 y_2 を考慮に入れないとすれば、投入・産出関係は（図2.11のハ）のようにとらえられ、その評価基準のもとに労働過程のパターン=技術が選ばれ制御されることになる。“労働過程を制御する主体”は、同じ y_1 を得るのに、 x_1 の少しでも少ない技術を選択するだろう。たとえそれが、 x_2 、 y_2 に関して——別様に行動した場合と比べて——比較にならぬほど大きな損失（費用）の生まれるものであろうとも、かれはそのことに関しては“無関心（indifferent）”であろう。このように、技術の選択も、したがって利用される自然法則性的情報もまた、“労働過程を制御する主体”の評価基準により変わってくる。

また、より具体的にいえば、前節でのべたように、労働の作業組織が生まれそこに作業管理システムがおかれる。この作業管理システムも労働過程における「より小さな制御主体」である。この作業管理システムそのものをどのように制御するかは、労働過程を制御する「より大きな制御主体」にだれがなるか、

図2.11

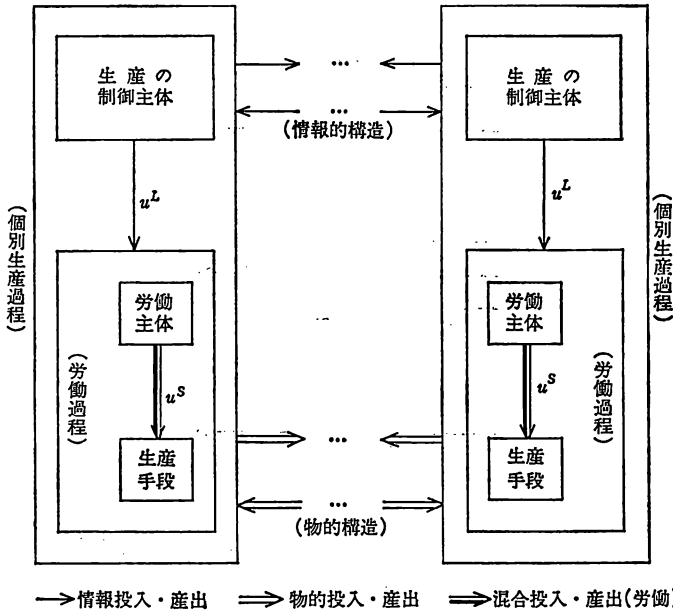


そのようなものとして何が現われるかによってきまる。

もちろん、労働主体自身が、その労働過程を制御する・より大きな制御主体になることもあるが、ごく一般的な分析の手順としては、この両者をはっきり分けておかねばならない。そして、この労働過程を制御する・より大きな制御主体にだれがなるか、それがどのようにしてきまるかということになれば、もはや問題は、労働過程の枠組の中にあるのではなく、社会経済における通信と決定の構造としての経済体制 (economic regime) の問題にうつるのである。あるあたえられた経済体制において、その「より大きな制御主体」にだれがなるかがきまり、そして労働過程がその制御主体のもとに現実には作動して、はじめ、労働過程は、現実の具体的な社会における生産過程 (production process) になるのである。そこで、労働過程を制御する・より大きな制御主体を「生産の制御主体」とよぼう (図2.12参照)。生産の制御主体が u^L を行使し、労働主体は u^S を行使する。もちろん、さきにものべたが、生産の制御主体が労働主体と一致することや、そのほか多様な関係がありうる。

そして、社会にあっては、この個別生産過程がそれぞれの生産の制御主体のもとにあるとともに、それらの個別生産過程が、意思決定と通信の連関のあり

図2.12 個別生産の社会的連関



方としての情報の構造とともに、たがいの物的投入・産出の連関のあり方としての物的構造をもつのである⁹⁾。この生産の社会的連関のあり方によって、その社会において現われる物量的生産力や人間の一般的生产力のあり方は大きく影響をうけるであろう（以下、図2.9参照）。

なぜなら、上述の生産の制御主体がとり結ぶ社会経済における通信と意思決定の構造としての経済体制は、その社会における物的資源・情報・労働の社会的配置のあり方をきめる。この後者は、その配置が実物的に、情報的にどのように配置されているかを通じて、また、生産の制御主体がそれぞれどのような評価基準で意思決定し行動するかを通じて、それぞれの生産過程が実現しうるそれぞれの生産力のあり方に影響するのである。

とくに、その経済体制において、情報の交流としての通信、それにもとづく通信学習が有効に組織されるかどうかも決定的に重要となる。それは、情報の配分・交流を通じて、たとえば適切に発達した人間労働（man-power）を社会

的に“生産”し配置することができるかどうかの結果する。またそれは、労働過程のパターン=技術の編成そのものにも大きく影響する。ここでもまた、生産の制御主体がどのような評価基準でその技術を編成するかという形においても問題は現われてくる。

このように、人間の一般的生产力はもちろんのこと、物量的生産力も社会構造、経済体制のあり方により大きく影響されるのである。しかしまた、ある労働過程のパターン=技術の変化や物量的生産力の発達が社会構造・経済体制のさまざまなあり方に影響していくこともみられる。またその物量的生産力と人間の一般的生产力との関係が、経済体制のあり方に影響していくこともみられる。人間の自然に対する制御は、人間と人間との間の制御の関係と不可分である。

われわれは、次に第3、4章で産業革命と産業社会の関係を、また第5章で現代技術革命がもたらす社会的衝撃について分析する中で、上述の技術および生産力と経済体制の関連について具体的にみよう。

第1節の注

- 1) 大沢, 寺本編 [O17] 3 ページ。
- 2) 同上, 131~133ページ参照。
- 3) 物的生産が本来の生産であるという意味で、これを「生産」とよぶことができる。しかし、ここでは通俗の“サービス生産”、“情報生産”といった用語にまぎれないために、「物的生産」と限定的表現をとっておく。
- 4) 生産過程においても生産物は消費・使用される(生産的消費)。これと区別するための語法である。
- 5) Marx [M13] S. 12, 邦訳12ページ。また飯尾 [I9] (1972) 69ページ。
- 6) *Ibid.*, S. 12, 邦訳13ページ。
- 7) Marx [M9] S. 192, 185. 邦訳339, 329ページ。
- 8) 飯尾 [I6] 97ページ, [I9] 70ページ参照。
- 9) 東京都公害研究所編 [T14] 362~363 ページ参照。
- 10) Sueishi [S16] pp. 1~20, 末石 [S17] 1~15 ページ。Onoe [O14] p. 1, 尾上 [O15]参照。
なお、環境容量については、またのちにもふれる。第6章第3節参照。
- 11) 東京都公害研究所 [T14] 363~364 ページ参照。
- 12) Onoe [O14] pp. 1~6 を参照。
- 13) 図および、以下の説明は主として、大沢, 寺本編 [O17] 133~134 ページから。図中に説明を加えた。

- 14) 大沢, 寺本編 [O 17] 134 ページ。
- 15) 同上, 127~133, 149~150ページなど。
- 16) 向坊編 [M 39] 1 ページ。
- 17) これについては, Forbes [F 4] ch. II, 邦訳12~36ページ。
- 18) 向坊編 [M 39] 1 ページ参照。氏の表現に, “多様性” ということを加えた。
- 19) 島津 [S11] 32~36 ページ参照。
- 20) Engels [E 7] S. 282, 291~292, 325~326, 邦訳278~279, 289~290, 327~328 ページ。
- 21) Pigou [P 2] p. 184 そのほか。
- 22) 都留 [T 23] 57~69 ページ参照。

第2節の注

- 1) これについては, Marx [M 9] S. 185, 192, 邦訳329, 339ページ。
- 2) たとえば Greniewski [G 14] pp. 91~94, また, 井口 [I 1] 10~12, 23, 46~47 ページなど。
- 3) このような考え方は, 経済の政策モデルと理論モデルの関係として, 尾上 [O 13] 84~96 ページに示されている。
- 4) Mackay [M 1] pp. 235~240, [M 2] pp. 362~364. ここでは, 状況変化からその規則性をとらえる一般化フィルター (generalizing filter), また主体の側から状況の規則性にマッチするべく行動パターンを発生させこれを状況と比べる比較器 (comparator) などのシステムについてふれられている。また, 複雑な状態については, 状態変化の中に階層システムの形でいくつかの抽象レベルを組みこみ, 規則性を a hierarchy of abstract concepts の形でとらえることを示唆している。
- 5) Marx [M 9] S. 186, 邦訳330ページ。フランス語版では「労働の帰着する結果が労働者の想像のなかに観念的に先在している」と記されている。[M 10] 邦訳168ページ。
- 6) これを微分動作 (D動作) という。井口 [I 1] 19~27 ページ参照。
- 7) 同上, 48ページ参照。
- 8) 稲葉 [I 21] 239~243 ページ参照。なお, フィードバック回路がないので開回路制御ともいう。図の x の情報 $r(x)$ はフィードバックではない。あるシステム (D) の産出が他のシステム (たとえば Ob) の投入になり, 一方, Ob の産出が D の投入になるときに, フィードバックという。
- 9) この図は井口 [I 1] 47 ページの図を単純化し, 書きなおしたものである。
- 10) Sheridan, Ferrell [S 10] p. 189, 267.
- 11) 高橋, 塚原ほか [T 2] 231 ページ。
- 12) Wiener [W 3] p. 81, [W 4] 邦訳70~71ページ参照。
- 13) 星野 [H 15] I, 5~6 ページ, [H 14] (1) 164~166 ページ参照。
- 14) 本節の内容については, 一部は飯尾 [I 17] 23~26 ページ参照。

第3節の注

- 1) 「ヨリ有効な結果が得られるように, 現存の諸力関係を改造すること, 換言すれば, 所与の生産諸要素を置きかえること——これがすなわち生産行程の合理的組織化の課題である」(傍点引用者), Ermanski [E 10] 邦訳1 ページ。
- 2) *Ibid.*, 邦訳293~321ページ参照。また, 人見 [H 11] 38 ページ参照。
- 3) 以下の説明は Ashby [A 17] pp. 202~218, 邦訳250~270ページによる。

- 4) いま単純化のため、同じ制御の手にたいして、外乱が異なれば同じ結果を生まないものと設定されている。
- 5) 「協同労働の形態＝労働配置にもまた、自然の法則をつかんだ人間の知恵が含まれている」星野 [H 14] (1) 188 ページ。
- 6) 星野 [H 15] 314～327 ページ参照。また、「工程」については中岡哲郎氏は次のように説明している。工程とは「対象の客観的構造と、人間の主体的にえらぼうとする作業形態との間で相互的にきまってくる“働きかけの手順”である。また、「工程は単に分業の組み方ではなく、工場における機械や装置の地理的配置をも示している」。なお、工程は「労働手段などとは別個の技術の構成要素」ともされている。中岡 [N 3] 130, 146, 171 ページ。
- 7) Marx [M 9] S. 346, 邦訳585ページ, [M 11] S. 418, 邦訳544ページ, [M 12] p. 383.
- 8) この点は置塩信雄氏の示唆による。
- 9) 星野 [H 15] 49, 278～281 ページ。また、定常化のもたらす限界もある(同上282～284 ページ)。これについては第4章でふれる。
- 10) Ermanski [E 10] 邦訳9 ページ。
- 11) 同上, 7～9 ページ。
- 12) 同上, 10ページ。
- 13) 星野 [H 15] 50～51 ページ。
- 14) 「労働手段とくに労働用具の使用は、自然力を人間の助手として労働過程に引き入れることにより、自然力をたくみに利用することである」Lange [L 3] II, pp. 10～11, 邦訳17ページ。
- 15) 「今後の技術史には、労働対象はかつてない重要な役割を果たすであろう」星野 [H 14] (1) 205～206 ページ。
- 16) 「……工程の分割が労働手段の発達をうながし、労働手段の発達が工程の更なる分割をうながすというような相互関係……」中岡 [N 3] 134 ページ。
- 17) 「技術というのは、本質的に言葉で表わし得るといふこと、それによって伝承できるといふことです。それにたいして技能は言葉で表わせないといふことです。……言葉が技術の一部をなしてそれが意識の発生をもたらす……」武谷 [T 3] IV, 406 ページ。「技術は人から人へと知識の形において伝えられるけれども、技能は、それは本質的に不可能である。技能は主観的、個人的、感覚的なものである」星野 [H 14] (1) 168 ページ。なお、やや趣旨は異なるが“Kunst (技能)”を主観的技術 (Technik im subjektiven Sinne) と規定し、「補助手段およびその利用法の明確な全体」としての客観的技術 (Technik im objektiven Sinne) と区別したものに次のものがある。Gottl-Ottlilienfeld [G 11] S. 8. ただし、この本についての評価は簡単ではない。
- 18) ここに高等動物一般の学習と、人間の学習の違いがある。Busch は、前者は類似的記号 (icons), 指標 (indices) を用い、人間は符号 (symbol) を使うと説明している。Busch [B 24] pp. 94～97
- 19) “監督つき学習”については第1章第2節の注11) を参照。
- 20) アリストテレスは、*τέχνη* (techne) を *ἐξίς μετά λόγου ἀληθοῦς ποιητικῆ* と説明した。逐語訳すると、“a stable disposition (or pattern) in behaviour—with—a truthful course of reason—concerned with making”——“製作にかかわる正しい合法則性をともなった特定の行動パターン”であり、Mitcam は「製作されるべきものに関する正しい知識あるいは理性に依存して製作する能力」と解釈している (Ethica Nicomachea; VI, 4, 1140a)。Mitcam [M 28] p. 175; Aristotle (Ross ed.) [A 13] (1140a)。なお、同じく Mitcam に

よると、technology というタームは今日的な形では早いものとしては、1615年の Sir George Buck の報告であるという。また、Mitcham は詳細な文献研究の上に立って、techné から technology に変わる間には内容的なパラダイムの変化があると示唆している (*ibid.*, pp. 184~201)。このことは、われわれが第3章でのべるような歴史的事実、すなわち産業社会の成立にかかわっている。しかし、ここでは一般的用法としての technology を使う。またその内容概念としては、われわれの規定はアリストテレスの techné の原義に近いものをふくんでいるといえる。

- 21) たとえば Mansfield [M 4] pp. 30~31, 邦訳 26~28 ページ。
- 22) 星野 [H 14] (1) 165~166 ページ, 488ページほか, 武谷 [T 3] I, 139 ページほか, [T 3] IV, 356~360 ページなど。
- 23) 星野 [H 15] 17ページ。
- 24) 星野 [H 14] (1) 174 ページ。
- 25) 同上, 174, 188ページ参照。
- 26) 同上 207ページ。
- 27) 本節の内容については一部は飯尾 [I 17] 23~31 ページ参照。

第4節の注

- 1) 本章第1節, 注14)参照。
- 2) 「もともと生産力とは、より広く、人類がみずからの目的に応じて自然を変形・加工・制御する能力とでもいうべきものである」飯尾 [I 6] (1971年), 100ページ。また, 同95~101ページ, また飯尾 [I 9] (1972年) 78ページ参照。また, 置塩 [O 7] (1981年) 228ページ参照。
- 3) 「人間固有の一般的生产力の領有, 自然についての人間の理解, そして, 社会体 (Gesellschaftskörper) としての人間の定在を通じての自然の支配」Marx [M 13] S. 593, 邦訳 654 ページ。また都留 [T 23] 38ページ参照。
- 4) Kapp [K 8] S. 4. これについては第6章第3節。
- 5) たとえば, Aken [A 3] pp. 44~48。
- 6) 「より大きな制御は, システムの構成または変更であり, 他方, より小さな制御とは, それにしたがう, そのシステムの作動の制御である」*ibid.*, p. 46。
- 7) 簡単化のために, フィードバック情報回路は省いた。 A^L - A^S 間においても同様である。
- 8) Ashby [A 21] p. 38。
- 9) 情動的構造, 物的構造については第1章第3節参照。

第3章 産業革命と産業社会

第1節 開題——社会パターンとしての産業社会——

この章では「産業社会」(industrial society)の問題について論ずることになる。この章から第5章にいたる中で、現代の産業社会とよばれるものもつ構造的な特質、またそこにある問題点について、われわれの視角からその基本的な輪郭を考えてみたい。

現代の産業社会とはどのような社会か。これについてのわれわれのひとまずの考えをのべるのは、次の章の終りまで待とう。しかし、おおよそのイメージとして、産業社会とはどういうものかといった場合、実はこの“産業社会”という概念は、ややあいまいな概念であり、使う人によって多義的な面もあるといわざるをえない。

しかし、そこにはある共通性がみられて、“産業社会”という言葉が使われるとき、そこでは、広い意味での工業が社会経済活動の基調になることと結びついて、ある一つの経済体制が作動し、そこに包括的な一つの社会の構造パターンが形成されるというイメージで語られている。いいかえると、そこでは多くの場合、“工業”というどちらかという技術的な次元の概念をなんらかの意味での社会構造、経済体制の概念につなぐ形でとらえられているのである。そうであればこそ、今日、産業のあり方が問われる中で社会構造、経済体制も問い返される必要がありはしないかという現実が、この“産業社会”という言葉が浮かび上がらせてきており、そしていま、さまざまな意図と次元で、ときにはジャーナリスティックな形をもふくめてそれが使われているといえよう。

その意味では、今日、この“産業社会”という概念が問題となっているのは、ある技術状態とこれにともなう経済体制を包括的にとらえたものとしての社会の構造的パターンを示す概念範疇としてであるといわねばなるまい⁴⁾。いいかえると、たんに平板な表現として、農業が主であれば農業社会、工業が発達していれば工業社会といった——そのかぎりでは同語反復に近い——用法以上のものがそこにあるといえる。“産業社会”（ないしは、“工業社会”）という言葉にまつわる前述でふれたあいまいさも、この社会の構造パターンとしての産業社会（工業社会）概念と、平板な表現としての工業社会概念とを混用するところにあるともいえる。われわれも、産業社会という概念をたんに平板、かつあいまいな概念として論議の傍らに押しやってしまうのではなく、むしろ、その“産業社会”範疇によってイメージされている構造パターンを分析し、その概念のもつあいまいさを取り除いていく中で、技術変化と経済体制（社会的生産における通信と決定の構造）変化との関連を明らかにしていくこともできよう。

そのように考えるとき、一つの手がかりは次の点にある。

いろいろな視点や意図から多くの人が「産業社会」にふれているが、ここでは、産業社会の基本パターンの成立を、いわゆる産業革命 (industrial revolution)、すなわち機械制大工業の発展およびその機械制大工業が社会経済生活の主導軸となるような社会状態の成立ということに結びつけて論じている点は、——その人の理論的思想的立場にかかわらず——多くの人に共通している。

たとえば、前工業社会 (pre-industrial society)、工業社会 (industrial society)、脱工業社会 (post-industrial society) の枠組に関する理論をのべるベル (D. Bell) も、「工業社会は財貨の機械生産により特徴づけられる⁵⁾」といい、“工業社会”と「マニュファクチュア (手工業) 社会」との区別を力説して⁶⁾、工業社会の中軸は、「機械 (による) 生産を中心とする労働の組織化から生ずるところの社会的ヒエラルヒーである⁷⁾」としている。また、今日の「産業主義 (industrialism)」や「産業文明 (industrialized civilization)」を批判するポラニー (K. Polanyi) も、今日の「産業主義」を「機械時代の第一段階」とよんで、それは「産業革命の挑戦」に対する社会の側の対応として生まれているという意味の

ことをいっている⁶⁾。

これらは当然といえるかもしれない。なぜなら、どのようにみるにせよ、今日の産業社会といわれているものが、いわゆる「工業化 (industrialization)」と結びついており、その「工業化」の形成・発展が歴史上で本格的に現われるのは産業革命を画期とするということは、今日におけるかなり共通した認識だからである。

われわれもそのような見方に立つ。そこで、まず、産業革命がわれわれの社会構造に何をもたらしたかをわれわれの視角から明らかにすることが、産業社会とよばれるものの特質を明らかにしていくことにつながると考える。なお、“industrial society”は工業社会とも訳せるし、またその言葉を使ってもわれわれの論議にあまりさしつかえはないが、“産業革命”との緊密な関連を示すかわかりから、産業社会という言葉に統一しておく。

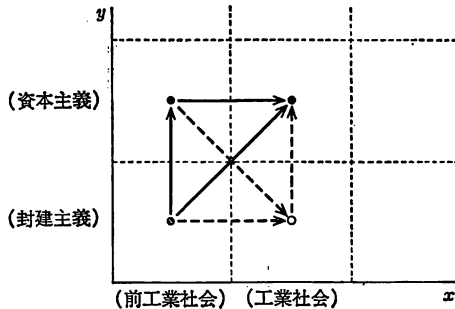
ところで、上述のような考え方で産業社会の特質をはっきりさせようというとき、おそらく次のように考える人も多いと思う。すなわち、産業革命は社会に対して資本主義的構造の確立をもたらしたのであって、問題は資本主義の特質の中に還元されるにすぎない、と。たしかに、われわれも、産業革命はしばしばいわれるように資本主義の確立に結びつくと思う。しかし、いったいそれはどのような仕組みによってそうであるのか。確立していないものが確立するということは、経済体制(社会的生産における通信と決定の構造)におけるある一定の変化に結びついている。一方、産業革命は基礎的には技術における革命である。それがどのような脈絡をたどって、社会的生産における通信と決定の構造の基本変化にいたるのか。たしかに、技術に結びつく展開過程としての“①協業、②マニュファクチュアにおける分業、③機械制大工業”は、資本主義というシステムの上でなされる「労働生産力の上昇の三つの歴史的段階⁶⁾」であるとしても、そのことが、社会経済の決定構造の質的变化にどのようにしてつながるのか。エンゲルス (F. Engels) も、マニュファクチュアと機械制大工業の段階を「二つの大きな本質的に異なる時代⁷⁾」(傍点引用者)といっている。そのような形で、産業革命の画期性を過不足なくとらえたとき、技術変化と社

会経済の決定構造変化との関連はどのようにとらえられるか。これをみることにより、資本主義システムそのものの特質もより明確にできるし、産業革命と“産業社会”との関連も明らかにできるであろう。そして、そのように技術変化と社会経済構造との関連において問題を整理することは、今日の“産業社会”がどう変わっていかうとしているかを考えるときにも役立つのではないか。これが、われわれの分析視角の一つである。

ここで、われわれの分析視角のもう一つの面に——あとの章でのべることをやや先取りして——ふれておく。われわれは、上述のように技術変化と経済体制との関連をみようとしている。そこでは、前者（技術）と後者（経済体制）とを別のもつとみている。別のもつとみているが、それらが関連するつながり方に焦点をおいている。その意味では、われわれの分析視角は、ダニエル・ベル流の分析視角とは異なるものを検出しようとしている。

ベルは、前工業、工業、脱工業社会という三段階を考えるとき、これらは「技術の次元」で考えられたものであって、封建主義、資本主義、社会主義といったような「所有の次元」つまり“生産の社会的諸関係”——われわれのいう経済体制——の軸で考えられたものではない⁹⁾。そして、ベルはこの“技術”と所有の2次元を「社会軸」の2軸としてまったく相互に独立とみたらうで、両者の次元上で多種多様な組合せがありうるとみている⁹⁾。しかし、「技術」軸と「経済体制」の軸とが別のもつ、独立のもつであるということはいい放しただけでは、ある社会の行方について十分になにかをいうことはできない。もともと、ベルは、二つの次元が相互独立になることと、その2次元上の概念変数がつねに相互独立になるかどうかということとを混同している。たしかに、その両変数のそれぞれの間、ある1対1の対応しかみとめなければ、ベルのいう「社会の発展を単に単一の線上の社会変化としてしか考え」¹⁰⁾ないことになるかもしれない。しかし、社会の発展を単一の線上で考えないで技術と経済体制の関連を多義的にとらえるということは、必ずしも両軸上の変数間における対応・連関について、なんらかの見定めを行なわなくてもよいということではない。ひとことでいって、決してあらゆる対応が可能なわけではない。たとえ

図3.1



ば、いまベルの図式を借りて図3.1でみるとして、実線で示した動きはあるとしても、おそらく点線で示したような対応はあるまい。工業社会は封建主義に対応しないのである¹¹⁾。

したがって、われわれは、技術と経済体制とは相対的に独立した過程であるとみなしながら、同時に、技術上の変化が経済体制の変化と関連するそのあり方をこそ重視したい。そのことによって、現代産業社会の変化の動向を見定めることも、また現代の「資本主義」や「社会主義」のシステムがもつ問題点を明らかにすることも可能となるのではないか。これが、われわれの分析視角のいま一つの面である。

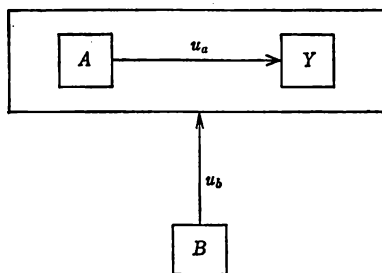
上述の視角のもとに、産業革命と社会経済構造の関連をみよう。ところで、産業革命前に、“確立されていない資本主義”＝初期資本主義がある。それは、市民革命による近代的私的所有と市場機構の一般化を前提としている。われわれは、それらのつみ重ねられている構造を明らかにしたうえで、産業革命の問題に入らねばならない。

まず、所有の概念についていささか整理するところから入っていこう。

第2節 所有と制御

どのように考えるにせよ、経済過程に現われる所有 (property ; ownership) は、なんらかの意味で、人間が外的自然を消費手段・生産手段——すなわち財

図3.2



(goods) として制御することに結びついている。しかし、このようにいう意味
 あいは、“所有”と“制御”とが概念的に簡単に一致するということではない。

「主体Aが財Yを制御する」というのは、AとYとの関係である。

「主体Aが財Yを所有する」というのは、上述の“AのYに対する制御”に
 おける特定のあり方について、他の主体B（単数または複数）がどのような承認
 (approval) または不承認 (disapproval) としての行動をとるかという関係をふく
 めて、はじめて成り立つ関係である（図3.2参照）。そこでは、ある財Yの制御
 について、主体Aと主体Bの関係がどうなっているかという形の関係が基底と
 なっている。だからこそ、所有関係は人間と人間との関係＝社会関係なのであ
 る。そして、社会関係としての「所有」は、いわゆる「所有権(property rights)」
 という形で、社会における権利——他の人に対してその尊重を要求できる関係
 ——につながっていくのである。

われわれが問題にする「所有」とは、そのような、社会関係としての所有で
 ある。

このように、所有関係を人と人との関係としてとらえる考え方は、いわゆる
 現代経済学においてもかなり一般的である。たとえば、所有についての経済学
 的研究者として知られる Furubotn, Pejovich も関係文献のサーベイに立って次
 のようにいう。

「所有権は、財の存在から発生し、財の使用にかかわるところの、人と人と
 の間におけるサンクション (sanction) された行動関係として理解される。これ

らの関係は、すべての各人が他の人々との日常的交流において守らねばならない、また守らないときにその負担 (cost) を負わねばならないところの、財に関する行動の規範 (the norm of behavior) を特定化する¹⁾。

この前段は、われわれの認識とはほぼ一致する。しかし、この説明のままでは、とくに後段の説明では少し問題がある。この説明では、“所有権”なるものがまずアプリオリに存在し、それにもとづいて社会経済過程における規範が生まれるという趣旨にもなる。それでは、所有権がやや形而上学的に神秘化されやすい。われわれは、そのようにではなく、経験科学的に次のように考えたい。

社会経済過程における人間相互間の社会活動の反復の中で、ある社会関係が定型化し、その中でサンクションおよび社会規範 (social norm) が生じ、それとともに“権利”が特定化するのである。その関連を説明しよう。

上述で言及された“サンクション”とは、“裁可”とか“制裁”と訳しうる言葉であり、社会規範につながる、人間の人間に対する制御をいう。

ある主体 (たとえば B) が他の主体 (たとえば A) の行動に対してその承認または不承認を示すある一定の行動を行ない、主体 A がそれに応じてみずからの行動を主体 B にとり望ましいものに調整するとき、 B は A をある一定の形でサンクションするという²⁾。図3.2を借りていうと、 u_a は、行動 u_a に対するサンクション行動であり、 \dot{u}_a はサンクションされた行動になる。そのかぎりでは、サンクションとは、より小さい制御 u_a に対するより大きな制御 u_b としてとらえられ、 B が A を制御することにはかならない。しかし、サンクションといわれる制御は、その制御がいわゆる社会規範の形成につながっていたり、あるいはすでに形成されている社会規範にもとづいているときをいうのである。承認につながるものが“正”のサンクション、不承認につながるものが“負”のサンクションといわれる³⁾。そして、ある社会において、あるタイプの行動が行なわれるとき、それが社会的にある一定の形でサンクションされるであろうという一般的可能性を示す情報の集合が、社会規範にはかならない⁴⁾。

所有関係が関連するところの経済活動にかかわる社会規範は、社会的生産過程において通信と意思決定の構造が定着していくなかで形成される。社会の生

産過程において、主体相互間で制御されたり・されなかったり、協働したり・しなかったりする関連としての、協同、非協同、一方的制御(第1章第3節参照)などをいろいろに組み合わせた通信と意思決定の関係が生まれる。それらの社会的諸関係から、その社会における技術や生産諸力の状態との関連で、社会的生産の枠組としての通信と意思決定の構造が定着していく。それと並んで、消費に関する一定の社会的あり方も形成される。これらの、生産・消費における社会的枠組としての社会的諸関係の集合、すなわち社会的諸構造は、その社会に生活する個々の主体にとっては、一つの社会的必然性＝ルールとして現われ、個々の主体には一定の行為に関する当為(Sollen)として現われる。これが、社会メンバーに対するサンクションを示す規範情報の集合としての、「直接的あり方における社会規範」(川島武宜)である⁹⁾。条件に応じて、社会における、若干の、または多くの、あるいはすべてのメンバーがサンクションする主体となりうる。それらのサンクション主体がその社会規範を代表するかぎりにおいて、そのような場合には、「サンクションは、社会構成員のある行為に対する社会の反応である」(傍点原文)といえないことはない⁹⁾。

より発達した社会にあっては、特殊的にサンクション行為を担当する主体＝サンクション役割者(sanction agent)⁷⁾が分化し、社会の人びとがこれらサンクション役割者に対してそのサンクション執行を承認するものとしての授權(authorization; 権限をあたえること)⁸⁾を、なんらかの形で——サンクションを執行・支持する者の側からの「強制」によるか、あるいは被サンクション者の側からの自発的合意によるか、あるいはまたそれら要因の相互作用によるかなどして⁹⁾——決定する。そこで、特殊な社会制御としての「法的社会制御」¹⁰⁾(川島武宜)が現われ、前述した“直接的なあり方の社会規範”がいわゆる「法」規範に発展するわけである。

前章まででものべたように、人間がもつ学習能力という特質からして、人間のすべての社会行動、社会関係、社会構造はすぐれて歴史的である。生産・消費の社会的枠組が形成されるのも歴史的であるし、それが社会規範から法規範に形成される過程での、サンクション役割者の形成もすぐれて歴史的であると

いえる¹¹⁾。

所有関係は、前述の経路のすべての局面で現われる。所有関係は、まず、その社会の生産における協働の関係をはじめとする通信と決定の構造の中に根ざしつつ、それぞれの社会における規範的なものとして社会的に形成される。それが社会的に特定のサンクション形態を得て、法的な所有権 (property rights) として現われるのである。そのように、多層的な関係の積みかさねとしての性格をもつところに、所有関係の複雑さがある。これをある一つのレベルだけでとらえることは、十分な注意を必要とする。

上述で、われわれは、いわば所有関係の形式的関連を規定したが、内容については規定していない。ここで、上述の説明をふまえて、“所有とは、ある主体がある財を制御する決定をみずから行ないうることが、承認される形で社会からサンクションされることをいう” といって内容規定してもよいようにみえる。しかし実は、そのように“財制御の自律的決定性”に中心をおく形で“所有”を規定するのは、すぐあとでみる近代的私的所有の概念内容にほかならないのである。もし、個人がその制御の自決性をもてば私有であり、自治体(その全成員の結合主体)がその自決性をもてば自治体有であり、ある国の国民(結合主体)がその自決性をもてば国有であるという形で拡張し一般化しても問題はそれほどには変わらない。もし、“ある山林の制御決定がある自治体に属し、他の条件がないかぎり、その自治体に属さない人に発言権がない”ことが自治体有であるという形で、その自律的決定に力点がおかれるならば、そのかぎりでは、近代的私有概念の外延的拡張にすぎないともいえよう。財制御にかかわる主体の自律性が他から制約されないことが所有の本来の姿であるという規定を、近代的所有概念から離れて——あるいは離れたものと思って——超歴史的なものとして主張できる根拠は、見当らないからである。

したがって、ここでわれわれはそのような超歴史的な概念内容を必要としない。ある歴史的な所有概念がどのように発生し、それがどのような問題をはらんできて、今、どのようになろうとしているかといった形で考えていけるからである。

そこで、われわれは次のことを確認して出発すればよい。

第一に、所有関係は、財に対する制御にかかわる一つの社会規範として形成され、社会的生産における通信と決定の構造から法規範にいたる多階層的なシステム構造の中にある。

第二に、所有関係は、その成立基盤としての社会的生産における通信と決定の構造からいっても、またその法規範の形成のあり方からいっても、すぐれて歴史的である。所有関係はすぐれて歴史的な範疇である。

第3節 近代的所有・市場機構・情報障壁

さて、所有関係のその歴史的な形態の一つとして、われわれの当面の研究対象たる「近代的私的所有」がある。近代的私的所有とはどのような関係か。

近代的私的所有についてのエレメンタールな概念は、近代実用法学や近代諸法典によくみられる古典的な規定——「所有権は、客体に対する使用・収益・処分[・]の自由な無制限な権能の総体である」¹⁾（傍点原文）という規定の中に定型化されているといえよう。

法解釈的な議論は別としても、上述の概念が社会経済におけるどのような通信と決定の構造を反映しているか、それがわれわれの関心である。上述の概念の基盤には、近代的所有権の成立期＝市民革命時における社会的生産の歴史的な枠組が反映している。すなわち、封建制の中で醸成されてきた自営農民と小手工業者などの直接生産者による「自己労働による経営」に対して社会規範としての定型化をあたえようという形で、上述の概念は現われているといえる。

市民革命前における封建的土地所有——封建領主、教会など“耕作しない者”による大土地所有、あるいは、その収益・処分などにおいて領主の「上級所有権」により制約される農民の「下級所有権」などのあり方等——が、農業生産力の停滞を生み出す。一般にそのような封建的所有関係とそれにともなるもろもろの封建的制限や当時の共同体の拘束が、社会的生産諸力を有効に発達させていくための枠組として不適当になる。

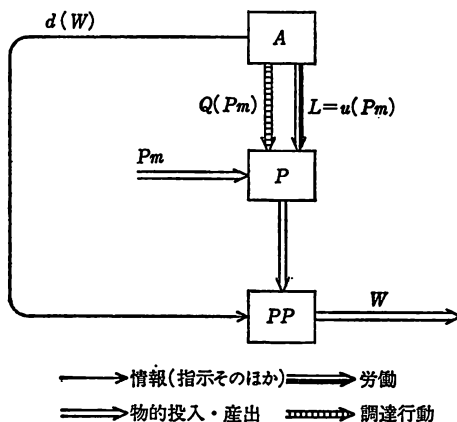
そこで、実際にその生産手段を用いて労働している個々の直接生産者＝労働主体に対し、生産手段の使用・処分、生産物の収益についての完全な自律性＝自決条件をあたえることこそが、社会発展のための新しい社会規範として要求されるようになる。自営農民、小手工業者としての直接生産者個人がみずからの生産手段の制御について完全な自律的決定をもちみずから労働するという経営様式が、社会規範的なモデルとなる。いわば、「働く者に土地を、労働手段を、営業の自由を」ということである。「所有権が個人的な生産労働と結びつき、生産者が労働の成果を獲得し、かつそれをだれからも侵害されないように保護されるのが、近代所有権の基本的理念である」⁹⁾(戒能通孝)ということが現われる。このようにして、個々の自立的な労働主体とその労働条件との結合として、「個人の自己労働にもとづく分散的な私的所有」⁹⁾とよばれるものが法的社会規範の形をとり、そこに「個人権としての私的所有権」⁹⁾が成立する。

ここで次の点に注意したい。

上述の経過にあって、市民革命時の状況としては「もろもろの封建的な制限や拘束への対抗関係」⁹⁾が基軸になっている。したがって、そこでは「既存の制限や拘束からの解放」という、いわば否定的な・一つの社会構造の解体期における現象」⁹⁾(川島武宜)がよく反映している。そこからして、“無制限な自由”という主張が積極的なものとして前面に出て、所有権の概念内容においても、“所有権は、その物に対する絶対的な全能、完全な専制支配をあたえる”(ナポレオン法典)とか“物を濫用する権利”(フランス革命時の古典的定義)であるとかいった形での、すぐれて包括的かつ排他的な形の概念内容が表現されているのである⁹⁾。そのかぎりでは、所有者の「自由」意思の強調としての私的所有権の思想が、上述のような当時の時代状況を反映して生まれたということは、「ローマ奴隷制末期の所有権と、その側面では、抽象的に共通性をもった」⁹⁾(川島武宜)のであり、そこに、近代所有権の成立期において上記の形でのローマの所有権の法律構成を受けついだ必然的な基礎があったともいわれるのである。

以上によって、近代的私的所有の基本形態は、われわれとしては次のように

図3.3 個人的生産者のシステム



注) 調達行動の示し方については図3.4についての本文説明参照。

規定できる。

「ある個人Aがある財Yの制御についての決定を完全に自律(自決)的にかつ排他的に行ないうることが社会的に正のサンクションをうけているとき、AはYを私的所有するという」。

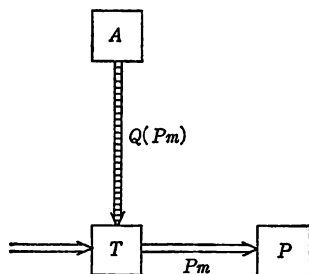
上述の関連を簡単な形で説明的に示すと図3.3のようになる⁹⁾。

Aは労働主体としての個人的生産者である。 P_m は生産手段(物的生産要素)、 L は労働、 W は生産物を示す。Pは生産過程、PPは生産物処分過程である。

まず、労働主体Aは、生産手段調達行動 $Q(P_m)$ により生産過程に P_m を投入するとともに、みずからの労働投入 L を生産過程に行なう。 L は生産手段 P_m に対する制御であるから、この関係を $L = u(P_m)$ で示す。 $u(\cdot)$ はカッコ内のものを制御する行動を示す。労働は前章第1節でふれた意味で、ひとまず混合投入として示しておく。労働 L による生産手段 P_m への働きかけにより、生産過程Pから生産物 W が産出される。

調達行動は、正しくは、図3.4のように、なんらかの別の過程(T)に対してある行動を行ない、これにより P_m を得て、それをPに投入する行動であるが、

図3.4 調達行動



以下では便宜的に簡単化して図3.3の形で示す。Tが後述の交換過程なら $Q(P_m)$ は購買行動であり貨幣の投入を意味し、これにより P_m を得る。TがAによる別の生産過程ならTシステムがまた図3.3の生産システムになり、関係はいわば recursive になる。また、T過程は歴史的にみられる経済外的な形で P_m の確保実現のプロセスでもありうる。これらのいずれにせよ、 P_m は生産者Aの私的所有のもとにあり、 P_m に対する制御の決定は完全にAの自決条件のもとにある。したがってまた、その P_m に働きかける労働に関する決定も完全にAの自決条件のもとにある。したがって、Aは生産過程の作動に必要な P_m とLの両方についての投入・作動を自分の完全な自律性のもとに行なうのであるから、その結果としての生産物Wの処分についての意思決定 $d(W)$ も完全にAに属することとなる。生産物の私的所有である。

さて、これらの自立的な生産者は、たがいとその私的所有のもとにある生産物を交換して社会的生産・社会的生活の諸機能をいとなむ。いわゆる商品交換である。

しかし、前述の私的所有権からして、交換当事者は、自分がなにをどれだけ生産し、なにをどれだけ交換にさし出すかということについて完全に排他的に、自律的に決定できるのであり、したがってそれらの意思決定について前もって他の人に知らせることをなんなら社会的に規範づけられてはいない。むしろ「そのような、生産手段・生産物の使用・処分・交換などの意思決定について、なんなら他の人間に相談したり前もって知らせたりしなくともよい」というルール

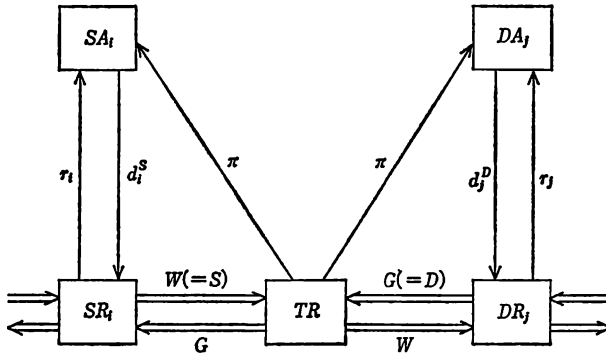
が、さきにもふれた封建的諸制約への対抗、それらからの解放としての積極的な社会規範となって擁護され主張されているといえよう。いかえると、自立的な生産者がみずからの生産諸条件について他に知らせない態度が「権利」として主張されるのであり、これを侵したり制約するものが、逆に社会的に負のサンクションをうけるのである。

このように、私的所有に結びつく情報構造として「生産手段の私的所有者としての各生産者はそれぞれの決定や生産諸条件について他の者に前もって知らせなくてよい」という意味での「情報障壁 (information barrier)」¹⁰⁾を築く権利が基本的な社会規範として現われる。この情報障壁は、ちょうど、アロウ(K. J. Arrow)やハーウィッチ(L. Hurwicz)が「プライバシー (privacy)」とよぶものに近い¹¹⁾。ハーウィッチによれば、“プライバシーとは、どの主体も……他の主体の選好、資源保有、技術などについての直接的な知識をなんらもたないことを意味する”¹²⁾。すなわち、各自の選好などは実際の行動ののちに、他の者がそれを推測することはできるかもしれない。問題は、それが事前に (ex ante)、たとえば直接的な情報の“伝送 (transmitting)”によって¹³⁾、通信されるかどうかであり、この場合、それが行なわれないことを意味している。

たがいに、その情報障壁をもった自立的な生産者が、相互に生産物を交換し物的連関をもつ。しかし、たがいの生産・交換に関して行動決定の事前調整は行なわない。たがいの目標選好も知らせあわない。また、たがいのもつ諸条件を他に知らせる必要もない。両者の行動決定は相互に制御されることなく“自由”である。すなわち、そこでは各生産者間の「非協同 (non-cooperation)」の関係 (第1章第3節参照)が、社会的生産における通信と決定の構造としてサンクションされるのである。いかえると、資源と労働の社会的配置における社会的非協同化条件 (第1章第3節参照)が基本的条件となる。

商品交換にあたって、交換当事者は、その交換の意思決定について、事後的 (ex post) には、行動結果として部分的にたがいに知りあう。しかし、事前的にはその意思決定について知らせあわない。そこでは、「ある1人の意思決定者は他の意思決定者たちによってなされる同時的な意思決定と計画を知る方法

図3.5 市場機構



をもたない」(クープマンズ)¹⁴⁾ という不確実性が、近代的私的所有という社会規範に守られた制度として一般化する。したがって、それは、制度的不確実性 (institutional uncertainty) といえる。もし、この制度的不確実性に対して、そこでなんらかの手段も生まれなければ、商品交換は、たえざるボトルネックと不均衡によって混乱の中におかれ、交換はおそらく一般化しないであろう。

現実には、この困難を調整する社会的メカニズムとして、価格・需給の自動調節機構としての市場機構 (market mechanism) が一般化するのである。それは、よく知られているように、交換者相互の事前コミュニケーションを要せずその情報障壁を維持したまま、つまり非協同条件のまま、価格のパラメーター機能 (parametric function of prices) により、需給変動と価格変動の間における事後的フィードバック調整を行なうメカニズムである。

市場機構を図3.5で示す¹⁵⁾。

$SA_i (i=1, 2, \dots, n)$ は財 W の供給主体としての自立的な生産者、 SR_i はその実行過程 (生産過程 P , 生産物処分過程 PP) であり、財 W を供給する。 d_i^S はその生産・交換 (供給) に関する意思決定を示す。同様に、 $DA_j (j=1, 2, \dots, m)$ は財 W の需要主体としての自立的な生産者、 DR_j はその需要行動の実行過程であり、貨幣 G をさし出す。 d_j^D はその需要に関する意思決定を示す。

n 人の供給者がさし出す財 W の供給量の合計 S と m 人の需要者が示す需要量

の合計 D とにより、市場的交換過程 TR により、結果として財 W の価格 π がきまる。

$$\pi = TR(S, D) \quad (3.1)$$

この価格情報がそれぞれの SA_i , DA_j に交換に関する事後情報として伝えられる。各主体はこの価格情報と、自分の交換結果（売上げ；入手量など）の情報 $(r_i; r_j)$ により、次の供給量、需要量を決定する。いま d_i^S , d_j^D をそれぞれの供給決定量、需要決定量とし、 SA_i , DA_j を決定関数として示せば、

$$\begin{aligned} d_i^S &= SA_i(\pi, r_i) \\ d_j^D &= DA_j(\pi, r_j) \end{aligned} \quad (3.2)$$

ここで、需要 D が供給 S を超えると価格は上昇し、供給 S が需要 D を超えると価格は下落するという一般的仮定、および、需要は価格の単調減少関数、供給は価格の単調増大関数という設定により、価格・需給の自己調整 (self-regulation) が現われる。価格上昇は超過供給を招き、したがって価格下落に反作用する；価格下落は超過需要を招き、したがって価格上昇に反作用するという負のフィードバックにより、ある条件のもとでの一定経過のうちに、均衡価格と均衡需給量に安定する。

各種の財について次の条件があれば、いわゆる競争的条件が成り立ち、上述の機構が有効に作用する。①同一種類の財について供給者、需要者ともに多数であり、類似財の供給も多様である。②したがって、需要者の側に「多元的選択」の条件（どこから購入するかを選択の幅の広さ）が存在し、供給者の側にも販売先についての「多元的選択」の条件がある¹⁰⁾。③価格はみんなの需要と供給によって定まるのであるが、経済主体の数が多いため、かれらのうちだれも自分の需給を変えることによって価格にみるべきほどの影響を及ぼすということとはできない。したがって1人1人からみれば、価格も自分の行動だけによっては制御できない、自分の行為から独立のあたえられたパラメーターとみなさざるをえない。

ただ、このフィードバックによる自己調整機構は、そこに状態値が収束するところの均衡値としての“目標値”をあらかじめ決定する機能をもっていない。

その収束値もそこへの経路も、全員の、しかもたがい非協同な意思決定の合成作用によるのであるから、どうなるかはだれもあらかじめ決定できない。そこでは、ランゲ (O. Lange) が“風のまにまに気流により動かされるオールド・ファッションの気球のようなものだ”とのべたところの、市場経済の「自然的 (elemental)」な性格¹⁷⁾、つまり人間の意思にしたがわない性格が、根本的な性格として現われる。あたかも スミス (A. Smith) が感じとったようにこの機構は人間に対してそれを支配する“神のみえざる手”のように現われ、人間が機構を制御するのではなく、機構が人間を制御する。

このように、近代的私的所有は、情報障壁を媒介として、市場機構に緊密に結びついている。いいかえると一般の市場機構の情報の本質はその情報障壁にある。市場におけるいわゆる情報の完全性問題は、提示される財の品質や価格に関する情報についてのことであって、もしそれが完全なときでも、この情報障壁による制度的不確実性には変わりはない。

そして、市場機構は、需要者 (消費者) の要求を供給者 (生産者) の側に、生産の事前に反映するという機能はもたず、需要変動という反応により消費者の選好が事後的にだけ反映する機構である。また、その反応も需要量という量的パラメーターに一般化して示されるのであって、直接には具体的な要求や不満が示されるわけではない。その意味では、市場機構はかたがたに rough-hewing な機構といえる。したがって、需要者 (消費者) の要求が具体的に、かつ事前的に反映されねばならないような状況では、この性格は重大な問題となる¹⁸⁾。また、市場機構は非協同化条件のもとに、各経済主体がみずからの個別経済計算に立脚して決定するシステムである。したがって、経済主体が取引相手以外の第三者、あるいは社会全般にあたえるような影響=いわゆる外部性 (externality) については計算に入れられない。したがって、そのような外部性が大きな問題となってくる状況でも、また市場機構はその弱点をもつことになる¹⁹⁾。

さて、現実には、この市場機構が内包的にも外延的にも発展して商品交換が一般化することは、個人的小生産ではなく、資本家の大経営による物的生産力の発展をとまわずしてはありえない。事実、市場において競争が展開され、あ

るいは歴史的にみられる非経済的=強力的手段が展開され、一方においては生産手段を失った人びとが現われ、他方では、より多くの生産手段をみずからの所有に集中する人びとが現われる。前者が労働者となり、後者が資本家になる。そして、上述してきた近代的私的所有の原型とは“原則的に異なる”ものとしての資本による所有と制御が現われ、そのうえで産業革命が展開する²⁰⁾。

第4節 「資本」による制御と「労働力処分権」

まず、「資本」による所有と制御の基本関係からみていこう。

資本家は労働者を雇用する。それは、リンドブロム (C.E. Lindblom) もいうように、一般的には、労働者の生産物を買うのでも、また労働者の具体的な個々の出来高仕事 (piece-work) を買うのでもない。雇用主は、「雇われる者に対して、その労働日、労働週、労働月のつづく期間中の、雇用主の権威 (authority) を受け入れさせることに対して支払う」²¹⁾のである。

アロウも同じく次のようにいう。

「被雇用者は、権威に従うという同意 (willingness to obey authority) を売っている」²²⁾ (傍点は原文イタリック)。

権威 (authority) とは何をいうのか。アロウは説明している。ある組織において、ある者が意思決定を行ない、これを他の者が実行する。このように、他人の行動に対する「指令 (orders)」としての意思決定が、作成されうけ入れられる関係、すなわち、“ある者が他の者に何をなすべきかをいう”関係が権威関係である²³⁾。

すなわち、労働者はあらかじめ生産過程に入る前に、“生産過程においてはどのように労働するかについては資本家の指令を仰ぐものとする”という関係、すなわち、資本家が労働者を制御するという関係を承認するのである。労働契約により、生産過程においては、資本家は労働者をサンクションするのであり、労働者は資本家に“授權 (authorization)”する。生産行為の内容に関するかぎり、労働契約により、資本家が労働者からサンクションされることはない。生

産行為に関するかぎり、サンクシヨンの方向は一方的である。

第1章のはじめにのべたように、人間は自分の活動を制御して対象を制御する。また第2章第2節でみたように、労働はその一つの具体化であり、労働主体は自分の活動を制御して生産手段を制御する。上述の労働者は、資本家からの“指令”=制御を仰ぐ関係を承認することにより、その自分の活動=労働を制御する決定権を譲り渡すのである。労働者は、生産過程に入る前に、どのように可能的労働時間を現実の労働時間に転化し、またその労働時間をどのように使用するかということに関する決定権そのものをある一定期間について——労働日、労働週、労働月のつづく期間において——売るのである。現実展開される労働がどのようなものとなるかは、その資本家による“指令”=制御が具体的に発動される生産過程に入ってからでないとわからない。契約の時点では、そのような制御をうけ入れるという関係が明らかなかだけである。“売買されるのは、人格的な関係 (a personal relation) である”⁴⁾ というアロウの表現は、そのかぎりでいいえている。

したがってまた、マルクスの次の表現はきわめて正確であるといわざるをえない。

「……労働者は、彼の労働能力の処分権 (die Disposition über sein Arbeitsvermögen) を売る……」⁵⁾

前述のように、“労働”の現存在は、生産過程(労働過程)に入ってからである。労働契約の時点では、現存在しているのは、ある具体的な可能的労働時間を産み出しうる man-power としての労働能力=労働力 (labour force) である。労働者は、その man-power の使用・処分に関する決定権をある一定期間について売却する。資本家は、その一定期間についてその man-power の使用・処分権を買い、入手する。資本家は、労働に対する制御権を入手する。資本家の労働者に対する“人格的關係としての権威關係”が成り立つ。そして、資本家の“指令”により、その man-power = 労働能力が使用され、そこで具体的な労働が展開される。他の条件が加えられないかぎり、その労働能力の使用・処分権が、その購入した一定期間において、買手たる雇用主 = 資本家に排他的にかつ

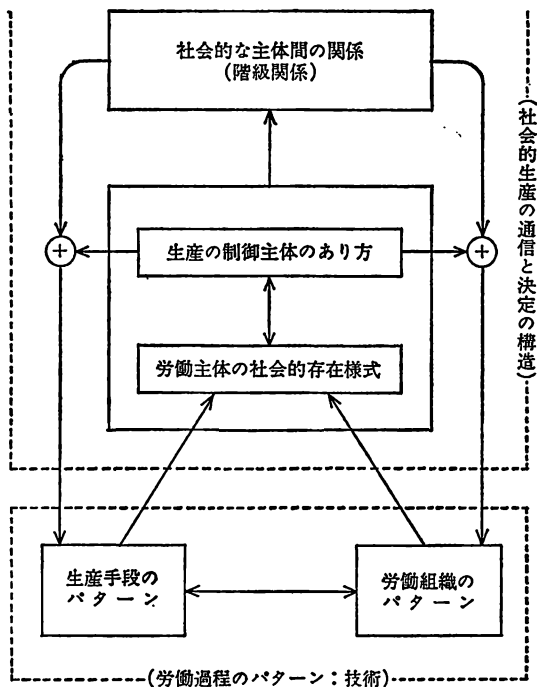
その自律性のもとにまかされるのは、他の商品の場合と異ならない。資本家は、その一定期間について、その労働能力を買うのである。賃金は労働能力の再生産費が基準となる。

この場合、労働者は奴隷の売買とちがって、一定期間についての処分権を売るのであり、その一定期間が終れば、処分権は自動的に労働者にもどる。その意味で、労働力の所有権は労働者のもとにあるといえるのであり、またしたがって、再度、期間をきめてその処分権を売ることもしる。売買される奴隷は、人間そのものが売られるのであり、期間を区切って処分権を売るのではないから、その売却代金に等しいようなものが支払われなにかぎり、その処分権の再移転はありえない。このような違いがあるとはいえ、その処分権の売り渡された期間において、他の条件が加えられないかぎり、資本家はその生産過程において労働能力の完全な処分権をもつことは、一般の商品売買の場合と同じくサンクショされた購買者の権利として現われる。もちろん、これに対して、労働者は、その処分権を次の期間に再度売れるためには、その労働能力が維持・再生産され、労働能力が“破壊”されることのない範囲内での使用・処分を主張する。これは販売者の権利として現われる⁶⁾。この販売者の権利は、たとえばあとにふれる労働時間延長への労働者の反抗といった形で、資本家に加えられる“他の条件”として現われる。しかし、生産過程の遂行においては、すなわち、生産過程の内部においては、労働能力の一定期間における購買は、そのかぎりでは、資本家に対して、他人の労働に対する使用・処分権としての指揮(Kommando)、強制権(Zwangstitel)をあたえるのである⁷⁾。

したがって、この《労働制御権の譲渡》、労働能力の処分権の売買を、マルクスは、「労働力が商品として売られる」関係と表現した。われわれも、上述の《資本＝労働関係》の形成を、「労働力商品化」とよぶ。

ところで、「労働力商品化」は、労働主体＝労働力がうけとる社会的存在様式の一つの歴史的な形態にはかならない。社会的生産の通信と決定の構造が変わるときには、労働力の社会的存在様式も歴史的に変わる。古代の奴隷、封建制の農奴といったわけである。

図3.6



労働主体(-労働力)の社会的存在様式とは大きくいって次のことをふくんでいる。

(1) 労働主体は、生産過程の制御との関係においてどう位置づけられているか。

(2) 労働主体の労働力は、どのような社会的形態で形成・再生産されるか。

(3) 労働力は、各生産場面に、どのような形態で配置され循環しているか。

この、労働主体=労働力の位置づけ、再生産、配置・循環の社会的あり方を、労働主体(-労働力)の社会的存在様式とよぶ。この労働主体(-労働力)の社会的存在様式は、一方では、労働主体=労働力のあり方として、労働過程のあり方、すなわち労働過程のパターン=技術とつながる。他方では、それは、その労働主体が生産過程の制御とどうかかわりあうか、労働主体と生産制御主体

との関係はどうなっているか(前章第4節参照)ということを通じて、生産の制御主体のあり方と表裏の関係になっており、明らかに社会的生産の通信と決定の構造=経済体制の一部である。その意味で、労働主体(-労働力)の社会的存在様式は、技術と経済体制(社会的生産の通信・決定構造)とを媒介する重要な環になるのではないか。そして、この、労働主体と生産制御主体との関連は、社会的な主体間の関係(階級関係)にもつながる。生産制御の主体がだれであるか、またそれと労働主体の階級関係はどうなるかといったことは、技術過程に反作用することもありえよう(図3.6参照)。

われわれは、こういった観点から「労働力商品化」関係のもつ意味を、十分に広い視野のもとにとらえなおし、それによって、技術革命としての産業革命と社会構造の関連に接近してみたい。

* * *

資本家は労働能力の処分権を買うのであり、他の条件が加えられないかぎり、資本家は生産過程における労働者への制御権を完全にもっている。

現実の労働過程において、生産手段を制御するのは労働者であるが、その労働過程そのもののあり方とその労働過程の目標を設定する意味で労働過程を制御し、現実の社会的な生産過程たらしめるのは資本家である。労働者は労働主体として、労働過程における“より小さな制御”の主体として現われ、資本家は生産過程における“より大きな制御”の主体として、生産の制御主体として現われる(第2章第4節参照)。

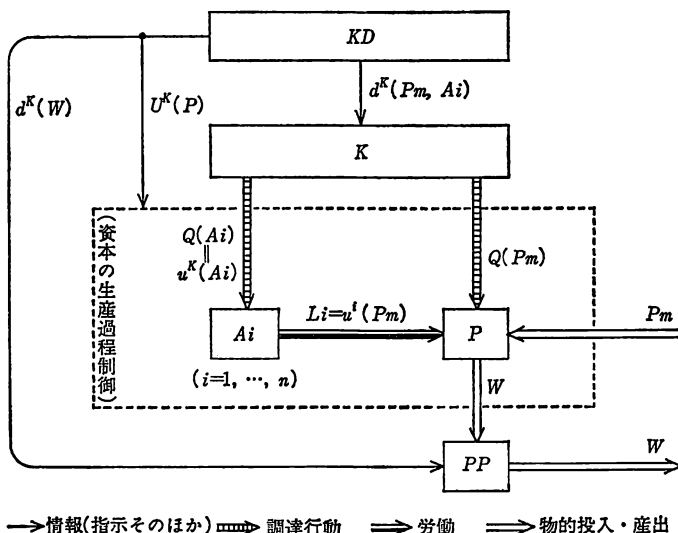
何を、どのように、どれだけ生産するかは、資本家が決定する。

その意味において、他の条件が加えられないかぎり、資本家は労働者に対して一方的制御の関係をもつ。それは第1章第3節でふれた“報酬授受により成立する一方的制御”の関係にはかならない。労働能力の処分権の売買過程においては、売手、買手という市場関係(market relation)であるが、「その契約の範囲内では、雇用主と被雇用者の関係はもはや市場関係ではなく、一つの権威関係(an authority relation)である」⁹⁾というアロウの指摘はまったく正しい。したがってまた、この資本家のもつ制御の権威を、なんらかの協同組織(たとえ

ば労働者協同組合工場)においてメンバーから選任された指揮者をもつ制御の機能と、同一視することはできない。後者は協同組織における中央調整システムの機能であり、その指揮の機能における目標選好は、協同組織全員により決定される共同目標に従属している。いいかえると、協同組織メンバーによる協同決定がより大きな制御であり、指揮者の制御はより小さな制御である。資本家による制御は前述のようにより大きな制御である。もちろん、資本家的生産においても、労働過程における協働の中央調整システムとしての、作業組織における管理システムの機能(第2章第3節参照)が必要となる。しかし、この場合にも、資本家自身がその機能を遂行するにせよ、あるいは別の主体にこの機能を遂行させて、その機能を資本家がみずからの制御のもとにおくにせよ、この労働過程の調整機能は、より小さな制御として現われ、資本家による生産への一方的制御の機能がより大きな制御として現われる。すなわち、何を、どのようにして、どれだけつくるかを、資本家が決定し、その目標に向かって生産を遂行するという、その大きな目的にそって、労働過程の協働が調整される。全労働者の協働調整機能は資本家に従属し、その反対ではない(この点のちにもまたふれる)。これに対し、協同組織における指揮機能は、全員の協同決定に従属する。それらの関係はまったく正反対である。

資本家は、生産過程に必要な労働と生産手段の調達・投入・使用に関する制御の決定を行なうのであり、その生産過程は、自立的小生産者の生産過程がその小生産者に属したのと同じように、資本家に包括的かつ排他的に属するものとなる。資本家はその生産物について完全な所有権をもつ。したがってまた、その生産物について労働者に処分権はない。したがってまた、生産物にふくまれるところの、生産における剰余(surplus)もすべて資本家に属する。生産物を処分して得られる収益はすべて資本家に属し、そこから、生産手段にかかわる費用相当分と労働力調達に要した費用=労賃を控除して得られる形で現われるところの利潤(profit)はすべて資本家に属するものとなる。資本家は、他人の労働の支配により、この利潤を得るために、資本家的生産システムを営むのである。

図3.7 資本家的生産システム



上述を説明的に図示すると、図3.7のように示せる⁹⁾。

資本家のシステムを、資本家の意思決定システム KD と、資本家による貨幣操作システム = 貨幣システム K とに分けてみる。資本家の意思決定システム KD は、生産手段 P_m と労働力 $A_i (i=1, 2, \dots, n)$ の調達についての意思決定 $d^K(P_m, A_i)$ を決定し K に指示する。これにともない、 K は、 P_m および A_i の調達 = 購入行為 $Q(P_m)$, $Q(A_i)$ を実行する。 $Q(A_i)$ は労働力の処分権の購入であり、したがって同時に、それは労働者 A_i に対する制御行動 $u^K(A_i)$ にほかならない。労働者 A_i はその労働 L_i で生産手段 P_m を制御する。 $L_i = u^i(P_m)$ 。そして、労働者に対する制御は労働に対する制御である。 $u^K(A_i) = u^i(L_i)$ 。したがって、 KD は、 A_i および P_m の調達を通じて、生産過程 P を“より大きな制御”の意味において制御する。そのかぎりでは、自立生産者とその生産過程を制御したのと同じである。その関係を $U^K(P)$ で示した。したがって、生産の結果としての生産物 W の所有権は KD に属し、 $d^K(W)$ で示される。

上述からわかるように、“資本家がみずからの生産手段を提供し、労働者が

みずからの労働を提供して協働し、それぞれの生産への寄与がそれぞれに帰属して利潤と賃金の形で配分される”というモデルは資本家的生産システムの説明としては一つの仮象的な説明にすぎない。なぜなら、もし資本家的生産過程がそのようなものであるならば、生産過程に関する決定も生産物処分についての決定も、すべて資本家と労働者の完全なる協同的決定のもとにおかれることが正のサンクションをうけ、すべての資本家的経営は社会規範として労資の共同経営となるはずだからである。現実はそのと異なり、生産決定権、生産物処分権は、とくに他の条件が加えられないかぎり、基本的に資本家に排他的に帰属することがサンクションされる。

このようにして、近代的所有の原型としての“自己の労働にもとづく個人的所有”は、“他人の労働に対する支配権 (Kommando)”としての資本家的私的所有に、転変する¹⁰⁾。

生産のシステムにあたえられる目標も変わってくる。自立的小生産者としての手工業者、手工業親方の生産システムにあっては、市場で交換できる商品を生産したとはいえ、みずから労働する「職人労働 (craftsmanship)」として、「職人たちは、自分自身を、人間の使用に役立つものを生産することに従事する (occupied with the production of things serviceable for human use)、社会に役立つ人間として誇り、そのような生産に従事しない、社会の他の人びとたちと自分たちとを比べていた」(ヴェブレン)¹¹⁾。そこでは、人びとの使用に役立つ、どのような具体的な使用価値 (use value) をつくるかという「人間による使用への有用性という概念 (the conception of serviceability to human use)」のもとに個別的、具体的な素材と技能が中心となった。親方としての位置も報酬も、その特定の労働における彼自身の熟練にもとづいていた¹²⁾。

しかし、いまや、資本家的生産システムにあっては、資本家的活動目標としての利潤追求 (profit-making) が生産過程の推進因 (motive) = 目的となる。資本家にとって、生産する財、あるいは販売する財の質的特性、使用価値そのものは直接的にはどうでもよい (indifferent) ことである。資本家にとり関心あるのは価格であり利潤である。具体的にどのような使用価値を生産するかは、利潤

獲得のための手段となる。それは、「なにか儲かる事業 = 投資先はないか」という表現に端的に現われている。労働過程は、この利潤追求という目的のために作動する。したがって、労働過程のパターン = 技術も、この目的のために作動する。労働過程の評価関数としても資本による利潤目的としての価値基準がとられ、労働過程そのものもつ素材的 = 使用価値的基準は利潤基準に従属する。すなわち、労働手段、労働対象のシステムや作業組織において、資源や労働が使用価値的に不適切に使用されること（たとえば濫費、環境破壊など）があっても利潤増大に寄与すればよいことになる。

このような形で組織された、資本家、およびその制御のもとにある労働者の集合と生産手段からなるシステムが、資本制的企業 (capitalistic enterprise) である。

また、私的所有に結びつく情報障壁も、いまや資本家の権利となり、次の形をとって現われる。

(i) 資本家はその生産過程に関するすべての知りうる情報について、欲しくないかぎりそれを他の人に知らせなくてもよい。

(ii) 労働者は、生産の必要上、生産過程に関するいくらかの情報を知りうるが、それについて資本家の許しがなにかぎり他の人に知らせてはならない。このことは資本家によるサンクションの中にふくめられる。

この(i)(ii)が社会規範としての「企業の秘密」または「営業の秘密 (trade secret)」にほかならない。この「営業の秘密」を基軸に企業間の非協同関係が社会規範となる。企業相互間、また企業と他の経済主体のあいだにおける社会的非協同化条件のもとに、資本による生産制御のもとでの市場機構が作動する。

第5節 産業革命の技術的基礎と「労働力商品化」

前節の説明からわかるように、資本家的生産の形成にとって決定的モメントとなるのは「労働力商品化」である。ところで、この「労働力商品化」は、実はこの章のはじめにのべた(i)資本制単純協業、(ii)マニュファクチュアにお

ける分業、(Ⅲ)産業革命＝機械制大工業という、技術的展開過程の中で、その“発生・発展・完成”という三つのステップを踏んでいるのをみることができる。それをみることにより、産業革命が「労働力商品化」の完成段階であるということとともに、労働力の位置づけ、再生産、配置・循環の社会的あり方＝労働力の社会的存在様式としての「労働力商品化」関係の内実を十分に知ることができる。

以下、それをみていこう。

(ⅰ) 資本制単純協業の過程＝「労働力商品」の発生

まず、資本制単純協業は、多数の労働者が同一の資本家のもとで集中的に働くことであり、資本制生産の前提に等しい。さきに説明した「労働力商品」としての賃労働と、これを買う資本家が生まれる。しかし、単純協業のかぎりでは、労働過程における個々の労働主体の労働様式は、それ以前の独立手工業のときの職人の労働とあまり変わりはいられない。

(ⅱ) マニュファクチュアの段階＝「労働力商品化」の発展

この段階になると、「労働力商品化」はより具体的な意味をもってくる。

自然発生的に——人間の学習能力に応じて——作業場における分業と協業にもとづく労働の作業組織形態の発達がみられる。この技術発展が広範に定着して、資本家がこれを意識的に運用するようになると、マニュファクチュアの段階に入る。

そこでの新しい労働配置形態は、すでに労働力の処分権を売り渡しその意味で主体性のない労働者を分解された部分作業に固着させることにより、“部分労働者”へ転化させる形で進行する。労働は個々の要素に分解され、そのかぎりでは、労働者はたがいにとりかえられる機械の部分品であるような性格＝「労働の互換性」をもちはじめ¹⁾。すなわち、それまで1人の労働者が行っていたさまざまな作業の各部分として分解された単純な過程だけが、それぞれの労働者の専有の仕事になる。どのマニュファクチュアでも、職工の種類が多ければ多いほど、1人1人の人間の熟練(skill)に残されるものは少なくなる²⁾。その意味では、個々の労働者の労働の質的区別は失われていき、ちょうど「機械

の同一種類の部品はすべて交互に代替できる」と同様な形で、AのかわりにBという形で、“労働力の互換性 (interchangeability)” が生まれ、労働者はあたかも“品物”の部品のように売買されるという形で「労働力商品化」がいつそう深まり、発展するわけである⁸⁾。そのように部分労働しかできない労働者はもはや他人と合体しないと労働者として機能せず、またそれは資本家のもとでないと実現しないことにより、資本家への依存性をいつそう深める。

しかし、そうはいつても、まだ、この段階では、技術発展は、労働組織のパターン変化に現われているにすぎない。たしかに、労働組織形態の変化——分業の進展は労働手段にも変化をとめない、労働手段としての道具 (instrument ; Werkzeug) は分化され、また単純化されたり、改良されたりする。その意味で、いわゆる工程の変化と労働手段の変化は関連している。しかし、だからといって、ここで、労働手段のパターンが手工業小生産のときと基本的に変わったとみることにはできない。すなわち、マニファクチュア段階では、労働手段は依然として、“道具”にとどまっており、それは、まだ個々の労働者の個人的な腕前・技能の伝導体として、腕前・技能に依拠して使用される用具でもある⁹⁾ (この点が次の段階における“作業機 : working-machine ; Werkzeugmaschine”との違いである)。そこでは、労働手段としての側面では手工業小生産のときと変わらず、作業はまだ道具を使用する個々の労働者の技量にかかっており、熟練が重視されることもそのかぎりに残ってはいる。その意味では、労働力の互換性は、この段階ではまだ十分には完成しない。したがってそこでは、いつでもとりかえられる部品といった形での「労働力商品化」の一般化もまだ完成せず、したがって資本制生産は、マニファクチュア段階では、社会的生産を全範囲においてとらえることにも、その深部において変革するにもいたらない。

つまり、単純協業の段階に比べると、労働力商品化は一つの深化をみせる。しかし、まだ完成にいたらない。マニファクチュア段階のもつ一つの過渡的性格がみられる。それは、一方では労働組織のパターンは変わり、他方では労働手段のパターンは変わらないという技術的性格に根ざしている¹⁰⁾。この過渡的性格は、「労働力の分断」¹¹⁾についてもいえる。労働力の分断とは、分業の固

定化と資本家の管理システムにより労働力の作業場内配置における差別や階層的区分の固定化、水平的連帯の妨害・阻止などがみられることである。マニュファクチュアの段階では、単純協業に比べて、熟練度の相違による労働力の分割が進行し、マルクスが「労働者の間における階層的編成 (eine hierarchische Gliederung)」とよんだものが現われる⁷⁾。しかし、マルクス自身がいうように、まだその手工業の熟練のある程度の優勢から、未熟練労働者の比重は小さく、婦人年少労働者の導入も十分に展開しない。したがって次の段階に比べると、階層制も単純で未発達といえる⁸⁾。

(iii) 産業革命 (機械制大工業) の段階 = 「労働力商品化」の完成

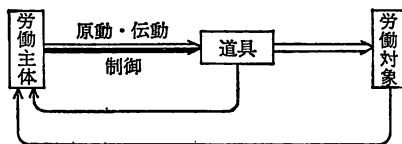
いわゆる産業革命における機械制の導入は、様相を一変させる。

産業革命がまずとらえるのは、道具から作業機への転換である。以前の“道具”は、これを思いのままにあつかう熟練労働者を必要とした。“作業機”とは、具体的には多様であるが、基本的には、人間の側のきわめて単純な機械的動作 (把手をまわす、車を踏む) で直接にひきおこされる運動が直接作業用具部分——それはしばしば多数の作業用具でありうる——の正確な運動に転化される機構の装置である⁹⁾。作業機は労働者の作業における熟練の必要度を軽減する。このように、直接の作業用具部分が道具から作業機に変わった後、動力部分も機械化される。そして、原動機、伝動機、作業機から成る機械 (machine) が現われる。

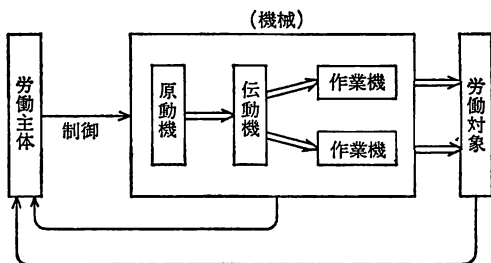
これまで、労働者は、(i)道具を動かす物理的エネルギーの発生機能、(ii)その伝動機能、および、(iii)労働対象と道具とをフィードバック観察しながら道具を操作する操縦 = 制御機能 (制御情報の決定・伝達機能) の三つの機能を行なわねばならなかった。その意味では、マニュファクチュア以前にあっては、労働は文字通り、混合投入の性格 (第2章第2節参照) が濃かったといえる。機械導入とともに、筋肉的なエネルギーによる物理的な原動・伝動機能は主として機械にまかされ、労働者は、相対的にわずかな物理的エネルギーのパターン変化により作業機などに制御情報を伝える操縦 = 制御機能だけを担うこととなる。労働は、エネルギー供給機能から分離しその制御活動としての機能が自立化する。

図3.8 道具と機械における労働

(イ) マニュファクチュア以前

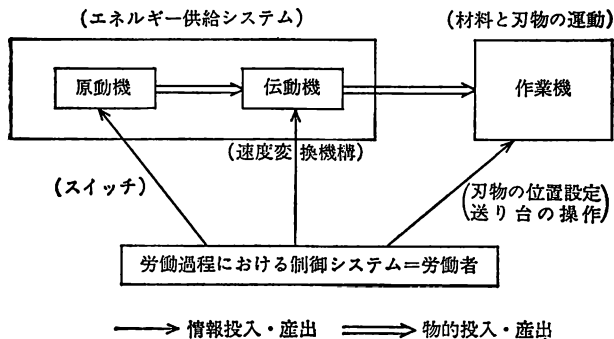


(ロ) 機械制=産業革命



→情報投入・産出 ⇒ 物的投入・産出 ⇒ 混合投入・産出

図3.9 工作機械における制御システム



(星野 [H15] 52ページの図から)

労働から混合投入の性格は消えて、むしろ、労働を制御機能を中心にみるの方がモデリングとして正しくなる。かつまた、作業機などの改良により、“熟練は機械に移される”ので、その制御作用は、マニュファクチュア時代以前の作業に比べると、手工業的熟練から離れ、より定型化されたり、より簡単なものになる¹⁰⁾。

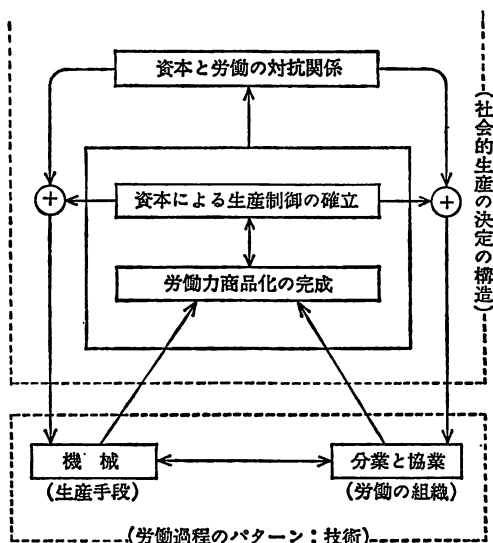
上述を図示すれば、図3.8のようになる。また、機械と労働の関係の具体例として図3.9を示した。

すなわち、労働における、①エネルギー機能からの制御機能の自立化、および、②制御機能の手工業的熟練からの分離——ここに機械制導入の意味があり、その労働手段パターン変化にともなう労働の変化した形態のうえに、作業場内分業も再編成される。

この基礎のうえに、単純労働が普及し、婦人・年少労働も導入され、まず第一に、だれでもが比較的簡単に「労働力商品」となりうる条件をもち、労働力の質的差別が減少するという意味で、まさに、その“互換性”は完成する。労働の資本への依存性は深まる。「労働者は、マニュファクチュアではまだ重きをなしていた彼の腕前（Virtuosität）がいまでは重きをなさなくなってしまうために、もはや反抗することができないようになったのに、資本は逆に、熟練労働者を不熟練な、したがってまた資本の制御（Kontrolle）にいっそう従属した労働者に代えることができるようになる」¹¹⁾。

第二に、マニュファクチュアのもとでは、労働組織形態はまさに労働者の配置形態そのものとして行なわれたが、機械制のもとでは機械が中心であり、労働者は機械体系に合わせて、機械の「生きた付属物」¹²⁾として配置される。資本家にとって“互換性”の高い「労働力商品」は、機械よりもはるかに代替性の利くものであり、労働者はその意味でも機械の生きた“付属部品”としてあつかわれる。したがって、賃金は労働能力の再生産費として支払われその再生産費は社会の歴史的・文化的条件などにより異なるとはいえ、“機械の付属品”として機能する以上の労働能力を要しないということが、そのようなものとしての労働能力の再生産費水準に賃金水準を保とうとする傾向となって現われざ

図3.10 技術・労働力商品化・資本



るをえない¹³⁾。もちろん、これは、資本の側からの労働費用切り下げ志向の形をとって現われる。

第三に、婦人・年少労働の導入により、また資本蓄積の進行とともに機械により職を失った多くの労働者により、そして資本による労働力充用のさまざまなあり方により、マルクスのいう産業予備軍が形成される。資本は、現実的人口増加の制限にかかわらずいつでもすぐ利用できる man-power 源を創り出し、結果として、労働力供給は人口の自然増加という自然的制限にかかわりない条件をもつ。その意味では、労働力はまさに、資本により供給 = 社会的再生産を制御される“商品”となる¹⁴⁾。

まず上の三つにより、「労働力の商品化」は完成する。労働の資本への従属は確立する。生産要素の一つ = 生産手段の所有者である資本家が、いま一つのプロダクト = 労働力に対する制御を完全に確立する。そこで、資本による生産制御としての資本制生産が社会的生産の全範囲をとらえ、社会経済システムの支配的構造となる。

このように、労働過程のパターン変化として現われる技術変化が、はじめは労働の作業組織だけのパターン変化として、次に産業革命においては労働手段の根本的パターン変化をとまなうものとして現われ、それらが「労働力商品化」の発展・完成を媒介にして、社会的生産をだれがどのように制御するかという社会的生産における通信と決定の構造の発展に作用しているのを、みることができる(図3.10)。

ここで次の点を加えねばならない。

機械制導入は資本により利潤追求のために利用されるから、労働日の延長志向が生まれる(機械の道徳的磨損の危険を回避するため、償却を早めようとして、あるいは充用労働者数の相対的減少を充用労働時間の増大で補おうとして、など)。労働者は前述のように“反抗”するには不利な条件におかれているとはいえ、労働日の延長には一般的な反抗が生まれる。それは、工場立法の制定による労働時間の制限という結果を生む。このことがまた、資本による機械制導入の発展を促す。このように、資本家と労働者との対抗的な社会的・物的対立の関係が技術発展に反作用する¹⁵⁾(図3.10参照)。

また、婦人・年少者、単純労働者をふくむ年齢的にも多様な労働者が増大し、これらを機械の運転にあわせて構成する労働配置形態が発展する。これはまず技術的には、多様な労働者の活動を労働過程における協働の目的にあわせて指揮・制御するための中央調整機能システムとしての管理組織形態(第2章第3節参照)を発達させる。しかし、この技術的な管理組織形態は、さきへのべたように、資本家による生産過程の制御、労働者に対する一方的制御という“より大きな制御”のもとに作動せねばならない。したがって、この資本家の生産における機械制のもとでは、労働者を資本家の利潤追求に役立つ形で働かせるという目的を第一義として、これに役立つ形で技術的な管理組織形態、労働配置形態を実現させる形で組織される。

したがってそこでは、作業の労働配置形態そのものからいえば、機械を用いる協働のためには、なによりも水平的に関連した生産単位間の活動の同調化(synchronization)が必要であるが、これに反して、“top-down control”(=“上か

らの制御)のための情報の流れ、つまり上からの指令、下からの報告という通信の垂直的——かつ一方向的な——往復だけが先行して、水平的交流に欠けるものとなる。“これは十分に考慮された技術的効率という観点からは非合理的であっても、資本家の権力(power)の正規の、かつ永続化する委任のためには合理的な枠組となる”からである¹⁶⁾。労働者間の水平的交流は最小限におさえられ、上下の規律が重視される。いわば、労働者の抵抗を防ぎ、規制するためにも、軍隊的な命令型の固定的な規律システムができあがる。同様の観点から、個々の一般労働者を個々の仕事に「機械の付属部品」として長期的に固定化する傾向も、ますます強められる。企業規模が大きくなるにつれて、多様で多数の労働者をピラミッド型に編成指揮するための階層的管理もすすみ、一般労働者と、これを資本家のために監督する多種多様な管理労働者・技術労働者との分割も“完全に発展する”¹⁷⁾。この管理労働者・技術労働者と一般労働者の垂直分割の完全なる発展と、一般労働者における作業場内分業配置の固定化により、「労働力の分断化」が完成する。

このような労働力の分断化システムのもとでは、「労働力相互の十分なコミュニケーションにも欠け」¹⁸⁾、個々の労働者の作業能力、協働能力も十分に活用されず、人間の動作特性は、機械特性に解消されて固定化されているが、資本の“最も重視する社内秩序、職場秩序の視点からすれば”，そのような分断化システムが選好されるのである¹⁹⁾。ここでも、資本と労働の社会的対抗関係に対する資本の制御志向が、技術面——労働の作業組織の面に反作用するのを見てとることができる(図3.10参照)。

したがって、上述の過程をたどってできあがってくる労働組織形態は、その資本による一方的制御の目的を基礎としてつくりあげられたものであり、それは協働過程としての労働組織形態に対してさまざまな編成をほどこすことによって具体化される。その意味では、そこには、利潤創出のために労働者を支配せねばならないという制御機能と、協働的な生産過程についての一般的な調整機能とが、いわゆる資本家的生産過程における“指揮”の性格がもつ「二重性(die Zweischlächtigkeit)」²⁰⁾として現われるといえる。ただ、それは、その“二重

性”の一方の機能をはずしさえすれば、他方の機能がそれ独自の形でおのずと現われてくるといったような形で併存しているものではない。すなわち、資本による一方的制御の機能をとりはずせば、そのままの形で協働的な調整の機能が現われるという形ではない。前者の機能が目的となって協働調整の機能が編成されている以上、前者の機能が変わったり除去されるときには、その協働調整の具体的なあり方もまたかなり変わらねばならないのである。

* * *

上述の通り、われわれは、資本制単純協業、マニュファクチュア、産業革命の三つの段階を追いつつ、「労働力商品化」の発生、発展、完成の道筋をみてきた。ここで、これら全体の過程の中で現われる労働力の社会的存在様式としての「労働力商品化」の内容について要約することができる。

われわれが「労働力商品化」とよぶものは、たんに労働力の“売買”関係の市場的認識だけにとどまるのではなく、そのような関係が必然的に前提し内在しているところの、生産過程における労働力のあり方をもふくめての、社会的生産における労働力の存在様式である。それは少なくとも次の関係——それらがたがいに緊密に関連していることはすでにみた——からなる一つの構造である。

「労働力商品化」の基本的内容

(1)労働者からの労働力処分権の分離（労働主体の位置づけ） 労働力処分権は労働者から分離される。労働者は労働力の処分権＝制御権をある一定期間において、生産手段の所有者としての資本家に譲り渡すことにより、労働力の再生産の条件（賃金）を得る。

(2)労働者の“機械の、生きた部品化”（労働力の再生産） 一般労働者は“機械の、生きた付属部品”となり、その程度の再生産費がその“商品価格”水準になる。労働手段および労働組織の形態により、一般労働は互換的な制御活動に還元される。一般・単純労働者の労働力は、機械中心の体系のもとで、機械よりも容易にとりかえのきく、互換性の高い、“機械の、生きた付属部品”としてあつかわれる状態が一般化する。その条件により、労働力の再生産費の水

準も、その社会の歴史的・文化的条件により左右されるが、おおよそでは、せいぜい“機械の、生きた付属部品”としての再生産費水準におかれる傾向が働く。

(3)労働力の社会的・作業場内的分断化（労働力の配置） 労働者集団は、職場内配置・社会的配置において、分断化される。まず、作業場においても社会においても、資本による制御機能を代行する管理労働者・技術労働者層と、これに制御される一般労働者層とに垂直的・階層的に分断化される。さらに、産業予備軍の形成により階層化が深められる。労働者はこの階層的編成・指揮と、職場内分業の長期固定化とにより、水平的にも分断される。

そして、この「労働力商品化」構造の定着により、それに対応する「資本による生産制御」の構造が定着する。

資本による生産制御の構造

(1)資本による一方的制御 労働力の処分権が譲渡された結果として、資本家は生産過程における生産要素としての生産手段および労働力の両方について、その制御権＝使用・処分権をもつこととなり、したがって、生産過程の制御権が資本家に属する。何を、どれだけ、どのように生産するかは、資本家が決定する。そのかぎりにおいて労働過程における労働主体（労働者）の意思決定は資本家の意思決定に従属し、生産過程において資本家は労働者を一方的制御のもとにおくことができる。生産過程は資本家による利潤追求（profit making）を目的とした制御のもとにおかれる。なお、ここで利潤追求とは、たんに限定された意味での“利潤最大化”，それも前後の条件を何も考えない非常に静態的ないし短期的なそれと取る必要はまったくない。それは《一定の長期間にわたって、満足できる水準の資本蓄積を保証しうるような利潤の、安定的な持続のための条件の確保》といった広い内容をさすものとしておこう。たとえば、資本における目標としての〈企業の成長〉とか〈売上げ増大〉なども上述の条件確保の一つにふくめよう。

(2)剰余処分権の資本家への専断的帰属 生産要素についての使用・処分権が、したがってまた生産過程の制御権が資本家に属するものとなる結果として、生産物の処分権が資本家に属し、生産物の処分について労働者に発言権はない。

したがってまた、生産における剰余 (surplus) の処分は資本家が専断的に決定する。剰余の再投資は、資本家の制御権のもとにおかれる生産手段を資本家に対して確保する。

(3)情報障壁と社会的非協同化 生産過程の個別資本家への帰属とともに、各企業間の、そしてまた企業の他の経済主体に対する情報障壁も保持され、社会的生産の非協同化条件が基本的構造条件となる。

産業革命は、その技術的变化によって、上述のようなシステムとしての「労働力商品化」構造を完成し、これによって、社会的生産の通信と決定の構造としての、資本による生産制御の構造を定着させた。もちろん、「労働力商品化」およびこれに対応する資本による生産制御の関係の発生そのものは、産業革命よりさき立つ社会関係として生まれている。しかし、産業革命の技術的基礎はすぐれてその「労働力商品化」構造の発達を容易にし、これをすすめ・定着させ、その結果、資本制生産が社会的生産の全範囲をとらえること、すなわち資本主義の確立をもたらしたのである。

したがってまた、もし、ある技術的变化によって、「労働力商品化」構造がゆらぐことがあれば、資本による生産制御の構造もまた、根底からゆらがざるをえない。このことについては、しばらくのちに考えよう。

第1節の注

1) ここでは、現在における使われ方について考えているが、もし「産業社会」という概念そのものの使用についてだけ文献的にさかのぼるならば、少なくともサン・シモン (Claude Henri Saint-Simon) にまでさかのぼることができよう。たとえば、「……真の平等、すなわち産業社会 (la société industrielle) の本来的な基礎、……」[S3] VI, (Du système industriel, 1821, II), p. 17. そのほかサン・シモンは産業体制 (le système industriel) や産業制度 (le régime industriel) という用語を多用している。[S3] V, p. 12, 181, VI, p. 23, 24. ただサン・シモンのいう産業社会は彼の理念にもとづく規範的な社会設計をふくんでいる。しかし、ここでも、サン・シモンは「産業社会」の概念を、「神学的=封建的体制」、「形而上学的=法律的体制」に対するものとして、一つの「社会組織の体系 (un système d'organisation sociale)」としてとらえていることは注目されねばならない。[S3] IV, p. 179.

また「産業社会」の今日的用法に近いものでは、このほかに、ヴェブレン (T. Veblen) が「機械制工業の時代」としてとらえた「産業社会 (industrial community)」がある。[V 1] (1914), p. 299. また、そのほか、ダーレンドルフ (R. Dahrendorf), リヒトハイム (G. Lichtheim), アロン (R. Aron) そのほかの今日的な使い方は、Bell [B 5] pp. 49~80, 邦訳66~

110ページなど。

- 2) Bell [B 5] (日本語版への序文) 邦訳 5 ページ。訳語は訳者に従った。
- 3) *Ibid.*, p. X, 邦訳 3 ページ。
- 4) *Ibid.*, p. 75, 邦訳105ページ。
- 5) Polanyi [P 4] pp. 59~60, 邦訳37~39ページ。
- 6) MEGA 編集者序文: Marx [M 14] S. 15*, 邦訳24* ページ。また, Marx [M 16] S. 354, 邦訳(3)177ページ。
- 7) Engels, *Vorwort zur Englischen Ausgabe*: Marx [M 9] S. 26, 邦訳97ページ。
- 8) Bell [B5] 日本語版序文, 邦訳 4 ~ 5 ページ。
- 9) 同上。
- 10) 同上 4 ページ。
- 11) 後にみるように、ベルは前工業社会から工業社会への経路についてはあまり関心を示していない。したがって、“工業社会の発生”の論理についてあまり分析しないで、“工業社会から脱工業社会へ”の展開を追う。そこに、工業社会とは何であるのかという把握に弱いという弱点が生まれる。したがってまた、なぜ脱工業社会が生まれるか、なぜ財からサービスへ移るのかという点について、工業社会の内在論理から説明できていない。われわれはそれを行なう。上述の点については第 6 章第 2 節、第 7 章第 1 節など参照。

第 2 節の注

- 1) Furubotn, Pejovich [F 15] p. 3, また [F 14] p. 1139.
- 2) 川島 [K 14] 323~354ページの「法の社会制御モデル」参照、とくに333ページ。
- 3) 富永 [T 16] 149~151 ページ参照。
- 4) 川島 [K 14] 336ページ参照。
- 5) 川島 [K 13] 7 ページ, [K 14] 333~335ページ参照。
- 6) 川島 [K 14] 337ページ参照。
- 7) 同上, 338ページ。
- 8) 同上, 339ページ, または353ページの注35参照。
- 9) しばしば、「強制」と「合意」の補完作用がみられる。この点の指摘については、たとえば戒能“土地法研究への覚書” [K 1] 135~136ページ参照。
- 10) 川島 [K 14] 339ページ。
- 11) たとえば、近代的所有権制度の国家法的創設、保障における国家自体の歴史性について、戒能, 前出 [K 1] 113ページ参照。

第 3 節の注

- 1) 川島 [K 13] 33ページ参照。また、「物に対する人間の、制限されない排他的な支配」(Savigny), (同上 1 ページから)。
- 2) 戒能, “個人権としての私所有権” [K 1] 250ページ。
- 3) Marx [M 9] S. 803, 邦訳1160ページ。
- 4) 戒能, 前出 [K 1] 250ページ, また 112~113ページ。
- 5) 川島 [K 13] 33ページ。
- 6) 同上。
- 7) 「この権利は、人も知るごとく、所有者をして、彼の物の主人または支配者たらしめ、また

物に対する絶対的な全能を、完全な専制支配を、彼にあたえる」(Marcadé, *Explication du Code Napoléon*) ; 「所有権は物を使用し濫用する権利を所有者にあたえる」(フランスの古典的定義 : Sagnac, *La législation de la révolution française*)。以上いずれも川島 [K 13] 36ページから。

- 8) 同上, 33ページ。
- 9) これは説明図であり、厳密な投入・産出ダイアグラムではない。後者については、たとえば飯尾 [I 5] 99~100ページにもみられる。
- 10) この概念については、簡単には飯尾 [I 10] 221~226ページで最初に提起された。
- 11) Arrow [A 16] pp. 29 ~31 ; Hurwicz [H 16] pp. 301~302, 326.
- 12) Hurwicz, *ibid.*, p. 326.
- 13) Arrow, *op. cit.*, p. 29.
- 14) Koopmans [K 27] p. 163. ターブマンズは、これを“第二の不確実性”とよんだ。
- 15) これについては、飯尾 [I 5] 133~152ページ, [I 9] 107~128 ページにくわしい。また、飯尾 [I 14]。
- 16) 「競争の完全性」とは“多元的選択の可能性”を意味するものと解されている」都留 [T 22] 195ページ。
- 17) O. Lange [L 4] S. 37, 邦訳34~35ページ。
- 18) 第6章第4節, 第7章第3節そのほか。
- 19) たとえば, 第6章第3節そのほか。なお, 市場機構のこのような一般的性格については飯尾 [I 9] 116~126ページにもふれている。
- 20) なお, 本節の内容の一部については飯尾 [I 16] 1~13ページ参照。

第4節の注

- 1) Lindblom [L 11] p. 36.
- 2) Arrow [A 16] p. 25.
- 3) *Ibid.*, pp. 63~64.
- 4) *Ibid.*, p. 64.
- 5) Marx [M 14] (1861~63) S. 49, 邦訳85ページ。そのほか, S. 50, 邦訳88ページ ; S. 56, 邦訳100ページ ; S. 72, 邦訳128ページなど。*Grundrisse* (1857~58) では, “労働者が売るのは、彼の労働の処分権である”ともいった ([M 13] S. 193, 邦訳204ページ)。もちろん, “労働の処分権を売る”ということは, “労働を売る”ことではなく, 労働に対する制御関係の承認を“売る”のであり, マルクスも, 上述の表現を, “労働能力を売る”ということと並んで使っている。しかし, やはり“労働能力の処分権”の方がより正確であり, 誤解も少ないといえよう。
- 6) Marx [M 9] S. 243, 邦訳411ページ, [M 14] S. 161~162, 邦訳285ページ。
- 7) Marx [M 9] S. 324~325, 邦訳524~525ページ。
- 8) Arrow [A 16] p. 64.
- 9) 図3.3と同じく, 厳密な投入・産出ダイアグラムではない。くわしいものは飯尾 [I 5] 122~132ページにもみられる。また, この図での $Q(P_m)$ など調達行動の表示についても図3.3に準じている。図3.3の際の注を参照せよ。
- 10) Marx [M 9] S. 612, 邦訳909ページ。また, 平田 [H 8]。
- 11) Veblen [V 1] p. 243. また, Marx [M 13] S. 411~412, 邦訳448ページ。

- 12) Veblen, *ibid.*, pp. 232~234, p. 285. また Marx, *ibid.*, S. 481 邦訳528ページ。

第5節の注

- 1) 「このような手工業労働にたいするマニュファクチュア分業の積極的意義は、分散させられていた労働力を集中し、労働を個々の要素に分解して、労働の互換性を高め、労働に連続性や一様性や規律をもたらしたことである」星野 [H 14] (1) 85ページ。
- 2) これについては Marx [M 14] S. 252, 261; 邦訳443, 461ページ。
- 3) 実際には、工業生産品における「互換性」システムが確立したのは、人間の「互換性」システムより遅れて、18世紀末の Eli Whitney のマスケット銃の大量生産にはじまるといわれる。そして、この「互換性」システムは19世紀の機械工業の大量生産方式に道を開いた。中川 [N 1] 13~27ページ。また、Lilley [L 9] pp. 150~154, 邦訳182~189ページ。なお本書第4章第2節参照。

- 4) これについては、Marx [M 14] S. 269, 邦訳475ページ。
- 5) このマニュファクチュア段階のもつ“過渡的性格”をめぐる、Balibar と Hindess, Hirst らの間に若干の議論がみられる。前者は、その過渡的性格を強調する中で、マニュファクチュアを技術的に小手工業と同一視する傾向がみられる。マルクスが“マニュファクチュアの技術的基礎が依然として手工業である”といったからといって、マルクスが技術的にマニュファクチュアと小手工業とを同一とみたと思うのは誤りである。マルクスは「マニュファクチュアが必要とするような分業は、雇用労働者の不断的増加を技術的に必然なものにする」といって、それを「マニュファクチュアの技術的性格」とよんだ。Marx [M 9] S. 377, 邦訳546ページおよび [M 10] 邦訳375ページ。Balibar はこのような分業のもつ技術的性格に注目していない。

また、Hindess, Hirst らにあっては、マニュファクチュア段階のもつ独自性をまったく評価せず、マニュファクチュア段階の過渡的性格を評価できないでいる。Balibar と、Hindess, Hirst において、両論は見解の方向がまったく異なるにもかかわらず、ともに技術の一部としての“労働の作業組織・パターン”の変化がもつ社会経済的意味を評価できないでいる。Althusser, Balibar [A 4] pp. 302~308; Hindess, Hirst [H 6] pp. 269~270。またそこでは、“生産様式”の規定などについて、ややぎごちない議論もみられるが、われわれはそれには立ち入らない。

- 6) 星野 [H 15] 327~8ページ [H 14] (1) 385ページ, 466~472ページ参照。
- 7) Marx [M 9] S. 378, 邦訳597ページ, [M 14] S. 262, 邦訳461ページ。
- 8) Marx [M 9] S. 386, 邦訳607~608ページ。
- 9) この説明は、Marx [M 15] 邦訳35ページによる。
- 10) 「労働の変化した形態、……あらゆる筋肉緊張 (Muskelanstrengung) を機械に移し、熟練を機械に移す……」Marx [M 14] S. 303, 邦訳529ページ。
- 11) *Ibid.*
- 12) Marx [M 9] S. 444, 邦訳684ページ。
- 13) 「機械の充用の根本原理は、熟練労働を単純労働に替えることであり、したがってまた、労賃の多数を平均労賃にまで縮小すること、いいかえれば、……、労働能力の生産費を単純な労働能力の生産費にまで縮小することである」(傍点・原文) Marx [M 14] S. 294, 邦訳516ページ。
- 14) この点については Marx [M 9] S. 662~675, 邦訳975~991ページ。
- 15) この点については、たとえば Mishra [M 27] pp. 155~156。

- 16) Edwards [E 1] p. 33, なお, p. 112.
- 17) Marx [M 9] S. 445, 邦訳686ページ。
- 18) 星野 [H 15] 333ページ。
- 19) 同上, 331～332ページ参照。
- 20) たとえば, Marx [M 9] S. 347, 邦訳557ページ, [M 11] S. 419, 邦訳544～545ページ。

第4章 寡占と産業社会

第1節 寡占段階への移行と制御の集中化

すでに、われわれの分析視点からみたかぎりでの産業革命の性格について明らかにした。その結果に立って、産業革命により生まれた社会システムとしての“産業社会の構造”についてわれわれなりに規定するところにすまねばならない。ところで、今日、産業社会がなんらかの意味で動揺期または変化、推移の時期に入っているにしても、ほぼ200年前の産業革命期から今日までの産業社会に一挙に短絡するわけにはいかない。産業社会の性格規定について考える前に、19世紀末から20世紀初頭にかけて展開されたいわゆる寡占段階への移行、またそこにおける時期から1930年代あたりにつながる「重化学工業革命」の役割と性格といった問題を中心に、われわれの分析目的に必要なかぎりでも、少なくとも戦前段階までの“産業社会”の一、二の基本点についていささか考究しておかねばなるまい。それらについて整理したうえで、この章の最後に、前章でみた産業革命、この章でみる重化学工業革命の特質をふまえて、産業社会の構造についての性格規定をこころみたい。

*

*

*

“さまざまな地質系統の順次的な交替について、截然と分離された諸時代が突如として現われるなどとは考えてはならないが、さまざまな社会史の諸時代の形成についても同様である”という意味のことがいわれる¹⁾。連続的な発展の中に、大小の飛躍が織りまぜられて、時代の推移を形づくっていく。前章でみたマニュファクチュア、産業革命の時代への推移も、当然にそのようなもの

であるが、この章でふれようとする「寡占段階」への移行についてもその例にもれない。

産業革命の開始された18世紀後半からほぼ100年ほどの間に、技術・工学の発達は、自然科学の発達とならんで非常にすすんだ。すでに産業革命の頃にはじまっていた電磁気学、熱力学、有機化学、冶金学、機構学などの研究は、蒸気機関、熔鋸炉、各種の作業機械などの製作・運転・材料処理などの、具体的な生産過程における問題と結びついて発達した²⁾。機械制工業はその技術発展と市場競争——海外市場競争をふくめて——の中で、“急激な経済的発展”をみせ、シュンペーター (J. Schumpeter) をして、当時の状況を、「実業家階級の上昇がほとんど全く妨げられず、かつほとんど全く挑戦されるところがなかった³⁾」といわせたような期間が展開された。そこで、生産の集積・集中も、資本の集積・集中もすすみ、主要産業部門において多くの大企業を生み出していった。やがて、それが一定の発展をみせるにおよんで、主要産業部門において少数の巨大企業がその主導権を制御して寡占的 (oligopolistic) な位置を占め、それら寡占大企業またはそのグループ間の市場独占化傾向、市場争奪戦としての寡占競争が主導的経済現象となるような段階に入る。われわれが、寡占構造の段階あるいは簡略化して寡占の段階とよぶのは、市場における競争のたんなる形態的差別そのものにとどまるのではなく、上述の少数の巨大企業が主導する社会経済構造の変化がみられる段階をさしている。すなわち社会的生産における通信と決定の構造において巨大企業が支配力を掌握し、経済制御が少数者に集中しているという意味での経済的な寡頭支配 (economic oligarchy)⁴⁾ がみられる段階をさしている。この段階への移行はほぼ1870年代から20世紀初頭にかけてであるとされている。

したがって、この少数巨大企業の段階への移行は、いいかえると、資本による生産の制御においていっそうの集中化 (centralization) がみられる段階への移行にほかならない。まず、その形成について、順を追ってゆこう。

まず、生産の拡大・発展のためには、前章でみたような個人資本家のモデルで示されるように自分の資本だけで経営するというのでは不十分である。すな

わち、他人の資本（貨幣）を利用して経営するという形での“貨幣の動員”が必要となる。そこで、まず最初は、直接には経営にたずさわらないが企業に出資する“出資者”と、その貨幣を現実に運用し資本として機能させる“企業者（entrepreneur）”との分化が現われることになる。現実には、企業者自身が資本を所有して同時に他人の貨幣をも動員するという形が十分にありうるが、モデルとしては、企業者は資本を所有しないものと設定しておく形で十分である。われわれは、上述のような出資者を所有資本家としての“貨幣資本家”とよび、上述のような企業者を“機能資本家”とよぼう⁶⁾。

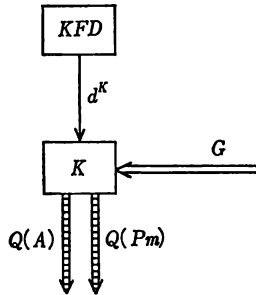
機能資本家は、他人の所有である貨幣を資本として機能させる決定を行ない経済行動を行なう。そのことによって、資本による生産制御の機能を代表しその人格化であるかぎりにおいて、自分の機能をもつ。これに対し、貨幣資本家は、機能資本家によってその資本による生産制御の機能を代表してもらうことによって、自分の貨幣を資本たらしめることにより資本家となることができる。ともに、文字通り“もちつもたれつ”であって、それらは事業協同者＝パートナー（partner）として協働しているといえる⁶⁾。すなわち、基本的な出発点としては、生産過程において、貨幣資本家と機能資本家は、一つのシステム＝「資本」の、二つのサブシステムを代表する。

その関係を図示すれば図4.1である。

貨幣資本家 KG は貸付資本として貨幣 G を、資本システム K に供給する。機能資本家の意思決定システム KFD は、貸付貨幣を現実に資本に転化させるべく機能させる意思決定 d^k を行なう。この意思決定により労働力および生産手段の調達行動 $Q(A)$ 、 $Q(P_m)$ が行なわれるのは前章のモデルと同様である。

このように貨幣資本家 KG がたんなる貸付資本家として現われるかぎりでは、機能資本家 KFD が資本家の経済的機能としての行動をすべて果たすことになる。法律上は、貨幣の占有にその所有権が付随するものと観念されているため、法律上でも機能資本家 KFD が貨幣の所有権を取得することになり、逆に所有者である貸し手 KG は、たんなる債権者となる⁷⁾。そこでは、機能資本家の方は、まさに“現実に機能する資本家”としてその性格を十全に発揮する

図4.1



が⁹⁾、他方で所有資本家の側は、自分の資本についての制御権をもたないことになる。

そこで、このような所有と機能の分化における“地位の逆転”を克服するものとしての資本家の所有権の高度の発展形態としての「株式会社」が現われる。株式会社形態においては、現実資本は「擬制された個人」としての法人所有であるが、出資者としての株主は会社資本の抽象的・間接的な所有者として現われる。この間接的な資本所有者としての株主に対して、企業活動に関する議決権およびその実現の場である株主総会の権限 (authority) が制度として確保される⁹⁾。そのかぎりでは、所有資本家ないし貨幣資本家としての株主が、みずから選任した“経営者”をサンクショ^ンする形式になる。そのかぎりにおいては、これまでたんなる貸付資本家に対しては“現実に機能する資本家”として活動していた機能資本家=企業者は、いまや株主にサンクショ^ンされるものとして、“いかなる名義のもとでも……資本を占有しない単なる経営者 (Dirigent)”になる、ともいえる¹⁰⁾。

この株式会社形態により出資者も増え、個人的資本家だけによる資本家の所有のせまい限界が突破される。生産および企業規模のぼう大な拡張がみられ、株式会社は巨大な生産力を支配するようになり、大企業が生まれる。しかし、その過程は同時に、「株式会社の構造転化」¹¹⁾の発生過程でもある。次にそれを見よう。

すべての株主が所有資本家としての実権をもちうるというようなことは株主

の増大とともに崩れる。資本の集積・集中とともに、「株主総会の民主主義」は絶対的な大株主の意思決定の優越をもたらし、株主としてのサンクション権を事実上において行使できるのは、個人または法人としての大株主だけとなる。多くの分散的な中小株主にとっては、議決権の無機能化により、株式の債権としての側面が全面に出て、結局は、零細な貸付資本家と等しい債権者の地位だけにすぎなくなる¹²⁾。

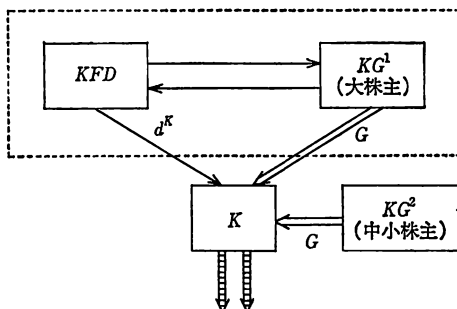
その対極において、「経営者」の役割にも変化がみられることになる。株主の増大とともに、企業秘密を株主の大多数に知らせる形の経営方式をとることは、企業にとり得策ではない。そうでないと競争企業がその企業の株式を少数買うことでその秘密を十分に知りうる。この点から、経営の実権、すなわち重要な決定権を少数の経営執行部に委ね、株主総会はその事後報告をうけるという方向が生まれる¹³⁾。これは、ある意味では、株主の側から“経営者”への“授権”にほかならない。

すなわち、「経済活動の統率にとって重要なことは、会社財産を絶対的な方法で処分する権限であり、換言すれば、それを売却、担保化、再投資、交換、贈与し、必要な場合には他人の意向を顧慮せず消滅させることのできる権限である」(奥島孝康)¹⁴⁾が、上述の場合、経営者はその機能遂行のために、この場合、企業に結集された財産に対して、以前の個人資本家もったに等しい“処分権”を事実上もつことができる¹⁵⁾。そこで、いわゆる最高経営者は、「現実企業に経営管理を行うところの機能資本家」¹⁶⁾(川島武宜、傍点引用者)として再生する中で、資本に対する事実上の使用・処分権を十分にもった文字通りの“現実の資本家”として再生する¹⁷⁾。

これが、現代的な大企業の成立にともなう「株式会社の構造転化」である。

したがって、現代的な大企業の現実資本は「擬制された個人」としての法人所有であるが、現実には、大企業の一般的モデルとしては、企業の最高決定権、すなわち、その企業の資本の制御権は、少数の大株主と少数の最高経営者との協同的サンクションのもとに、最高経営者により執行されるものとなるのである(図4.2)。

図4.2



このような大株主の少数支配と経営者への権限集中は、事実上、他人の資本、他人の所有に対する支配であり、一方において、支配される所有の規模すなわち制御される法人所有の規模は拡大しながら、他方では、それらへの支配＝制御の権能がますます相対的に局限されたところに集中していくことにはかならない。

この場合、その大株主は個人でもありうるし、他の企業（法人）、いわゆる機関株主でもありうる。この後者の場合、その関係はいわば recursive になっていく。具体的にいえば、「法人株主」の一般化、株の相互持合い、さまざまな形の資本参加、金融的結合、人的派遣等々による広い意味での企業結合の多様な形のもとに、事実上の単一所有規模のいっそうの拡大を生み出す。形としては、コンツェルン、トラスト、フランスでいわれる結合企業 (groupes de sociétés)、日本でいう企業集団などをふくみうる。それら広い意味での企業結合の中では、子会社の制御は親会社に、また水平的にも各社の制御は単一の社長会にといったような形での、資金調達、労務対策、税金対策、販売、生産計画における制御の集中化が進行する。そこでは、取締役制度自体が形骸化して、権限がごく少数の社長、副社長、「社長会」などに上部集中する形や、また機関株主の代表者としての外部取締役の権限が集中する形での制御の集中化がみられる¹⁸⁾。

このような多様な形で、所有規模の拡大と制御の集中が、いわゆる「所有権

の「乗の形態」¹⁹⁾で進行する。したがって、いまある一定数(N)の巨大企業があるとするれば、それらについていずれかの形で集中化された制御権をもつところの、最高経営者、大株主(個人)、また機関株主を代表する経営者などの総数は、 N とあまり変わらないオーダーをもつ有限数になるとモデリングしてさしつかえない程度のもとなるろう。これらの人びとを前章末で要約した「資本による一方的制御」の決定主体、「剰余処分の決定権」の主体としての「資本家」の項に十分に代入することができる。これらの大株主と経営者陣は、その企業資本の処分について、自律的・排他的な決定権と情報障壁をもちうることは、かつての個人資本家となんら変わることはない。その意味ではしばしばいわれる「今日、所有権は単なる法律的フィクションにすぎない」²⁰⁾ということは、この決定権から排除されている株主についてののみいわれることであって、これらの大株主と最高経営者陣による制御権は、依然として根本的には“その排除された株主の私的所有権からの事実上の授權”によってのみ成り立っていることに変わりはない。そこでは、これらの大株主と最高経営者による制御権に関するかぎり、資本の所有権はなんらフィクションではなく、その制御権の排他性、自律性として、より強固で現実的な機能をもつものとして集中化して現われている²¹⁾。一方でフィクションになる部分だけ他方で現実性が濃化する。資本は資本として機能する²²⁾。

ここで次のことも明らかとなる。

前章第4節でみたように、もともと資本の成立は、《自己の労働にもとづく分散的な私的所有》から、《他人の労働への支配》すなわち《多くの生産手段と多くの労働力を自分(資本家)のもとに集中し自分(資本家)の一方的制御のもとにおくものとしての資本家的所有》への転化であった。そのかぎりでは、それは“生産における制御を——自分のもとへ——集中化しようとする志向”であった。そのようにみるならば、この大企業の成立、企業結合の成立による“他人の所有への支配”が、その制御の集中化志向をよりいっそう深め、かつ明らかにしたものとして登場してくることの必然性も了解されよう。もちろん、そこでは、それら巨大企業は他の巨大企業や他の経済主体に対して、相互に非

協同化条件をもつといえる。しかし、そこでは同時に、資本の性向としての一方的制御の集中化志向、いわば「資本のもつ制御集中化性向」がたがいに競いあっているということを無視してはならない。

さらに、この非協同化条件の中で、巨大企業への制御の集中化をはかるものとして、いわゆる寡占市場形態の成立が現われる。具体的には、よく知られているように、巨大企業間の公然のあるいは暗黙の合意によるさまざまな形態での寡占価格協定の問題であり、またその「協定」条件のもとで展開される非価格競争の問題である。これらの非価格競争の問題については、のちにも（第6章第4節、第7章第3節）ややくわしくいくつかの側面にふれるので、ここでは基本的な点についてだけ、ごく簡単に言及しておこう。

前章第3節で示したような、かなり多数の経済主体がたがいに多面的選択の条件をもって競争しているときには、各競争主体間の対立関係は多方向・多面的に錯綜し交錯し合成されて、いわば自然的外乱に近い形をとって現われ、その市場環境の動きは、各個別企業にとっていわば直接の「悪意(malicious intent)」をもった外乱²³⁾としては現われぬ。しかし、主導産業において少数の大企業への生産・市場の集中がすすむと状況は変わる。それら大企業間にあつては、状況は多分に少人数によるゲームのようなものとなる。相互の対抗関係はより直接的に現われ、かつその行動は相互にとり明確に識別される可能性をもつ。そのかぎりにおいて相互の行動決定の連関は直接的となり、ヤング(O. R. Young)のいう“戦略的決定(strategic decision)”の状況が生まれ、いわゆる“he thinks, I think, he thinks,……”(相手がこう思うと、私が思うと、相手が思うから……)という「出し抜きあいの悪循環(outguessing regress)」の状況が生まれる²⁴⁾。相互の決定の直接的対抗性から無際限な競争の対抗行為がつづき、いわゆる“のどきり競争(cut-throat competition)”に陥る可能性が高くなる。そこで、“寡占のもとにあつては、……他の企業の反作用についての不確実性は、各企業をして価格変更における「球転がし(the ball rolling)」をはじめめることを懸念させる”。この不安を除去するため、寡占企業間に明示的または暗黙の協定価格構造が現われる²⁵⁾。

その結果、価格は多元的選択の条件があったときの伸縮性 (flexibility) を失いその自動パラメーター的性格を失う。多くの主要工業における財の価格は、寡占企業集団により他の者——消費者や寡占企業以外の企業——に「強制」された価格、または寡占企業集団がそれを操作して他の者のデシジョンを誘導するための制御変数となる。

そこで、寡占企業間の競争は非価格競争の形をとる。その有力な一つが主として消費財にみられるような広告宣伝競争である。

一般に、社会的生産力の発達が大きくなって、市場で提供される財の種類、多様性も小さく、財の品質・機能の複雑性も小さいときには、購買者はその購買選択に関して、日常的購買経験や見聞で得た認知情報により、十分な情報を入手することができるともいえよう。いわゆる「情報十分市場 (the informed market)」²⁶⁾ である。しかし、技術発達、社会的生産力の発達につれて、財の多様性・複雑化が発展する。また次々と改訂されていく機能的特徴や外形的特徴の変化は、購買者にとってたんに過去の“経験学習”や日常的な知識にのみ依存することを許さなくなる。購買者にとり選択に関して必要な情報が増すのに、その供給がたえず不足してくる。市場は「情報不足市場 (the uninformed market)」²⁷⁾ となる傾向が増大する。前述してきた巨大企業の段階は、その技術発達、生産力の発展からまさにこの「情報不足市場」の条件になっている。このような条件下にあっては、供給者側からのその財の名前、品質、特徴等についての情報提供は、購買者にとり必要なものとなり、したがってまた、個々の企業主体にとってもその売上げ増大の目的のためにも上記の情報提供を行なうことの有効性が高まることとなる。

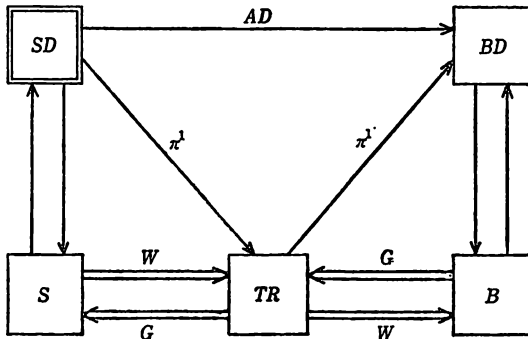
しかし、多くの人によってしばしば指摘されるように、購買者にとって正しい知識をもたらすような情報提供活動の方が、それと逆な効果をもつ情報提供活動よりも、販売者にとって有利であるということを、先験的に期待する理由は存在しない。企業にとっては、誤った知識を流布することがかえって引きあうこともあるだろう²⁸⁾。カッ (K. W. Kapp) は次のように指摘している。「寡占の条件下にあっては、各競争者の営利的存続はかれ自身の製品への需要

を増大させその需要をできるかぎり非弾力的にさせる能力にかかっている。この目的のために、販売者は、かれの製品が競争者の製品より特上の質をもっていると消費者に信じこませねばならない。企業者の存続が、かれの“差別化”された商品への需要を創出する能力にかかると、かれは、かれ自身の財またはブランドの“優越性”について誇張された、またはミスリーディングでさえある主張を行なうことを慎むのはきわめてむずかしからう」²⁹⁾。この指摘は、かつてアメリカ・マーケティング協会(A.M.A.)の有力な1人でハーバード大学・経営学大学院の教授であったバースク(E.C. Bursk)がそのテキストの中で次のようにいうとき、端的にその真実性が確認される。「……販売促進とは、知らせる(inform)より以上のことをせねばならない。販売促進とは、ある製品の若干の優越的な特徴を——いかにそれが微少なものであろうと、いかに非実体的(unsubstantial)なものであろうと、いかに認識されにくいものであろうと——とりあげ、より大きくみせ、すなわち、人々の心により意味あるようにみせねばならない。販売促進とは……他の競争のブランドがどんな特徴をもとうと、それらがどこでどのように有用であろうと……、それらにおかまひなく、特定のブランドを人々に欲しがらせることである」³⁰⁾。

このように、寡占企業の情報提供活動は、しばしば現実の品質・機能についての情報をあたえるというよりも、たんに企業の一般的名声、企業の大きさ等等を購買者デジションの材料としてあたえようとするようなものとなり、誇張やそのほかのミスインフォメーションを流布する形をとりやすい。消費者大衆にとってはますます「情報不足市場」の性格がつよまり、したがってまた、寡占企業はその消費者の“無知”につけこんで全国的なブランド知名度を強調する情報活動を行なうという循環がくり返される。この状況をシトフスキ(T. Scitovsky)は「寡占支配の源泉としての無知(ignorance as a source of oligopoly power)」³¹⁾とよんでいる。このような形での“寡占大企業による消費者需要の操縦”(カップ)³²⁾は、当然にその市場条件の操作を通じて他の、寡占大企業以外の、たとえば中小企業の活動を制御することになる。

このような結果として、消費者の選好と行動決定、また寡占大企業以外の、

図4.3



AD …広告宣伝活動, π^1 …寡占価格

たとえば中小企業の行動決定は、寡占企業集団からの寡占価格により、また広告宣伝活動により制御される形となる（図4.3）。価格はどの経済主体によっても操作されえないパラメーターではなく、寡占企業集団により操作される制御変数である。また、市場需要は寡占企業の広告宣伝活動により操作されやすいものとなる。市場システムは集団としての寡占大企業が制御するところの市場システムとして現われる。図で、 SD が寡占集団の意思決定システム、 S がその供給システム、 BD が消費者など（需要者）の意思決定システムの集合、 B はその需要システムの集合といった形でややラフに示した。

この寡占による市場制御の志向は、資本が他人の労働を支配し、他人の所有を支配しようとする性向、すなわち他人の労働と財産をみずからの制御のもとにおこうとする性向、さきにも述べた“資本のもつ制御集中化性向”をよりいっそう展開したものといえる。しかし、それは、あくまで他をみずからの一方的制御のもとにおこうとする性向であるから、たがいに非協同化条件のもとでの“争い”を深めることになり、その意味では、社会的協同化条件に向うものではなくその正反対である。したがって、結果としては、社会的生産と配分における決定と通信の分散化が基底になっている。

第2節 重化学工業革命と「労働力商品化」の深化

さて、前節でみたような寡占段階への移行、資本における制御の集中化の進展も、これまた、技術革命によって大きく支えられているのである。

前節のはじめに少しふれたように、18世紀後半の産業革命以来100年にわたって多面的な科学と技術の発展がみられたが、19世紀後半になって、これがいつせいにいくつかの重要な技術開発の波となって現われた。代表的には、ベッセマー (H. Bessemer) の転炉製鋼法(1855)、ヴィルヘルム・ジーメンス (Wilhelm Siemens) の平炉製鋼法 (1864)、ヴェルナー・ジーメンス (Werner Siemens) の自動発電機(1867)、オットー (N. A. Otto) の4サイクル・ガス機関 (1876)、インジゴ合成(1880)にはじまる各種合成塗料の発明、さらにはエジソン (T. Edison) の火力中央発電所建設 (1881) など¹⁾、「いずれも先の産業革命当時には存在しなかったまったく新しい技術」²⁾ が多く開発された。

それらは、第一に、ジーメンス、ベッセマーの製鋼法による大量の鋼の供給と、第二には電気機械や塗料における多角的な製造技術、第三に、小型・軽量・高速の電動機、高能力で大きな動力を出す蒸気タービン、各種内燃機関の発達といった動力面での革新などの三つの軸がからみあいながら、鉄鋼業、電気機械、合成化学そして自動車工業などの重化学工業の発達をおしすすめた³⁾。ところで、これらの技術の開発・利用はいずれも産業革命の時の紡績工業、工作機械工業、錬鉄工業等におけるそれとはまったくオーダーの異なる巨大な投資を必要とし、またその投資を十分に有効に償却できるだけの巨大な市場支配力を必要とした。そこで、リリー (S. Lilley) や星野芳郎氏など多くの人が指摘するように、これらの技術開発による重化学工業の飛躍的発展は、必然的に大企業の決定的優越性をともなってすすめられ、また巨大資本への要求は産業資本と銀行資本との融合をも促進した⁴⁾。またそれらの産業へ参入するためには巨大な資本を要することになり、多くの産業部門はリリーの表現を借りると“closed shop”となった。そして「最も発達した設備の増大する費用は、最大

の企業に格別に有利な地位をあたえ、それら最大の企業が、より小さな競争者をおしつぶしたり吸収したりできるように⁹⁾ なって、巨大企業への生産・資本の集中化をおしすすめた。

寡占段階への移行をもたらした条件としては、株式会社形態の発展、銀行資本の成熟、植民地市場の成立そのほか多くのものがあるが、この技術革新がその「一つの原因」¹⁰⁾、「もっとも基本的な前提条件」¹¹⁾の一つであったことは、事実の問題であって、そのことを否定するのはむずかしい。

そこで、この重化学工業における技術革命の波は、寡占段階の成立にあたって、ちょうど産業革命が資本主義の確立に対してもったのと似たような意味あいをもつことから、これは“第二次産業革命”とよばれることもある¹²⁾。われわれもそのようによんでならさしつかえないと考えるが、内容を具象的に明示するために「重化学工業革命」とよぶことにする。ところで、この重化学工業革命が産業革命とのかかわりにおいてどのような意味あいをもつかを、より明らかに示すのは、この重化学工業革命における労働の作業組織形態の変化であり、それを通じて“労働力の社会的存在様式”がどのような変化をうけたかである。われわれは、上述では、重化学工業革命における生産手段のパターン変化の方に注目したといえる。今度は、それがもたらした労働の作業組織パターンの変化の面に注目しよう。

上述の技術革命における生産手段の革新はいずれも労働過程における高速化・連続化・精密化に結びついた。それは、労働の作業形態としては、テーラー・システム (Taylor system)、フォード・システム (Ford system) に象徴されるころの作業組織形態、すなわち(1)作業の標準化、および、(2)機械のラインまたは組合せにあわせた流れ作業の利用を中心とする労働配置形態と、労働力の分断化を深める機械主義的な管理形態とからなるころの労働組織形態が発達して、大量生産方式 (mass-production) に入るのである。レオナルディ (S. Leonardi) もこの大量生産方式につながる労働組織形態に注目し、これを産業革命がはじめた「機械化の第一段階」に次ぐ「機械化の第二段階」とよんでいる¹³⁾。それらの労働組織形態には多くの性格がふくまれているが、リリー、レオ

ナルディ、ジョルジュ・フリードマン (George Friedman) などがいずれも明確に指摘しているように——そしてわれわれもあとでくわしくみるように——その労働の組織形態の中軸は「労働の細分化」(the minute division of labour ; l'éclatement des travaux ; the fragmentation of tasks)¹⁰⁾にあるので、われわれはこの労働組織形態を「細分化的合理化組織」とよぼう。この細分化的合理化組織の普及による結果として、一般労働における極端な単純化・定型化・細分化がすすみ、これが「労働における思考と実行の厳密な分離」¹¹⁾による労働力の分断化をいっそう進行させることと結合してすすめられ、労働力をますます互換的な「機械の付属物」たらしめることとなり、われわれのいう「労働力商品化」のいっそうの深化を招くのである。

その意味では、この重化学工業革命は、“機械・分業・労働力商品化”という三基軸による構造としては、前章でみた産業革命と同質的な発展を深化させたものとしての新段階への推移といえる。しかしまたそこでは、単純労働の普及による「労働力商品化」にともない、増大した不熟練労働者 (unskilled worker)、半熟練労働者 (semi-skilled worker) を中心とする一般的労働者層の組織的抵抗の拡大を軸として、労働組合運動も産業革命からの旧型の職能別組合 (craft union) を脱皮して一般組合 (general union)、産業別組合 (industrial union) を発展させ、資本と労働の対抗関係も深化する (図4.4)。

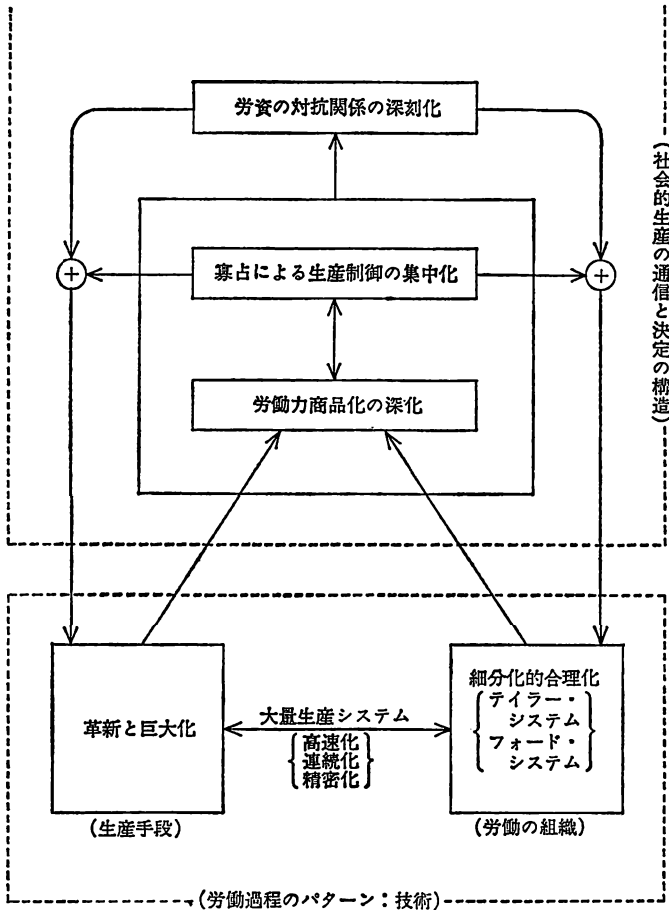
以上について、もう少しくわしくみよう。

1 細分化的合理化組織——テーラー、フォードのシステム

機械制大工業の進展とは“労働過程の機械化”であるから、産業革命以後の技術発展においては、他部門に機械を提供し、同時にまたその機械をつくる機械をも製造するところの機械製造業が一つのリーディングな役割を果たすのはいうまでもない。重化学工業革命における技術発展の中心をなす“大量生産方式”も、この機械製造業を先頭にして発展した。

産業革命とともに18世紀後半から19世紀後半にかけて工作機械はイギリスで発達した。ウィルキンソン(John Wilkinson)の中ぐり旋盤、モーズリ(H. Maudslay)

図4.4 寡占と重化学工業革命の段階



の送り台つき旋盤，クレメント（W. Clement）の平削り盤，ネスミス（J. Nasmyth）の形削り盤，ホイットワース（J. Whitworth）の標準タップ・ダイスなどがそれである¹²⁾。しかし、それらはいずれも蒸気機関，鉱山機械，鉄道車輛，船といった重量機械の注文生産に結びついて発達したもので，広汎な単純作業のための一般的工作機械，いわゆる汎能機が中心であった¹³⁾。

これに対し，アメリカでは，18世紀末にホイットニー（Eli Whitney）がマス

ケット銃生産において互換性部品 (interchangeable parts) システムにもとづく大量生産方式を開発した。ホイットニーは、「異なった銃機の同一部品は交互に代替できる」原則を目標に、すべての部品に正確な大きさをあたえるような治具・工具の開発、すなわち、金属加工の間、工具・刃物を把持し誘導するジグ、同じく被加工体を把握するフィクスチャのしかけを部品ごとに考案し、また平フライス盤を開発するなどして、部品生産に「迅速性、斉一性、正確性」をあたえた。そしてホイットニーは、不熟練工の単純作業だけによってまったく同一寸法の部品が大量に生産されるシステムをつくりあげた¹⁴⁾。この互換性部品の方式は、兵器工業から時計、裁縫機、収穫機など、大量市場向けの種々の機械・器具の生産において発達していった。

そこで、さまざまな部品生産のための専門的な工作機械、いわゆる単能機が開発され、旋盤、平削り盤、ボール盤、中ぐり盤などはいずれもその用途に応じて多種多様の分化をとげてゆくとともに、作業の分割、工程の細分化がすすんだ。そこでは「操作に熟練と多くの労働力を必要とする機械を、より少ない熟練と労働力で操作できる機械によって置き換えよう」という努力のもとに、「いろいろの機械、器具の大量生産の発展が、特殊部品を大量生産する工作機械の発達を促し、逆にそうした専門的工作機械の発達が大量生産的諸産業の発展を一層容易にした」という形ですすんだ¹⁵⁾。

この、「作業分割と単能機にもとづく互換性部品システム」としての大量生産方式の基礎のうえに、19世紀末から20世紀初頭とともに、テラー (F. Taylor) の「作業の標準化」を一つの基軸とする「科学的管理」(scientific management) のシステムが現われる¹⁶⁾。

テラー・システムの一つの軸はよく知られているように、①工具・備品および作業方法の細分した標準化 (standardization)¹⁷⁾、②作業の順序決定 (routing, scheduling) をふくむ作業内容の詳細な確定¹⁸⁾、③これらの基礎となる動作研究 (motion study)、時間研究 (time study)、すなわち各種作業の単位動作への分解とその単位時間 (unit time) の研究¹⁹⁾、④以上を明確に指図書 (instruction card) に示して管理すること²⁰⁾、などである。そしてテラー自身の表現によると、

これらによって、労働者における“systematic soldiering”（システムのなずけ）——すなわち、“労働作業がどれほど早くできるかについての、雇用主の側の無知”からおきる、いいかえると“工場管理（shop management）”システムからおきる労働過程の“非能率”——を克服しようというものであった²¹⁾。

しかし、そこでの最大の問題点は、上述の管理システムが“労働における思考と実行との分離の原則”²²⁾という軸によって貫かれていることである。この原則については、テラー自身がくり返し明言している。「計画作業および頭脳作業をできるかぎり筋肉労働から分離（separate）すれば分離するほど、それによって生産費が引き下げられることは明らかである」（テラー）²³⁾。

ここでテラーにより“計画作業および頭脳作業”といわれているものは、具体的には、前述の、作業標準化、作業手順化、時間研究、指図書作成などの作業であり、それらはテラーのいう「計画部（planning department）」の作業として行なわれる²⁴⁾。そこにあつめられた“頭脳労働者”が、いっさいの現場労働作業について、「労働者に、何をなすべきか、それをいかにすべきかを、あらゆる細目にわたって特定化し、厳格で詳細な指令としてあたえる」²⁵⁾のである。そして、「各労働者は、仕事をやる上での彼自身のやり方を放棄し、彼の方法を多くの新しい規準に適應させ、これまでは彼自身の判断にのこされていた大小さまざまな詳細についてあたえられる指令に服従するあり方を、学ばねばならないのである」²⁶⁾。このテラーの管理原則について、タウン（H.R. Towne）はテラーの著『工場管理』の序文で的確に次のように要約した。

「テラー博士は……労働についての計画をその実行から分離（segregate）することが本質的であることを示した。前者のためには健全な精神的能力をもった練達のエキスパートを雇うこと、そして、後者のためには、その担当作業のための健全な肉体的能力をもち、その実行においてエキスパートの指導をすなおに受け入れる人々を雇うこと、これが本質的なのである」²⁷⁾（傍点は原文イタリック）。

もはや、このうえ、有名なエピソード——テラー自身がミッドウェイ・スチール社の一機械工に「私は君に考えることを求めてはいない。考えるために

給料をもらっている別の人がいるのです」と答えた話をあげる 必要もあるまい²⁸⁾。

労働を細分化し定型化し単純化し、かつ、労働者の全体がまったく計画部の分析、計画、決定、指示だけにしたがって“一つの機械のように”動くことが²⁹⁾、目標である。一般労働者は、まったくみずからの労働についての制御権 = 意思決定権を完全に失う形となり現実的に“機械の生きた部品”となる。

われわれが第2章第2節で明確にみたように、人間の労働はもともと人間の学習能力にもとづく制御過程であり、その「学習」にこそ本質がある。そして、「学習」とは、われわれが第1章第2節でみたように、なんらかの形でみずからの意思決定ルール（行動決定ルール）をみずから改善していくことの中にある。ところが、このテラー・システムにおける労働者はもともとそのような「思考」そのものから完全に切りはなされているから、そこでは労働者はその「学習」から完全に切りはなされる。したがって、そこでは労働者はもはや言葉の十分な意味での“労働主体”でさえなく、その労働は言葉の十分な意味での“人間労働”でさえなくなっている。したがって、フリードマンがいうように、テラー・システムにおける労働者に対する訓練は、「調教 (dressage)」であって「教育 (instruction)」ではない³⁰⁾、というのはまったく正当である。なぜなら、本来の“教育”は“学習”に対応するものでなければならないのに、そこには、“自分の行動ルールの改善を自分が行なう”ものとしての“学習”とみるべきものがみあたらないからである。

このような形で、人間の労働を正当にあつかわれない本質的なあり方のうえに、テラーのストップ・ウォッチ法やその弟子のギルブレイス (F. Gilbraith) の運動研究において、人間労働における redundancy (ゆとり、冗長性) の必要性をみない誤りなど、多くの欠陥も生まれるのである³¹⁾。

当然ながら、一般労働者相互間の作業調整もいっさい計画部があらかじめ決定するわけであるから、労働者自身は水平的にも分断される。しかも、この労働者を管理する労働者についても、“副監督者から下にいたるまですべての管理者についてそれぞれにできるかぎり少ない機能を、できれば各人にただ一つの

指導機能をあたえるように、管理作業を分割する”形³²⁾、労働の細分化思考は徹底している。このようにして、労働者は垂直的にも水平的にも細分化されて分断化される。管理労働者層もふくめて徹底的に細分化され分断化されたものが結びつけられるあり方は、階層 (hierarchy) の頂点たる資本の決定権の中において決められる。協働において必要な労働者相互間の交流を遮断して上からの一方的制御を支配的とすることにより、資本の権力を維持するという資本による管理組織の性格 (第3章第5節参照) が、非常に定型化され機構化された形で、しかもあらわに現われる。

要約すれば、テーラー・システムにあっては、①労働の細分化・定型化とともに、労働者から思考=意思決定権をとりあげることにより、労働者をまったく“機械の生きた付属部品”とする。②労働者を、管理労働者と一般労働者に分断することを徹底化するだけでなく、全労働者を水平的にも垂直的にも細分化し分断化する。そこでは、前章でみた「労働力商品化」が、より具体的に visible な形をとって深まっているといえよう。

そして、このテーラー・システムのもつ、労働細分化思考、および労働における思考と実行の分離原則は、より発達した機械的システムのもとに形を変えつつ、1910年代にはじまるフォード・システムの中に入っけがれる。

フォード・システムは、経営史研究で中川敬一郎氏もいうように、「19世紀初頭以来1世紀にわたる米国工業化の過程に培われた大量生産体制の諸要素、すなわち、互換性部品制度、コンベア・システム、専門的工作機、そして高度な作業分割とそれを基礎にした“科学的管理”、それらを一つの新たな理念、すなわちフォードイズムのもとに統一した」³³⁾ものである。そこでは、多くの方法が、いわば、生産単位における生産の様式におけるシステム化の中で活用される形をとっている³⁴⁾。そのシステム化の中における基軸は、フォード (H. Ford) 自身がいうように、①生産における労働手段、労働および作られる部品、製品の標準化³⁵⁾、②個々の作業の単純要素動作への分解³⁶⁾、③コンベア・システムにもとづくアセンブリ・ライン (assembly lines : 移動組立法、流れ作業配置) による労働連結の機構化=「労働連結を、労働者のイニシアティブにのこすの

をやめること」(フォード)⁸⁷⁾である。すなわち、「標準化、規格化、単純化をとおして適切な要素的作業組織形態をみいだすことにより、それを工程の流れにそってラインを編成し、大量生産ラインを作りうることを示した」⁸⁸⁾のである。

そこでは、フォードみずからがはっきりいっているように、「これらの原則(アセンブリ・ラインの原則……引用者注)を適用することの本質的利益は、労働者の側における思考の必要性を減らし、労働者の動作を最小限に減少したことである。労働者は、できる限り、ほとんどただ一つの動作で、ただ一つのことをやればよいのである」⁸⁹⁾(傍点引用者)。

これは、労働からの思考の分離および労働の細分化を二つの軸とする点において、本質的にテーラーと変わらない。ただ、テーラーにおいては“指図書”で示された作業手順の明細が、フォードにおいては“機械の中にはめこまれている”⁴⁰⁾といえよう。しかし、いずれも、その作業組織の決定を“労働者の判断にのこさない”⁴¹⁾という点において一貫しているのである。このような労働のとらえ方のうえに、まったく一方的に経営者の目標と計画に従ってコンベア・システムが利用される結果、多くの人が批判するように、そのシステムは労働強度の増大により物的生産性を上げるという形で、一般労働者に肉体的・精神的疲労を極度に強いるものとなった。そして、労働過程において、自分が自分の労働を制御する権利をもっていないという関係が、各瞬間における現実の感覚で感じとられるなまなましい現象として現われることになった⁴²⁾。

2 “産業合理化”の労働組織

このテーラー、フォードによる“開発”に象徴される細分化的合理化システムとしての労働組織形態の方向は、1920年代以降の産業合理化——アメリカにおいては“産業における無駄排除 (Elimination of Waste in Industry)”運動とよばれた——を社会的背景として、重化学工業革命の進展の中で、アメリカ、ヨーロッパ、日本に拡大した。

アメリカでは、第一次大戦後、戦後恐慌における供給過剰への対策もあって、

1920年にアメリカ技術協会連合会 (Federated American Engineering Societies)が「産業無駄排除委員会 (Committee on Elimination of Waste)」を組織して六大産業部門の実態調査などを行なった。その後、同連合会の組織であったフーヴァー (H. Hoover) が商務長官 (のち大統領) になると、商品の標準規格化、流通制度の改革、輸送、電化問題におよぶ11項目の“無駄排除”のプログラムをかかげた。無駄排除運動は全国運動となり、また政府部内には、標準局 (Bureau of Standards ; 1921年)、商業標準局 (Commercial Standards Group ; 1927年)、単純化推進課 (Division of Simplified Practice ; 1921年設立、1927年商業標準局に入る) が組織された。財界では、産業界の組織したアメリカ機械技術標準委員会 (American Engineering Standards Committee) とアメリカ商工会議所、またテーラー協会 (Taylor-Society) などが協力して、各種の運動を展開した。実際の結果としては、工業生産の発展にもなって必要となるところの、工業製品 (一般製品、機械、部品、原料など) のいわゆる標準規格化 (単純化、定型化) 運動と、その標準化にもなって展開された工場管理および事務管理における“合理的管理”運動 (“management” Movement)、すなわち、テーラー、フォードのシステムによる「工場における無駄の排除 (eliminating waste in the factory)」⁴³⁾ の推進と普及であった⁴⁴⁾。

そして、アメリカにおいて19世紀初めから第一次大戦をはさんで上記の1920年代以降にいたる期間が、トラスト (trust) 方式から持株会社方式などにいたりながら、スタンダード石油、US スチール、GM など巨大企業による合同、合併がすすめられていく期間であり、同時代のアメリカの経済学者 コモンズ (J.R. Commons) のいう“政府よりも強力なサンクションをもつ経済的政府”⁴⁵⁾ の形成の時期、すなわち、われわれのいう、寡占巨大企業への制御の集中化の時期につながり、対応することはいうまでもない。

すなわち、重化学工業革命の進展において、大量生産方式の展開を媒介軸として、投資の巨大化にもなる資本の集中化の進展と、労働の作業組織における細分化的合理化組織の展開とが対応しながら進んでいるのである。この対応は、次にみるドイツの合理化運動などにおいても明確にみられる。

ヨーロッパにおいても、部品、製品などの標準化運動は拡大した。また一方、テーラー・システムの考え方は、イギリス、フランスでかなり早く導入された⁴⁶⁾。1920年代とくにその半ばに入ると、ドイツの産業合理化運動を中心に、細分化的合理化組織のパターンは、ヨーロッパ全体にいっそう普及することとなった。ドイツの合理化運動 (die Rationalisierungsbewegung) は、①標準化運動、②経営合理化 (= “科学的管理”) の普及、③いわゆる経済組織の合理化としての “カルテル化” 運動が三つの柱となった。

標準化については、ドイツでは1917年にドイツ工業標準委員会 (Normenausschuß der deutschen Industrie) が組織され、すすめられていたが⁴⁷⁾、1925年に後述の「ドイツ経済性本部」ができるとともに、これの協力機関として活動し名もドイツ標準委員会 (Deutsche Normenausschuß ; DNA) に改められ (1926年)、広範な活動を展開した⁴⁸⁾。

また、1921年にドイツ技術・科学協会連合会 (Verband Technisch = Wissenschaftlicher Vereine) とドイツ経済省の協力によりつくられた「ドイツ工業・手工業経済性本部」 (Reichskratorium für Wirtschaftlichkeit in Industrie und Handwerk) は、1924年、1925年の恐慌を経て1928年になると、ドイツ全国工業連盟 (Reichsverband der deutschen Industrie ; 有力な経営者団体) などの主導により、財界と政府の協力を組織する自主機関・「ドイツ経済性本部 (Reichskratorium für Wirtschaftlichkeit ; RKW)」に改組されて、この組織が大規模に合理化運動を推進する中心となった。そこでは、「RKW は、各般の産業における合理化の促進をするのが目的である。合理化とは、技術および体系的組織が提供する経済能率増進のためのあらゆる手段を研究し利用することにある」 (RKW 定款第1条) とされた⁴⁹⁾。

この RKW は、ドイツにおける経営合理化 (= “科学的管理”) 運動の中央調整機関となって活動した⁵⁰⁾。実に多くの組織、委員会がつくられて活動したが、工場管理、経営管理問題に関しては、すでに、1918年に政府と経営者団体によってつくられていた「経済的作業委員会」 (Ausschuß für wirtschaftliche Fertigung ; AWF) が RKW のもとに活発化し、また1926年には「経済的管理委員会」

（Ausschuß für wirtschaftliche Verwaltung ; AWW）などが組織されて、その中心となった。ここにいう“経済的”はもちろん、“economizing”の意味である。また、1924年に、ドイツ金属工業家連盟（GDM）とドイツ技術協会（VDI）によって組織された「ドイツ作業時間研究委員会（Reichsausschuß für Arbeitszeitermittlung ; Refa）」も重要な役割を果たした^{51）}。

AWF は、当初は、工場管理、経営管理全般の合理化にあっていたが、1920年代半ばから工場管理のあらゆる技術的合理化の研究実施の促進をその任務としてかかげ、作業の分割と標準化、作業手順と流れ作業、工場内運搬、工場内レイアウト、動力諸施設の利用形態についての研究調査、経験交流、成果の普及をすすめた。とくに、1925年にその所属委員会としてつくられた「作業準備委員会（Ausschuß für Arbeitsvorbereitung beim AWF）」は、生産管理上の詳細な合理化について具体的な指導を行なった^{52）}。

また、AWF やドイツ技術協会（VDI）の協力のもとに、Refa は、作業時間研究を強力にすすめ、また時間研究に関する講座なども開いてその普及につとめた。そこでは、テーラーの時間研究、その弟子のギルブレイス（前出）の運動研究などの成果も研究・応用された^{53）}。製造作業における分割、作業単位の確定、単位時間の基準化、生産時間管理、待ち時間の分析から、時間研究にかかわるさまざまな補助科学の研究にまでおよんだ^{54）}。この作業時間研究は、作業準備の一環であり、この時間研究とともに、機械選択計画、運搬計画がすすめられ、これが「流れ作業計画」（Fließplan）につづいてゆく形をとる^{55）}。

上述からもわかるように、標準化、作業分割、時間研究などの成果は合流して、1925年につくられた AWF 所属の「流れ作業委員会（Ausschuß für Fließarbeit beim AWF）」における合理化研究・普及においてさらに活発化した。そこでは、「生産の加速化、それによって、資本量を増大させることなく、資本力（Kapitalkraft）を引上げることを目標とし」^{56）}、すなわち、“資本の生産力”の向上、「資本の節約」^{57）}を目標として、流れ作業システムが研究・推進された。作業の徹底的な分割・定型化、その順序、レイアウト、コンベア・システム（Fließband system）の導入などが総合化された^{58）}。

また、AWF は、経営の事務管理に関する合理化経験の交換、共同研究による事務管理、原価計算、予算管理などの統一化、単純化などを目標とした。さまざまな事務の規格化・機械化とともに、事務管理における時間測定などをすすめた⁶⁹⁾。

これらの結果、鉄鋼産業においては、“アメリカ型ファッションにしたがって”⁶⁰⁾ 作業方法の標準化、工場生産の特化がすすめられるとともに機械化が促進され、延工場における機械化・連続工程化の促進、製鋼段階における徹底的なオーバーホールがみられた。「上述のような方向での再組織化はいずれも巨大投資を要した」が⁶¹⁾、これとともに、他方で、各研究所などによる時間研究、動作研究にもとづく全般的な合理化がみられた⁶²⁾。電機工業においては、後述の巨大コンツェルンを中心に、コンペア・システムが全面的に導入され、作業場間・工場間・工程間の統合化は高度の完成に達した⁶³⁾。化学工業においても、設備・生産方法・最終製品の標準化とともに、多くの技術的・組織的合理化がすすめられた⁶⁴⁾。機械工業においても、小規模工場においてはなかなかすすまない面もみられたが、全般に、科学的管理方法の導入が各方面からすすめられた⁶⁵⁾。

ブラディ (R. Brady) がいうように、ドイツの経営者の観点は、テーラーの「科学的管理運動によって最初に宣言された観点」からへだたるものではなかった⁶⁶⁾。当然ながら、合理化の目的は当時の理論家ゲルハルト (J. Gerhardt) やホルツァ (R. V. Volzer) が明記したように、“利潤(profit)追求”におかれた⁶⁷⁾。

上述の結果、同時代のハイデ (L. Heyde) が明確に指摘しているように、ドイツの一般労働者は、「できるだけ細分化された分業……時間研究と機械の速度を通じて決定される労働速度をもって運転するところの運転装置によるあらゆる方法での徹底した節約、という諸条件のもとに極度に合理化された経営内において働く」⁶⁸⁾ ことになった。同時に、その労働細分化にともなう一般労働の単純化の中で、「労働者の大部分にとっては、……なんらの専門教育も必要としない結果として」⁶⁹⁾、「どこにでも融通のきく労働者」⁷⁰⁾ としての互換化が徹底化された。細分化的合理化組織の定着にはかならない。

ところで、ドイツの合理化運動のもう一本の柱は、重化学工業における巨大

資本による制御の集中化による“経済組織の合理化”であった⁷¹⁾。

具体的には、鉄鋼、石炭、化学、電機、機械工業などにおける「コンツェルンおよびトラストという資本的結合と、他方におけるカルテルという水平的結合とによって構成される重層的独占組織」⁷²⁾とよばれるような形での巨大企業による支配力の再編強化であった。たとえば、合同製鋼トラスト (Vereinigte Stahlwerke A.G.) を中心として石炭カルテル、銑鉄カルテル、および粗鋼カルテルなど各種鋼製品カルテルの強化、また化学工業における IG ファルベン・トラスト (I.G. Farben-industrie A.G.) の成立と強化を根幹とする各種カルテルによる補足、電機工業におけるジーメンス・ハルスケ (Siemens & Halske)、ジーメンス・シュッケルト (Siemens & Shuckert) のコンツェルン、AEG (アー・エー・ゲー) コンツェルンの強化などである⁷³⁾。

したがって、ドイツの合理化運動においては、さきにも述べた重化学工業革命におけるパターン、すなわち、巨大投資化による生産・資本の集中化、これにならぶ細分化的合理化組織の展開、これらにもとづく労働力商品化の深化と資本による制御の集中化という図4.3に示されたパターンがその通りの形ですすめられたといえる。これにより、ドイツ資本主義の復活・再建がすすめられ、大量生産されたドイツ商品が世界市場に押し出されたことは各国にインパクトをあたえた⁷⁴⁾。

わが国においても、金解禁後の経済政策として浜口内閣は産業合理化を提唱し、1929年、商工省商工審議会に諮問、その答申にもとづいて1930年、臨時産業審議会が設置され、その答申により、臨時産業合理局が設置されるとともに、強力な合理化政策がプッシュされた。内容は、①カルテル、トラストの促進、②中小工業の整理統合、③製品の規格統一、④単純化、⑤科学的管理法の普及徹底、⑥国産品愛用などであり、そこでも、資本の集中化と、労働細分化的合理化組織が軸になっている⁷⁵⁾。

このように、合理化運動の中で、資本の集中化とともに、テーラー・システム、フォード・システムのパターンに特徴づけられる細分化的合理化組織の推進が、発達した工業諸国における重化学工業革命後のほぼ基本パターンとなっ

た。スウェーデンの労働社会学者コルピ(W. Korpi)の次の言葉はまことに的確な要約といえる。「今世紀を通じて、科学的管理は、経営者が作業組織構成を考えて行く上での主要なガイドラインを提供した。科学的管理の一般原則、すなわち、効率、作業標準化および階層的権威の強調は、明らかに生産組織における経営者の権力を強化する傾向をもった」⁷⁰⁾。

そこでは、労働者からの制御権の分離；一般労働者からの“思考の分離”を軸とする労働者の垂直的・水平的分断；管理労働者と一般労働者の階層的編成；一般労働者の“互換化”の徹底化；“機械”により——実際にはその機械を動かす基本的あり方を決定する“制御者”＝資本家とその機能代行者により——一方的に制御される労働過程；すなわち前章でみた「労働力商品化」関係が、より mechanical に定型化し徹底化した形で現われている。

上述してきたように、19世紀後半においてはじまった重化学工業革命の技術的性格は、一方ではその労働手段の巨大化により生産の制御の集中化をすすめ、他方ではこれに対応する労働の組織形態における労働細分化をすすめることにより、第一次産業革命が展開し完成した「労働力商品化」をいっそう深める形で、発達した資本主義工業諸国の社会的生産構造の基本パターンを形づくったのである。

第3節 「労働力商品化」体制としての産業社会

ここまできて、ようやく、社会の構造パターンとしての「産業社会」の構造的特質についての考え方をまとめることができる。

前の章のはじめにのべたように、われわれは、「産業社会」の成立は産業革命によってはじまるという認識に立っている。そこで、前章で産業革命についてみた。産業革命は、そのもっとも基底的な側面では技術上の革命にはかならない。しかし、それは、われわれのいう“労働力の社会的存在様式”（労働力の位置づけ、再生産、配置・循環の社会的あり方）¹⁾の一つとしての「労働力商品化」を完成させ、それを通じて、社会的生産における通信と決定の構造として

資本による生産制御の構造を定着させた。すなわち、資本主義の確立である。なお、くり返しのべてきたように、ここにいう「労働力商品化」とはたんなる労働力売買の形態をいうだけではなく、それにともなっている労働力の社会的存在様式の一形態であり、その基本関係は次の三つである²⁾。

- (i) 労働者からの労働力処分権の分離。
- (ii) 一般労働の単純化・互換化にもとづき、労働者が“生きた、機械の部品”としてあつかわれ、そのようなものとして再生産されること。
- (iii) 労働者の社会的・作業場内的分断化。

つづいて、われわれはこの章で重化学工業革命についてみた。重化学工業革命もそれ自体としては技術上の革命に基礎をおいている。しかし、これも産業革命の方向をさらにすすめて、投資の巨大化に連動する細分化的合理化組織を通じて上記の「労働力商品化」をより深めた。またそれは、社会的生産における通信と決定の構造としては、社会的非協同化条件のもとでの、巨大資本による制御の集中化という構造を定着させた。すなわち、寡占段階への移行である。そして、これらの結果、今日の発達した資本主義工業諸国の「産業社会」ができてきた。

このようにみえてくると明らかなように、やはり前章のはじめに予想的にふれた通り、社会における技術変化は経済体制（社会的生産における通信と決定の構造）変化に密接に関連している。また、その場合、やはり前章第3節で仮説的に予想を立てた通り、“労働力の社会的存在様式”が、その“技術変化”と“社会的生産における通信と決定の構造変化”との二つを緊密に媒介しているのである。

したがってわれわれは、ある社会の構造パターンを社会経済学的にとらえようとするとき、

- (i) その技術的基礎、
- (ii) それにつながる労働力の社会的存在様式、そして、――
- (iii) 社会的生産における通信と決定の構造、

の三つを切り離さないで、いわばこれらをワン・セットとしてとらえながら連

関を分析せねばならない。

ここで、われわれが、ある一つの技術的基礎にはある一つの労働力の社会的存在様式が対応し、かつまたそれにはある一つの社会的生産の通信＝決定構造が対応するという、“1対1の対応”を説いているのだと早合点してはならない。

当然ながら、ある技術的基礎にかかわる独自の法則というものがあろうし、その法則が異なった労働力の社会的存在様式や異なった社会的生産の通信＝決定構造のもとで、存在するという事も十分にありうる³⁾。たとえば、ある農具の発達水準による農業生産の技術的基礎は、封建的小作人がそれを使うこともあるし、独立自営農民がそれを使うこともありうる。またそれらの場合に両者において同じ技術法則が働くということも十分にありえよう。また、機械制大工業としての技術は上述にいう「労働力商品化」関係と結びついているが、しかしそれは、あとにふれるように必ずしも「労働力商品化」とはよびがたいような労働力の社会的存在様式、また「資本による制御」とはよびがたい社会的生産の通信＝決定構造のもとにおいても存在しうる⁴⁾。しかし、そのように、技術的法則が独自のものとして存在し・作用しうるということと、その技術的法則だけで一つの社会パターンを形づくりにするかどうかということとは別のことである。すなわち、ある一つの技術的法則が、ある二つの異なった社会的生産の通信＝決定構造のもとで共通しているからといって、しばしば安易な思考がおちいりやすいようにその技術的法則にもとづく社会パターンとしてその二つの社会構造を一括してよいということとはどこからも出てこない。そうではなくて、その技術的基礎が、それぞれの労働力の社会的存在様式を通じてどのようにしてそれぞれの社会的生産の通信＝決定構造につながっていくかというその連関の中で、はじめてそのそれぞれの社会の構造パターンが現われてくるのである。

いまわれわれがとらえようとする「産業社会」も同様であって、その社会の構造パターンをとらえるには、その技術的基礎、その労働力の社会的存在様式、その生産の通信＝決定構造の三つの構造平面を統一的にとらえないと、その実

体が失われてしまうのである。むしろ、そこにある技術的基礎がどのようなしくみをたどって、資本主義的生産としての通信と決定の構造に連関しているかという、上述の構造連関を明示的に意識しようとしたときにこそ、「産業社会」という概念が、社会構造を示す範疇として社会経済学的な分析概念の意味をもって現われてくるといえよう。

これに反して、上述の技術的基礎だけ——いまの場合でいうと「工業」という形で要約しうるそれだけ——を他から切り離して、それだけで、ある社会の構造パターンのただ一つの決定的な説明変数とすることの中には、平板な表現としての「工業社会」との混同があり、かなりの無理が生まれるだろう。われわれもあとの章でいろいろな角度からみるように、現実の社会現象は決して技術的基礎だけから短絡するものではなく、上述の(ii)人間労働力の社会的あつかわれ方、また(iii)生産決定の社会的あり方を通して現われてくるからである。

ごく一、二の例をみよう。たとえば、労働者および労働者たるべき一般国民が社会的にどのような保健・医療制度をもつかということ、労働力が、したがってその“再生産”が社会的にどのような位置づけをうけているかということとを離れてはありえない。その問題においては、労働力が「機械の生きた付属物」としてあつかわれるかどうかは決定的である(第7章第2節参照)。また、物資の流通にかかわる情報がどのようにして流れるかは、社会的生産の通信＝決定構造と離れがたく結びついている。それは、この章の第1節で簡単にみた広告・宣伝のあり方と巨大資本による生産制御のあり方との連関においても明らかにみられる(さらに第7章第3節参照)。また、技術的施設そのものもどのようなものが選択されるかは、その技術選択が労働強度、労働災害、環境破壊などにあたえる影響をとまなうものである以上、社会における生産制御のあり方と無縁ではない(第5章第3節、第6章第3節)等々。

すなわち、われわれが生きている「産業社会」の社会現象を、たんに前述の“技術的基礎”だけから短絡して、——すなわち、その社会における通信と決定の構造、いわゆる社会制度を捨象して説明できるとするのは、一つの虚構に

すぎない⁵⁾。

そこで、われわれは、現代の産業社会の基本構造について、前述の三つの側面の統一された構造として次のようにとらえることができる。

現代産業社会の基本構造は、——

- 1° 技術的基礎としては、——生産手段における機械化、および作業組織形態における細分化的合理化組織、
- 2° 労働力の社会的存在様式としては、——「労働力商品化」構造（労働者からの労働力処分権の分離。一般労働の単純化・互換化にもとづく労働者の“機械の部品化”。労働者の社会的・作業場内的分断化。）、
- 3° 社会的生産の通信・決定構造としては——社会的非協同化条件のもとでの、巨大資本による生産制御の集中化である。

ここでは、「労働力の商品化」が技術的基礎を社会的決定構造につなぐキー・ポイントになっている。その意味で、われわれはこれを「労働力商品化」体制としての産業社会とよぶ。そして、次章でみるように、今日の新しい技術革命の到来の中で、この基本構造こそが存立を問われているのである。

しかし、そこにいく前に、次のことについて補っておかねばなるまい。「現存する社会主義工業諸国の社会構造をどうみるか」という問題である。これについては、のちの章で問題に応じてとりあつかい、われわれの考え方をのべる（第9章第1節）。しかし、いまここでごく簡単にそのいくつかの要点だけをのべておくことも必要であろう⁶⁾。

1917年にソ連で開始された「社会主義革命」は、技術的基礎としては、一方では、資本制時代の機械制大工業をひきつぐとともに、他方では広範な、かつ未発達部分をふくむ、農業部門をかかえた。そして、社会主義建設の中で工業化が強力にすすめられた。したがって、当初から、そしてもちろんのこと現在では、平たい意味での工業国にはかならない。しかし、そこで意図された社会システムの設計からいっても、またのちに発生して今日にいたっている現実の問題のもつ性格からいっても、その社会の構造パターンは、前述してきた「産業社会」とまったく質を異にするものといわざるをえない。

革命にあたっては、「資本による生産の制御」のシステムを廃絶して、社会の全労働主体による一つの協同的システムとしての社会的生産システムを構成することが宣言された。労働者は労働過程における労働主体であるだけでなく、生産過程の制御主体としての位置をもつことが設計された。生産手段は全労働主体のものという意味での社会的所有 (social property) として、国有 (state property) または協同組合的所有 (cooperative property) となった。労働者はみずからのものである生産手段を用いて、その協同的組織を編成して労働する形となった。そのかぎりにおいて、労働力の社会的存在様式としての「労働力商品化」はシステムとして否定されることとなった。そこでは、制度としての「生産の社会化 (socialization of production)」のシステム = 社会化された経済 (socialized economy) のシステムとよびうるものの一つの型——それは決して、当時や、のちの若干の communist が考えたような唯一の型ではない——が志向された⁷⁾。しかし、ブルス (W. Brus) もいうように「社会化」は一つの過程であって、one stroke では完了しない⁸⁾。その現実の過程で、いくつかの重大な問題、社会の構造パターンの上で決定的となるいくつかの問題が生じた。

本書の第1章第3節でものべたように、協同組織が協同組織として機能するためには、成員の意向が組織決定に十分に有効に反映すること = 民主性 (democracy) としての、下からの情報と制御のフィードバックが保証されねばならない⁹⁾。この全労働主体の協同組織を志向する社会システムにおいても、当初から、“多様な形態と方法での、下からの制御” (V. I. Lenin) の決定的必要性が強く提起されていた¹⁰⁾。

しかし、現実には、前述の社会化をすすめる過程で、一定の国際的条件、特定の政治的・制度的条件が複合して、“下からの制御”を弱める傾向が現われ、その傾向が基本方向を形づくることとなった¹¹⁾。結果として、協同システムにおける民主性が欠けることとなった。第1章第3節でものべたように、協同組織において民主性が欠けると、そのシステムは、一方的制御のシステムに移行する。そこでは、一党独裁という政治システムとその党内における官僚主義 (民主性の欠如) が結合して、政治と経済の方向は、各レベルでの党機関による一

方的制御のもとにおかれ、全国的にはその総括としての党中央による集中的制御のもとにおかれる形となった。実務処理も中央政府を頂点とするピラミッド型官僚組織による一方的制御のもとにおかれた。

また、生産と消費の発展につれて、個別企業などの部分単位や、各地方における自律性の必要も高まったが、これも前述の一方的制御の硬直的な維持のためにおさえられ、協同システムにおける自律性も伸びなかった。

このようにして、そこには、民主性と自律性を欠いた、集中的で硬直的な計画経済の型が生まれた。これがいわゆる「ソ連型計画経済」であり、当初の東欧、東独においても採用されたシステム・モデルであった¹²⁾。

このような政治的・制度的条件における民主性と自律性の欠如のもとで、ソ連型計画経済社会では「労働力商品化」に似た現象が生まれることとなった。

i) 第一に、一般労働者の発言権、決定参加 (decision participation) のシステムに欠けるため、その結果、社会的生産において一般労働者はみずからの労働に対する制御権を十分に発揮できない状態におかれた。

ii) 第二に、一定の国際的・社会的条件もあって進められた「極端な重工業化」の中で、投資・消費率の決定、労働者生活水準の決定に関しても、一般労働者の意見が十分に反映される保障がなかった。

iii) 上述の二つの条件は、当初に唱えられていた、“産業における労働者統制 (die Arbeiterkontrolle) から労働者管理 (die Arbeiterverwaltung) へ” (V.I. Lenin)¹³⁾ ということイメージされていた内容を失わせることとなった。このような条件と、機械制大工業という技術的基礎の結合から、たとえば、あるソ連のテキストで“テーラー・システムは無条件的に進歩的である”¹⁴⁾ と唱えられたことからうかがえるように、1930年代以降においてある種の細分化的合理化組織に似たシステムが強く現われた。

上述の三つの条件が複合して、「労働力商品化」に似た現象が生まれた。しかし、それは、上述してきたところからでもうかがえるように、その現象のもたらされた歴史的経過や原因の構造においても、したがってまたその結果としての事象の構造においても、前述してきた「現代産業社会」における「労働力商

品化」の場合とは、まったく異なったものである。

また、社会的生産の通信 = 決定構造においても、現代産業社会にあっては、その制御権は巨大企業の最高経営者や大株主のもとにある。その意味ではまさに現代産業社会の「支配的人物」は、D.ベルのいう通り「実業家 (businessman)」になる。これに対し、ソ連型計画経済社会にあっては、企業にはみるべき自律性がなく、また、その「工場支配人 (factory manager)」は、ベルがややあいまいな形で「実業家」と併置するような意味あいで「支配的人物」ではない¹⁵⁾。

一見やや似た“症候群 (syndrome)”がみられるからといって、両者をすぐさま同質の構造としてあつかうことから、科学的な分析や“療法”は出てこない。現代資本主義についても、またソ連や東欧の現存社会主義についても、それぞれの構造特質を過不足なく正確につかむことによって、それらの「弁護論」でなくそれぞれに適合した正確で苛烈な分析と批判を行なう可能性が生まれる。

* * *

われわれは、産業社会のもつ構造特質が「労働力商品化」体制であることをとらえた。次章では、現代の技術革命がその現代産業社会にどのような根本的な衝撃波をあたえているかをみていこう。また、「現存する社会主義」も、その現代技術革命によりどのような変化をうけようとしているのかも、のちにみるであろう¹⁶⁾。

第1節の注

- 1) Marx [M 15] 邦訳121ページ, [M 9] S. 388, 邦訳610ページ。
- 2) 星野 [H 14] (1) 407ページ。
- 3) Schumpeter [S 6] p. 393, 邦訳830ページ。
- 4) 宮崎 [M 32] 176~178 ページ参照。
- 5) このよび方は Marx に負っているのはいうまでもない。Vgl., Marx [M 11] 21~23 Kap.
- 6) Marx も次のようにいっている。「彼ら(貨幣資本家と機能資本家……引用者注)は事実上、協同者である。(Sie sind in fact copartners.)」Marx [M 17] S. 505.
- 7) 富山 [T 19] 31ページ参照。
- 8) Marx [M 11] S. 477, 邦訳621ページ。Marx のこの箇所における、「現実に (wirklich) 機能する……」(傍点引用者)ということの意味はこの本文でふれたような意味に解すべきで

- あろう。この“現実性”は株式会社の形成・発展において変化する。本文の後述参照。
- 9) 富山 [T 19] 17, 19 ページ, 35~37ページ, 川島 [K 13]211~213. 340~342ページ参照。
 なお、この間接的な資本所有(株式)は配当の資本化として、いわゆる擬制資本となる。また、株式の社員権説、債権説の会社法的議論の詳細には立ち入らない。通説としては前者とされている。中村 [N 2], 鴻 [K 19], 吉本 [Y4] 74ページ参照。なお、本文で後述するように、企業の大規模化につれ一般中小株主には事実上の債権しかなくなる。一方、大株主は十分な社員権をもっているといえる。今日の状況をみるには「大株主と一般株主の経済的二重構造を十分認識」(中村, 同上, 41ページ)することが重要となる。なお、本文の上述箇所ではまだこのことは現われず、株主がすべて実権をもつモデルとしてとりあつかわれている。
- 10) Marx [M 11] S. 424, 邦訳551ページ, S. 477, 邦訳621ページ。しかし、この“経営者”の位置づけは、今日の大企業においては、また異なったものとなる。後述参照。
- 11) 川島 [K 13]343ページ。
- 12) 富山 [T 19] 38ページ, 川島 [K 13] 342~343ページ参照。
- 13) 馬場 [B 1] 46~47ページ参照。資本調達業務との関連での授權資本制度、無額面株式など経営者の裁量の幅をひろげる制度もこの方向にそうものである。富山 [T 19] 75ページ参照。
- 14) 奥島 [O 8] 28ページ。
- 15) 同上参照。また、次の説明も参考になる。「……機能資本の所有者は、法律上は法人である。経営者は、しかし、反面、貸借対照表の貸方に表示される出資資本=資本金において、実質的には、(イ)不在株主が白紙委任状によって放棄した所有権を一手に握り、(ロ)経営者の全能的権限によって、わが国の民法でいえば第206条の所有権、すなわち、使用・収益・処分を存分に行使し得る」古林 [K 21] 76ページ。
- 16) 川島 [K 13] 345ページ。
- 17) このように、「機能資本家」というモデル概念をあつかう際には、それがたんなる貸付資本家に対してのモデル、株式会社の構造転化がみられない場合のモデル、株式会社の構造転化のおきた場合のモデルの三つを区別する必要がある。
- 18) 取締役会の形態化などについては、たとえば奥島 [O 8] 11~38 ページ。また、奥村 [O 10] 200ページ。機関株主化の動向などについては、吉村 [Y 5] 142~148ページに文献紹介がみられる。
- 19) 川島 [K 13] 347ページ。
- 20) たとえば、Bell [B 5] p. 294, 邦訳385ページ。
- 21) 「不在株主における、資本と経営の分離現象が、実質的には(資本と経営の……引用者注)不分離合体に転化する」古林 [K 21] 76ページ。
- 22) そのかぎりにおいて、最高経営者と大株主の間における協同の内部構造には立ち入らない。もちろん、所有資本家の目標=制御原理を新古典派風に定式化された利潤最大化やあるいは資本価値最大化に限定すれば、「最高経営者」の導入は、この制御原理のなにか修正を必要とすることになる。たとえば、小林 [K 20]159~198ページに W. J. Baumol, O. E. Williamson, T. Scitovsky, R. Marris, G. K. Yarrow などのモデルについての紹介とコメントがみられる。われわれの場合、前章までにみるように、資本における「利潤追求」の内容を当初からかなり広くとっているのだから、上述の問題は serious な形では現われない。
- 23) 外乱における“悪意”の有無という考え方は、Fel'dbaum [F 2] pp. 286~287 にみられる。また、その解釈については飯尾 [I 5] 171~172ページにくわしい。
- 24) Young [Y 6] pp. 5~14. また、市場の競争構造の変化にともなう、外乱の性格のこのよう

- な変化については飯尾 [I 5] 163~189ページにくわしい分析がみられる。
- 25) Lange [L 2] p. 40, 87, 邦訳61, 131~132ページ。
- 26) 27) Scitovsky [S 7] p. 334. また, 飯尾 [I 5] 208~209ページ参照。
- 28) たとえば, Reder [R 2] p. 71, 邦訳64~65ページ。
- 29) Kapp [K 7] p. 234.
- 30) Bursk [B 23] pp. 357~358.
- 31) Scitovsky [S 8] p. 202.
- 32) Kapp [K 7] p. 234.

第2節の注

- 1) Lilley [L 9] pp. 119~123, 126, 145, 邦訳141~146, 149, 175ページなど。また, 内田[U 1] 97~98, 143, 149~151, 172~173, 229ページなど。
- 2) 星野 [H 14] (1) 407ページ。
- 3) 星野 [H 14] (1) 408~409 ページ, 山田 [Y 2] 92ページ参照。
- 4) Lilley [L 9] pp. 139~140, 邦訳138~169ページ。星野 [H 14] (1) 408~413 ページ。
- 5) Lilley, *ibid.*, p.140, 邦訳169ページ。
- 6) *Ibid.*, p. 139, 邦訳168ページ。
- 7) 星野 [H 14] (1) 412ページ。また, 有沢 [A 12] 20ページ参照。
- 8) 同上, 413ページ参照。
- 9) 「機械化の第一段階は, 量産方式の開発と, これにともなう反復型作業の普及とともに終る」Leonardi [L 7] 邦訳45ページ。なお, 45~46ページ。
- 10) Lilley [L 9] p. 274, 邦訳346ページ; Friedman [F 6] p. 135, 邦訳101 ページ; Leonardi [L 7] 邦訳47ページ; ILO [I 20] p. 1.
- 11) Friedman, *ibid.*, p. 20, 邦訳 xvii ページ。
- 12) 内田 [U 1] 45~50 ページ参照。
- 13) 中川 [N 1] 21~22ページ参照。また, Leonardi [L 7] 邦訳41ページ。
- 14) これについては, J. Mirsky, A. Nevins, J. W. Roe, F. J. Deyrup などの文献にもとづく中川敬一郎氏 [N1] 13~16ページなど参照。また, 大量生産方式の出発点をホイットニーに見出す考え方は中川氏のこれのほか, Lilley [L 9] pp. 150~154, 邦訳 182~189 ページ, 内田 [U 1] 67~69ページ。
- 15) 中川, 同上, 22ページ。また, Leonardi [L 7] 邦訳45~46ページ参照。
- 16) 中川氏は, この「作業の標準化」は, 前述のホイットニー以来の互換性大量生産の技術的基礎たる「標準積(standard dimension)」の“経営的表現”であるといっている。同上, 25ページ。
- 17) Taylor [T 9] pp. 123~126, [T 10] p. 83.
- 18) Taylor [T 9] p. 102, pp. 111~112.
- 19) *Ibid.*, p.58, p. 149, ff.
- 20) *Ibid.*, pp. 102~103, 171, 180~182.
- 21) *Ibid.*, pp. 30~33.
- 22) このように要約した表現は G. Friedman に負うが, 本文に示したようにそれはまったく Taylor 自身の主張である。Friedman [F 6] p. 89, 邦訳56ページ。(la principe de la séparation entre pensée et exécution du travail).

- 23) Taylor [T 9] p. 121.
- 24) *Ibid.*, pp. 102~103.
- 25) *Ibid.*, pp. 191~192.
- 26) *Ibid.*, p. 133.
- 27) *Ibid.*, pp. 9~10. Towne は、アメリカ機械技術協会 (American Society of Mechanical Engineers) の元会長であった。
- 28) Friedman [F 6] p. 89, 邦訳56ページ, Leonardi [L 7] 邦訳51ページ。
- 29) Taylor [T 9] p. 121.
- 30) Friedman [F 6] pp. 162~163, 邦訳125ページ。これは Taylor が [T 10] pp. 125~126 で、彼のシステムにおける一般労働者と外科医の研修生とを同一視して展開した議論への反論としてのべられたものである。
- 31) Ermanski [E 10] 邦訳112~113ページ, 160~166ページそのほかをみよ。
- 32) Taylor [T 9] p. 99.
- 33) 中川 [N 1] 13~14ページ。また、「フォード・システムについては、さまざまな説明がなされているが、それを単一の技術的モメント、たとえばベルト・コンベアだとか専用工作機のような労働手段、あるいはテーラー的な労働組織、素材の鋳造法などにおける新技法、その他のようなモメントのただひとつに帰することもできない。要するに無数の改良の集積とそれらすべてを工程にそったひとつの流れとして組織しようとする思想の結果としておこった、ひとつの総体としての自動車の“生産様式”の変化であった。」中岡 [N 3] 182~183ページ。
- 34) 中岡 [N 3] 182~214ページ参照。
- 35) Ford [F 5] pp. 48~49, 148.
- 36) *Ibid.*, p. 80. また, Ford, “Progressive Manufacture”, *Encyclopedia Britannica*, 13th ed., 1926 (Edwards [E 1] p. 234, 247 から)。
- 37) Ford [F 5] pp. 80~84. また, 前注と同じく *Encyclopedia Britannica* における文章から (Edwards [E 1] p. 118)。
- 38) 中岡 [N 3] 213ページ。また、「流れ作業による大量生産は、テーラーによる作業分析を基礎としている」星野 [H 15] 322ページ。
- 39) Ford [F 5] p. 80.
- 40) Korpi [K 29] p. 114.
- 41) *Ibid.*
- 42) 「この新しい方法は、現場の労働者達に対しては肉体労働の強化だけでなく、常にコンベアの流れに追いつけられて自分の仕事を片付けておかねばならないという精神的な緊張を強いることになりがちであった。そして一日中単純な労働を強制されるための、心理的、肉体的な疲労ははげしくなってくるのが少なくなかった。しかも、ある対象をさまざまなかたちに自分の手で仕上げてゆくという創造的な判断力は要求されなくなってしまうために、労働者からは働くことの喜びは失われてしまう」山田 [Y 2] 42ページ。そのほか, Ermanski [E 10] 邦訳516ページ, Friedman [F 6] pp. 79~84, 邦訳48~51ページ。
- 43) Commons [C 6] p. 895, Hoover Committee [H 12] p. 119.
- 44) 上述は、主として Hoover Committee [H 12] pp. 88~91, 116~119, 512~514; R. K. W. [R 3] S. 55~63; 渡辺 [W 1] 58~112ページ。
- 45) Commons [C 6] p. 895.
- 46) 「フランスやイギリスではテーラー法を輸入したのは、その米国において発達したのとは

- とんど同時である」渡辺 [W 1] 130ページ。また同112～127ページ。また, Cf., P. Deviant. "Scientific Management in Europe", in Pollard, Holmes (eds.) [P 5] pp. 219～222.
- 47) これは1917年5月に組織された「機械製造工業標準化委員会」の発展しものである。渡辺 [W 1] 114～115ページ。R. K. W. [R 3] S. 14.
- 48) くわしくは, R. K. W., *ibid.*, S. 125～165, Brady [B 13] pp. 21～32.
- 49) R. K. W., *ibid.*, S. 8, 渡辺 [W 1] 156ページ。Brady, *ibid.*, p.50.
- 50) Brady, *ibid.*, p. 51.
- 51) R. K. W. [R 3] S. 23, 36, 39～40.
- 52) たとえば, R. K. W. *ibid.*, S. 321～329.
- 53) R. K. W. *ibid.*, S. 256.
- 54) *Ibid.*, S. 254～306.
- 55) R. K. W., *ibid.*, S. 258.
- 56) R. K. W., *ibid.*, S. 333.
- 57) *Ibid.*
- 58) *Ibid.*, S. 333～373, *bes.*, S. 346～354.
- 59) R. K. W., *ibid.*, S. 644 ff., 664 ff., 694 ff.
- 60) Brady [B 13] p. 114.
- 61) *Ibid.*, p. 115.
- 62) *Ibid.*, pp. 119～120.
- 63) *Ibid.*, p. 173.
- 64) *Ibid.*, pp. 239～240, pp. 249～250.
- 65) *Ibid.*, pp. 155～156.
- 66) *Ibid.*, p. 325.
- 67) J. Gerhardt, R. V. Holzer の文章から, Brady による引用にもとづく。Brady [B 13] p. 45, pp. 324～325.
- 68) Heyde [H 5] S. 287～288.
- 69) *Ibid.*, S. 288.
- 70) *Ibid.*, S. 302.
- 71) 「ドイツの合理化運動は大体において近年の米国の合理化運動と差異はないのであるが、産業の系統的整理を行い、従来発達せるカルテル運動をあらゆる産業に普遍せしめ、集中的経営によって個々の事業の対立と競争より生ずる無駄を除去せんとすることに最も意を用いる点がその特徴といふ得るのである」渡辺 [W 1] 153ページ (傍点引用者)。
- 72) 加藤 [K 9] 272ページ。
- 73) 詳細は、たとえば加藤 [K 9] 185～212, 269～345ページ参照。
- 74) このドイツ合理化は、ドイツ革命 (1918年) における社会化 (Sozialisierung) が、ラーテナウ＝メーレンドルフ＝ヴィッセル (W. Rathenau, W. von Moellendorff, R. Wissel) らの、いわゆる体制維持派によって形骸化されていった過程との重合としてとらえられる。有沢広巳 [A 11] 151～161ページ, 加藤 [K 9] 38～54, 185～189ページ, また, 吉田 [Y 3] など。この「社会化」の問題については、われわれの考え方においても重要であり、第8章, 第9章, 第10章でもとりあつかう。
- 75) 東亜経済調査局 [T 12] 285～293ページ, 有沢 [A 11] 216ページ。また, 日本の重化学工業革命の技術的内容については星野 [H 14] (4) 138～205ページ。

76) Korpi [K 29] p. 114.

第3節の注

- 1) 本書，第3章第3節参照。
- 2) 本書，第3章第5節参照。
- 3) O. Lange はそのような法則を「生産の技術・バランス法則 (the technical and balance laws of production)」とよんだ。それは、「生産において用いられた物質的技術の特質，用いられる手段とつくり出される生産物の物質的性質」にもとづいて，プラクシオロジカル (praxiological) な，すなわち行動の方法論的合理性にかかわる法則を具体化したものとされ，ほぼわれわれが第2章第3節でのべた「技術」にかかわる法則である。もともと，Lange は，経済過程における「技術」を，“経済活動の目的の実現のために使われる物質的手段の複合と，その使用法” (傍点引用者) として規定しており，われわれの技術規定に近い。この技術・バランス法則は上述のように，“人間と自然との相互的な働きかけの過程”で生じ，いわゆる社会的生産関係に直接に依存しないという意味で，われわれのいう技術過程 (労働過程のパターン) の法則である。Lange はこの技術・バランス法則には，どのような社会条件にも通用な普遍的法則と，またある一定の歴史的進歩とともに現われてくる特殊な法則があるとした。しかし，このあとの方の法則も，ある生産関係に依存するのではなく「生産過程の物質的連関」としての技術状態のある発展レベルに依存しているのであるから，それらの法則は「一つの社会構成体から他の社会構成体への移行にさいしても作用をやめず」ひきつがれることがある (もちろん，その後には発展する) 。Lange [L 3] I, pp. 58 ~59, pp. 148~149, 邦訳 64, 65ページ, 152~153ページ; II, pp. 2~3, 邦訳 8~9 ページ。なおプラクシオロジーについては，飯尾 [I 4] 参照。
- 4) 本節後述参照。
- 5) したがって，あとにものべるように，われわれは，ソ連などの社会主義国は平たい意味での工業国にはちがいないが，これを社会構造パターンとしての「産業社会」とみることはむずかしいと考える。このような考え方とはちがって，しばしば，“資本主義工業社会”，“社会主義工業社会” というタームを使いながら，これらを“同一の工業社会” であるとして一つの社会構造パターンに一括しようとする主張に出会うことがある。しかし，そのような主張のもとにその社会現象を具体的に一括して説明できているような分析の成功例にあまり出会ったことがないということには注目してよいであろう。たとえば，OECD INTERFUTURE ティームの示唆多い報告書 [O 6] においても，“発達した産業社会 (the advanced industrial societies) の現在と未来についてのべられ，その社会構造上の問題点の説明 (*ibid.*, pp. 188~189) などにおいてかなりの工夫のあとみられるが，具体的な国家介入のあり方，予算のあり方，産業政策のあり方そのほかの説明や各種データになると，そこで“発達した産業社会” とよばれているものの“内容”は，すべて OECD 諸国 (資本主義諸国) にほかならない (*ibid.*, p. 171, 174, 179, etc.)。また，工業社会ということで一括する理論フレームの代表的な1人である Bell の [B 5] においても，その具体的分析になると十分に成功しているといえない。第2，3章は，アメリカが“脱工業社会” であるという説明がすべてである。また“工業社会” の具体的分析としては第4，6章が中心となるが，第4章では Bell 自身がやっているように，分析は，結局「アメリカに即して (in the American context) 行なわれている (*ibid.*, p. 298, 邦訳392ページ)。ただ，(注) の中で，ソ連においてもいわゆる社会的費用 (social costs) が発生することが指摘されるにとどまる。これは事実であるとしても，このことからだ

- けでソ連の企業のもつ限定的な自律性——これは Bratus, Ioffe が“operational independence”とよぶものであるが ([B 15] p. 27)——を、そこで Bell のふれているスタンダード石油などが他の企業を倒産させ合併し資本を集中していく自律性と同一視して、両者を工業社会の「経済化様式」(ibid., p. 279, 邦訳364ページ)として一括するのは、社会構造パターンの説明として十分であるとはいいいくいだらう。また、その第6章において、社会の支配層問題を取りあつた際に、資本主義社会のそれと社会主義社会のそれとを同一化しようとして行なわれている Bell の説明のあいまいさについては本書のこの節における本文後述参照。
- 6) したがって、ここにのべる点は、第9章第1節で再度ふれる。
 - 7) 「社会化」と、その多様性については第8、9章参照。
 - 8) Brus [B 20] p. 90 ff., 邦訳173ページ以降。
 - 9) 第1章第3節参照。
 - 10) Lenin [L 6] t. 27, str. 245; Band. 27, S. 266; 邦訳27巻, 278ページ。
 - 11) このような経過にいたった条件の政治学的・経済学的分析については、すべてが明らかになっているわけではないが、多くの研究がかさねられている。短い水準の高い示唆的なものとしては、G. Boffa, G. Martinet [B 9] がある。
 - 12) このような集権的傾向と民主性の欠如が典型的となったのは1930年代後半からであり、いわゆる「スターリン時代」におけるそれは決定的な一方的制御システムである。1950年代後半から、一定の社会的政治的条件によりその“改革”がさまざまな形で追求されているが、その過程は多様である。これらについては第9章参照。なお、ソ連モデルの欠点などについては、飯尾 [I 5] 226～257ページ、[I 9] 191～215ページにもふれている。
 - 13) Lenin [L 6] t. 24, str. 476; Band 24, S. 517; 邦訳第24巻540ページ、および t. 28, str. 119～120; Band 28, S. 132; 邦訳第28巻141ページ。なお Kontrolle はロシア語で“kontrol’”, Verwaltung は“upravlenie”。
 - 14) A. I. Beskin, *Organization and Planning of Production in the Oil Extraction Industry* (in Russia), Moscow-Leningrad, 1947, p. 31 (from, Cliff [C 4] p. 22)。なお、レーニンとは、テラー・システムに批判的であったが、そこには「ブルジョアの搾取の残忍さ」と「科学的成果」とが併存しているとし、その科学的成果を取り入れようと唱えた。“労働からの思考の分離”の原則を消去して作業手順の合理化を考えたとしてもよい。しかし、本文にもべたような条件から、そのことは実現せず、テラー・システムそのものの方向が生まれたとみてよい(この点については第9章第1節で再述)。Lenin [L 6] t. 27, str. 229～230; Band 27, S. 249～250; 邦訳第27巻261ページ。
 - 15) Cf., Bell [B 5] pp. 358～364, 邦訳473～480ページ。Bell は、ここではソ連の支配層は“政治局”(Politburo)であるとともに、その政治局はたがいに争う利益集団、すなわち、「工場支配人、中央計画作成者、陸軍士官、党役員」のバランスにおいて決まる権力執行機関であるとみている。この集団バランス説には簡単には同意しがたいが、しかし、もし、支配層を上述の連合支配とみるにしても、あるいはまた、支配システムは制度機関としての党中央機関=政治局であるという形でとらえるにしても、その支配様式のあり方を“現代産業社会”における巨大実業家の支配様式のあり方と同一パターンとすることは、かなりにむずかしいといえよう。前者は、政治システムによる経済制御であり、後者は経済支配者による政治制御が主軸となるからである。
 - 16) 第9章第1節参照。

第5章 現代技術革命と労働組織

第1節 現代技術革命による労働組織の根本的变化の方向

19世紀後半から20世紀前半にかけての技術革命としての重化学工業革命は、その巨視的な特徴でいうと、前章でみたように“機械・分業・単純労働”という三基軸による構造としては、産業革命と同質的な発展とみられた。

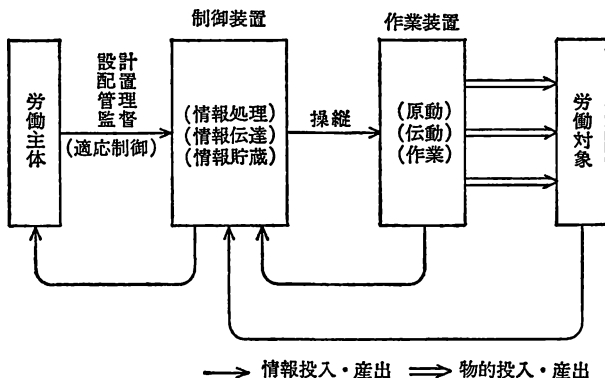
これに対し、戦後のオートメーション (automation) 化と、計算機 (computer) の導入によって特徴づけられる段階は、それまでの機械システムと質的に異なる特徴を示している。

ここでもう一度、これまでの労働手段発達と労働過程の歴史をふり返るなら、ほぼ次のように要約できる。

いわゆるマニュファクチュア時代やそれ以前には、人間は労働対象である素材の加工にあたって、機械でなく“道具 (instrument)”を使っていた。そこでは、人間は道具を動かす物理的エネルギーの供給源であるとともに、道具の活動状況および労働対象の状態結果についてフィードバック観察しながら、道具を操作する操縦 = 制御機能を果たすわけである。

産業革命によって、人間は、原動機・伝動機・作業機を包含する機械体系を用いるようになった。これにより、人間は、“作業機 (working-machine)”への物理的エネルギー供給の役割から解放された。しかし、“道具”に比べてその操作はより便利になったとはいえ、“作業機”そのものを操作する操縦 = 制御機能の大部分は労働主体としての人間の意思決定システムに残された (第3章第5節参照)。

図5.1 制御装置と労働



注) 第3章第5節の図3.8と比べよ。

これに対し、今日の労働過程の特質における根本的変化の方向は、全面的な機械化の進行とともに、人間の意思決定活動を助ける情報処理・貯蔵・伝達装置 = 制御装置(controller) という歴史的にみて質的にまったく新しいタイプの労働手段が導入されることである。

これまでの機械は物理的・エネルギー的投入・産出の変換を行なって人間の物理的活動を代行するものであって、その機械を制御する主たる機能は人間が行なった。新しいタイプの労働手段としての制御装置は、情報の変換・貯蔵を行なう情報処理システムとしての機械であり、基本的な目標情報をかなり複雑な形においてもうけ入れ、これを保持し、その目標にかなった指令情報を作成してこれを作業機械に伝え、また作業の進行状況に関する情報を観測し、これを記録し、この進行状況に関する情報を分析して、次の指令情報を作成するという形で、あたえられたプログラムに応じて、情報処理活動 (information processing) を行なう。いかえると、人間の意思決定活動の一部と同じ機能を果たすわけであり、これによって、人間の意思決定活動、制御機能の一部を代行することができるのである。今日の労働過程においては、旧来の機械にあたる物理的変換装置としての作業装置に、この情報処理装置としての制御装置を結合して人間・機械系の活動をますます有効ならしめている点に、その根本的

特質がある。それは機械制導入以来のまったく質的に新しい歴史的变化である(図5.1を第3章第5節の図3.8と比べていただきたい)。

この今日の段階では制御装置が人間の意思決定システムの機能の多くを代理し——ある部面では人間にできない情報処理能力をも發揮し——作業装置への制御情報の発生・伝達などの操縦機能を果たす。労働主体の活動は、産業革命以来の機械制にみられるように原動・伝動といった物理的エネルギー供給局面から離脱するだけではなく、作業装置の操縦やそのために必要な作業過程(作業装置や労働対象の状態変化の推移)の観測・測定・記録など多くの局面から離脱する。人間の労働は、すぐれてプログラム等の作成、準備設定局面や制御装置の設計、監督等の局面へ、すなわち、設計、配置、管理、監督といった仕事に移るのである。このような労働過程のパターン=技術が、オートメーションとよばれる²⁾。各種の労働において——すなわち工場内の労働だけでなく、事務労働などにおいても同様のことが進行している。機械的な計算や単純な記録といった種類の仕事からますます人間は解放される可能性をもってきている。このような労働過程の変化がどのような労働の組織パターン変化を内包しているかは後でみるとしても、この労働過程の変化が従来の機械システムと根本的に異なる発展をもたらしていることは、図5.1をみるだけでもかなりの程度明らかであろう³⁾。そのような意味で、この労働過程の変化が、機械制導入以来のものとして、「第二次産業革命(the second industrial revolution)」ともよばれる³⁾。また、レオナルディは、「全般的機械化とオートメーションの時期」とよび、テラー、フォード・システムにもとづく「機械化の第二段階」に次ぐ「機械化の第三段階」とした⁴⁾。

もっとも、制御装置を広く解釈すれば、オートメーションの前駆は、1920年代のミルウォーキーの自動車工場での自動旋盤装置、またイギリスのモリス・モーターズ(Morris Motors)の機械式制御装置による自動車部品生産におけるトランスファ・マシン、また、1930年代における光電管の利用による冶金や機械製作における自動化などがみられる⁵⁾。しかし、なんといっても上述の制御装置の発達は、いわゆる電子計算機(electronic computer)——以下、計算機と

よぶ——の発達をその画期としている。計算機は、電子的装置によって、高速度に情報の受容・処理・貯蔵・伝達を行ないうる機械的装置であり、その意味で十分に人間の意思決定活動を助ける装置である。機械としてみたとき、「他の諸機械と異なる電子計算機の大きな特徴は、それが人間との間の情報のやりとりを可能にする機械だという点にある。ここから、特定の筋肉労働的な仕事のみに使われる他の諸機械とは違って、電子計算機には、さまざまな頭脳労働的な仕事に使えるという汎用性が生まれてくるわけである」⁹⁾。

そして、計算機は、1940年代末から1950年代初めにわたる当初の真空管から、その後、トランジスター回路、集積回路 (IC)、高密度集積回路 (LSI) などの発達にみられるように小型化・高速化・記憶容量の増大化をすすめ、ちょうど小型電動機の普及が重化学工業革命をすすめたのと同様の形で、広い意味でのオートメーション化の普及をすすめてきたのである⁷⁾。その進行はまだ全産業に均等にまた均質な形でゆきわたっているわけではないが、かつて“機械制”導入が農業から科学研究までを機械制利用に発展せしめたと同じく、いやそれ以上に、“これまで、高度な制御機能を果たしうる装置がないために、機械の導入それ自体が困難であった”ような分野までをまきこんで広大な分野に浸透するであろうとみられる⁸⁾。すなわち、“制御過程”に機械化が導入されることにより、全般的な労働過程の機械化が進むのである。レオナルディが“全般的機械化とオートメーションの時期”とよんだのも正当といえよう。

ここで忘れてはならないのは次の点である。この情報処理装置、自動制御装置の発展は、情報と制御の一般理論としてのサイバネティクス (cybernetics) = 一般システム理論 (general systems theory) の発展に負っているということである。サイバネティクスは、19世紀後半から20世紀前半にかけての数学、生物学、工学などの発展が相互作用し、そのインターディシプリナリな研究に立って、多くの科学の結びつきの集中された表現として、1940年代に開発されてきた。

1868年にマクスウェル (J.C. Maxwell) が调速機構にかかわるフィードバック・システムの一般的な数学モデルを分析した画期的な論文 “On Governors” を発表した。こういった形で古典的制御理論が主として调速に関連して展開さ

れた。1930年代に近づくと通信工学の方でも、高性能の増幅器を得るために、フィードバック理論が発展させられた。また、ナイキスト (H. Nyquist) やハートレー (R. V. Hartley) により情報理論が準備されつつあった。また、生物学においても、19世紀後半から1930年代にかけて、ベルナル (Claude Bernard)、キャノン (W. B. Cannon) らが生物体の新陳代謝における自己制御、いわゆる恒常作用 (homeostasis) の研究をすすめ、生物においても制御機能と似たような現象があることが研究されはじめた。神経生物学、心理学でも同様の研究がすすんだ。

物理学では、熱力学、統計力学が19世紀後半から20世紀にかけて発展した。そして数学ではブール (T. Boole) が1847年の著書で説いたブール代数は記号論理学の先駆となり、20世紀に入ると、ラッセル (B. Russell), ホワイトヘッド (A. Whitehead), そしてヒルベルト (D. Hilbert), アッケルマン (W. Ackermann) が現われ、記号論理学もできあがってきた。一方、カントール (G. Cantor) が創始した集合論は、ツェルメロ (E. Zermelo) を経て、1920年代にはフレンケル (A. Fraenkel) により公理的集合論としての内容をほぼ確立した。そして、この記号論理学、数学基礎論の発展は、ブール代数の再検討とともに1936~37年におけるチューリング (A. M. Turing) の計算機論の発表につながり、これは電子計算機論の理論的基礎ともなった。また、集合論や記号論理学は、システム概念を記述し、分析していく有効な道具を準備した。

また、1930年代における確率概念の把握——ケインズ (J. M. Keynes) の主観的確率論、コルモゴロフ (A. N. Kolmogorov) にはじまる公理的確率概念、ミーゼス (R. von Mises) の頻度説——、そして確率過程論と関数解析 (位相解析) の相互浸透におけるコルモゴロフやウィーナー (Norbert Wiener) の仕事ははじまっていた。それは予測理論、予測装置にかかわり、情報と制御の理論にとって重要なものであった。

上述のすべての傾向、すなわち、現代数学における記号論理学や公理的集合論、確率論の発展、生物学や医学における神経生物学、大脳生理学、生物物理学などの発展、工学における制御工学、通信工学、電子工学技術などの発展

は、情報と制御に関する一般理論の構築に向って収束しつつあった。この背景に立って、1940年代に入ると、アメリカのウィーナーや、イギリスの神経医学者アシュビー（W.R. Ashby）、オーストリア（当時）の生物学者ベルタランフイ（L. von Bertalanffy）らが、それぞれ独立に、それぞれの学際的なグループをもち、同じ頃に同じ指向性をもった結論に達し、今日、サイバネティクスまたは一般システム理論とよばれる考え方を生んだ。研究は第二次大戦中もつづけられ、戦後において急速に発展した⁹⁾。

高橋秀俊氏も指摘しているように、「サイバネティクス」という名前はウィーナーがつけたものにせよ、このような内容の理論潮流そのものは決して1人の人や一つのグループの着想だけによったというようなものではない。それは上述してきたような諸科学の発展のうえに、まさに“当然に生まれるべくして生まれてきた”20世紀科学の発展の産物である¹⁰⁾。サイバネティクスは、すぐれた科学史家・広重徹氏がその遺稿において明確に指摘したように、“要素論的・機械論的な従来の科学とは著しく異なる構成をもつ”アプローチであり、技術論的にも重要な意味をもっている¹¹⁾。すなわち、情報と制御の概念を基軸として、対象または過程の全体的なパターン構成を追求するサイバネティクスのアプローチは、制御過程としての労働過程の技術的構成において有効な役割を果たすこととなった。このような近代科学史上において質的・飛躍的な意味をもつ情報と制御の理論の発展が背景になって、その成果が労働過程に利用されることにより、先述してきたような形での、技術史的にも従来と根本的に異なる労働過程の変化が生まれているのである¹²⁾。

われわれは、労働過程のパターンを技術としてとらえている。産業革命をとらえたとき新しいタイプの労働手段としての機械の導入がその基本点となったと同じく、今日の技術変化をとらえる際にもまた、この質的にまったく新しいタイプの労働手段の導入による労働過程の根本的変化が基本点となる。われわれは、上述の情報と制御の理論の発展を基盤とし、計算機を中心とする制御装置の導入にもとづく、広い意味での労働過程のオートメーション化としての技術変化の段階を、現代技術革命とよぶ。それは、ウィーナーが“第二次産業革

命”とよび、レオナルディが“機械化の第三段階”とよび、星野芳郎氏が“第三の変革”とよんだものにはほぼ該当する¹³⁾。もちろん、現代では、重化学工業革命以来の連続的發展をふくめて、労働対象、労働手段、生産方法に関して、たとえば、合成化学、ガス・タービン、そして問題を含む原子力エネルギーなどかぎりなく多くの方面にわたる技術開発がみられる。しかし、これらのほとんどは、前述の計算機および制御装置の導入がなくてはその開発を効果的に遂行できないものが多い¹⁴⁾。また、産業革命以来の画期を労働過程のパターン変化に求めるからには上述のような把握が必要となる。

このような現代技術革命にともなう労働の性格変化の基本特質をはっきりさせておこう。

図5.1をみればわかるように、この新しい段階における労働主体の労働は、“制御装置に対する制御”であり、労働主体の仕事は、制御装置のもつ決定関数 = 制御ルールの形やパラメーターを設定しこれを適時適切に調整することである。一般に、このように、一次的な制御回路(制御機能)と、その制御回路の形やパラメーターを調整する二次的な = より高次の制御回路(制御機能)をもつあり方の制御を適応制御(adaptive control)といい、これによって弾力的で柔軟な制御が生まれる(第1章第2節参照)¹⁵⁾。

第1章でみたように、人間の活動はもともとこの適応制御 = 学習制御である。その意味では、第3章の図3.8の(イ)、(ロ)における労働主体の“操縦” = 制御も、この適応制御機能をふくんでいるわけである。したがって、正しくは、これまでの人間労働すなわち図3.8の(イ)、(ロ)における労働主体の制御には、第1章の図1.6でみたような基本的な制御ループ(1)と、より高次の学習制御(適応制御)ループ(2)とがふくまれている。それが、現代技術革命における労働過程としての、図5.1の段階では、新しい労働手段としての制御装置の発達・導入により、機械的であったり反復的であったり、あるいはルーティン的な、すなわちあるあたえられたプログラムにしたがって進行しうるような意思決定・制御機能の——いわば制御ループ(1)の——多くが制御装置にまかされ、そして、より高次の調整機能部分 = いわゆる適応制御部分だけが——いわば制御ループ(2)だけが

——分離・自立化して労働主体のものとなる——ところに、今日の労働過程の特徴がある。それはさきにみた機械の導入——図3.8の(イ)から(ロ)への発展——において、狭義の操縦=制御機能が分離・自立化したことの、より高次の発展であり、ここに段階を画する意味がある。

人間は、ある意味では、計算機のように精確でもなければ高速でもない。しかし、他方で、計算機はそのプログラミングのディテールが確定していないと、なんの役にも立たない。これに対し、人間は情報処理システム、制御システムとしてみれば「不完全なプログラミングで作動しながら立派な成果をあげるといふ偉大な能力」¹⁶⁾(N.ウィーナー)をもっている。人間はこのような柔軟な能力をフルにいかし、骨の折れる単調で機械的な頭脳労働の多くをプログラム化して計算機、制御装置にまかせ、また制御装置を調整して、人間自身はより創造的な思考に集中し、仕事全体の有効性を増大させるのである¹⁷⁾。

この労働の特質変化は、労働の作業組織形態における次のような変化を必要とするようになる。

1° 比較的簡単な制御機能と比較的簡単な観察機能とで果たせる仕事；一つ一つの動作とその役割がすべてあらかじめ指定できるように、型にはまった、あるいは反復的な仕事；機械的な、あらかじめプログラムされるような仕事は、それを制御装置にまかせ、労働主体は、制御装置の制御ルールの設定・変更、制御作動の管理・調整、装置の配置などの、より重要で、より複雑で柔軟な適応制御タイプの意思決定を時宜に応じて適切に行なうことが仕事になる¹⁸⁾。もちろん、装置自身が適応制御装置になっていることもありうる。そのさらにまた、より高次の適応制御が必要となるといった形で考えられる。

2° そのような適切な適応制御がつけに行なわれるためには、すべての労働主体は、その制御装置がかかわりをもつ全制御過程の内容についての全体的・動態的な理解をもっていなければならない。せまい、自分の直接にかかわりをもつ部分についてのだけの、部分的理解だけでなく、それぞれの部分が全体の装置の中でどのような機能と役割を担っているかを理解していないと、適切かつ柔軟な、より高次の適応制御(装置の設計・配置・管理・監督)を行ないえない

からである。そのためには、すべての労働主体が——すなわち基本的な労働にたずさわるすべての労働主体が、上述のような全体的な生産過程の理解と判断が行なえるために、一般的工学的教養と具体的・特殊な工学的管理知識に立つ自立的な意思決定能力をもつことが必要となる。すなわち、日常的作業において高次な理解と判断が必要とされる意味においても、またそのために一定の教養・知識が必要な意味においても、“労働からの思考の分離”といった原則は、もはや適用できない。

上述のような事情を、リリーは次のような形で述べている¹⁹⁾。

「前オートメーション時代には、大量生産方法が、労働の細分化と技能を機械に組みこむことの両方を通じて、熟練労働者を非熟練または半熟練労働者になたえず置き換えて行った。……オートメーションはこういう傾向を逆転させる。オートメーションは非熟練および半熟練労働者を少ししか必要としない。とくに反復作業をやる人員を全く必要としない²⁰⁾。——なぜなら反復作業は……容易にオートメーション化する作業だからである。しかし、オートメーション化された生産は大量の熟練技能者——保守技術者、電気技術者および電子工学技術者、工具製作者等々を必要とする。彼らの役割りは自動機械装置を良好な運転状態に保つことにある。かつ、オートメーションが高い比率で必要とする上述の熟練技能者のほかに、オートメーションはいっそう多数の専門家と工学技術者、設計技術者と生産技術者、製図家、研究労働者を——ますます多くの高い適格性をもつ専門職および半専門職の一般従業員 (all the more highly qualified, professional and semi-professional ranks) を——ひじょうに必要とする」(傍点——引用者)。

3° 各労働過程の相互連関は、制御装置にかかわるシステム連関となり、各過程の適切な進行は、すべての関連過程の有機的な設定と連続的で弾力的な相互調整に依存する。関連過程における全労働者の相互連関は旧来の流れ作業システムにおける個々の労働者の連関のようにルーティン的で機械的なものではなく、相互の積極的イニシアティブと適切な判断による弾力的で協働的な計画と遂行を組織する連関でなければならない。各労働者の自主的なイニシエ

ィーブと自立的判断による協働を組織するためには、当然のことながら、労働者間の“水平的分断”はますます労働過程において不適切となる。また、水平的自主的協力のためにも各労働者間の知的・技術的水準における、かなりの等質化が要求される。労働者間における技術・知識水準の平準化が必要となる。その技術、知識は多様化するが、“考える者と考えない者”といった形での分離、階層化は不適切となる。

4° 労働者は、自分の直接にかかわる制御装置の設計・配置・管理・監督を行なうかぎりにおいて、そのみずからの労働過程のシステム設計と管理を自分で行なうことが必要になる。さらに、制御の設計・配置・管理・監督における各労働者間の弾力的で自主的な協働のためには、その制御装置が関連する全作業場内における協働過程としての全工程・全生産プログラムの作成・管理における全労働主体の直接的関与の必要性が高まる。したがって、作業場(工場)の全労働過程のシステム設計と管理における全労働主体の直接的な決定権の確立——すなわち労働者決定(workers' decision)がなんらかの形で必要となる。ここで、労働者決定というとき、それは、労働者がその作業場(工場)の労働者以外の“他の労働者”となんらかの協同的決定システムをもち、その協同的決定において労働者の意思決定が十分に有効にいかされている場合から、その協同的決定の参加者(participant)の全員がその作業場(工場)の労働者であってその全労働者による自主的な管理として協同決定される場合までをすべてふくんでいる。その具体的形態は、上述の条件のもとで多様でありうる²¹⁾。

5° 労働過程の全プログラムがかかわりをもつ協働者の連結的な労働過程は、作業場(工場)の連結過程として広範なつながりをもつ。したがって、前述の労働者決定の確立は、全工場的規模、全企業的規模になることはもちろん、いわゆるコンビナート型の連結的作業場においては、その連結体全体に貫通する全労働者による全生産プログラムへの決定確立が求められねばならない。

6° 全生産計画・プログラムへの労働者決定の確立は、その生産計画・プログラムの前提となる投資計画への労働者決定の確立を必要とする。制御装置の発達はこのことをますます必須とする。投資計画への決定確立なしでは、生

産計画への決定確立は実効性をもたないものとなる。この投資計画への労働者決定の確立もまた、その制御装置、生産過程がかかわりをもつかぎりにおいて、全工場規模、全企業規模、さらには企業連結体全体におよぶものとなることが必要とされよう。

上述の1°、2°、3°、4°、5°、6°で示される労働組織のパターンは、リリーがいうように労働の細分化傾向を逆転させる意味でも、また、“労働からの思考の分離”を否定する意味でも、また一方的な命令による協働でなくならんかの形で全労働者の自主的積極的な決定権が必要となる意味でも、われわれが前章でみた「細分化的合理化組織」のあり方を逆転させるものであるといえる。

そこで、われわれは、上述の特徴、すなわち、

(1) 反復的・機械的労働を装置と機械にまかせることにより、全労働者の単純労働からの解放。

(2) 全労働者は工学的・管理的な技術・知識をもち、全労働者の専門職的な適応制御労働への従事。“労働からの思考の分離”の廃絶。

(3) 全労働者のイニシアティブによる積極的協働。労働者の分断化、階層化の廃絶。

(4) みずからと協働者の労働過程がかかわりをもつ生産と労働の計画・プログラムおよび投資計画の作成と管理における全労働者の直接的な決定権＝労働者決定の確立。

——これらを特徴とするような労働の組織形態パターンを、自主的協働化組織とよぼう。この労働組織形態において、全労働者は、人間の労働がその本質としている適応制御の性格を十分に発揮し、人間の労働過程が人間の学習能力に、したがってまた相互の通信能力によって支えられていること（第1章第2節、第2章第2節参照）を十分に発揮することになり、その意味で真に“人間らしい労働”の基礎条件を得るといえる。

ところで、そのような労働組織における変化は、オートメーション化が内包する必要な傾向である。しかし、これがその通りに実現されるか否かは、労働力の社会的存在様式や生産制御のあり方などからの反作用によって左右される。

もし、既存の労働力の社会的存在様式や既存の生産制御のあり方と、上記の労働の作業組織形態の変化とが両立しないことになれば、それらの労働力の社会的存在様式、生産制御のあり方からの反作用によって、上述の労働の組織変化の必要性がその通りに実現されなかったり、また歪曲して実現されたりすることになる。そこに重要な社会問題が現われる。

それを次にみよう。

第2節 “労働力破壊”と体制転換の選択

1 「労働力商品化」体制とのコンフリクト

すでに前節でのべたところからも予想されるように、前述の「自主的協同化組織形態」の方向で示されるような変化の必要性は、もしそれを十全に実行するならば、現代産業社会における労働力の社会的存在様式としての「労働力商品化」体制とはいくつかの面で根本的にコンフリクトをもつようになる。

A° 全労働者が作業場（工場）における全工程の全生産プログラムの作成・管理に全体的に直接関与するという自主的協同化組織の方向は、全労働者がその具体的労働のあり方についての計画作成と運営になんらかの形で直接的に決定参加することにほかならない。したがって、労働者はみずからの労働の具体的展開のあり方＝労働力が具体的に使用されるあり方についての決定を他人にまかせるというあり方では自主的協同化組織を有効に機能できない。すなわち、新しく必要とされる労働の組織形態の方向は、“労働力の処分権を資本にまかせる”というあり方とは一致しない。どのような具体的形態をとるにせよ、現代技術革命にともなう労働の組織形態としての自主的協同化組織の方向は、“労働力処分権の労働者からの分離”とは両立しない。

B° 全労働主体に対する等質的な水準での工学教養、技術的・管理的知識の普及によって支えられる自主的協同化組織形態のあり方は、一方における知的・専門的な管理・技術労働者、他方における非専門的な、“互換的”な一般労働者といった形での社会的・作業場内的な分断的区分とは一致しない。また、

その作業組織形態においては全労働主体間での計画作成における協働やプログラムの相互調整といった、柔軟で高度な協働の積極的組織が決定的に必要であり、その面でも、労働者間の分断化とは両立しない。したがってまた、“労働からの思考の分離”といった原則で、一部の管理・技術労働者が他の労働者を階層的に指揮するといった形の階層的な一方的制御の管理組織を中軸にすることとも一致しない。したがって、どのような具体的形態をとるにせよ、現代技術革命にとまなう自主的協働化組織の方向は、“労働からの思考の分離”を基軸とする労働力の階層化、社会的・作業場内的分断化とは両立しない。

C° 前記からもわかるように、自主的協働化組織の方向にあっては、全労働者はもはや“互換的”な機械の部品のような位置づけをうけるのではなく、すべての労働者が専門労働者としてみずからの計画決定参加のもとで制御装置を適応制御する。このような全労働者に対して、工学的教養、専門的技術・管理知識の普及が必要となる。したがって、この面からも、全労働者にとってのその育成・保持における教育・文化サービスの享受の必要性が増大する。また全労働者が、それぞれの形態で高度な適応制御活動としての労働をいとなむために、その神経労働の比重が一般的に増大する。これはそのリラクゼーションのためのいわゆる「レジャー」、リクリエーションの必要性が増大する¹⁾。また、一定の教育・文化サービスを享受し、みずからも学習し、また適切なリクリエーションを行なうためには、十分な自由時間 (disposable time) = 非労働時間のうち自由な活動に使える時間が必要となる。これらから、全労働者の労働力の再生産といった観点からみても、これまで“必要”と考えられなかった非常に多くの要素を“必要”に転化させる方向が生まれる。したがって、現代技術革命にとまなう自主的協働化組織の方向にあっては、従来の“互換的な、機械の生きた部品”としての労働力再生産といったあつかい方とは両立しない。

D° オートメーション、制御装置による生産手段の体系は、それまでの細分化的合理化組織の段階のとき以上に、複雑で深く開発された、かつ大がかりな設備投資をとまなうものが多い。さきにものべたように全労働者がその作業場(工場)の労働過程のシステム設計に事前的に直接関与するということは、と

りもなおさず全労働者がそれら生産手段の設計、設営に関する決定——すなわち設備投資計画に事前的に直接関与することに直結する。しかもそれらの設備投資計画はかなりの長期的な生産計画の策定と連動しているのはいうまでもない。したがって、上述してきたような労働組織形態実現のためには、なんらかの形で——かつ、ときには企業結合体全体におよぶ規模での——、全労働者の生産・投資計画策定への直接参加が必要となる。これは、生産に関する決定を資本にまかせ、剰余 (surplus) の処分を資本にまかせることと一致しない。現代技術革命にとまなう自主的協働化組織形態の方向は、生産の資本による一方的制御、剰余処分権の資本家への専断的帰属と両立しない。

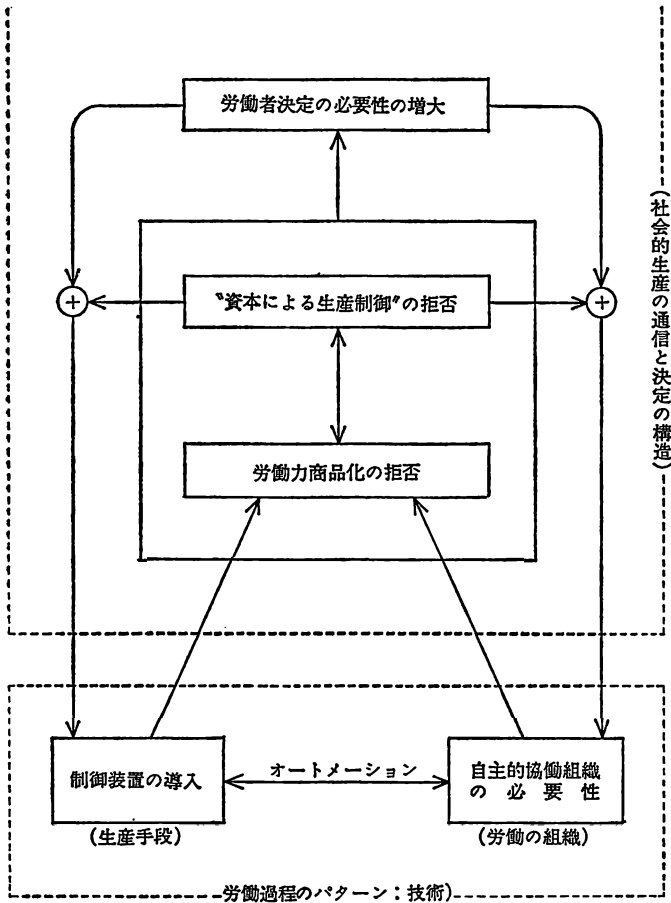
A°, B°, C°, D°でわかるように、現代技術革命にとまなう労働の組織形態としての自主的協働化組織形態の方向は、①労働力処分権の労働者からの分離、②一般労働の単純化にもとづく労働力の“互換化”と“機械の付属物”化、③労働力の社会的・作業場内的分断化のいずれにも、また、①生産における資本の一方的制御、②剰余処分権の資本家への専断的帰属にも基本的に両立しないものをもっている。第3章の終りでみたように、上述の特質はいずれも「労働力商品化」体制および資本による生産制御の基本構造を形づくるものである。すなわち、現代技術革命が必要とする労働の組織形態の方向は、現代産業社会における労働力の社会的存在様式としての「労働力商品化」体制および「資本による生産の制御」と基本的に両立しないものをもっているのである。

したがって次のようにいえる。

かつて産業革命が「労働力商品化」体制としての産業社会の確立を行ない、重化学工業革命が「労働力商品化」のいっそうの深化をすすめて現代産業社会を巨大企業の制御のもとにおいたとすれば、今日の現代技術革命はそれらの方向を逆転して、「労働力商品化」体制としての現代産業社会に対して、その体制そのものの転換を要求する方向をふくんでいる (図5.2参照)。

しかし、今日の産業社会にあって生産を制御しているのは“資本”である。もともと、上述のオートメーション化の生産過程の導入開発のイニシアティブをとったのは“資本”である。そこでは生産の精度をあげるという品質管理

図5.2 現代技術革命のインパクト



上の問題とともに、当然のことながら、自動化にもとづく労働費用 (labour cost) の節約による利潤の向上をめざしている。したがって、その技術変化 = 労働過程変化が「労働力商品化」体制に抵触するとなると、「労働力商品化」体制を維持することに利益をもつ社会的勢力としては、そのような“抵触”を許すことはできない。その意味では、“資本”が自分の利益のために発展させてきた技術開発が、資本の立場をゆるがせる可能性をもつことになる。したがって、

資本は、要求されている転換を実行せず、これにともなり重大な問題が現われることになる。

たとえば、国際労働事務局 (International Labour Office) 編『労働組織の新しい形態 (New Forms of Work Organization)』(1979年)もその序論の中で、“作業の計画とその実行の明確な分離”および“作業の細分化”を基軸とするテーラー以来の“科学的管理”に立つ労働組織、すなわちわれわれのいう「細分化的合理化組織」が、オートメーションを一つのポイントとする今日の技術発展にあわなくなってきたということを認めている²⁾。そこでは、ここ20年から30年ほどの間に、多くの発達した産業諸国で、はじめは徐々に、そして最近になって顕著にみられはじめたさまざまな労働の作業組織形態の変化の動きやその“実験”についてあつかっている。現実に産業諸国で現われているその労働組織形態の“実験”の方向がふくむ特徴について、その本の中の一つのモノグラフではほぼ次の四つのいい方で要約されている³⁾。

(1) 水平的、垂直的に個人の職務を拡大することを主眼とする職務の再構成。ここで、水平的な拡大とは、職務内容の多様化ということにつながり、垂直的な拡大とは職務の計画と実行について直接作業者がその制御権をどのようにもっているかということにかかわる⁴⁾。

(2) 相対的に一貫した作業を遂行する自律的作業集団 (self-regulating work groups) を軸とする作業再編成。

(3) 労働過程に直接に影響する決定への労働者参加の導入・拡大。

(4) 労働組織における情報および管理のフィードバック・システムを軸とする組織変更。

この四つは、そこでは新しい労働組織形態への“実験”にみられる“四つのタイプ”としてあげられているが、実は上述の四つの全部を一体化し、さらに全生産プログラムの作成・管理への労働者決定の拡大を中心として、これらをさらに徹底化してこそ、新しい労働組織としての自主的協働化組織の方向につながる可能性をもつといえよう。しかし実際には、そこで一つ一つが“タイプ”としてあげられているようにそれらの一部しか実行されなかったり、また

それが前述の自主的協働化組織の方向につながらない形できわめて不徹底的に、局限された形で実行されているのである。

それは、根本的には、すでにみたように、自主的協働化組織形態が、資本による生産制御にとって必要な「労働力商品化」体制の基本構造に抵触するからである。そのことが資本による制御を行なう経営者の意識に直接に現われる具体的な形態としては、次のような形をとって現われる。

まず第一に、労働の作業組織形態を自主的協働化組織の方向にすすめることは、経営者にとっていろいろな面から“費用”がかかり利潤目的にそわないことが多いからである。そのいくつかの面を前記 ILO モノグラフからみよう。

(イ) 自主的協働化の方向につながる労働組織は、従来のコンベア型の流れ作業システムの変更を必要とする。しかし流れ作業システムを変えることは、それを完全にオートメーション化するにせよ、あるいは小集団による組立作業システムに変えるにせよ、一般に、道具、機械、工場設備の面でかなりの投資コスト増を必要とする⁵⁾。また、新しい作業組織のためには、しばしば機械の周囲や活動余裕のためのエリア、材料置場などに要する床空間も大きいものが必要になる⁶⁾。

(ロ) 新しい労働組織形態では、従来よりも複雑な仕事を遂行できるように、一般労働者を教育・訓練せねばならない。労働者教育・訓練期間が長くなり、またその費用も増大する⁷⁾。

(ハ) 労働組織形態を新しく再組織するにあたって、初期的な研究投資、また管理人員をその方面につきこまねばならないという費用がかかる⁸⁾。

(ニ) 新しい労働組織にあっては、職務の拡大、向上にともなって、一般労働者に対してより多くの賃金を支払わねばならなくなる⁹⁾。

上述は直接的な費用面からの現象であるが、第二に、新しい労働組織への移行は、経営者にとって、その利潤目的からする管理一般が自分の思うようにならなくなるという問題を生む。

1960年代にノルウェーで行なわれた実験——スカンジナビアのその後の“実験”に種々な意味である一定の役割を果たしたが、後にみるように多分に問題

をはらむ——ノルウェー・産業民主化プロジェクト (the Industrial Democracy Project)¹⁰⁾ を担当したトルスルド (E. Thorsrud) が反省的な意味をこめた分析の中でいうように、“職場 (shopfloor) における新しい職務設計プログラムの遂行は、同時に賃金構造、訓練システム、監督システムなど全般の変更なしに行なうことはできない” のである¹¹⁾。そしてそれらの全般的变化は、結局、あらゆるレベルの経営の問題におよび、生産計画から¹²⁾、企業と外部環境の関係についての経営にどう労働者がかかわっていくかということにおよんでくる¹³⁾。

もし、真にこのような労働組織の方向が徹底化されたならば、そこにおける情報組織 = 管理組織は、資本にとって、それまでの“top-down”型の階層的組織に比べて、その資本による一方的制御を貫きにくいことは明らかである。ブレーネン (P. Brannen) らがインタビューした British Steel Corporation の経営者のとった次の態度は典型的なものを表現しているといえよう。“効率という目標が、労働者参加の拡大にとっての主要な限界とみなされる。……多くの論点は権威 (authority) および専門的技術ということにかかわり、……他の論点は意思決定の民主的な過程がもつ非効率ということにかかわる……”¹⁴⁾。このような考え方は経営者にとってかなり一般的とみられ、自動車工場ボルボ (Volvo) における実験をはじめとして1960年代に部分的な作業組織実験がみられたと考えられているスウェーデン¹⁵⁾においても、労働社会学者コルピ (W. Korpi) が指摘するように「雇主、経営者は、明白にせよ、潜在的にせよ、職場 (workplace) に対するかれらの制御を支えるような組織形態を選好し、その制御を維持し強める技術を発展させようとする傾向がある」¹⁶⁾ といわれている。

このような経費的・組織的条件のもとでは、経営者はオートメーションと自分たちの要求とを接合することを求めることになる。

1° たとえば、人手に頼るならより高い賃金費用を要するような技術部面についてはオートメーション化するが、比較的単純な反復労働は依然として低廉な賃金費用 (臨時労働者など) にまかせるといった形での、細分化的合理化組織の残存がみられる。

2° 作業の管理組織において 水平的連帯が制限され、分断化される形が残存

しやすい。このため、オートメーション過程では労働者はもともとその全体的プロセスについての完全な理解と把握が望まれるにもかかわらず、実際にはその直接的に管理を担当する部分についての知識をもとに操作にあたるようなことが発生する。このことは、あとにのべる「企業秘密」と関連することもある。

3° 上述のように分断化された形でのオートメーション過程の組織であるから、資本は、社会的にも作業場内的にもその労働者に対して全体的で十分な工学的教養・技術知識をあたえることをせず、かなり不十分な教育・訓練内容と期間のもとで育成された労働者が制御作業にあたることが生まれる。

4° オートメーション過程にとって連続操業からくる交替制労働 (shift work) はしばしば重要な問題として現われる。交替制労働は、一般的な不規則性、疲労、健康障害、家族生活、レジャー生活への障害から、労働者にとって最大の不満の一つになっている¹⁷⁾。しかしこれについても、その労働体制の決定は経営者の費用節約目的からして、しばしば労働者の要望にそわないものになる。

5° 一般的にもそうであるが、とくにオートメーション過程にあっては、すでにのべたように、作業組織のあり方は設備投資計画と不可分である。したがってそれらの計画への労働者決定の確立は必要であるにもかかわらず、資本はこの部面に関しては頑強に専断権を行使しようとする¹⁸⁾。それは企業競争からもたらされる「企業秘密」保持の必要からも資本によって要求される。そのため、労働の作業組織の根本的なところで労働者の要求が反映しない。また、そのような傾向と結びついて、全般的に、労働者の“管理参加”を部分的な“職場 (shopfloor)” 規模のものに限定し、職場における作業手順、作業ローテーション、原料・機械管理などにおける“小集团的 (small group)” なものに限定しようとする頑強な傾向が現われる。さきにふれた、スウェーデンの1960年代における“作業集団 (working group)” やノルウェーの“半自律的作業集団 (semi-autonomous work-group)” などにおいても、そのような傾向が避けがたくふくまれている¹⁹⁾。

6° したがって、上述からみられるように生産過程への労働者の制御権の行使は依然として強く制限される。イタリアのファントリ (A. Fantoli) がイタリ

一の経験に立ってそのモノグラフで示すように、“生産過程に適用される技術的特徴を決定する上での労働者の力（power）の拡大は、同時に、労働条件を決定する上での労働者の力の拡大に関連している”²⁰。裏を返していえば、新しい労働組織形態の徹底化を阻む経営者の行動は、同時に、労働力の再生産に関しても、依然として一般労働者を“機械の生きた部品”とみる傾向の残存として現われる。作業場内のみならず、社会的にも、労働者の階層化、分断化が残存する。

7° 上述の傾向が、自主的協働化組織の徹底化を阻み、細分化的合理化組織を維持し、ひいては「労働力商品化」体制を保とうとする資本の抵抗として現われる。

ところで、このような形で、オートメーション化が不十分な形で実行され、一方において制御装置が導入され生産手段の体系が変わるにもかかわらず、他方の労働の組織形態において必要な自主的協働化組織が実現されず、細分化的合理化組織が保たれ、したがってまた「労働力商品化」体制が維持されるならば、どのような問題がおきるか。

そこに生ずるのが、労働力破壊（disruption of work force）の危機である。

2 労働力破壊の危機

すでにのべたように、現代技術革命におけるオートメーション化された労働過程にあっては、労働主体にとっては人間としてのその高度な情報処理能力をいかして適応制御を行なうのがその主たる機能である。そこでは高度な情報処理システムとしての人間の機能が十全に発揮されねばならない。ところが前述のような条件のもとでは、この情報処理システムとしての労働主体の機能が重大な障害に見舞われ、労働過程そのものが重大なボトルネックを迎えることになる。

第一に、労働過程における労働手段の体系や作業組織の体系は複雑になり、その労働における必要な機能および労働環境は複雑になっているのに、一般労働者は依然としてこれにみあうだけの十分な工学的教養・技術的知識の準備を

あたえられず、また全作業場にかかわる全体的な生産プログラムの作成・管理への労働者決定が制限されるためこれらプログラムについての内包的・外延的に十分な情報体系が一般労働者にあたえられない。このように相対的に貧弱な情報体系の準備しかあたえられないため、労働者は作業場や労働過程でおきるさまざまな新しい情報投入に対して、これを自分のもっている情報体系の中に位置づけて特定の場所をあたえること、すなわち情報投入をコード化(coding)することが有効に行なえない。このことは、労働者が、その複雑な労働環境でたえず発生する、あるいは発生しうる情報投入の多様さについて適切な“走査と選択(scanning and selection)”²¹⁾を行なえないという状態、いいかえると情報過負荷(information overload)²²⁾の状態を生み出す。簡単にいうならば、労働環境で発生する情報に対して“意味(meaning)”を適切に見出すことができない。つまり状況の意味を十分に理解できないということが発生する。このことは、その労働者が上述のように不十分な情報準備のもとで複雑な制御労働にたずさわる場合にもおきるし、また、全体として複雑な労働環境の中で、労働者が不十分な情報準備のもとに依然として細分化された反復的単純作業にたずさわるような場合にも、主体と全体的な環境との関係として発生する。ともに、これらがしばしば労働主体における“無意味感(meaninglessness)”²³⁾として現われる。これはたんに労働者がそう“感ずる”ということではなく、労働者がそのように感ぜざるをえないような現実の状況におかれるという客観的關係にほかならない。

第二に、上と同様な理由(労働者における工学的教養・知識の不足、生産全過程のプログラムにかかわる決定からの疎外と情報の不十分さ)から、労働者は新しい情報投入を自分の情報体系の中に十全な形で吸収同化(assimilation)することができない。複雑な労働過程の中でたえず発生する新しい情報は、たえず“新奇なもの(novelty)”としていわば“不消化”なまま自分の記録体系(メモリー)の中に登録されるか、あるいは部分的にしかコード化されない。いいかえると、たえず新しいコード項目が個々に増大していく形になる。これはメモリー能力に過度負担をかけるだけでなく、学習能力の向上のためにも不適切となる。学

習能力の向上のためには、多くのコードがたがいに密接に関連づけられて複雑なネットワークとして形成されていくような情報体系が望ましいからである²⁴⁾。学習能力が向上しないと適応制御の能力にも欠けるだけでなく、労働を通じての“向上感”がなくなる。

第三に、労働主体の決定能力の不足や混乱が現われる。前述した条件は、労働環境が投入してくる情報が複雑であるのに主体の側にこれをうけとめる条件があたえられないということを示している。その結果、労働主体は、状況の提起するさまざまな複雑な問題をうけとり、情報処理して有効な評価や決定を下す能力に欠けることとなる。オートメーション化された労働過程における制御作業は、しばしば全作業場に関する問題であるにもかかわらず、労働者間の水平的連帯が制限され分断化された状態で決定せねばならない状況が生まれやすいという条件が、上述の難点をますます強めることにもなる。決定能力の低下や衰弱は、たとえば次の二つの型をとって現われる。一つは、複雑な状況を過度に単純化してしまい、“あれか、これか”といった形で即断して、柔軟性のない決定を下す「過度な単純化 (over-simplification)」として現われる。または反対に、複雑な状況を十分に整理できないまま、適切な目標と手段のヒエラルヒー(第1章第1節の注12参照)をつくれず、決定すべき問題をしばっていきることができないでいたずらにとまどうという「過剰選択 (over choice)」として現われるのである²⁵⁾。

第四に、生産過程の全プログラムについての制御権をあたえられないまま労働にたずさわるので、自分の労働の見通しや産出結果についての十分なフィードバック情報が得られないまま他律的に労働するという、「労働力商品化」体制に固有の欠陥はひきつづいて現われる。オートメーション化された過程での労働は、すでにみたように、ますます作業場全体のプログラムの有機的一部であるという性格およびその自律的積極性を必要とするという性格をつよめているので、労働者が生産過程全体の見通しと結果のフィードバック情報を十分にあたえられない他律性のもとにおかれることは、ますます労働主体の行動についての自己評価を困難ならしめ制御能力を低める。労働者の水平的連帯が制限

され、相互の労働の産出結果についての情報交換が不十分となることも、上述の難点を強める。これらは、制御労働における効率低下だけでなく、労働主体の“無力感 (powerlessness)”，“孤立感”を深めさせる²⁶⁾。

第五に、労働者が依然として“機械の生きた付属物”としてあつかわれ、労働時間、交替制、作業配置、賃金などについて十分な条件があたえられない。このため、高度な制御労働から生まれる神経疲労を防ぐための労働時間短縮をはじめとする労働諸条件、またその神経疲労を癒すための精神的・肉体的リクレーションのための条件が得られない。その結果、神経疲労が増大する。これは前述の第一から第四までの制御能力低下の状況をより深め、さらに神経疲労を増大させ、それがふたたび制御能力の低下を招くという悪循環におちいる。

要約しよう。上述のように、オートメーション過程において、頑強に細分化的合理化組織、「労働力商品化」体制が維持されるならば、労働過程における労働手段の体系、労働環境は複雑になっているのに、労働主体に対してこれにみあうだけの知的・技術的・組織的条件が準備されないことがいろいろな形で発生し、従前と同様な“単純な労働力”としてのあつかいをうける結果、ここでは労働主体は環境に対して有効に制御する能力を失わざるをえないような客観的關係におかれるのである²⁷⁾。しかし、なんらかの形でその高度な制御労働環境の中で活動する要請は存在しつづけ労働者はそれにこたえるほかない。結果として、労働者はいわば“無理な労働”ないしは“環境と不均衡な労働”を強いられ、情報処理システムとしての機能は正常に作動しない。労働主体は、「労働をした場合に心身の機能の質・量についての (homeostasis) (ホメオスタシス-恒常性……引用者注)を保ちうるごとく調整する自律性、自覚性機序」²⁸⁾を失うことになる。

小沼十寸穂氏が的確に指摘しているように、労働者が“産業における労働の場”としての職場=作業場 (work place) 環境に適応的に活動する状態とは、上述のホメオスタティックな機序が保たれ、疲労が適切な期間で回復されることが保証されて、心身が健康であり、かつ上述の機序により労働過程を通じて心身の発展が期待される状態をいうのである²⁹⁾。したがって前述の状況は、労

働者とその適応的な活動状態を失った状態であり、産業精神衛生にいうところの「職場不適応」につながる。それは、ただちには疾病に等しいものではないが、一般的にいて、労働者が人間としてもつ正常な肉体的・精神的再生産の機能を阻害し、労働者の肉体的・精神的疲労を増大させ蓄積させ、自覚的疲労、フラストレーションをもたらし、緊張感、抑圧感、孤独感、焦慮感、不安感などをともなう心身機能の低下が現われ、ひいてはいわゆる“absenteeism(常習欠勤)”，職場脱落から、各種の疾病としての職場不適応症、すなわち自律神経失調、神経症、各種の心身症、一般的身体疾患の誘発にいたる危険をふくむものである³⁰⁾。このような状況を生む条件が、労働過程の中に一般化するのであり、これが社会経済的に労働力の正常な再生産循環を阻害する傾向的現象を生むこととなる。これは、労働主体としての労働者の能力を損い、人間としての心身的あり方の正常な機能再生産を損うと同時に、労働過程における労働主体の決定能力の混乱、低下が各種の労働過程における故障、災害などにも現われることになる。これがわれわれのいう、労働力破壊の危機という傾向的現象にはかならない。ここに“傾向的”という意味は、それが現実化していないことを意味するのではなく、それが多くの反対要因(医療そのほか)の作用をうけつつも、客観的に現実化し、その傾向を深めつつあるという意味である。

すなわち、現代技術革命のもとで、そのオートメーション過程における労働の特質が要求するところの、①単純反復労働の廃絶、②全労働者の専門・半専門職化、③労働者の分断化の廃絶、④全生産プログラムの作成・管理への労働者決定の拡大を中心とする自主的協働化組織を採用しないならば、そして、細分化的合理化組織、「労働力商品化」体制を転換しないならば、前述のように、労働過程における、情報処理システム=制御システムとしての人間の機能の阻害を生む客観的条件の一般化を通じて、産業過程の根幹である労働力の機能が損壊するという危険な傾向が生まれるのである。われわれは、ここでなにか extreme なことをいっているのではない。たとえば、1968年に発表された、日本産業衛生学会産業精神衛生委員会による『産業精神衛生に関する答申書』で、“近代産業は、技術革新と科学的管理あるいは経営組織の合理化の推進によって、

生産の飛躍的増大をもたらしたが、同時に作業の単純化、機器化、専門化、高速化、規則作業化……など労働する人間の精神的健康維持を困難ならしめている状況が起こってきている”ということが重要な一般の問題として指摘されているのも³¹⁾、前述の客観的事実の反映にほかならない。

その意味では、この現代技術革命における労働力破壊の危機は、かつて「労働力商品化」の中にマルクスがとらえた「疎外された労働」における人間の疎外 (Entfremdung; Alienation)³²⁾ が、発達した産業社会における現代技術の条件のもとで、もっとも尖鋭な形をとって現象するものの一つであるとして、表現できよう。われわれは、第2章で人間の労働過程が制御過程であることをみた。かつそれは、人間らしい高度な学習能力に支えられた適応制御=学習制御の過程であることにその特色があることもみた。そのもっとも人間らしい特徴である適応制御能力を労働主体が十全に発揮せねばならないまさにその段階において、まさにそのもっとも人間的な情報処理システムとしての機能が「労働力商品化」体制によって阻害され、労働力が破壊されるという矛盾が現われるのである。したがって、オートメーション化それ自体が伝統的労働組織と矛盾をもつ点から、ただちに、オートメーション化が“自動的に”新しい労働組織や疎外の克服をもたらすという方向で考えるのが誤りであるとともに³³⁾、あたかもオートメーション化における労働手段の体系そのものの中に、今日の疎外を強めるものが、不可避的なものとして存在していると考えられるのも、一つの物神崇拜であろう。G. フリードマンもいのように、“オートメーションの発展に関する展望がそれ自体ユートピア的なのではない。そのようなみごとな展望を実現するために必要な社会的、人間的関連の条件の重要性を無視することがユートピア的なのである”³⁴⁾。

そこでは、労働力破壊か、それともなんらかの形での「労働力商品化」体制からの転換か、——その選択が要求されているといえよう。

*

*

*

前節のはじめにも述べたように、このようなオートメーション化の問題は、今日のすべての産業に均質な形で現われているわけではないが、ほとんどすべ

ての産業の中に、これまで機械化しなかった部面をもまきこんで広く進行している現象の基本動向を示すものである。したがって、上述の形で示した労働者の問題もまた、本質的には、多様な今日の現象の中でそれを主導する問題点の基本動向を示すものといわねばならない。

たとえば、資本が「労働力商品化」体制を維持する以上、労働力の分断化も進行し、現実にはある意味で労働者も多様化する。そこでは、伝統的な細分化の合理化のうえに、オートメーションにもなるものが不適合な形で接続され、またまた労働の細分化も進行する。さらに、寡占による生産制御の一方で、たえず再生産される中小企業部分もあり、社会経済の「核 (core)」部分と「周辺 (periphery)」部分が生まれるのは、発達した産業社会に共通している³⁵⁾。したがってそこでは、たとえばエドワーズ (R. Edwards) がいうように“労働力の市場”についても、不定期労働者の“二次市場”、定期的労働者の“一次市場”が分かれ、後者にもより職能的な部分とより一般的な部分とが分かれ、またそれぞれについて、より「周辺」部分に特徴的な伝統的な工場管理のもとにおかれるものから、大企業のコンベア・システム型の細分化管理におかれるもの、あるいは、より組織管理的なタイプの管理のもとにおかれるものなどの形での、「細分化 (segmentation)」が進行する³⁶⁾。このような状況の中で、労働者が直面する問題点も、伝統的な管理のもたらす労働強化、労働災害などのものから、われわれがさきに見たようなものまでが多様な形で相互作用しながら現われるのである。

一方では、技術・管理労働者にとっても、伝統的な分断化のうえに新たな条件が加わり、その分断化・細分化が進行する。本来ならば、技術労働者、管理労働者の職能分化であるべきものが、階層的管理組織のもとに編成・利用される形で進行する。このような条件のもとでは、それらの主として神経労働にたずさわる技術・管理労働者にとってさきにもべた“労働者のフラストレーション”はその組織的管理のもとでより深刻な形をとるのは明らかである。「技術者は上下の方向にも横の方向にも分断されていて、正常な技術感覚をもちえないでいる」³⁷⁾といわれるような状況が深まり、その技術者としての、あるいは

正当な事務管理者としての能力の発展がおくられ、ねじまげられる。したがって、ここでも事態の本質はさきにもべた問題の方向にある。

他方、「周辺」部分の多くの労働者にとってはさきにもべたような形でのオートメーション問題は、そのままの形では現われていない部分も多い。しかし、そこでも日に日にさまざまな機械化が進行し、それなりの形での新しいコンフリクトが現われている。その中心の一つは、新しい労働環境の形成において労働の組織形態が適合しないことであり、そのかぎりでは似た問題が労働強化、労働災害などの増大をともなって進行している。しかし、もちろん、そのほかに、「周辺」部分の労働者にとっては、より劣悪な労働条件、不安定な職場といった伝統的な問題とコンフリクトが、新しい条件のもとに強まって現われる。このような条件をいささかも過小評価してはならない⁸⁹⁾。

ただ、われわれは、今日の技術革命が進行する基幹部分において、前述のような重大なボトルネックの生ずることを中心的問題の一つとしてとらえねばならない。それは資本が今日の条件のもとで進めようとするもっとも中心的な部分そのものの内部における根底的なボトルネックであり、今後の発展においてますますその影響を拡大し、他の要因と複合し、まきこんで重大な結果を生み出すものとなるからである。

*

*

*

われわれは上述で、現代技術革命が必要とする労働の作業組織と「労働力商品化」体制とのコンフリクトの中で、人間破壊の危機が生まれることをみた。この問題は、労働力の生産（再生産）、より広くいって、人間の生産（再生産）ということにかかっている。今日の条件のもとで、「労働力商品化」が生んでいる人間破壊の危機について、さらに深く具体的にとらえるために、第6章、第7章で、「人間の生産としての消費過程」をめぐるって考えてみたい。

第1節の注

- 1) 「オートメーションとは単にひじょうに精巧な機械化を意味するものではない。機械化は人間の筋肉労働を不要にするが、機械の活動を次々に制御するために人間のオペレーターが必要である。オートメーションでは、機械は自動制御装置を備えており、それによって機械は自分の働きの結果を、いわば“観測”して、次には何をすべきかを“決定”し、その結果、長

- い複雑な仕事の列を自発的に遂行することができる。それはもはやオペレーターを必要とせず、人間の介入が必要なのは機械の設計と製作と整備にたいしてだけである」Lilley [L 9] p. 252, 邦訳313ページ。
- 2) 図には、あとの本文でのべることも、説明として書きこまれている。なお、図 3.8 と比較しやすいうちに書いた。
 - 3) たとえば Wiener [W3] p. 185, 208, [W4] 邦訳159, 173ページ。星野氏は、他の多くの技術革新をもふくめながら、この変革を「機械の時代はじまって以来の第三の変革期」(星野 [H 14] (1) 419, 425ページ) とよんでいる。
 - 4) Leonardi [L 7] 邦訳55, 63ページ。
 - 5) Lilley [L 9] pp. 158~160, p. 253, 邦訳195~197, 314ページによる。
 - 6) 石田晴久 [I 23] 195ページ。
 - 7) Arbib [A 10] pp. 133~143, 発達の歴史については Lilley [L 9] pp. 231~251, 邦訳287~312ページ。
 - 8) 後藤 [G 10] 4ページ参照。
 - 9) 上述の、サイバネティクスの生い立ちおよび文献などについては、飯尾 [I 9] 5~11ページ。そのほか、広重 [H 10] 128~175ページも参考になる。また、Wiener [W 2] ch. 12。
 - 10) 高橋 [T 1] 26ページ参照。
 - 11) 広重 [H 10] 171ページ、そのほか102, 143~145, 162~175ページなど、広重氏のこの示唆は、われわれの当面する科学と技術の問題において直接に重要な役割を果たすものである。
 - 12) 星野芳郎氏も、氏のいう第二次産業革命 (19C 末 ~20C 前半; われわれのいう重化学工業革命) は「主として古典的な自然科学に基礎をおいた技術学を原理とする」のに対して、今日のそれは「新しい技術学体系をその原理としている」ことに重要な意味をみている。星野 [H 14] (1) 417ページ。
 - 13) 本文前出参照。注3) 4) 参照。
 - 14) 原子炉にしても、ガス・タービンにしても、自動制御の発達ゆきでは考えられない。星野 [H 14] (1) 312ページ。なお、原子力利用については簡単には“進歩”といえないものがある。第6章参照。なお、星野 [H 14] (1) 271~356ページ参照。
 - 15) 第1章第2節でのべたように、広義には学習と適応とはほぼ一致する。ここでは当初の制御設計をもふくめて“適応”とよんでいる。もちろんこのように広く解釈してならさしつかえはない。
 - 16) Wiener, Schadé [W 5] p. 5.
 - 17) Lilley [L 9] pp. 250~251, 邦訳311~312ページ。
 - 18) Wiener [W 2] pp. 311~312, 邦訳220~221ページ。「ふつうの工場労働者はたいてい、その一つ一つの動作とその役割りがすべてあらかじめ指定できるほど、きわめて型にはまった仕事をしている。この点に注目して動作を研究したのが、テイラーやギリブレイス兄弟のシステムのような高能率作業システムである。……オートメーション工場の自動操作によっておきかえられるのは、こういうレベルの仕事である」*ibid.*, p. 311, 邦訳220ページ。
 - 19) 以下、Lilley [L 9] p. 234, 邦訳346ページ。
 - 20) Lilley も原注でいっているように、部分的オートメーションでは反復労働者が残ることがある。われわれも次節でこのことにふれる。
 - 21) その具体的論議は、のちに各所でふれるが、集中的な議論は第8, 9, 10章。

第2節の注

- 1) この点は、くわしくは、第6章でのべる。また簡単には飯尾 [I7] 316~318 ページ, [I8] 168~169ページ。
- 2) ILO [I20] (1) pp. 1~5. 「……作業組織の新しい形態と技術発展との間には決定的かつ非常に明確な結びつきがある」 *ibid.*, p. 2. われわれは、作業組織形態をも技術と考えている。ここでいわれている技術発展は、技術発展の一部としての生産手段のパターン変化にあたる。含意には変わりはない。
- 3) *Ibid.*, (2) p. 121, (the monograph by A. G. Hopwood).
- 4) この後半の説明は ILO, *ibid.*, (1), p. 5. (Introduction).
- 5) ILO のモノグラフ (*ibid.*, A. G. Hopwood) は、小集団による組立作業システムへの変更のためには、労働集約的作業においても10%、資本集約的作業においては30%、ときには50%増がみられると報告している。ILO, *ibid.*, (2) p. 124. たとえば、西ドイツの Siemens AG での実験では30%増がみられた。ILO, *ibid.*, (1) p. 97.
- 6) ILO, *ibid.*, (2), p. 124.
- 7) *Ibid.*, (2) p. 125.
- 8) *Ibid.*
- 9) *Ibid.*, p. 126.
- 10) これについては第9章第2節で再述。
- 11) Emery, Thorsrud [E4] p. 130.
- 12) *Ibid.*
- 13) *Ibid.*, pp. 131~149 とくに p. 134.
- 14) Brannen et al., [B14] p. 37.
- 15) ILO [I20] (1), pp. 9~43, なお第9章第2節参照。
- 16) Korpi [K29] p. 114. この点については第9章第2節で再論する。
- 17) エセックス大の D. Gallie が英、仏のオートメーション化された石油精製工場労働者に対して行なった調査でもこのことがはっきりしめされている。Gallie [G4] pp. 87~89.
- 18) 前述の Gallie の調査にあっても、経営者が、労働者との相談や協定にもっともよらない部分はこの部面である。 *ibid.*, p. 129.
- 19) これらについては、第9章第2節で再論する。なお、Jones [J2] pp. 113~119, Elvander [E2] p. 151, Bolweg [B10] p. 118. さらに、日本経営者連盟が主唱した「全員参加経営」における「職場自主管理」とか鉄鋼連盟のいう「自主管理」はその典型的なものである。阿部 [A1]. われわれのいう自主的協働組織と、この“自律的作業集団”を混同してはならない。第9章第2節参照。
- 20) ILO [I20] (2) pp. 71~72, (the monograph by A. Fantoli).
- 21) Geyer [G6] p. 210.
- 22) *Ibid.*, p. 212.
- 23) *Ibid.*, pp. 198~199.
- 24) 「具体的経験から学習できるように (すなわち具体的な経験が環境についての写像に変化をもたらすように)、またそれを将来のいつでも必要なときに引き出せるように、具体的経験を貯蔵するためには、それを非常に多くの異なったコードのもとへ同時的に貯蔵することが必要なのである。人間は具体的経験を、それが貯蔵された一つか、それより多いいくつかのコードの中でしか思い出せないから、非常に多くのコードに同時的に貯蔵しておくことは、特定のメモ

- リーを引き出す“ランダム・アクセス・タイム”を減少させ、それが思い出される可能性を増大させる」Geyer [G 6] p. 212.
- 25) この「過度な単純化」「過剰選択」というタームについては、Geyer [G 6] pp. 213~215による。その説明は必ずしも Geyer によらない。
- 26) この“無力感”、“孤立感”というタームについては Geyer [G 6] pp. 197~198, 201~202にもみられる。その解釈は Geyer によらない。
- 27) これは、一般的にいうならば、社会サイバネティクスの研究者 R. F. Geyer がいうように、W. R. Ashby の「最少多様度の法則 (Law of Requisite Variety)」の現われということもできる。それは、“ある環境がもたらす外乱の多様度にうちかち、これを制御するためには、制御するシステム側のもつ制御の多様度を増大させることが必要である”という法則である。そして、システム側のもつ状態の多様度はそのシステムの複雑性にほかならない。したがって、複雑な環境を制御するには、主体の側の制御能力も複雑な構造をそなえねばなるまい。Geyer [G 6] pp. 207~208. なお、Ashby の上記の法則については本書第 2 章第 3 節参照。
- 28) 小沼十寸穂 [K 26] 154ページ。生物体は環境からの外乱に反作用しながら、自分の重要な内的状態変数を必要な限界内に保つように調整する作用がある。これをホメオスタシスという。より一般化して、あるシステムが環境との間の関係をフィードバック制御して自己の状態のある種の動的均衡を保つときにも使える。Ashby [A 18] pp. 58~70, 邦訳69~83ページ。また飯尾 [I 9] 8ページ。
- 29) 小沼 [K 26] 154ページ。
- 30) 小沼 [K 26] 146~159ページ、とくに、147, 155ページなど参照。
- 31) 産業精神衛生委員会 [S 5], 関口憲一 [S 9] 134ページ。
- 32) たとえば、Marx [M 18] S. 96~112, 邦訳96~118ページ。
- 33) そのような傾向の考え方は、たとえば Blauner [B 7] とくに pp. 134~144, 148, 152~180にみられる。
- 34) Friedman [F 6] pp. 219~220, 邦訳175~176ページ。
- 35) Edwards [E 1] p. 163.
- 36) *Ibid.*, pp. 163~183.
- 37) 星野 [H 14] (1) 470ページ。また、「技術者の場合は、才能をすりへられ使いつぶされるという形で、疎外がおこっている」(同上)。
- 38) 河西 [K 12] 245~252ページ。

第6章 現代技術革命と「人間の生産」

第1節 “人間の生産”としての消費過程

“人間の生産”としての消費過程という考え方についてはさきにもふれた¹⁾。この章では、その問題と産業社会の今日的状況の関連について考えてみたい。われわれが、ここで“人間の再生産”と表現しないのは、人間の再生産というとき、いかにも消費過程に入る前と同じ人間として“単純再生産”されるというニュアンスでとられやすいからである。“消費過程では、なんらかのあり方で、なんらかの面から人間が生産される”というとき、そこでは、その消費過程により人間がより発展したものと形成されるということをも意味している。その意味を積極的に表現するために「人間の生産」という²⁾。

まず、消費過程とは本来的には何であるか。

これについては、第2章のはじめにみたように、人間が自然の一部としての有機体であり、かつ自然に働きかける学習する有機体であるということからおのずと明らかになる。消費とは、人間が自然との物質代謝の中で自己をつくり出していく過程である。その際、人間は、陽光、空気、空間そのものなど自然環境の“恵み”そのものを使用・消費し、また自然に働きかけて生産した物を使用・消費するほか、人間相互間で労働を提供しあってその他人の労働を直接に消費して便益を得て自分をつくり出していくことをも行なう。したがって、次のようにいえる。

消費過程とは、物(物質、エネルギー)や他の人間の労働が、変換されたり使用されたりして、その物や労働のもつ具体的な有用性(usefulness)が実現され、

人間がなんらかのあり方で、なんらかの面から生産される過程である。消費過程で変換・使用される対象が消費手段であり、消費手段には、物としての自然環境、人間労働の生産物、そして直接的に消費される人間労働（これをしばしば消費サービスという）の三つがある。消費手段が上述のような機能を果たす関係を、消費手段の使用価値（use value）的な側面という。そして、みずからを生産するために、消費手段を変換・使用する行為をいとなむ主体が消費者（consumer）である。いいかえると、消費者は、その消費過程の直接的な制御主体である。なお、前述の自然環境がどのようなものとして消費者にあたえられるかは、各種の人間行動、産業活動の結果によるところが大きいことを忘れてはならない。その意味では、今日では、自然環境も“人間の産物”である³⁾。

また、ここで“なんらかのあり方で、なんらかの面から人間が生産される”ということの意味は、きわめて広くとられねばならない。もともと、人間という存在は、その人間のいろいろな能力、性格、その生活状態を離れては存在しえないのであるから、“人間が生産される”ということは、“ある能力や性格などをもった、ある人間の生活状態がそこに創り出される”ことを意味している。いいかえると、“人間生活の生産”である。

ここでまずわれわれが注意せねばならないのは、“人間の生産”としての消費過程において実現されるのは、物や他人の労働のもつ具体的有用性、使用価値であって、その実現される有用性は、その消費手段の獲得の様式やその獲得に要したコスト（犠牲、努力、費用）とは、直接には関係がないことである。簡単にいうと、あるパンを消費して一定の栄養を摂取する関係は、もし同質のパンでありさえすれば、そのパンが自家生産のパンであるか、市場で購入したパンであるか、他人から贈与されたパンであるかには、直接には関係がない。このような消費過程にかかわる物や労働の使用価値的側面について人間がもつ要求を、消費にかかわる欲求、あるいは簡単に欲求（needs ; Bedürfniss）といおう。その使用価値が必要とされ、求められることをいう。ただ、消費手段の獲得様式、あるいは、消費手段が生産されるあり方は、消費者の欲求に適合し・消費者の欲求を充足する有用性をもつ消費手段が提供されるかどうかという関係に

影響する。これが、重要な問題となる。

次の点にも注意せねばならない。消費手段の具体的有用性は、それぞれの物や労働がなんらかの意味でもっている素材的・具体的な質的差異の中にある。簡単にいうと、“パンはパンであって机ではないからパンとして役立つ、また机は机であってパンではないから机として役立つ”という関係である。すなわち、すべての使用価値は、それぞれに質的に（種類として）区別されるものとしての、それぞれの質的規定のもとで、それぞれある一定の量的規定をもつ。パン1斤、塩100グラム等々。この質的区別はもともと無限の系列をなすとともに、そこには、属、種、科、亜種、変種……というように、——たとえば、食料、その中での主食、副食……さらに肉、野菜、……さらに……といった形で——さまざまなものが若干のグループとなりながら現われる。消費されるさまざまな労働——医療労働、教育労働等についても同様である。

いうまでもなく、消費手段のこのような多様性は、人間がもともと一つの複雑に発展した学習する有機体であって、その多面的な側面を發展させることにおいて發展することに根ざしている。人間が、一種類のものしか食べなかったり、着るだけで住まなかったり等々のことは本来的にありえない。たとえ原始に近い状態で生活するときさえ、現実の人間の消費生活はそれなりの欲求の多様性の中にある。人間と自然との質料代謝は、もともと一つの質のみを通じて果たされるものではない。それは人間の学習能力を通じて發展し、「諸物の、このような、いろいろの側面と、したがって、その多様な使用方法を発見することは、歴史的行動である」⁴⁾ というような形で發展する。すなわち、消費生活は、人間の諸欲求の多様性と、それを充足する消費手段の多様性の中にある⁵⁾。

したがってまた、事実において人間の消費生活は、つねにいくつかの異質の消費手段の・それぞれのある量で構成される、一組の消費手段集合の消費としてのみ現存する。ある人間の消費手段集合において、どのような質（種類）の消費手段がそれぞれどのような量で消費されているかという、その質と量で規定される《構成(composition)》が、その人間の消費生活のもつ消費構成(compo-

sition of consumption) にほかならない。この消費構成は、たんになんの相互関係ももたない諸消費手段が集まってできているのではなく、それぞれの物や労働としての消費手段が、その消費主体としての人間の生産、すなわちその人間の生活状態の生産をめぐるたがいになんらかの関係をもって、一つの構成を形づくるのである。その構成は、たとえば、栄養のバランスや保温、日照などにみられるような肉体的に必要な自然的諸条件、また精神的健康に必要な自然的諸条件、また、われわれもあとにみるような社会的に必要な、あるいはそのほかのさまざまな諸条件の上において、各自の選好 (preference) が働いて決定される。

市場購入に向けられる可処分所得支出でもって消費生活の一部がいとなまれるときには、上述の消費構成の一部は、いわゆる購入量の組合せとしてのバスケット (basket) として現われ、その構成はいわゆる実質化された消費支出構成 (composition of consumption expenditure) にも反映する。しかし、上述でいう消費構成は、可処分所得で購入するものだけをふくむのではなく、自然環境や公共サービスなどの“非購入部分”としての消費手段をふくんでおり、とくに今日の状況では、これらの“非購入部分”も大きい問題を示している。また上述でいう消費構成は、たんに入手された消費手段の実物的な量的構成だけを問題とするだけではなく、現実にもその消費手段がどのような質 (quality) の消費手段であり、どのような有用性を実現しているか、いいかえると、消費者の欲求 (=ニーズ) をどのように充足しているかという具体的関係を問うものとして現われる。その意味では、それは人びとの欲求の実体的な充足水準としての福祉 (welfare) ないし「生活の質 (quality of life)」⁶⁾ とよばれるものにつながっている。

したがって、人間の消費 = 福祉の発展は、質的に無規定なたんなる量的増大として現われるのではない。消費 = 福祉の発展は、まさに質的に多様化することを基軸としながら、それとともに全体として量的にも発展するという形をとっている。歴史的な事実として容易にたしかめうるように、消費における人間の欲求とそれを充足する消費手段は、つねに多様化を展開しながら発展してき

ている。その質的多様化は、消費の範囲の外延的拡大においても、また既存の消費分野のたえざる内包的多様化としての質的多様化においてもすすめられることはいうまでもない。その意味では、消費の質・量連関としての構成の変化は、消費分野における多様化の発展度を、したがって消費の発展を示すものともなる。

いうまでもなく、消費過程において、上述のような消費構成が一定の意味をもって現われてくるのは、ある一定の期間における消費生活の過程を通じてである。したがって、人間の消費過程をとらえるには、ある時点でのある消費手段の消費過程だけを、その人の消費過程の他の部分から切り離してみるのではなく、その消費者の消費生活過程の中でとらえるというフレームが必要である。このようにとらえられた消費生活過程は、生産物の生産期間と同じく、“人間の生産”に結びついたものとしての消費期間をもつことになる。基本的には生涯期間 (life time) における福祉の総計がとられうるが、ある一定の回転周期としての“再生産期間”としては、年、日および月、週などが現われる。これらは地球の公転、自転による自然周期と、これにもとづき歴史的に形づくられた人間の労働慣行、社会慣行により生まれたものである。“生活日 (ein Lebenstag)”としての全1日は回転周期としての消費期間の最低単位である。

したがってまた、国連社会開発研究所で福祉指標の研究に貢献したドレフノフスキ (J. Drewnowski) が、福祉について、福祉のフロウ (a flow of welfare) = “国民がある一定期間内に、かれらが必要とするものをどれだけうけとったか”と、福祉のストック (a stock of welfare) = “ある一定時点における国民の状態はどのようなものであるか”とを分けた⁸⁾。それと同じような二つの次元で消費対象をみななければならないこともおきる。たとえば、ある消費期間における栄養摂取量、衣料消費状態、医療サービス享受状態、等々はいわばある消費期間内における消費構成の中でとらえうる。しかし、消費者がおかれている自然環境、たとえばある都市の大気汚染水準などは現実には“ストック”的な形でとえられるほかない。また、おそらく消費者のうけとる消費対象のフロウ状態に影響すると考えられるような条件、たとえばその居住都市における病

院ベッド数などもストック的な形でとらえられる。

前述のような“消費期間”という時間規定の中で重要な意味をもって現われるのが、いわゆる生活時間であり、具体的にいうと、労働日、労働時間を除いた消費の日、時間がどれほどあるかという問題である。これは、とくに、“人間の生産”において、さまざまな労働（サービス）の消費が重要となる場合には決定的に重要となる。なぜなら、医療、教育、文化、娯楽などにかかわるような労働（サービス）を消費するためにはそれなりの時間がかかりに必要となるからである。

同様の意味で重要となるのが、消費者が、ある一定の消費手段（物、サービス）の有用性を十分に享受しうる条件としての享受能力（die Fähigkeit des Genusses）の問題である⁹⁾。別のいい方をすれば、みずからの欲求を発展させ、新たに消費手段を求める形での享受能力の発展でもある。“人間の生産”＝人間の形成・発展としての消費過程の立場からいうと、人間がこの享受能力を発展させていくことは重要である。これは、消費者が、現存の消費手段の有用性に関してのみならず、自分の消費生活や自分と環境との関係などについて十分な情報を持っているか、それらについて十分な学習機会を持っているかという問題につながっている。

したがって、ある消費者がどのような消費生活をいとなんでいるかは、その消費者がどのような消費構成をもち、どのような消費時間をもち、どのような享受能力とその形成のどのような条件をもっているかによって規定される。これが人間の生産としての消費過程である¹⁰⁾。そして、ある社会において、消費手段の獲得様式をはじめとするいろいろな社会的条件のもとにおかれたある消費者は、どのような消費生活を、すなわち、どのような消費構成、消費時間、享受能力をもつことになるか。これが問題となる。

いま、われわれにとっては――。産業社会における労働者、ないしは、よりくわしくモデル化してその消費単位としての労働者世帯は、どのような消費生活をもつか。それは現代技術革命においてどのような問題をはらんでいるか。これが問題となる。

第2節 消費における労働・社会環境効果

前節で、“人間の生産（再生産）”についてみたが、問題をよりすすめていくためには、“人間としての労働力の生産（再生産）”についてみなければならない。

まず、いくつかのことを明らかにしておこう。

第一に、“労働力（work force）”はしばしばいわゆる人的生産要素とよばれるのであるが、次のことははっきりさせておかねばならない。もともと、日々の“人間の生産（再生産）”は、同じ生産要素でも“機械などの再生産（維持、保修）”とは根本的に異なっている。保健政策に関連して、デュプイ（J.P. Dupuy）が明確に指摘しているように、“人間の生産（再生産）”については、機械のそのように、スクラップ・アンド・ビルド（scrap and build）の発想は通用しない。機械にあっては、ある“寿命（age limit）”をこえると保修しない方がかかって得であるとか、あるいは故障の期待損失を考慮して費用・便益観点から保修が考えられたりするが、人間については、“ある年限をこえた老人へのあらゆる医療を中止せよという人はだれもいない”のである¹⁾。

また、“人間の生産（再生産）”は、“労働力の再生産”と一致するものでもない。たとえば、高齢などで現在も将来においてもいわゆる産業的な労働力として機能しえない場合でも、人間は生産（再生産）されねばならない。そこに、“人間の生産”がある。

ただ、どのような社会でも社会の伸びとが生きていくためには、社会の伸びとの生産（再生産）は主としては“労働力の生産（再生産）”を一つのベースとしてとらえねばならないことも自明である。しかしその場合にも、その“労働力の生産”は上述の“人間としての生産”という観点の上ですえられた「人間としての労働力の生産」でなければならないのである。そのことは、具体的には次のことを意味している。

すでに第1章からみてきたように、人間は学習し、自己改善し、発達する本

質の特徴をもっている”。したがって，“人間としての労働力”もたえず発達する労働能力として形成されねばならない。よりすすんだ能力をもち、よりすすんだ人間労働を展開できるものとしてたえず発展的に形成されて、はじめて文字通りの“人間としての労働力” *-man power-menschliche Arbeitskraft* といえる。すなわち、労働力の生産(再生産)ということは、上述のような意味でその動的発達をともしつつとらえられねばならないのである。

このことは、なにか理念的 (ideal) な意味でいわれているのではない。一定の作業組織形態における人間労働力と生産手段(労働手段、労働対象)が組み合さって生産過程がいとまされる以上、生産の発展は、生産手段の発達をともしただけでなく、そこで充用される人間労働力の発達をともしねばならないという、ある種の技術的必然性に等しいものをも表わしている。

このことに関連して注目されるのはマルクスの発言である。かれは、労働過程についてのべた際、労働手段の発達と労働力の発達との関連を指摘して次のようにのべた。

「土地そのものは一つの労働手段であるが、それは農業上の労働手段として役立つためには、さらに、全一連の他の諸労働手段と、労働力のすでに比較的高度な発達 (eine schon relativ hohe Entwicklung der Arbeitskraft) とを、前提とする」⁸⁾ (傍点引用者)。

もちろん、そこで示されているのは、本来的農業の開始の前にはすでに長い労働過程の発達の系列があることの指摘であり、したがって、人間の労働能力の発達は、とりわけ労働手段の発達に示されるということであるが⁹⁾、しかし、それは同時に、そのようにして現前した・発達した労働手段が、その前提となった・発達した労働力によって使用されることを前提し・ともなるものであるということにはかならない。

それは産業活動一般において、たしかに一般的な事実である。より発達した労働手段が使用される場合には、“工程の分割が労働手段の発達をうながし、労働手段の発達が工程のさらなる分割をうながす”といわれるように⁹⁾、労働の作業組織形態も複雑に発達する。労働者は、より発達した労働手段をより発

達した作業組織形態のもとで使用せねばならない。当然のことながら労働者は、その労働能力における多面性・柔軟性・適応性などを発達させる形で、従前よりも発達した能力、素質、ポテンシャルを、精神的・肉体的にそなえねばならないことになる。これが人間労働力の発達である。

ところで、労働力は、“人間としての労働力の生産（再生産）” = 消費生活過程の中で形成されるものである。従前よりも・より発達した労働能力を産み出すための消費生活過程が、従前の消費生活過程と同じものでありうると考えることは、きわめて不自然であろう。まだ歴史的にかなり未発達な水準の状態でも考えても、肉体的能力の向上のためには、栄養のより充足された水準、休息時間のあり方、全般的な健康のための衛生的な生活のあり方等々における改善が求められよう。これらの肉体的条件の改善はまた、精神的能力の向上のためにも必要であり、さらに精神的能力の向上は、歴史的にかなり未発達な水準の状態にあっても、それなりの技能の習得、全般的な知識水準、それらの習得のための社会交流が行なわれる生活時間と生活条件のあり方等々の改善を必要とするであろう。このようにして、従前よりも発達した人間労働力の形成のためには、より発達した消費過程、すなわち、消費生活の発達が求められることになる。

ここで次のようにまとめる。

労働手段および労働の作業組織形態は、個々の労働主体の側からみれば、労働過程における一つの環境として現われる。したがって、これを労働環境(work environment)とよぶ。そこで、技術発達としての、労働手段の発達、労働の作業組織形態の発達を、労働環境の発達と表現できる。そのようにとらえるなら、われわれはここで、前のものが後のものを前提的に必要とするという意味で、

「技術発達 = 労働環境の発達」→「人間労働力の発達」→「人間労働力（再生産としての消費の発達）」

という一本のつながりを見ることが出来る。

このつながりについて、かなり早い時期に具体的に言及したのは、マルクスの友人エンゲルス(F. Engels)である。エンゲルスは、産業革命時におけるイ

ギリスの労働者階級の状態についてくわしく調査し分析したすぐれた著作の中で、次の点を示唆した。

「……大部分の工業労働は、ある一定の技能 (Geschicklichkeit) と規則性 (Regelmäßigkeit) を必要とする。そして、これらのために、一定の文明度 (Zivilisationsgrad) をも必要とするこの種の労働に対しては、したがって、その平均賃金も、労働者を奨励してこのような技能を習得させ、このような労働の規則性にしたがわせるだけの大きさをなければならない」⁹⁾ (傍点引用者)。

「ある種の労働はある一定の文明度を必要とする。そして、ほとんどすべての工業労働はこの種の労働にぞくする。したがって、この種の労働における賃金は、ブルジョア自身利益のためにも、労働者がその程度の文明の範囲内で生活できるくらいに高くなければならない」⁹⁾ (傍点引用者)。

また、「イングランド人は、アイルランド人よりはもう少し文明化 (zivilisiert) しているだけに、ぼろを着て歩き、ジャガイモを食い、豚小屋で寝るアイルランド人よりもいっそう多くを必要とする」⁹⁾ (傍点引用者)。

すなわち、エンゲルスが指摘しているのは次の事実にはかならない。

産業革命にともなう機械制工場の成立とともに、あつかわれる労働手段も従来よりも複雑な機構のものが現われ、また労働の作業組織もその機械体系にあわせた分業と協業の階層的組織になる。われわれも第3章第5節でみたように、たしかに、マニュファクチュア時代のな手工業的熟練の比重は減り、資本は労働力を互換的な単純労働に使用するとはいえ、これまでに十分な工業労働にたずさわったことのない多くの一般労働者、移住労働者や、“原始的蓄積”により農村から追い出された小農民などをもふくめて、大部分の労働者にとっては、機械体系にもとづく工場の作業環境・労働環境の複雑化と、その機械体系にあわせ、その作業組織体系にあわせて秩序立って労働しなければならない必要性すなわち労働の「規則性」から、多くの“文明化”が要求されることになる。これは、労働者がその労働環境に適応して働いてゆけるために必要とされるかぎりでの“文明”的な労働力の再生産のために物質的・文化的消費のそれなりの多様化、質的・量的増大の必要性を、労働者にせまることになるのである⁹⁾。

この労働・社会環境の要求する労働者の消費の発達への必要性を、はたして資本が適合的に十分に充足するかどうかは問題であり¹⁰⁾、今日の現実についてもあとにふれる。したがって、われわれは、さきにゴシックで示した表式における矢印を、前のものが後のものを必要とするという矢印としてとらねばならない。

さきにふれた国連で福祉指標を研究したドレフノフスキも、ほとんど似た視角から上述のつながりについてふれている。

ドレフノフスキのいう福祉は、“人間の欲求の充足の実体的水準 (the actual level of satisfaction of human needs)”を意味し¹¹⁾、ほぼわれわれのいう消費生活状態にあたるものである。ドレフノフスキは、国民がどのような福祉状態にあるかということは、その国民がどのような「労働の質 (the quality of labour)」を提供できるかに影響するとのべた。

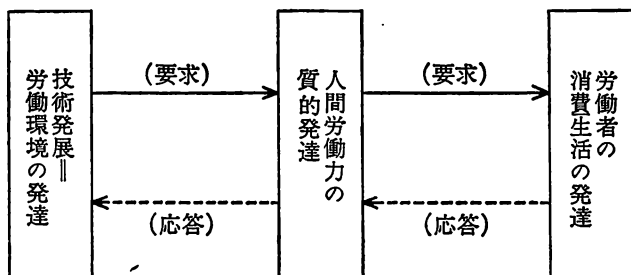
「栄養不足で、住宅がおそまつで、不健康で、教育がなく、過労で、不安定な国民は、良質の労働 (good quality labour) を提供することができない。もし、労働の質を引き上げようとするのであれば、上述のようなすべての分野においての改善が必要である」¹²⁾ (傍点引用者)。

良質の労働を提供しようということは、質のよい労働能力の形成であり、われわれのいう“発達した労働力”の生産(再生産)にはかなならない。ドレフノフスキは、発達した労働力が提供されるためには、その労働力の生産(再生産)のための消費過程の充実・発達が必要であるということを説いたのである。そして、ドレフノフスキは、この“労働の質の改善”は、労働生産性上昇に結果しようとのべ、福祉の“生産性効果(productivity effect)”とよんだ¹³⁾。たしかに、労働環境(労働手段、作業組織)が発達し、これにみあう発達した労働力が提供し組み合わせられるならば、おそらく労働過程における生産効率率は向上するであろう。問題は、そのように発達した労働力提供のために要求される、福祉=消費生活の向上・発達が現実にあたえられるかどうかにかかっている。

ここまですを要約しよう。

社会的生産において技術発展がみられる。技術発展は、労働手段体系の発達と作業組織形態の発達に現われる。労働手段体系プラス作業組織形態としての

図6.1



注) 説明は本文参照。

労働環境が複雑になり発達してくると、これと組み合わせられる人間労働力の質の向上すなわち発達が要求されることになる。人間労働力における多面性・柔軟性・適応性などが高度になり、労働能力における知的性格、文明的性格の向上も要求されるにいたる。このような関連からして、技術発達とともに、人間労働力の発達が要求され、また、その“人間としての労働力”を産出するための、労働者の消費生活の多様化・発達が必要となる。

この道筋を図6.1で示した。左から右へは“要求”されるということである。これに対して、右から左へ“応答”が行なわれるかどうか、またどのように行なわれるかは、あとにのべる、また別の条件によるのである。

ところで、上述で示してきたつながりは、急速なテンポでの労働環境の変化を示す現代技術革命のもとでは、非常にはっきりと現われ、かつ深刻に重要な問題となる。

第5章でみたように、現代技術革命のもとでは、急激にすすむ根本的な労働環境の発達の中で、労働能力一般に対して次の変化が求められるようになる。

1° 労働は全般として、科学的教養・一般知識を必要とした労働になってきている。同時に各労働が全工程（全作業過程）にあたる相互連関は緻密になるので、労働者が全体の労働・職場環境に対して包括的な理解力をもちることが必要になる。総じて広範な管理的・技術的知識と一般的教養にもとづいた自主的な決定能力が要求されるようになる。

2° 労働は全般として、適応制御的な性格の濃い高度で柔軟性の高い労働になり、かつ緻密なシステムの作業の一環として遂行される密度が高くなる。労働の規則性と同時に多面性・柔軟性・適応性も高まる。このことは、労働全般における神経エネルギー支出の増大をもたらす。労働時間の若干の短縮がみられるようになって、神経エネルギー支出の増大は軽視することはできない。人間の労働が計画・管理・(機械の)監督・保全といった労働に移るほど、このことは重要になる。

上述のような変化は、労働能力を生産(再生産)するものとしての現代の労働者の消費生活にどういった多様化を必要とするようになるか。主なものをみよう。

第一には、多様な技術的教養、一般教養の必要性、すなわち教育と文化的享受への必要とそのための消費の増大が必要となる。子弟の教育レベルの向上への必要とともに、成人教育(生涯教育)への必要も高まり、通信教育、各種学校への通学、書籍そのほかへの文化消費の増大、またそれらの文化・教育のための社会的施設の充実が必要となる。

第二にあげられるのは、文化的・肉体的リクリエーション消費の多様化と増大である。労働環境における神経エネルギー支出増大から、また、前記の教育・学習の必要から生ずる神経エネルギー支出の増大からも、もたらされる神経緊張を緩和(relaxation)して神経疲労を解消し、精神的・肉体的活力を新鮮なものとするとともに、全般的な神経的・生理的ホメオスタシスを回復強化するための、多様な文化的・肉体的リクリエーション活動が必要となる。そのための個人的消費手段、消費時間、また各種の社会的施設が広範に要求されるようになる。ここで、リクリエーション(recreation)というのは、人間を再生産し、その精神的・肉体的エネルギーを回復させ、人間を労働から休ませ、かつ人間を労働に向って準備させるものとしての、本人の行なう人間活動をいい¹⁴⁾、各種の娯楽、スポーツ、スポーツ観賞、各種文化創造活動、また各種文化サービス(映画、演劇、音楽そのほか)の享受、旅行そのほかにいる広範なものをふくんでいる。とくに、上述の神経エネルギー支出をいやすための文化的・肉体

的リクリエーションは、今日の状況では日々の神経疲労をいやすことが要求されるので、長期サイクル的なものだけでなく、短期的な消費期間内で行なわれるものも要求されるのであり、月に1回旅行したり、週1回劇場へいくというようなことだけでなく、必要に応じて毎日楽しめるようなリクリエーション施設と時間と支出とが必要になる。

第三には、やはり、労働生活における神経エネルギー支出増大に関連して、一般に消費生活環境においても、緊張緩和（relaxation）を行なえるような快適化、簡便化への必要度がきわめて高くなる。家庭内における換気、採光、暖房、清掃、料理などに関する快適度の増大、能率の向上のための必要が増大し、住宅や家具什器、家庭内器具、調度品についての各種の多様な要求が増大する。また他方では、衣生活や調度品等における個性化、多様化への必要も高くなる。さらに、家庭をとりまく環境における快適さが、よりいっそう求められることになる。自然環境をはじめ、都市などの通勤・住居環境における利便と同時に、人間に“やすらぎ”をあたえる都市環境などが求められることになる。精神衛生の見地から、広い意味での、“住居環境は、単に物理・化学的環境にとどまらず、心理・社会的環境でもある”¹⁵⁾といわれる側面が、より重要なものとして現われてくる。

第四に、すでに上述の中にもややふれられているが、労働者の消費生活全般の基礎的条件としての自然環境の保全、自然生態系の調和の維持¹⁶⁾もますます重要となる。いうまでもなく、発達した労働力のための前提条件は、健康の保持であり、健康の保持のためには、日常生活における基礎条件たる大気・陽光、水質などの条件、また、基礎消費財としての各種の農・水産物食品などへの影響に関するかぎりでの自然条件保持は必須であり、さらに、前記でふれた人間居住環境、またリクリエーション環境としての生態系の保持も重要となる。

同じく第五に、健康保持のための医療・保健サービス享受への必要度も多面化し、おおいに高まる。そこでは、労働環境の高度化にともない、神経エネルギー支出の増大からもたらされる各種の疾患への心身的治療の必要が増大するばかりではなく、“病気にならないようにする”という意味での広義の「環境

「医療」(environmental medicine)——すなわち、栄養管理、住居・交通・労働環境等に対する医学的管理から、食品、薬品そのほかに対する医学的見地からする公的規制などをふくむ広範な社会医学的・公衆衛生的サービスの強化も必要になる¹⁷⁾。

第六に、これもすでに上述の中で各所に現われているが、人間の消費の中には、各家庭内で、あるいは各家庭面に消費されるもの(家庭消費生活)だけではなく、社会的・共同的に消費される分野(共同的消費生活=community life)も多い。これらの共同的消費手段について、広くは都市設計から、交通機関、通信、医療、教育、文化、リクリエーションなどの各面における社会的サービスについて、“人間生産としての消費過程”の見地から質的・量的に充実されることが要求されることとなる。

最後に、上述の消費生活を充足するためには、そして、神経エネルギー支出からくる神経疲労を防ぐためには、労働時間の短縮、消費時間(自由時間)の拡大は根本条件である。

少し、順序を変えて要約すると——。

- (1) 自然環境の保全、生態系の調和維持への要求。
- (2) 各種消費財(家具什器、住居、文化財等)の高度化、多様化への要求の増大。
- (3) 教育・文化・リクリエーション消費の必要の質的・量的増大。
- (4) 環境医療の充実をふくむ医療・保健サービスの必要の質的・量的増大。
- (5) 交通、通信、行政など各種社会的サービスの質的・量的充実の必要の増大。
- (6) 労働時間の短縮。

これらが、現代技術革命のもとで必要とされる発達した人間労働力を産出するために、労働者の消費生活にとって必要とされる発達の主なものであるといえよう。

ここで次の点を補おう。

上述は主として、労働環境の発達にとともなう労働力の発達の必要性という

つながり^①に焦点をおいた。ところで、これとほとんど同じつながり^②が、一般的な生活環境と“市民としての消費者”との間にもみられる。たとえば、現代技術革命のもとで都市化もすすみ、また各種の社会行政制度、交通、通信から日常の買物にいたるまでが従前よりも複雑な発達を急速にとげている。このような都市化、地域環境の変化、生活条件の変化が社会・心理的ストレス因子になりうることは、一般にもみとめられているところである¹⁸⁾。この点からも、労働者本人だけでなく一般の労働者世帯員、たとえば主婦などについても、その生活管理において従前よりも神経エネルギー支出の増大や各種の知識が多面的に求められることになる。これに対し適切な社会的知識を身につけることや、また適切な緊張緩和 (relaxation) を行なうために、消費生活上の簡便化、能率化、快適化や、また文化的・肉体的リクリエーションが要求されることになる。その点では、これら世帯員についても、さきの労働者本人について求められるのと同じことが必要とされるといわねばならない。また、労働者本人も、その同じ消費者としては、上述と同様の生活環境の効果をもうけるわけである。したがって、上述してきた、労働環境の発達による消費生活発達の必要性という効果は、より拡げて、一般的に、労働・社会環境の発達による消費生活発達の必要性という効果としてとらえ、その消費生活は、ひろく労働者世帯全体のものとしてモデル化することができる。以下、“労働者の消費生活”というときには、上述のような意味では、労働者世帯の消費生活をもさすものとしてほしい。したがって、前記(1)から(6)は、そのような労働・社会環境発達により必要とされる労働者消費生活の発達の要件である。

そこで、もし、これらの要件の充足が保証されるならば、消費時間も十分にあたえられた中で文化消費をふくむ各種消費の発達により、労働者の享受能力も高まり、そこでは、発達した労働力により、ドレフノフスキのいう“福祉の生産性効果”もあがるといえよう。

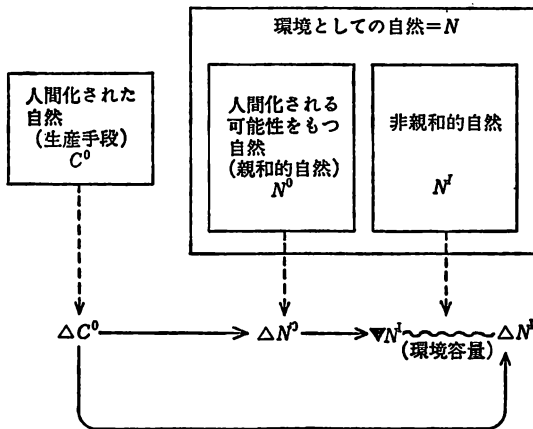
もちろん、われわれはこの節の最初にのべたように、“人間の生産としての消費”を“労働力の生産(再生産)としての消費”とは同一視していない。たとえば人間の健康は、発達した労働力の前提としてだけ必要なのではなく、生

der Natur durch die Menschen)」に属する。

これらの産業活動においては、どのような形態のもとであれ、なんらかの形で、各種の生産手段が「人間化された自然」として現われる。これを C^0 で示そう。これに対して、環境としての自然、すなわち、人間化されていない自然、これを N で示そう。人間は、生産手段 C^0 を用いて、生産物を得る（生産物もまた、人間化された自然である）。その生産過程は、同時に、新たなエネルギーや資源の発見としての開発であり、過去において無用ないし人間に有害とみられた物質や自然作用に属していたものから“潜在的有用性 = 潜在的な使用価値”を発見することである。それは、まだ、生産手段や生産物としての“人間化された自然”にはなっていないが、やがては、“人間化された自然”にくりこまれる利用可能性が明らかにされる自然領域の拡大であり、いわば「人間化される可能性をもつ自然」=人間と“親和的な自然 (freundliche Natur)”の範囲の拡大といえよう。したがってまた、それは、人間にとってまだ直接の利用可能性が見出されていない自然領域——これを、人間とまだ疎遠であるという意味で、人間にとって“非親和的な自然 (unfreundliche Natur)”とよぼう——の範囲の、ある一定の減少といえよう¹⁾。

“親和的な自然”の領域を N^0 ，“非親和的な自然”の領域を N^1 で示そう。実際には、これらは、決して、十分に分離されているものではない。風一つをとってみても、それは台風としては、明らかに“非親和的な自然”であるが、風車の風力としては“親和的な自然”といえよう。しかし、この場合には、風力がそのようなものとして、人間にとっての直接利用可能性が見出された側面について、“非親和的な自然”の領域から、“親和的な自然”の領域に移ったとみることができる。このように、広義の“自然力”=自然事象の作用のいろいろの側面を、人間生活とのかかわりにおいてみて、“親和的な領域”、“非親和的な領域”としてとらえているものと了解しよう。したがってまた、この“非親和的な自然”の領域の中には、まだ人間にとって直接に利用可能性が見出されていないものの直接には人間にとっての生活上の障害に結びついていないとみなされる自然の領域や、あるいはまた直接に人間生活上の不便や障害に

図6.2 産業活動と自然の関係



結びついている自然の領域が混在しているといえよう。

ところで、社会における生産手段 C^0 が増大し産業活動が活発化することは、それだけ“自然の開発”がすすむことであり、したがって、それだけ“親和的自然”の領域 N^0 が拡大することである。したがって、それはまた、自然の中で、これまで親和的でないとされていた領域が、人間にとって親和的な領域に移ることであり、 N^0 の拡大した分にみあう分だけ、“非親和的自然”の領域 N^I の減少がもたらされることになる。

したがって、 C^0 の増大現象を ΔC^0 、また N^0 の拡大現象を ΔN^0 、これにみあう N^I の減少現象を ∇N^I という記号でそれぞれ示すならば、いわば、

$$\begin{aligned} \Delta C^0 &\longrightarrow \Delta N^0 \\ \Delta N^0 &\longrightarrow \nabla N^I \end{aligned} \quad (6.1)$$

という関係が示されることになる²⁾。

一方、生産手段 C^0 が活動し生産物が得られる生産過程では、同時に、なんらかの廃棄物、排出効果が産出されることは、ほとんどどのような場合でも必然的である。それは第2章第1節でもふれたところである。したがって、社会的生産にあつて、 ΔC^0 が増大し産業活動が活発化すれば、どのような産業活動であれ、なんらかの廃棄物、排出効果の産出は増大するといえよう。その中に

は直接に人間に利用可能なものもあるであろうが、人間にとって直接に利用可能でなかったり、直接には有害なものも多い。したがって、産業活動が活発化し ΔC^0 がみられれば、 C^0 の増大がみられなかったときよりは多く、なんらかの形で N^I の領域に属するものが、人間によって産出されることになる。すなわち、 N^I の増大を ΔN^I で示すと、

$$\Delta C^0 \longrightarrow \Delta N^I \quad (6.2)$$

その廃棄物、排出効果は、かなり広い意味でとっておく。たとえば、ダム建設によって、河川の水は N^0 になるが、その決潰は N^I を増大させるといったものもふくまれる。

ところで、一般的に、第2章第1節でのべたように、いわゆる廃棄物、排出効果が自然生態系のもつ自然条件、変換能力にもとづく“環境容量 (environmental capacity)”³⁾の中に収まるように制御されるならば、その環境系の中で排出効果としての有害なものは、無害なものとして変換され、自然生態系の調和のとれた生的状態が維持される。われわれは“環境容量”を、自然環境の中で人間にとって有害な作用や物質が人間に有害でないものや有益なものに変換される条件の総体として、より一般的に解している。したがって、前述した産業活動による広い意味での廃棄物、排出効果が上述の環境容量の中に収まるように制御されるならば、排出された ΔN^I のうち人間にとり有害な部分は、無害なものに変換され、人間生活にとって有害な状況は防がれることになる(後述のように、その制御解は必ずしも一義的でないにせよ)。

そこでは環境としての自然において、前述の産業活動の結果として N^I のうち有害な領域が拡大していくということは防がれ、そのかぎりでは、産業活動によりむしろ N^0 の部分の拡大が展望されるわけである(図6.2)。

しかし、このような条件が保証されるためには、 C^0 を使用する産業活動の主体の側において、つねに上述の $C^0-N^0-N^I$ の関係への配慮、いいかえると ΔN^I についての配慮が保証されねばならない。 $C^0-N^0-N^I$ の関係への配慮とは、産業活動にかかわる意思決定において、つねに、広い意味での環境容量との関係を考慮し、第2章第1節でのべた「自然生態系の調和のとれた生的状態

の維持」⁴⁾につながる、自然環境条件の保持を、評価基準(目標選好)におけるもっとも第一義的なものとするをいう。これは、いいかえると、人間に“親和的な自然”の領域 N^0 を拡大しつつ、人間に“非親和的な自然”の領域 N^I のうち有害なもの拡大を防ぐということである。われわれは、上述の基準を、“環境親和的基準 (umweltfreundliches Kriterium)”⁵⁾とよぶことができる。

したがって、産業活動が展開される中で、人間の生産としての消費生活にとって、もっとも基礎的な自然環境条件の保持をはかろうとするならば、なんらかの意味で自然にかかわりをもつようなすべての産業は、その技術採用をはじめとするすべての展開において、この環境親和的基準に立たねばならない。この場合、“環境容量”は広義に解さるべきであるとともに、固定的にではなく理解せねばならない。 C^0 のあり方、 N^0 のあり方によっては、われわれは、環境容量——すなわち N^I のうち人間にとってマイナスと考えられるものを、自然条件の中で無害なものや N^0 に変換する条件——を拡大することも可能だからである。

ところが、資本による生産制御のもとにあっては、産業活動はこの環境親和的基準に立ちうるであろうか。

この生産手段 C^0 は——それがどのような産業であれ、資本によって営まれるときには、不変資本とよばれるものとなって現われる。その転態的な部分は、よく知られている資本の価値の再生産の範式、

$$C+V+M$$

における C 部分として現われる。

この C は、労働力にみあう賃金部分(可変資本) V を投入して M = 剰余価値 (surplus value) = 利潤を得ることを目標として作動させられる。ストック C^0 もその観点から操作される。もちろん、どのような社会的生産の形態にあっても、なんらかの形で剰余の産出は必要であるが、資本による生産制御のもとでは私的利潤獲得が推進因 = モティベーションとなって、他の観点を従属させる評価基準として現われる。使用価値的な観点は、この利潤追求のための手段となる。簡単にいうと、生産手段 C^0 は、投入された賃金部分 V に対してでき

るかぎり多くの M を産み出すことを第一義的な目標として、その手段として使用される。いわば、 $C-V-M$ 基準といえよう。

前述した、 $C^0-N^0-N^I$ の関係は、それ自体として、いうまでもなく使用価値的・“素材的”基準である。したがって、生産が資本による一方的制御のもとにおかれるときには、前述の利潤追求基準（ $C-V-M$ 基準）が先行して、 $C^0-N^0-N^I$ の関係への配慮は従属的となり、利潤追求のためには無視されることにもなる。一般的にいうならば、自然生態系の調和の保持としての $C^0-N^0-N^I$ 関係から利潤の増大が生まれるという連関はなんら存在しないからである。すなわち、 ΔC^0 がひきおこす ΔN^I のうちの有害なものは、企業が直接の取引相手（たとえば購買者）の環境にあたえるものもありうるが、多くは“第三者（third parties）”にあたえるものである。そして、ある企業がその活動の取引相手（購買者）に対して ΔC^0 によってなんらかの便益増大をあたえて反対報酬としての利潤を稼得するためには、 ΔC^0 によってひきおこされる第三者への ΔN^I は一般的にはなんら障害にならない。 ΔN^I の発生が、 ΔC^0 による利潤増大（売上げ増大）への障害となりうるのは、 ΔN^I がその企業の取引相手に直接にあたえられる形で直結しており、かつそれが取引相手に十分に強い形で意識されるようなものである場合にかぎられる。たとえば、あるガソリンが非常に有害な排気ガスを出せば、大気を汚染し公衆一般に有害であるという意味でそのドライバーにもなんらかの形で有害でありうるというようなかなり直接的に取引相手に近い形で影響する場合にさえ、そのガソリンが廉価であればドライバーは買うであろう。したがって、市場システムの作用にあるかぎりでは、大部分の ΔN^I の発生が需要減、利潤減になってフィードバックしていく自動調節のメカニズムはない。ここでは、資本が依拠する市場機構は相互における社会的な非協同化と個別計算に立つシステムであり、第三者にあたえた効果＝外部性（externality）の計算において有効に機能しないことが端的に現われる。これらの結果、産業活動における廃棄物、排出効果としての ΔN^I のうち有害なものが、環境容量をこえない形で制御される保証は、資本による生産制御の中からは生まれない。

その結果、資本による生産制御に委ねるならば、非親和的自然領域 N^I のうち有害な領域の増大、そして人間化される可能性をもつ自然（親和的自然）の領域の減少が発生する条件が一般化する。

利潤追求の優先性、使用価値・素材の観点 = 自然環境系への配慮の欠如がみられても、もし、その生産活動のレベルが低くて、外延的規模が小さかったり、その活動の多様性が少なければ、その排出効果は比較的に小さいため、前述の環境容量をこえる限度内に収まり、 N^I のうち有害な部分の増大状況にはいたらないこともありえよう。しかし、現代技術革命では、その中心軸はコンピューターとオートメーション化であるが、第1節でもふれたように、その軸を中心にして全般的な機械化がすすみ、多くの生産手段、工学的生産方法における全般的な革新がすすむ。この全般的な技術革新により、個々の生産活動のレベルが高くなり、その外延的規模や多様性も巨大化し、外部性も増大するので、自然環境系への影響も多様化し、かつ増大する。この条件のもとで、利潤基準の優先性に立ち、自然環境系への配慮が欠けると、 N^I のうち有害な部分の増大が多発し恒常化も累積することになる。これが今日の発達した産業社会にみられる環境破壊（environmental disruption）にほかならない。

したがって、今日、環境破壊を阻止し克服し人間としての消費過程のための保証を得る方向に近づくためには、人間が自然とのかかわりをもつ産業活動のすべてにおいてわれわれのいう環境親和的基準が第一義の基準として考えられねばならない。もちろん、どのような場合にも、投入労働量、投入資源、投入時間の節約という意味での効率や剰余は考えられねばならないのはいうまでもない。しかし、もともと、人間の労働が、第2章第1節で明らかにしたように、人間と自然との生態系的循環の中に根ざしている以上、自然とのかかわりをもつ産業が、この $C^0 - N^0 - N^I$ 関係の保持を第一の目標とすることは、きわめて自然といわねばならない。

現実には、多くの第一次、第二次産業において、自然生態系の調和につながる環境条件の保持に第一義の基準としての優先性をあたえ、環境親和的基準を実現する具体的あり方は多様でありえよう。しかし、少なくとも次のことが必要

となるであろう。

(イ) 社会的な協同システムによる広範な協議

しばしば、ある産業活動にもとづき Δ^{N^0} (人間にとってのプラス) が現われる部面と、 Δ^{N^I} のうち人間に有害なものが現われる部面とは同一ではない。また、ある産業活動の生む Δ^{N^0} 、 Δ^{N^I} は今日の技術発展とともにそれぞれきわめて巨大化し、かつ多様な形で発生しうる。その結果、簡単にいうならば、ある産業活動にもなう Δ^{N^0} 、 Δ^{N^I} の観点(自然の使用価値的観点)からの“受益者”と“被害者”の距離は、現実の空間的にも、また社会的な関係における隔りにおいても、かなりに拡大し、錯綜することが多い。そのため、ある産業活動にかかわって、人間をふくむ生態系の調和保持のあり方や、そのための実施措置のあり方について、多くの見解や立場が現われうる。したがって、あたえられた科学水準のもとで、環境親和的基準が、具体的には必ずしも“一義的な解”をアブリオリにもつわけではない。したがって、ある産業活動にもなう $C^0-N^0-N^I$ 関係への配慮を有効なものたらしめるためには、それにかかわる Δ^{N^0} 、 Δ^{N^I} のすべての関係者が、かなりに広範な規模において、環境親和的基準の具体化について目標を調整し、情報交流し、協議しうる、なんらかの社会的な協同システムが準備されることが必要となる。

(ロ) 情報障壁の制限・排除

ところで、上述のような協議にあたって必要な前提は、ある産業活動の ΔC^0 が Δ^{N^0} 、 Δ^{N^I} につながる関連、すなわちある産業活動のもつ具体的な使用価値的側面に関する十分な情報が、その“受益者”、“被害者”の全員に等しくあたえられることである。この条件がなければ、協議の有効性が失われる。しかし、生産に関する具体的情報が「企業秘密」の形で個別資本の情報障壁 (information barriers) の中にとじこめられる、今日の産業社会における市場機構の性格(第3章第3節参照)は、上述の必要な前提を実現するためには、重大な障害となる。したがって、環境親和的基準の確立と実施に関するかぎりでは、この個別企業のもつ情報障壁を制限し排除するための、構造変更が必要となる。協議、またそれにもとづく規制、補正、介入の措置がどのようなあり方で実行さ

れるにせよ、その施策にいたる前提として、情報障壁が、必要なかぎりでもりはらわれねばなるまい。

(イ) 協同的制御の保証

どのようなものにせよ、前述の協同システムによる協議にもとづく方針が個々の産業活動に対する制御として実施される保証をもつ決定構造が必要となる。簡単にいうならば、その産業活動における他の基準、たとえば個別企業の利潤最大化基準は、上述の環境親和的基準にもとづく協同システムの協議に従属することが保証されるような制度的条件が求められる。

現代技術革命の条件のもとで、人間の生産としての消費生活過程に、そのもっとも基礎的な条件としての自然環境条件を準備するためにも、上述のような条件が必要となる。しかし、上述の条件はいずれもかなり根本的な問題をふくんでいる。それらの実現のためには、産業が利潤追求を第一義とする資本の一方的制御のもとにおかれている体制からの、なんらかの転換が必要となるのである。

ここで、われわれのいう自然生態系の調節保持につながる環境親和的基準の確立が、単純な“反工業 (anti-industrialism)” や “反技術 (anti-technology)” ととりちがえられてはならない。このことを明らかにするために、スミス (A. Smith) とリカード (D. Ricardo) 以来の農業と工業との性格に関する論点について⁶⁾、われわれの見解にふれておくのも無意味ではない。

スミスは『国富論』で「農業では自然も人間とならんで労働する……」が、「工業においては、自然はなにごとくもせず人間がいっさいを行なう」とのべた⁷⁾。これに対し、リカードは、製造業においても自然作用、自然力を利用しないではなにもできないということを指摘して、前述のスミスの見解を批判した⁸⁾。われわれも第2章でしばしば(第2章第1, 3, 4節)指摘したように、たしかに人間の物質的生産活動はすべて“自然力”の利用を必要とすることはまちがいないが、この一般的事実でもって、スミスの行なった指摘のもちうる意味を消去してしまうのも妥当とはいえない。

たしかに、農林業労働、牧畜労働なども、耕し、播種、雑草の除去から新種

の育成、飼育まですべて自然の変形・加工であり、有機的な動物・植物の生態系循環への変形・介入作用であるが、そこでは、土壤の平衡性を保持しながら農産物の栽培と育成を永続的にくり返すものとしての“生態系にもとづく地力の再生産”が主となり、人間の消費生活、労働、自然循環が一つになった“自己をたえず再生する、永続性のあるシステム”の創出が意図されている（玉野井芳郎、神里公）⁹⁾。これに対して工業労働は、“死んだ植物・動物”を加工・変形する作業であったり、石にはじまる地表上の無機物を加工・変形する作業であったりするほかに、鉄鋼、各種非鉄金属、石炭、石油の利用に象徴されるように、地下資源としての鉱石を採取し、溶かし、固め、造形し、構造物を形成する作業であったり、あるいは同じく地下資源としての化石燃料をとり出して急速に消尽する形でエネルギーをとるような作業である。そこでは再生不能な形での資源消費ということをもふくめて、自然生態系の自生的な循環とは異なる、そこから相対的に独立の、異なったサイクルや流れが形成される。その意味では、工業は明らかに農業と異なる性格側面をもっている。

しかし、このことはたんに工業が“反自然”的であるというようなことではない。むしろ工業労働は、上述のような意味では、第2章にのべた人間の多様な学習能力にもとづく自然への多様な反応の産物の一つの典型であり、その意味では“工業”の中には人間の本質的な能力＝人間性の一つの側面が現われているともいえる。労働過程のあり方における“工業”それ自身は人間の歴史とともにかなり古いといわねばならない。このことを別のいい方でいうと、自然生態系の循環それ自体に直接に依存しているだけでは、今日の人間生活を支えることは——全人類にかなり原始的な生活水準を強制するとしても——困難だということである。自然生態系から相対的に独立につくり出されるエネルギーを多様な形態で利用することが、生態系を正しく維持し、そこから種々の生産物を得るためにも必要なのである¹⁰⁾。ただ、工業はそれが自然生態系から相対的に独立の循環をつくり出しうるだけに、それを十分に制御しないと、人間が自然生態系の中の一つの生物体であるという基底的事実との調和を損う危険性を生み出すのである。

したがって、単純な形での“反工業”や“反技術”を唱えることは、事態を正確にとらえるものとはいいがたい。そうではなくて、むしろ工業とその技術を正當に發展させて、環境容量の条件をも改善し $C^0-N^0-N^I$ 関係の正常な展開を保証するような開発努力が必要なのであり、そのためには、全体としての利潤追求の優先の体制から轉換した、なんらかの協同システムによる制御が必要とされるのである。

第4節 現代消費における情報と疎外

第2節でのべたように、現代技術革命の労働・社会環境のもとでは、一般労働者にとって、増大する神経エネルギー支出による緊張を緩和し、肉体的・精神的エネルギーをリフレッシュするためには、消費生活における能率化、快適化がこれまで以上に求められ各種の消費財への欲求も多様化・高度化する。問題は、この一般労働者=大衆 (the public) としての消費者の要求に、現代産業社会のシステムがこたえることができているかどうかである。

この問題を考えるにあたっては次の事実関係が焦点となる。すなわち、産業社会システムにあっては、一般消費財についての労働者の消費生活過程は、資本にとって、資本がそこで商品を販売し利潤を実現するための“市場としての消費”として現われ、消費者は商品購買者として現われるということである。この関係を中心に、われわれは、さきにのべた、消費發展における労働・社会環境の作用のほかにもどのようなものが考えられるかということをめぐる、いささかの補足を行なわねばならない。

よく知られているように、消費生活の高度化・多様化は現実には実質所得水準の上昇にともない現われることが多い。しかし必ずしも実質所得水準の上昇が必要条件となるのではない。統計的にもしばしば現われるように、ほとんど実質所得水準が変わらなくても、貯蓄率の変化によったり¹⁾、または他のなんらかの既存の基礎的消費分野を実質的に抑制することによって²⁾、消費構成の多様化・高度化が實現されることもある。そのようなこともあって、実質所得

上昇はもちろん消費構成多様化・高度化実現の条件とみられるが、そのほかに消費構成多様化・高度化の誘因はなんであるかということがしばしば問題となる。

その一つのものとして一般にしばしばあげられるのが、デューゼンベリ (J. Duesenberry) のいうデモンストレーション効果 (demonstration effect) である。これは、優等財 (superior goods) を使用する他の消費者と接触するなどの機会が増加することによって、その優等財への誘因が増大し消費の多様化がみられるということである³⁾。これは十分にありうることであって、一般的にいうならば、ある種の代理学習 (vicarious learning) による伝播効果といえよう⁴⁾。しかし、現実の説明としては、このデモンストレーション効果だけで説明できるわけでもない。たとえば、そのような形で優等財への接触頻度 (frequency of contact)⁵⁾ が優等財への消費誘因となるという場合、その消費者に対してそのような誘因を惹きおこす程度に、すでに他の消費者の中にその優等財がある一定の普及度をみている状況が前提となる。したがって、そのような程度にまでその優等財が普及しているような状態になるためには、もともとそれが誘因となっているのかという形の問題が残らないわけではない。もっとも、そこでは、簡単にいうと“二つ普及して三つ目が売れるよりは、三つ普及して四つ目が売れる方がたやすい”という形で説明できないわけではないが⁶⁾、その一般的説明だけでは、なぜ特定の財に普及加速としてのデモンストレーション効果が現われるかを説明できないという面がある。

こういったこともあって、結局は、供給者である企業の側が新しい優等財を開発し広告し売りつけていく効果、すなわち、ガルブレイス (J.K. Galbraith) が、「生産は、……広告とそれに関連した活動により、生産によって充足されるべき欲求を創り出す」といって規定した依存効果 (dependence effect)⁷⁾が考えられることになる。広告によって既存のタイプの製品への欲求を創り出していただくだけではなく、新しい製品計画と広告とによって新しいタイプの欲求を創造していくこともふくまれる。われわれは、これをより端的に、マーケティング効果 (marketing effect) とよぼう⁸⁾。マーケティングとは、寡占段階において寡

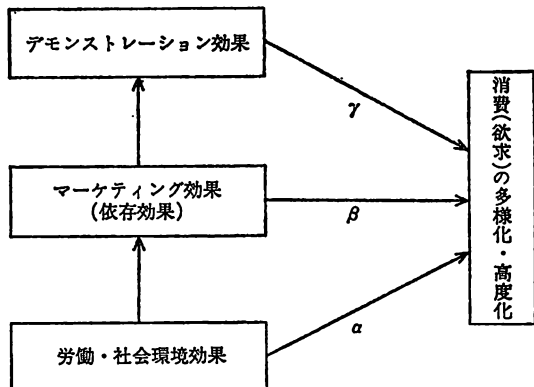
占大企業が市場争奪・市場支配のために行なう広告、製品計画などをふくむ諸方策・諸手段の総称であるが⁹⁾、いま、われわれにとって問題となっている今日の技術革命のもとにおける市場で、“依存効果”を生むような新製品を市場に提供するのは、主として寡占大企業に代表されることが多いから、このようによんで不都合はないであろう。このマーケティング効果は、一般的にいえば、かつてマルクスが、資本がその利潤増大の実現のために行なう“欲求の普及宣伝 (propagieren)”，“新しい使用価値の発見と創造としての、新しい欲求の生産 (Produktion neuer Bedürfnisse)”による“資本の偉大な文明化作用 (the great civilizing influence of capital)”とよんだものにかかわりをもつ¹⁰⁾。

しかし、このマーケティング効果にしても、なんでも恣意的に新製品を考え宣伝すれば売れるというものではない。資本が、大衆の生活動向をみて、消費の側におけるなんらかの内在的な（すなわち、販売者の意図からは相対的に独立な）要求の変化を見つけ、これと一致するか、あるいは大衆の側で一致したと“思った”，あるいは“思いこまれた”ような製品が現われたとき、新しい欲求の創造が実現されるといえよう¹¹⁾。したがって、そこでは、消費者の側における内在的な（すなわち、販売者の意図からは相対的に独立な）変化要因がみつけれねばならない。そこに現われるのが、第2節で示した労働・社会環境による労働力の発達の必要性、およびそこからもたらされる消費の多様化・高度化の必要性にはかならない。それは労働・社会環境効果 (socio-work environmental effect) とよぶことができよう。

すなわち、今日の市場における消費過程の現実としては、上述の効果要因のどれか一つだけによって消費構成の多様化・高度化がおきていると考えるべきではなくて、基底的な労働・社会環境効果 (α) のほかに、これをとらえてみずからの利潤目的にいかそうとするマーケティング効果 (β) が作用して現実の購買=販売を通じての消費が生まれ、さらにそれらの結果を加速するものとしてのデモンストレーション効果 (γ) が働く全体的システムとして理解されるべきであろう (図6.3)。

したがって、この節のはじめにのべた問題は、まさに図6.3で示したマーケ

図6.3 消費構成変化の要因システム



注) 本文参照。

ティング効果 (β) による販売多様化の努力が、労働・社会環境効果 (α) による欲求の多様化に対して適恰にこたえているかどうかの問題にはかならない (デモンストレーション効果については、結果としての普及加速であり、いまここで論じている問題の中では副次的現象として現われる)¹²⁾。

まず、 α によっておきる欲求を消費者の内在的 (すなわち、販売者の意図から相対的に独立な) 要求、 β によってひきおこされる作用をそれに対する外からの働きかけというふうに考えると、基本的な答えとしては、“ α による内在的要求は使用価値にかかわる消費者の欲求であるが、 β の方は資本の側が利潤を得るために使用価値を手段としているあり方であるから、もともと β の方が α に適合するという保証はない” というふうに考えられる。事態の本質をつかむうえでは、おそらくこの認識で誤っていない。しかしまた、おそらくこの答え方では説明としてはややアプリオリな形にすぎるとい批判が考えられる。なぜなら、現実の消費者の要求は、供給される情報や財との関係において具体的な形をとるので、どこまでが内在的で、どこまでが触発されたものであるかということが結果的には分けられないという見方もあるからである。また、ある財が消費者の欲求に適合しなければ、消費者はそれを購入しないか、あるいは購入を継続しないのであるから、消費者の欲求に適合しないものは市

場の中で淘汰されるので憂慮するにあたらぬという意見もある。

独占的供給者、あるいは寡占的協定を結んだ供給者集団が、利潤目的からある種の質の財を（代替財のない条件のもとで）供給するといった強い条件——現実には十分ありうるが——を別にして考えれば、上述の見方・意見にそって考えた場合、“消費者の欲求に適合しないものが提供され購入される”という事態は、次の事態として説明されうるだろう。

(A) 消費者が自分の欲求に適合していると思って購入したが、消費・使用してみてその不適合性に気づいた場合。

(B) 消費者が自分の欲求に適合していると思って購入し消費・使用していたが、消費・使用をかなり長い期間つづけたあと、その不適合性に気づいた場合。

前者は、たとえば機能性の悪い家庭器具を購入したようなケースであり、後者は、たとえばある加工食品を選好し継続消費していてその含有成分から発病するようなケースである。供給者の側がたえずその供給財の質を変更して新しい“メニュー”を示しているような場合には、同じ消費者にとり(A)のケースが反復されることもおきうる。したがって、(B)の場合はもちろんのこと、(A)の場合も、これらが広範にやや反復的に起きると、市場での“淘汰”作用はその作動効果をあげない。消費者は、たえずその“失敗”をくり返して、その unpreferableness を事後的に示すにとどまることになる。したがって、少なくとも(A)(B)の事態のある程度の一般化を防げない場合は、供給者の販売努力方向(β)は消費者の欲求(α)に適合していないといえよう。問題は(A)(B)の事態の一般化を防ぎうるかどうかになる。

一般的にいて、消費者は(i)財の使用価値、(ii)自分の状態、(iii)財と自分の状態の関係の三つについてのなんらかの認識(情報)によりその選好を決めると考えられる。したがって、(A)(B)の状態の一般化を防ぐための必要条件としては次の二つが考えられる。

(i) 財の使用価値、消費者の状態およびその両者の関係についての消費者が知りたいと思う情報が十分にあたえられること。

(ii) 財の使用価値、消費者の状態およびその両者の関係についての認識のために客観的に必要な情報が、十分に消費者にあたえられること。

後者の意味は、消費者があらかじめ望もうと望まざるとにかかわらず消費者にとって必要な情報がありうるということであり(たとえば、薬における注意書きのなんらかの項目)、後者が前者にくり込まれていく過程が、また消費者の学習過程でもある。そして、上記の(i)(ii)を概括していうと、これは、消費者に対して十分な“通信学習(learning through communication)”の条件を社会的に保証するということにはかならない¹³⁾。この、消費者にとっての通信学習の条件が保証されないと、消費者が現実の購買・消費行動によって行なう“経験学習(learning by doing)”も有効な役割を果たさない¹⁴⁾。なぜなら、第1章第2節でもふれたように、経験学習によって得た情報を有効に分析するためには通信学習による情報が大きな役割を果たしうるからである。ある一定の通信学習による情報をもっていれば、それにより経験情報を解釈して次の行動を調整するので、より速やかな学習速度を達成しうる。もともと問題の性質からみて、消費者が“経験学習”をかさねることは消費者のロスの増大につながりうることを考えれば、通信学習の重要性は明らかであろう。

ところで、現実の市場経済において、企業は、その消費者の通信学習の条件を保証するような形での情報提供活動を行なっているか。

企業が行なう広告宣伝活動において、十分に informative な機能が望みえない点については、第4章第2節でも紹介した。カップ(K.W. Kapp)がいうように、寡占競争の条件下において、利潤や市場占拠率のために企業が mis-leading な情報活動を行なうことを抑止する要因は見出しがたいのである¹⁵⁾。そして、その節でもあげたように、アメリカ・マーケティング協会の指導者であった、ハーバード大・経営学大学院のパースク(E.C. Bursk)教授がそのテキストの中で“販売促進活動は inform 以上のことをせねばならない。意味ないものでも意味あるように見せかけねばならない”とのべたのをみるとき¹⁶⁾、われわれは問題についての十分な定性的認識を得ることができるのである。この問題に関連して、広告支出が増収(increasing return)をもたらすという事実や産業集

表1 広告の信頼性の低さ

	EEC サーベイ ¹⁾ “広告はしばしば消費者を mis-lead するか” (%)	A. A. サーベイ ²⁾ “あなたの見る広告はしばし ば mis-leading であるか” (%)
まったく同意する	33	29
ほぼ同意する	45	38
ほぼ不同意	13	20
まったく不同意	3	8
そのほか	6	5

1) 1975年調査。 2) 1975年調査。 A. A. はイギリス広告協会。

出所：Nelson [N4] p. 96.

中率を高めるといふ事実を検出できないとして、そこから広告活動は競争抑止的でなく、むしろ消費者に informative でありうるという推定を行なおうとするむきもみられるが¹⁷⁾、それはさほど現実的な分析にならない。なぜなら、寡占企業間における広告支出は、各者がその市場占拠率を相互に維持するという *the status quo* の維持のためにも、相互にその支出が増大する必要が発生することは、モデルとしても実証的にも確かめうるからである¹⁸⁾。

われわれは、より直接的に、企業の広告活動が消費者にどのような情報効果をもたらしているかについてのいくつかのデータをみておこう。

イギリス広告協会 (A. A.) が1976年に、TV、新聞、婦人雑誌における広告についての消費者の反応をサーベイしたところ、「半数以上の人々が、それらの広告は自分にとっては有用ではないと答え、TV 広告については4分の3の人が有用でないと答えた」¹⁹⁾。また、比較的最近において EEC および A. A. が消費者に対して、“広告はしばしば mis-leading (誤報的) であるか”と問うているのに対し、いずれのサーベイにおいても消費者サンプルのほぼ7割から8割が、“しばしば mis-leading である”と答えている(表1参照)。また、わが国の調査でも、1969年に経済企画庁国民生活局が消費者に対して行なったアンケート結果によると「広告内容と実際とがくいちがった」と訴える人が全体の65.8%にのぼっている²⁰⁾。

このようなアンケート結果は、消費者に対して望まれる情報、必要な情報が十分に——というよりも、ほとんどあたえられていないことを示している。この条件のもとでは、消費者が、さきあげた(A)および(B)の不適合状態にしばしば出あうことは避けがたいといわねばならない。利潤や市場拡大のためのマーケティング努力は、消費者の通信学習の条件を阻害し、提供される財と消費者の欲求との不適合の一般化の条件を生み出すこととなる。この不適合性がさらに重大な意味をもつのは、商品の「安全性」の問題とのかかわりにおいてである。

現代技術革命のもとでは、機構的・機能的に複雑な商品が多くなるだけでなく、簡単な形の製品においても添加物、含有品、使用材などによって多くの複雑な作用をもつことが生まれる。利潤追求の立場に立つ企業が、それらの作用における消費者の安全性を十分に考慮しないで製造し販売する傾向が増大している。そこから、商品の欠陥が原因となって身体、他の財産に被害がおよぶところの、いわゆる「拡大損害」が発生する。これは不適合性の extreme といえる。その例としては、わが国では森永砒素ミルク事件、カネミ油症事件等の食品被害、サリドマイド事件、キノホルム事件等の医薬品副作用被害を想起すれば十分である。この種の事故についてみると、家庭周辺事故にかぎってみても、アメリカでは、近年、年間3万人が死亡し、11万人が後遺症を負い、2000万人が負傷しており、イギリスでは年間7000人が死亡し、75万人が病院で手当をうけているという調査結果がある²¹⁾。また、わが国でも、経済企画庁国民生活局の1978年推計によると、全国の約2800万世帯のうち、年間で約280万件の消費者被害が発生し（ほぼ10世帯に1件）、うち拡大損害は44万件、生命・身体に被害をうけている人数は40万人、うち重症者は約3万人と推定されている²²⁾。また、別の数字では、1976年度における医療機関にもたらされた商品関連事故による年間被害患者推定数は約2500万人で、そのうち交通事故、自傷、自害、他傷、他害を除く不慮の事故・中毒等が約2400万人、皮膚および皮下組織の疾患が約97万人であるといわれている²³⁾。なお、前記の経企庁推計の被害発生源は、経企庁や国民生活センターの調べによると、いわゆる生鮮魚介による中毒

のほかに、パン、化粧品、加工食品、医薬品、洗剤などが主要なものを占め、そのほか、電気製品の欠陥製品による事故、衣料による災害などもみられる²⁴⁾。

したがって、消費者の側においても「安全性」への関心は高く、たとえば、わが国の例でいうと東京都民生活局のモニター・アンケートにおいても、「商品購入時に一番重視している事項」では、ほとんどの商品種において「安全性」への重視比率は「値段」への重視比率よりも3倍から10倍の高さを占め、上位から1位または2位のウェイトを占める商品が多い²⁵⁾。当然のことながら、回答者のうち、「製造者は、欠陥のない良い商品を作る責務があるのだから、その責務を果たさせる必要がある」、「きびしい安全基準を行政がつくり、基準に合致した商品をつくらせる必要がある」と答えた人はあわせて90パーセントをこえている²⁶⁾。

しかし、これに対し、製造物責任²⁷⁾に関する企業側の意識についていえば、経企庁が行なった調査に対する回答率は13.4パーセントという相当に低い数字を示し、同庁の担当責任官をして「この回答率の低さは、製造物責任問題が具体的に企業の課題になっていないことを一面で反映しているものと考えられる」と嘆かせている²⁸⁾。そして、回答したものの54.6パーセントの企業は、製造物責任の法制化が進められると「予測不可能な被害発生または過大な品質管理の責任を追求されること」を危惧しているという²⁹⁾。その消極性は強いものがある。

さきに示したように、利潤と市場のためには、一般的なマーケティング活動において消費者にしばしば mis-leading な情報をあたえるという企業の行動パターンは、この商品安全性問題においてはしばしば製造物責任回避のための情報遮断の形をとっても現われる。大阪府生活環境部による『大阪府消費者研究発表大会資料』は化粧品公害に関連して次のような報告を示している。

「発ガン性で問題のあるタール色素、食品添加物で禁止されながら口紅には許可されている規制の片手落ち、合成洗剤で話題を呼んだ界面活性剤、多くの防腐剤や、石油を原料とした基剤、数知れぬ“肌にとっては異物”であるこれらの成分は、企業秘密の保護策の下に、被害者のみならず、医師に対してさえ

何ひとつ明らかにされなかった」⁸⁰⁾ (傍点引用者)。

しかし、「消費者が、自己の生活を自衛し、あるいは、よりよい生活の建設を願うかぎり、安全性の確保とか、選択適正の確保のためには、何よりもまず、情報を得なければならない」(金沢良雄)のである⁸¹⁾。商品にかかわる安全性を確保するためには、“被害者が製造者の過失を立証せずとも被害填補を請求できる”ということも、もちろん決定的に大切であるが、なによりもその事故の再発を防止し、また一般的に事故を予防するためには、生産過程そのものについてのかなりの情報開示 (disclosure) と、これについての消費者側からの発言権、質問権が確保されることが前提となる。消費者の利益を公的機関が代弁して、公的行政としてその機能を果たす際も同様である。しかし、これらの発言、質問、調査にかかわって現われるのが、企業の権利として主張される「企業秘密」または「営業の秘密」(trade secret ; das Geschäftsgeheimnis) にほかならない。それは、いわゆる狭義の無体財産権や狭義のノウ・ハウよりも広く、調達、労働、生産、販売、財務などの過程の情報にかかわり、また特許技術のような意味あいでの新規性や一般利用性をともなう情報についての秘匿性だけでなく、広く企業競争の制度的条件から生まれる、あるいはまたとりたてて理由がない場合をもふくめての“情報障壁”である⁸²⁾。たとえば、商品安全性について消費者が判断し、また公的機関がその原因究明、予防策討議にあたる際にも、決定的に重要とするのは、当の生産者側からの情報提供である以上⁸³⁾、この問題において、企業の側がその「企業秘密」をタテに情報提供を回避したり遅延させることは、事態解決のうえで決定的な障害となる。今日、商品安全性に関連して中心問題の一つとなっている、いわゆる“危害情報システム(data collection systems related to injuries)”は主として被害情報の蒐集・分析であるが⁸⁴⁾、これを有効ならしめていくためにも、「企業秘密」の障害は取り除かれねばならない。この問題は、はたして、消費者の利益と企業の権利とのトレード・オフとみなさざるをえないか。

ここで、われわれにとって次の根本的な問題が明らかとなる。

製造物責任に関するイギリスの『ピアソン報告書』がいうように、産業革命

のかなり後半までは、ほとんどの商品は小経営で作られ、利用者に直接販売されたが、今日では、その状況は変わり、生産の規模も発展し技術も複雑になり、製造者、販売者の数も増大し、商品も多様になった。“消費者は、自分の知らない製造者に、また自分の理解できない生産過程に依存している”³⁵⁾。これは、われわれが第4章第2節でシトフスキ (T. Scitovsky) を引用しながら示したところの、技術発展による「情報不足市場 (the uninformed market)」の傾向的事実にはかならない。

一方、企業が一般的に主張するところの「企業秘密」とは、今日の市場機構において、企業がその生産手段を所有し、また使用労働力の処分権をもつ「擬制された個人」として、その生産過程についての情報を他の主体にあらかじめ知らせねばならないという必要性はないという、サンクションされた関係としての“情報障壁”にもとづいている³⁶⁾。しかし、そのようなものとしての市場機構における個別生産者のもつ情報障壁のサンクションされた関係は、第3章第2節で示したように、もともと近代的私的所有の発生期において、個別小生産者の生産過程を封建的諸制約から解放し、個別小生産者をそれらの封建的諸制約に対抗させるための社会的規範として、ある一定の歴史的条件のもとに発生したものである³⁷⁾。そこでの歴史的条件は、まだ技術も未発達で、生産も小規模であり、生産も消費も多様化せず、ピアソン報告のいうように、生産者と消費者のつながりも外延的にも内包的にもまた直接的であり、錯綜していない。そこでは、われわれのいう「情報十分市場」の条件がみられるとともに、また個別生産のもたらす影響の拡がりも小規模であった。いま、その条件は変わり、技術が発達し、生産・消費も多様化・複雑化する中で、「情報不足市場」の条件が一般化するとともに、一方個別生産が消費者にあてる影響の拡がりも大規模になっている。ピアソン報告のいう通り、“状況は変わった”のである。この条件変化の中で、消費者の一般的利益を守るために、個別生産者（それはもう小生産者ではない）の情報障壁に社会的制限を課すことが、歴史的に必要になってきているとみなければならないだろう。前節において、自然環境の保護との関係においてのべた情報障壁の制限・排除の問題が、いまここで各種消費財

にかかわる消費者の生命・健康の安全の確保にかかわりながら、今日的な“生存権”⁸⁸⁾ とのかかわりにおいて現われるといえる。そこでは、いわば「近代私法体系が前提としていた社会的背景が崩壊し、近代私法体系では、そこで生じる問題が処理できないため、消費者問題が顕在化する」(実方謙二氏)⁸⁹⁾ という関係が、情報障壁問題をめぐって端的に現われるともいえよう。

また、一般に、消費者にとっての通信学習を各種の公的機関、学校、医療・保健機関、社会団体、報道機関などが行ないうが、このいわゆる消費者教育の実をあげるためにも、情報源の一つとして企業が情報障壁をはりめぐらすことは大きな障害になる。

* * *

ここで次のようにまとめうる。

利潤と市場拡大のためマーケティング活動を展開する企業は、事実として、しばしば消費者により mis-leading とうけとられる情報活動を行なっている。その結果、市場において消費者は消費財を選択する際、みずからの欲求と財の使用価値との適合性を保証するための学習条件を作動できない。このことは、現代技術革命のもとで生産・消費が多様化・複雑化している「情報不足市場」の条件のもとにあってはますます重大となる。前述の企業情報活動のもとでは、消費者は、その消費財購入において、たえざる不適合に悩まされることになる。

さらに重要な問題は、消費財における“安全性への危害”である。そこでは上述の条件に加えて企業の情報障壁＝「企業秘密」が大きな原因になって、消費者の生活は根本的な“不適合”についての不安にさらされる。

上述二つからわかるように、大衆の消費を「市場としての消費」とみる資本は、現代技術革命のもとで多様化・高度化する労働者の消費の欲求に適合的に応えてはいない。そこでは、消費者としての欲求は、消費財提供の過程から“疎外”されているといえる。この状態を克服するためには、いわゆる消費者被害情報の収集としての“危害情報システム”の確立、安全基準の検討、不適合商品の販売禁止、刑罰、立入検査の制度、そして製造物責任制度の確立、消費者訴訟、苦情処理体制の整備、これらにおける自治体の役割の強化などから、

取引や広告活動の規制などにいたる広範な消費者保護政策を必要とするのはいうまでもない⁴⁰⁾。同時に、そこでは、それらを一貫した基本視点として、産業のシステムにおける次の方向が求められねばなるまい。

1° 消費財が消費者にあたえる生命・健康への危険性にかかわるかぎりにおいては、企業秘密としての情報障壁は排除されねばならない。その他の場合にも、消費者利益との関係でその情報障壁は制限される必要がある。

2° 企業が行なう mis-leading な情報活動を排除するための質的・量的規制がなんらかの社会的システムによってつよめられねばならない。

しかし、何よりも大切なことは、上述の情報条件のもとで、具体的有用性についての消費者の要求が消費財の生産そのものに反映されることである。上述の情報条件はその方向への調節機能を発揮するが、より直接的な反映の保証をも求めねばなるまい。たとえば、イギリスの公衆衛生学者マッケオウン (T. McKeown) は、農業をふくむ食品産業において“健康への関連(health implications)”を第一義の基準として採用することが経済政策の評価基準でなければならないといっている⁴¹⁾。われわれも同様に次のことを根本的要求として考えねばなるまい。

3° すべての産業において健康への基準を第一義とすること、およびすべての産業において具体的有用性への消費者の欲求を直接に反映するシステムが保証されねばならない。この場合も前節での「環境親和」のときと同じく、その基準や欲求反映の評価基準は多様でありうるから、かなり広範な社会的協議のシステムと、そのシステムによる企業に対する制御機能が制度的に保証されねばなるまい。

すなわち、一般の消費財における消費者の疎外を克服するためには、それらの産業を利潤追求と情報障壁に立つ資本の一方的制御に委ねる体制は転換されねばならない。

第1節の注

1) 第2章第1節。また、飯尾 [I9] (1972年) 67～70ページ参照。なお、この第1節、第2節

- にのべることの骨子は、飯尾 [I 3] (1965年), [I 8] (1972年) でも示している。
- 2) 文字通りの“人間の生産”としての産児も、人間の生産の重要な一部である。これは、産児にかかわる成人の側の健康で十分な消費生活と医療が保証されることによって、保証される。医療については、第7章第2節参照。
 - 3) 後述、第3節参照。
 - 4) Marx [M 9] S. 39, 邦訳114ページ。
 - 5) 「富は素材的に考察されるなら、ただ諸欲求の多様性 (die Mannigfaltigkeit der Bedürfnisse) の中のみ存立する」Marx [M 13] S. 426, 邦訳463ページ。
「人間は動物のように無精にはおれず、精神としても無精であることは許されない。区別を知る悟性の働きがこれらの欲求に多様化をもたらし、……」Hegel [H 4] §190, 邦訳(下)59ページ。この“区別を知る悟性の働き”は、われわれなりにいってみれば、人間の学習能力(第2章第1節参照)にはかならないともいえよう。
 - 6) たとえば、Drewnowski [D 7] p. 7, pp. 13~16, 邦訳10ページ, 21~26ページ参照。
 - 7) Marx [M 13] S. 239, 邦訳255ページ。
 - 8) Drewnowski [D 7] pp. 17~19, 邦訳26~30ページ参照。現在はヘーグの社会研究所にある。
 - 9) 「享受の能力は、享受にとっての条件である」「享受の能力の発展」Marx [M 13] S. 599, 邦訳661ページ。
 - 10) 上述からわかるように、いわゆる理論経済学での「消費者選択 (consumer's choice)」の過程を、ここにいう消費過程ととりちがえてはならない。いわゆる「消費者選択」の過程は、市場経済で暮らす消費者が、ある時点において、市場で消費手段を購入するときの購買行動 (buying behaviour) の過程を説明するために設けられたフレームである。

第2節の注

- 1) Dupuy [D 10] pp. 486~487.
- 2) 第1章第2節, 第2章第1節。
- 3) Marx [M 9] S. 187, 邦訳332ページ。
- 4) 「労働手段は人間労働力の発達の測度器である……」Marx [M 9] S. 188, 邦訳333ページ。また、Marx [M 14] S. 49, 邦訳86ページ参照。
- 5) 中岡 [N 3] 134ページ, なお本書第2章第3節参照。
- 6) Engels [E 7] S. 309, 邦訳310ページ。
- 7) *Ibid.*, S. 307~308, 邦訳308ページ。
- 8) *Ibid.*, S. 307, 邦訳308ページ。
- 9) 上述のつながりの骨子, および関連するマルクス, エンゲルスの指摘の意味については、飯尾 [I 3] (1965年) 63~64ページ, [I 8] (1972年) 165~170ページでもふれたことがある。
- 10) 当時のイギリスの労働者の生活状態は、一般的にはひどいものであり、労働者の要求はもちろん満たされていない。エンゲルスの著書 [E 7] にくわしい。ただ、その条件の中でも、それなりの“文明度”が実現されていたことはうかがえる。たとえば、エンゲルスのそれより少しあとの時期 (1860年代) の合同機械工組合に属する中堅機械工の家計簿によると、エンゲル係数は50パーセント弱であり、消費生活の多様化が示されており、住宅組合の積立金、子供を私塾 (dame-school) = 一種の寺小屋に通わせる授業料、公衆浴場入浴料、洗濯代、労働組合費、家族の遠足・行楽費、常備薬代などがふくまれているという。角山栄 [T 20] 257~263ページにくわしい。なお、1850年代から賃金上昇傾向がみられたことも忘れられてはならない条件で

ある(角山氏の示唆による)。

- 11) Drewnowski [D7] p. 14, 21.
- 12) *Ibid.*, p. 103, 邦訳147ページ。
- 13) *Ibid.*, pp. 103~104, 邦訳147~149ページ。
- 14) Kando [K 5] p. 15 による。なお, p. 25, 27。
- 15) 加藤 [K 10] 204ページ。
- 16) 本書第2章第1節参照。
- 17) この、環境医療の見地については, McKeown [M 20] pp. 117~130。なお, 本書第7章第2節参照。
- 18) 加藤 [K 10] 212ページ。寺嶋 [T 11] 168ページ参照。
- 19) 関口 [S 9]127ページ。
- 20) 同上, 121ページ。

第3節の注

- 1) 自然環境と人間との“親和(Freundschaftlichkeit)”という考え方は, Kapp[K 8] S. 3~4から示唆を得た。なお, Prestipino [P 6] pp. 36~37, 邦訳161~162ページ参照。
- 2) N^0 , N^1 については metric も多様でありうる。したがって, ΔN^0 , ∇N^1 は(かつ ΔC^0 も), それぞれ“拡大”, “減少”を示す記号にすぎない。したがって, (6.1)式は論理式である。
- 3) 第2章第1節参照。また Sueishi [S 16], 末石 [S 17], Onoe [O 14], 尾上 [O 15] など参照。
- 4) 第2章第1節参照。また, 大沢, 寺本編 [O 17] 134ページ参照。
- 5) この“環境親和”の概念については, Kapp の「環境親和的技術 (umweltfreundliche Technologie)」の概念から得た。Kapp は次のように説明している。「われわれの分析目的にとっては次のように解しておこう。“環境親和”的技術とは, それによって人間的環境により少ない負担しかかけない, すなわち, 生態学的循環過程により少ない“混乱 (Unordnung)”しかもたらさないという意味で, より破壊的でない, そのような生産方法, 投入, 生産物をさす」Kapp [K 8] S. 4. われわれの場合には, たんに, “より少ない負担”ということだけでなく, 「環境容量をこえない」ということが重要な努力目標になる。
- 6) この議論については, Lange [L 3] II, p. 11, 16, 邦訳 18, 23~24ページ, 玉野井 [T 5] 76~95 ページでもふれている。Lange は農業, 工業の違いを消去してしまう形をとり, われわれの見解とはやや異なる。玉野井氏の見解はわれわれのそれに近いが, ややニュアンスの異なる面もある。
- 7) Smith [S 14] p. 343, 邦訳568~569ページ。
- 8) Ricardo [R 4] p. 76, 邦訳90ページ。
- 9) 玉野井 [T 5] 84~85ページ, 神里 [K 3] 39~41ページなど参照。
- 10) 後藤 [G 10] 149~164ページなど参照。

第4節の注

- 1) たとえば, Duesenberry [D 9] の研究をみよ。
- 2) たとえば, 飯尾 [I 2] をみよ。
- 3) Duesenberry [D 9] pp. 26~28, 邦訳36~38ページ参照。
- 4) 第1章第2節, 注1)参照。

- 5) Duesenberry [D 9] p. 27, 邦訳38ページ。
- 6) Duesenberry が「新生産物にたいする選好は、過ぎ去った期間の売上率に依存する」という形で工夫している説明は、もちろん本文に示したような簡単な説明ではないが、説明のパターンとしてはほぼ同じといえる。Duesenberry [D 9] pp. 104~110, 邦訳 145~153ページ参照。
- 7) Galbraith [G 3] p. 130, 邦訳142ページ。
- 8) “依存効果”という名称は、もともと消費は生産と相互依存性であるという一般的関連とまぎらわしい。
- 9) 荒川 [A 7] 12ページ参照。
- 10) Marx [M 13] S. 312~313, 邦訳336~338ページ参照。マーケティング効果が、そのまま“文明化作用”に一致できるかどうかは問題となる。本文後述参照。
- 11) もし、これを否定するなら、どのような財でも広告さえすれば売れるということにもなる。これは事実と合わない。たとえば、わが国で、今日の条件のもとでいかに広告しても、“下駄”の売上げを靴より伸ばすことはむずかしい。
- 12) 簡単にいうと、デモンストレーション効果は、 β が α に適合しているときにも（そのときは α によって）、 β が α に適合していないときにも（そのときは β によって）起きうるのである。
- 13) “通信学習”については第1章第2節参照。
- 14) “経験学習”についても第1章第2節参照。
- 15) Kapp [K 7] p. 234.
- 16) Bursk [B 23] pp. 357~358. 本書第4章第2節参照。
- 17) たとえば、Ferguson [F 3] pp. 5~8, pp. 73~144 におけるサーベイを参照。
- 18) モデルとしては、Mills [M 25], また事実としては、日本のビール業界の例、そのほかについて飯尾 [I 10] 111~113ページ。
- 19) Healy [H 2] p. 173.
- 20) 国民生活審議会 [K 23] 63~66ページ参照。
- 21) 黒川 [K 31] 239ページ。
- 22) 江藤 [E 11] 221~223ページ、経企庁 [K 16]。
- 23) 下山 [S 12] 26ページ。また国民生活審議会消費者政策部会 [K 25]。
- 24) 江藤 [E 11] 222, 223, 225ページ。
- 25) 下山 [S 12] 16ページ。東京都都民生活局 [T 15]。
- 26) 下山 [S 12] 21ページ。東京都都民生活局 [T 15]。
- 27) 「製造物責任」とは、商品の欠陥により人身または他の財産に及ぶ損害についての製造者の責任をいう。この責任の内容としては①被害者は製造者の過失の立証を要することなく、または過失の有無も関係なしに②製造者に対し直接損害の填補を請求できるようにする。③因果関係について被害者の立証責任の軽減を図る等とすることが必要であるとされる。国民生活審議会消費者保護部会 [K 24]。
- 28) 菅野 [K 6] 33ページ
- 29) 同上, 34~35ページ。
- 30) 大阪府 [O 16] 57ページ（城川氏報告）。
- 31) 金沢 [K 4] 31ページ。
- 32) “企業秘密”に関する法的議論はまだ十分に開発されていないといわれる。たとえば谷口知平 [T 7] とくに54, 56ページ、また紋谷 [M 33] とくに13~14ページ。

- 33) イギリス農水省の J.B. Hiron は、1979年に行なわれた「食品と健康問題のシンポジウム」で、政策立案の上で決定的に重要であるのは私的企業からの情報獲得とその利用であると述べている。Hiron [H 9] pp. 22~23.
- 34) この問題についてのすぐれた紹介は黒川 [K 31] 239~247ページ。また、国際的状況は、たとえば、OECD [O 4] にもみられる。
- 35) ピアソン卿 (Lord Pearson) を議長とする “*Report of Royal Commission on Civil Liability and Compensation for Personal Injury (Pearson Report)*”, Cmnd. 7054 (1978). (『身体侵害にたいする民事責任および補償に関する王立委員会の報告書』) *ibid.*, para. 1203. 飯塚 [I 18] 297ページ参照。
- 36) 本書第3章第4節の最後の部分、参照。
- 37) 第3章第2節参照。
- 38) 「現代経済社会において、経済的弱者の権利の性格は『生存』を起点とする権利を基底とするところにその特徴がある」奥島 [O 9] 31ページ。
- 39) 実方 [S 4] 192ページ。
- 40) 消費者保護の各国の政策の紹介は、わが国については、たとえば金沢 [K 4] 26~32ページ、黒川 [K 30] 239~247ページ、奥村 [O 10] 252~259ページ、国外については、OECD [O 4], OECD [O 2], OECD [O 1], また、イギリスについては飯塚 [I 18] 296~300ページ、西ドイツについては佐上 [S 1] 301~307ページ、スウェーデンについては平松 [H 7] 308~313ページなどがある。
- 41) McKeown [M20] p. 121.

第7章 「人間産業」の質

第1節 はじめに——“人間産業”としてのサービス産業の性格

前章においては、現代技術革命のもとにおける労働者＝消費者の“人間の生産としての消費生活”の問題を考え、その関連において、自然環境、および一般消費財の問題を検討した。ひきつづき、この章では、労働者＝消費者の“人間の生産としての消費生活”との関連において、サービス消費の問題を検討したい。

すなわち、戦後の産業社会におけるサービス産業の比重増大は、多くのデータにより示されている³⁾。しかし、今日の「サービス経済化」現象といわれる実状は、はたして労働者＝消費者の“人間の生産”としての欲求にこたえる形で発展してきているか、どうか。これが問題となる。本章では、このことについて、いくつかの角度から考えてみたい。

* * *

ここでサービス産業 (services sector; service industries) というのは、いわゆる第三次産業のうち、建設業、水道業、およびエネルギー供給業としての電力・ガス供給業、そして物的運輸業 (貨物輸送、倉庫業) などを除いたものをさしている。

もともと、いずれのサービス業も人間の労働が自然を加工して生産物を作り出すことによって役立てられるのではなく、その労働が労働＝用役のまま使用・消費されることで役立てられるからサービス業といわれるのであるが、上記の物的運輸業などを除いて考えると、多くのサービス産業には、広い意味での

「人間による人間の加工 (die Bearbeitung der Menschen durch die Menschen)」
といった形でとらえられるものが多い。

まず第一の分野としては、主として、人間の精神的・肉体的機能を調節し発展させるために“人が人を加工する”ことを専業とする分野である。もう少し具体的にいうと、人間の生産としての消費過程において必要とされるサービス活動(労働)を提供して、人間の精神的・肉体的調整と発展に寄与すること、およびそのコンサルティションを業とするものでもいえよう。ここに入ると考えられるものとしては、医療・保健業、教育・保育業、文化サービス業(芸術・文化活動業;報道・出版・放送事業;また消費者がみずから行なう文化活動に関するサービス提供業)、娯楽・観光・スポーツに関する各種のサービス提供業、すなわちいわゆるリクリエーション・サービス業、また上記のサービス消費やそのほか消費者の諸活動、消費生活に関係する各種コンサルティション業など広範な分野である。これらは、文字通り“人間による人間の加工”として、人間機能を調整し育成するという意味で、“なんらかの面から、なんらかのあり方で、人間を生産する”ということに直接にかかわりあうことが主内容となっており、いわば人間整成産業とでもよぶことができるような機能をもっている。

また、サービス業には上述のものほかに、社会経済活動における生産—消費各単位間の交流と連絡を有機的なものたらしめ、社会経済活動の運行を円滑なものにするためのものをみることができる。具体的には、情報・人・物の集配・交流・伝達・配給を専業とする分野であり、流通業(商業)、通信サービス、交通サービス業、さらには一般行政サービスなどがここに入りえよう。これらは、人の流通、情報の流通、ときには物の流通を媒介にして、人ないし組織が営むなんらかの過程の相互間をつなぎ・調整し・交流させることを主たる機能としている。そのあつかう媒体、方法は多様であるが、人間と人間とをつなぐ機能を主たる目的とするものとして、これらは、人間結合産業、あるいは簡単に、結合産業とでもよびうるような機能をもっている。もちろん、結合産業にあげうるものの中には、前述の人間整成産業の場合とちがって、直接の消費サービスだけではなく、物質的生産にたずさわる各種企業をふくむところの企

業活動相互間の結合や、生産過程と消費過程とをつなぐものも入る。しかし、それらの活動形態は、いずれも、結局は、人間の交流 (Verkehr), コミュニケーション (通信, 交通) を主内容としており、その意味では、広い意味での“人間による人間の加工”の相互過程とみることができるのである。

このようにみえてくると、われわれは、上述の人間整成産業、人間結合産業をまとめて、“人間産業”としての機能をもっているとみても、あまり不自然ではないといえよう。もっとも、人間整成産業にあたるものを狭義の人間産業、両者をまとめたものを広義の人間産業とみてもよいであろう²⁾。ともあれ、ここでいまわれわれがさし出した“人間産業”の概念は、なんらかの産業統計的な整理・分類概念というよりも、現代のサービス業をとらえていくうえでの一つの分析視角としての概念である。われわれが、いま、サービス業に対して、ことさらに、“人間産業”という視角をもって臨もうとするのは、それらの産業活動が、“人間を生産するために、人間を直接に対象としてとりあつかう活動”であるという性格を強調することが、今日において非常に重要になってきているからにはかならない。

もともと、広い意味での“人間による人間の加工”としてのサービス産業労働が存在しているのは、“人間生活の生産”ということが物質的消費のみによっては果たしえないこと、また人間と人間との交流が人間生活に不可欠であるということに根本の要因をもっている。地表の石を加工することが工業労働の端緒に近いという意味では、サービス労働も人間の歴史とともに古いといわねばならない。

しかし、いうまでもなく、産業としてのサービス労働提供とは、それぞれのサービス労働が社会的分業の中で一つの独立の社会的分枝としての位置を占めることをさしている。産業革命以前、すなわち、産業社会の成立以前は、人間整成産業であれ、人間結合産業であれ、社会的分枝としてのサービス業は、商業を除くと一般大衆のためのものは少なかったといえよう。

産業革命以後、いわゆるサービス業が徐々に伸びてきている状況は、たとえばクラーク (C.G. Clark) の古典的研究にもみられる通りである³⁾。ここでは、

前章第2節でのべたように、技術発展にともなう“労働力の文明化”の作用が働き、労働者——中でも管理・技術労働者は——それなりに文明化した生活を営むようになる。商業の発達はもちろんのこと、学校、病院のほか、公衆浴場、旅館、散髪屋などのサービス業が、また大衆の都市生活にともなう交通機関、通信機関が発達した⁴⁾。しかし、その発展は、——とくに、人間整成産業における発達は、戦前においてはまだ遅々たるものであったといえる⁵⁾。

しかし、今日では状況が変わりつつある。前章第2節でものべたように、現代技術革命のもとでは、より高度な労働力が必要とされ、一般労働者が十分な文化的・技術的教養をもつ労働力として形成されることが必要とされる。また高度な神経疲労を十分にリラクゼーションして十分な肉体的・精神的機能を調整し発展させることが要求される。したがって、サービス消費にかかわる分野としては、教育・文化・リクリエーション消費の必要の量的・質的發展、環境医療の充実をふくむ医療・保健サービスの必要の量的・質的發展、また社会生活の複雑化にともない、交通・通信・行政など各種社会的サービスの量的・質的發展の必要も増大する⁶⁾。こうした事情が今日の“サービス経済化”に反映していることはいうまでもない。サービス業に関する OECD 報告の示すデータによっても、このような動向がうかがわれる。とくに、1960～70年代におけるサービス業の比重増大の中で、教育、医療の発展を中心に、われわれのいう人間整成産業の相対的比重の増大がみられる⁷⁾。これは、戦後における民主主義の強化、分配率の変化にともなう労働者の実質所得の上昇を条件とするものであるが、そこにはわれわれのいう労働・社会環境効果が明らかに現われているといえよう。

しかし、ここにおいても、資本は、上述のような傾向的必要性を、当然のことながら“市場としての消費”の発展の現われととらえ、利潤実現の場の拡大ととらえる。私的利潤追求の企業活動の発展として、サービス産業の発展が現われる。そのようなものとして、雇用数の増大や“売上げ”の増大が現われている。しかし、そのようなものとしての、今日におけるサービス業の拡大発展は、今日の労働・社会環境から発生する労働者=消費者の“人間の生産”への

欲求に適合的であるか。これが問われねばならない。すなわち、雇用量の増大や産業所得の増大という指標だけではなく、そこに現われている「サービス産業の質 (quality of service industries)」についての定性的検討が必要なのである。

都留重人氏がいうように、もともと経済発展とサービス業との関連は理論的な規定としても再整理すべきことが残っているのであって⁸⁾、前述の“サービス産業の質”の問題もその中心の一つにはかならない。なんでもよいからサービス業が発達すれば「経済的進歩」の指標であるとはとうていいいがたいのである。

そして、この“サービス産業の質”を検討する際に、われわれは、それが今日の労働者=消費者の“人間の生産”としての欲求にこたえているかという視角、すなわち、“人間産業としてのサービス業”の有用性ははたしてみだされているのかという視角から検討するわけである。

第2節では、人間整成産業の代表的なものとしての保健=医療業を、また第3節では、人間結合産業の代表的なものとしての流通業をとりあげる中で、いくつかの基本的な点を考えてみたい。

第2節 保健・医療産業と社会性

この節では、もっとも典型的な人間整成産業であり、かつ今日の生活においてきわめて基礎的で重要な役割をもつ保健産業 (health industry)=医療 (medicine) をとりあげ、いくつかの基本点について考えてみよう。

* * *

人間生活の基礎は健康 (health) であることはいうまでもない。

健康とはなにか。WHO (国際保健機構) の定義がいうように、「健康とは、完全な、肉体的、精神的および社会的な、よい生活 (wellbeing) の状態であり、たんに病気や故障のないことではない」⁹⁾。そこでは、多くの人が指摘するように、肉体的、精神的によく統合された機能過程としての、環境への適応と発達過程が重視される²⁾。そして大切なことは、関口憲一氏が指摘しているように、

“健康は働くためによい”のではなく、生命をもつ発達した有機体としての人間にとり自己目的としての価値であるということである⁸⁾。したがってまたそれは、「かけがえのない個人」としての健康として存在することである⁹⁾。

健康がそのように広い基盤のものとしてとらえられる以上、健康保持のための保健 (health care) = 医療も広い基盤のうえでとらえられる。

イギリスのすぐれた社会医学者マッケオウン (T. McKeown) がいうように、これまでの医療は、病気になったものを治すことにのみ力点を置いてきたが、今日の医療はより広く、健康な人間が病気にならないようにすることにも力点を置くことがめざされている。今日では、大部分の病気は、それが起こってから治療によって介入 (intervention) するよりも、その病気の源を制御することにより予防 (prevention) する方が、より安く、より人間的で、より効果的であるという考え方に移りつつある⁹⁾。そして、このことは、健康保持は人間の身体の内的状態への介入に依存するだけではなく、病気の支配的な決定因子である“外部からの影響”や“行動習慣”をふくめての環境条件に働きかけることが大切であるということを含意している⁹⁾。なぜなら、健康が、人間という機構と環境との間の適応的な過程であるとするならば、人間の健康のためには、その人間という機構の作動 (working) に介入するだけでなく、その機構がそこで作動している環境条件の改善が大切になるからである⁹⁾。

このような考え方は18世紀から3世紀にわたる歴史的事実のうえに築かれている。マッケオウンの研究によりつつみよう。

西欧における死亡率の着実な減少は18世紀半ばあたりからはじまったとみられるが⁹⁾、その大きな原因は伝染病 (伝染性疾患) による死亡の低下とみられる。1848年以降については、イギリスの各種のデータもあり、くわしい分析によって明らかにみてとれる⁹⁾。表2は、マッケオウンがそれらの分析にもとづいて示した総括的な表である。1848年以前についてはデータに乏しいが、たとえば18、19世紀に死亡率の大きな原因となっていたとみられる結核が18世紀あたりから減少したとみられる十分な根拠があるように、18世紀から19世紀前半にかけても伝染病による死亡率の低下が大きいとみられる¹⁰⁾。その原因は、これま

表2 1700年からの死亡率減少の状態推定
(イングランドおよびウェールズ)

時 期	各期の減少寄与率	各期における伝染病に起因する減少率
1700～1971	100%	
1700～1848—54	33	?
1848—54～1901	20	92%
1901～1971	47	73%

出所) McKeown (M20) p. 31.

たいろいろな条件から分析し、栄養水準の改善であると考えられる¹¹⁾。栄養の改善が伝染病の発生、拡大、またそれによる死亡の低下に大きくプラスすることは、最近の発展途上国に関する WHO のデータによっても十分に明らかにされている¹²⁾。西欧においては、17世紀の末から農業における発達が広がった。ジャガイモ、とうもろこしなどの新作物導入、土地利用の改善、施肥、作物のローテーション（いわゆる穀物、牧草および根菜の輪栽式）などが拡大した¹³⁾。この農業事情の改善による栄養水準の漸増が当時における伝染病による死亡を減らしたとみられるのである。

次いで、改善されたのが社会衛生状態であり、これが伝染病とそれによる死亡を減らしたとみられている。18世紀には衛生状態はきわめて悪いが、19世紀には水と下水処理が改善され、20世紀に入ると牛乳の処理や食品輸送において食品衛生が改善され大きな結果をもたらした¹⁴⁾。20世紀がすすむにつれて、労働環境、生活環境において若干の改善がみられた。

このような形で、18世紀には空気伝染による伝染病が、そして19世紀半ばから20世紀にかけては水や食物による伝染病が減少した¹⁵⁾。

一方、免疫（予防注射）、治療などの個人的治療の効果は、20世紀以前には天然痘に効果をあげたことがみられるし、20世紀に入ってから各種のものがみられるが¹⁶⁾、これらの個人的治療が死亡率低下に果たした効果は、“18世紀および19世紀前半については重要なものであったとはまったく考えられない”し、また20世紀についても“大きな部分を占めてはいない”といわれる¹⁷⁾。

結局、この3世紀間における大衆の健康の改善について主要な効果をあげた

のは、18、19世紀における環境条件の疫学的研究と、栄養水準の改善および環境衛生の向上であるといわれる¹⁸⁾。このマッケオウンの分析の詳細については異論をもつ人もありえようし¹⁹⁾、またかれ自身もいうように今後の条件は過去の条件と同じでないにせよ、大筋において、われわれの健康保持のうえにおいて、いわゆる個人的治療だけではなくて、広義の栄養、行動慣習の改善、自然的・社会的環境条件の改善をその中に主要な柱として含む「全体的なサービスの枠組」²⁰⁾が必要であることは十分に了解されよう。

われわれも、前の章で、現代技術革命のもとでの環境破壊の問題が人間生活の健康のうえで重要な問題であり、その問題の分析、評価については多くの研究と示唆が必要なことを知った²¹⁾。これらも広い意味での医療システムとしっかり結合されねばならない問題である。また、同じく前章でみた食品をはじめとする多くの消費財の“安全”問題についても、すでに指摘されているように、その危害情報の収集や分析、対策の検討において、包括的な地域医療システムの確立と、地方公的当局における専門職員の充実とが必要であるといわれている²²⁾。また、今日の労働・社会環境の中では第5章第2節でみたように多くの心・身的問題がおきる可能性が濃い。精神的・肉体的機能の故障・障害も多様化している。したがって、“手当の必要な患者”と“手当の必要でない多くの人びと”といった18世紀的な分け方²³⁾では今日には適合しない。保健コンサルテーションと治療の間の区分もきわめて弾力的なものになってきている。また、精神疾患、老人病、各種リハビリテーションなど従来の一般病院では十分にあつかわれないものも増えている。

したがって、これらの全体的な視野に立つならば、今日の労働・社会環境に適合したものとしての、社会における保健=医療システムは、

- (i) 病院における治療、
- (ii) 居住地域または各種機関(学校、職場)における個人的保健コンサルテーションをふくむ広義の医療サービス、
- (iii) 各種の社会衛生、環境医療のための、コミュニティおよび社会的規模のサービス活動、

(iv) 上記の観点に立った医療・保健研究体制、専門家の教育体制の整備および一般保健教育の整備のためのサービスの四つを完全に統合した一つの全体的・包括的なシステムとして設計されねばならない²⁴⁾。

このような考え方は今日、かなり主張されている。精神医学のヒューム(P. B. Hume)が、医療を治療指向(treatment oriented)、予防指向(prevention oriented)、コミュニティ指向(community oriented)の三つの軸の総合としてとらえる考え方²⁵⁾、またアコフ(R. Ackoff)が現代医療を、治療としてのreactiveサービス、予防としてのpre-activeサービス、また家庭環境、学校・職場環境、都市環境における環境医療としてのinteractiveサービスの三つでとらえようとする考え方²⁶⁾などもこれである。

前述のようなシステムは、明らかに全社会的な機能性の拡がりをもった包括的なシステムであり、これらのシステム設計を私営業(private business)と市場機構の枠組で行なうことは不可能に近い。そこでは、しばしば理論経済学における“医療経済学”でとりあげられるような狭い意味での個人的治療サービスの公共財的性格だけが問題なのではなくて、前述の広範な社会的機能をもつサービス全体がもつ公共的性格の必要性が問題になる。したがって多くの先進国でいわゆる社会保障(公的負担、社会保険など)による医療需要の社会化(公的支出の依存率の引上げ)がはかられているが、現実に前記のような総合的・包括的な保健=医療システムに近づこうとしているイギリス、スウェーデンなどの国ではそのような需要の社会化にとどまるのではなく、あとにふれるように、保健=医療サービスの全般的供給についての包括的で、ほとんど全面的な国営化・公営化をすすめる形での、保健サービス供給体制の社会化(socialization of health services system)をすすめているのである。

なお、個人的治療サービスに問題を限定したときでさえ、その需給のシステムを市場機構の調節に委ねることが適格的でないということを明らかにする、いくつかの点についてふれておくのも無意味ではないであろう。

1° まず、消費者は医療サービスに関しては判断できる知識に乏しく、市場

的選択を実行できない。これはサービスへの欲求 = 必要性（自分の健康状態の判断）についても、また供給されるサービスの評価についても同様である。消費者は“その判断を専門家（供給者）に委任する”ことが正しい部面が多い²⁷⁾。

2° 医療サービスを消費した結果の欲求充足についての判断が消費者だけでは決定しにくいことが多いだけでなく、消費者も専門家（供給者）も、短期的にはその結果の判断ができないことが多い²⁸⁾。このことは市場による需給調節の短期性と適合しない。

3° 医療サービスについては代替性のない選択に面することが多く、価格に関する反応で選択する部面が少ない。このことは、病気は“欲求”によってなるものではないこと、また発病を予測できない不確実性にも大きな原因がある。したがって、医療サービスについては他の消費財と同様な形での家計予算配分がむずかしく、市場的選択に適合しない²⁹⁾。

4° 医療サービスについては反復性のない選択に面することが多い。医療が市場型で供給されたとき、消費者にとっては“買いまわり（shopping around）”は不可能であるか、あるいはそのコストがきわめて大きい。一般的に市場機構における作動原理とされる、消費者選好にもとづく試行錯誤をかさねることは、この場合は、とくにあまり好ましいことにはならない。したがって現実にも、“消費者は、医者に関して、一般の消費財に対するように、買いまわりをするわけではない”³⁰⁾。

5° 上述の結果、医療が市場機構にまかされたとしても消費者の側からの選択原理・選択機能が作動しない。消費者は、医療システムの複雑さの中を導いてくれる供給者（医者、病院）を信じて行動することになる。そこでは、専門家としての供給者によって形成される一種の“専門家的付託システム（professional referral system）”³¹⁾が生まれる。かつ、そこで市場システムが保たれれば、“患者推薦”——患者のとりあい——をめぐる競争がありえよう³²⁾。しかし、この競争については、上述のように消費者選択の欠如のもとでは、その競争がこの供給機構に社会的機能をあたえるかどうかについては、われわれはなんの見通しもちえない。

6° 医療供給が“営業の自由”のもとに市場供給として行なわれれば、患者獲得のために供給者としての医師・病院が人口密度の高いところ、所得水準の高い地域に集中するといういわゆる「地理的悪分布(geographic mal-distribution)」が生まれる³³⁾。そこでは、個々の病院、医院の維持・拡大のためという self-interest の追求が——利潤動機からにせよ 非利潤動機からにせよ——明らかに社会的利益を損う方向で展開される。これは医療が人間生産にとっても基礎的重要性からみて適当とはいえない。

7° この「悪分布」は、地域分布だけにはとどまらない。医療サービスの供給分野においても——たとえば供給者の側からみて“利得”のうすい、いいかえると“手間のかかる”ところの精神病、難病、老人病そのほかについての供給者の側からの無視・軽視が生まれる。また医療従事者の養成そのものにおいてもそのような“利得”本位の集中動向が生まれ、基礎医学研究の軽視、社会衛生研究の軽視が生まれる³⁴⁾。その面からも、市場システムでは医療供給サービス、医療労働力の配置が社会的欲求に適合するという保証がなくなる。

上述のように、医療サービスの需給システムとして、市場機構は適当ではない。

ところで上述からもわかるように、個人的医療についてどのような供給体制をとろうと、そのサービスの性格からして、なんらかの《専門家的付託システム》の性格は避けたいといえよう。イギリスの医療経済学者カリヤー (A.J. Culyer) がいうように、「保健・医療の多くの(必ずしもすべてではないが)事柄に関しては、人々はその意思決定を、自分たちのために働いてくれる他の人々に、委任する(delegate)ことを望む」³⁵⁾(傍点引用者)のである。したがって、そこから、当然のことながら、その大切な意思決定が委任された人びとについて、委任した側の人びとがモニターしたり制御したりすることが望ましいのもいうまでもない³⁶⁾。

これはいわば「消費者委任(consumers' delegation)」の一つとして説明できる。一般に消費者は自分の消費について自分で制御をきめる権利をもっている。実際にはそれが消費者選択として現われる。しかし、その選択を実現するために

は、第6章第4節でみたように、消費者は、提供される財と自分の状態についての情報を、収集し、分析し、評価しなければならない。その、情報をみずから収集・分析・評価するための努力量——これをダウنز (A. Downs) にならって「情報費用 (information cost)」とよぼう³⁷⁾——がたいへんに大きいものになり、むしろある一定の費用を支払って他の人にその収集・分析・評価を委任した方がよいときには、消費者はその収集・分析・評価を他の主体に委任することがありえよう。いまの場合、医療サービスの性格からして、消費者自身が行なう場合の情報費用はしばしば無限大に近い形で大きいので、その情報活動・判断が医師にまかせられるのである³⁸⁾。

ところで、委任した事柄についてのチェックが、前述のように市場機構のシステムではできない以上、患者と医師との間で、キャリアのいうように、直接にモニターし、制御するなんらかのシステムが必要になる。いいかえると、医療サービスのあり方について、供給者(被委任者)がたえず需要者(委任者)に説明し、情報を提供し、委任者と被委任者の関係として両者が話しあう、患者と医師の協同決定システムが必要になる。さらに、さきにものべたように、医療はもともと環境医療、社会衛生、各種福祉活動などの広範な社会的機能の中で位置づけられねばならないから、そこではこの、患者と医師の協同システムを包含した、市民としての消費者と広義の医事担当・専門家との社会的協同システムが必要なのである。すなわち、保健=医療にあっては、そのサービスの性格からして、すぐれて“消費者委任”が生まれること、およびそのサービスのもつ社会的機能性から、そのサービス供給は、“営業の自由”のもとに個々の供給者の個別的意思決定に委ねられるわけにはいかないのである。保健=医療サービス供給は、市民としての消費者と専門家による社会的協同的システムの制御のもとにおくことが必要となる。これが、さきにものべた保健・医療サービス供給体制の社会化にほかならない。以下では、簡単に医療供給の社会化とよぼう。

この医療供給の社会化によって、はじめて、われわれはさきにものべたような今日の条件が求める社会的・包括的な保健=医療サービスによる人間の生産を

確保できるのである。その供給の社会化の具体的形態はきわめて多様でありえよう。

医療供給の社会化を実現している国の例は、発達した資本主義国ではイギリス、スウェーデンにみられる。参考までにごく簡単にみよう。

(i) イギリスの“国民健康サービス”

イギリスは1946年に労働党政権のもとで国民健康サービス法(National Health Service Act)を制定し、1948年からその“国民健康サービス”・システム(以下、NHSと略称)を実施した。その保健・医療の原則は、①消費者における価格費用(money price)負担の除去、②すべての病院、診療所の国有化(state ownership)、③地区医療システムの計画化である。これによりあらゆるタイプの医療をすべての人が利用できる保健システムが創りあげられた。また、一般の治療サービスのほかに、予防注射、早期診断そのほかの学校保健、職場保健、コミュニティ・サービスなどの社会衛生、環境医療、また、老人、精神障害者、身体障害者の社会的ケアをうけもつ社会福祉のホームとホステル³⁹⁾、母子保健のコンサルテーションを行なう専門診療所、在宅看護、保健教育などにいたる多くの分野と機能を、統一した計画的管理のもとにもたらすことが可能となった。1973年に運営管理上の再組織法が制定され1974年から実施されているが上述の原則は変わっていない⁴⁰⁾。

医療の費用面をみよう。薬剤処方箋料、眼鏡、歯科治療が一部負担のほかは個人負担はない。税による公費負担90%、社会保険料負担7%、自己負担3%になっている(1976年)。前記の一部個人負担についても、15歳未満の者、65歳(女子は60歳)以上の年金受給者、妊産婦、低所得世帯などについてはそれぞれの場合に応じて免除規定がある。

医療供給施設は、旧法では、保健大臣、中央保健サービス審議会(CHSC)のもとに非常にゆるやかに連結した次の三つの柱で構成された。

(i) 病院および専門医サービスと RHB

病院や付属施設における入院・通院患者への診療、治療、リハビリテーショ

ンなどのあらゆるサービスの費用は主として国庫基金でまかなわれる。これらは全国を15の地方に分けた地方病院委員会 (Regional Hospital Board = RHB) により管理される。

(ロ) 一般医サービスと EC

いわゆる個人規模の一般開業医 (general practioner, 略称 GP) については、医療地区内の開業医数に定数があり、開業医は後述の地方保健当局 (LHA) に登録される。地区住民はこの登録された一般医の中から自分の家庭医を選び、一般医は主としてこの登録者数により、いわゆる“人頭割報酬”の形で国から支払われる。登録人数の上限は医師1人につき3500人。一般医は契約相手である地区の実施評議会 (Executive Council = EC) により行政管理される。この EC の構成は25人で、うち医師が12人、残り13人は消費者代表の意味で LHA が8人を、大臣が5人を指名する。

(ハ) 地方保健当局 (LHA) のサービス

地方における保健センター(一般医がグループをなして他のコミュニティ保健スタッフとともに)診療所などコミュニティ・サービス、救急事業、家庭訪問・家庭看護・家庭援護事業、疾病予防、環境衛生、妊産婦・児童福祉、助産、地方の精神衛生サービス、保健教育の運営は、国と地方当局が折半で費用負担して、全国146の地方保健当局 (Local Health Authority = LHA) が管理する。

新組織は、労働党政府の一次、二次の green paper にもとづき、前述の各サービス・システムの個々の内容には変わりはないが、運営機構の問題として、(A) 地域レベルを基礎とした上述(イ)(ロ)(ハ)サービスの統合的運営、(B) NHS, 社会衛生、社会福祉サービスの緊密な連結の確立を原則に再組織された。政権交代などで影響を受けたが、ほぼ次のようになっている。

RHB が病院を、LHA がコミュニティ・サービスをという二元化が廃止され、より小地域的な LHA を基礎に、全国90の地域保健当局 (Area Health Authority = AHA) がおかれ、これが NHS の実施機関として最大の行政責任をもつことになり、前記(イ)(ロ)(ハ)の機能管理を総合した。中央の保健社会保障省と AHA の間に中間機関として14の地方保健当局 (Regional Health Authority = RHA) がお

かれる。AHA はその地域のニーズを評価し地域保健サービスを計画・組織するが、その構成メンバーは34人で⁴¹⁾、RHA の任命メンバーのほか、3分の1までは地方当局指名メンバーが入る。地域は、それぞれ1～5の地区(District)をもち、地区には地区運営チーム(District Management Team = DMT)、地区医療委員会(District Medical Committee = DMC)がおかれて、地区総合病院、一般医などの連絡などが保たれる。また、ほぼ地区レベルで、全国に207のコミュニティ保健協議会(Community Health Council = CHC)がおかれ⁴²⁾、消費者代表機関としてAHA などへの情報請求、病院視察、AHA への代表派遣や計画策定についての諮問をうけたりする。また、病院の閉鎖、変更はCHCの承認を必要とする。メンバーは地区議会からの指名と、残りはボランティア団体からAHAが指名する。

保守党政権下で新NHSシステムにも多くの問題が生まれている。組織運営的には、第二次グリーン・ペーパーの唱えた選挙制が否定されて任命制が主になったこと、また、一般医は家庭委員会(Family Practitioner Committee = FPC)を組織し、形式的にはFPCはAHAの委員会になっているが、実際にはほとんどAHAがFPCを規制する実権が弱いこと⁴³⁾、などである。しかし、NHSシステムがもついま一つの根本的な問題は、ドイアル(L. Doyal)が批判するように、NHSシステムが薬および医療機器の供給についてはまったく私的企業に依存していること、かつこれらについての公的規制がないことである⁴⁴⁾。その結果、製薬業の利潤は“過度に”高いものとなり⁴⁵⁾、また1965～67年に行なわれたセインズベリー(Seinsbury)委員会の報告は、製造されている薬品の35%は“非効果的で、旧式で、非合理的な製品”であり、さらに有害なものさえ多いと指摘した。このような製薬業の状態が、NHSシステムに大きい負担をかけているといわれている⁴⁶⁾。

この薬供給面および製薬についての社会化を実現しているのがスウェーデンである。

(ii) スウェーデンの医療・薬供給の社会化

スウェーデンでは⁴⁷⁾、全国に24の県(county)があり、各県には国の管理機関としての県管理局とならんで、自治機関としての県評議会(County Council)があり、保健・医療の仕事はこの県評議会の主要な仕事になっている。国中の病院はごく少数の国立、私立病院や例外を除き、すべてこの県立である⁴⁸⁾。そして、プライマリ・ケア(一般的な初診)、病院治療、各種日常看護、在宅ケア、救急、母子福祉、各種障害者や老人などに対するケアをふくむ社会福祉、また看護婦教育(スウェーデンでは看護婦が他国における医師の仕事の一部を果たす)⁴⁹⁾などを総合的にあつかう。

まず、県(ほぼ人口20~30万人)は、地方自治体の特性に応じて人口1万人から5万人を単位とする多くの初診地区に分かれる。この初診地区は外来診療と在宅ケアに重点をおいたサービスが提供される基準地区であり、地区内には1カ所以上の保健センターと1カ所以上のサナトリウムがおかれ、一般医、訪問看護婦が配属され、他の社会福祉サービスと提携して医療活動が行なわれる。これらの初診地区がいくつか集まって、一つの病院区が形成され、病院区には「一般病院」がおかれる。「一般病院」は最小のものでも内科、外科、X線科、ますい科をそなえている。さらにこの病院区がいくつか集まってほぼ県域に一致する大病院区がおかれ、大病院区には中央一般病院(全科)がおかれる。このように県内は3水準の医療地区として総合的に編成される。そのほかに、さらに人口100万人程度を単位とした全国七つの広域区が設けられ、各広域区には高度に専門化された特殊な地区病院(教育・研究機能を併有する)がおかれる。このように、公立病院などの施設が発達しているので、私的開業医は全医師の10パーセント以下の少数であり、大都市にだけ集中している。また、スウェーデンでは、スウェーデン政府と保健医療専門家、社会学者、心理学者、工学者などによる半官半民の専門機関(スウェーデン保健計画研究所;SPRI)がおかれ、有効な役割を果たしている。

医療費は、一般診療は1回ごとに20クローネ(開業医で30クローネ)を支払うだけ⁵⁰⁾。薬剤については1回につき10クローネから25クローネまででそれ以上は自己負担はない。入院については、診療、看護、薬剤、身辺サービスをふく

めて無料。難病の治療・薬剤は無料、歯科医については16歳以下と妊婦は無料。これらのシステムにより、1977年でみると、県評議会の医療サービス・コストの3.4パーセントだけが患者負担で、71.9パーセントは県税、13.8パーセントは国庫補助、のこりが社会保険その他である。

そして、スウェーデンでは、薬局が社会化されて、政府2、薬剤師会1の割合で出資するアポテクスブラーゲットという公社のもとにおかれることになり、薬品の小売の100パーセント、卸売の70パーセントが公的機関によって供給されている。また、KABI社など製薬会社3社（市場シェア25パーセント程度）が社会化ないし混合セクターの形で経営されている。

もちろん、これらの国々のシステムにもいろいろと運営問題が残るにせよ、大筋において、医療供給の社会化を通じて、さきにもべた統合的で社会的な保健・医療システム機能が実行される条件が創り出されていることがみてとれよう。すでに、第5章や第6章でみてきたように、現代技術革命のもとでは、人間の健康の問題がいままでにまして、広い範囲の問題とかかわりつつ、より社会的な性格をつよめてきている以上、このような方向をとることの必要性はかなり一般的なものがある。イタリアも1978年12月の「国民保健サービス（servizio sanitario nazionale = SSN）」法により、製薬の監視をふくめてイギリス型に近い方式に進もうとしている⁵¹⁾。このような条件のもっとも少なく、医療をほとんど自由市場方式にまかせている点で、国際的に“珍しい”システムのアメリカでさえ、1973年の法制定、76年の改正によって一部の地域では、地域の医師集団に加入市民の健康保持を請負わせる方式でのHMO（Health Maintenance Organizations）システムが生まれている⁵²⁾。これも、ある意味では“コミュニティ健康計画（community health planning）”へのつながりをもっているともいえる⁵³⁾。

たとえば、日本のように開業医が医師の半数を占め、また病院においても私的病院（医療法人、個人）の比重が7割近いような状況は⁵⁴⁾、決して国際的にも一般的なものではない。また、日本の医師報酬がとっているいわゆる「出来高払い制」——診療の1単位を定めその診療単位数に比例して医療報酬が支払わ

れる方式——も決して必ずしも一般的なものではない。まして、その方式が、日本独自の「薬価基準決定方式および医薬分業の未発達とあいまって、医療費の浪費をもたらす結果になっている」⁵⁵⁾のは、かなり“珍しい”システムといえる。

そして、製薬業界と医師界の関係は、1980年4月の国税庁調査でみられるように、薬づけ医療に拍車をかける反社会的行為としての、医薬品メーカーから開業医、病院などへの添付薬品（おまけつき販売）や現金リベートが横行し、1976年7月から1979年6月の3年間に約120億円相当が全国4万3000の医院、病院へ流れるという関係になっている⁵⁶⁾。このような利潤追求的なあり方は、その反映として医学教育の社会問題化とならんで、もはや out of question に近い mal-function system であるといえよう。そして、ドイナルが指摘する多国籍企業化する傾向をもつ⁵⁷⁾、医薬品企業の寡占の高利潤追求はわが国においても例外ではない⁵⁸⁾。このような利潤追求が推進力となって、「営利性が優先する一般医療体系の枠組み」（川上武）ができあがり、その結果、サリドマイド、キノホルムによる薬害をはじめ、“薬づけ医療”“検査公害”を生み、そして今日においてもっとも必要な環境衛生、社会保健、救急・僻地医療、各種障害者のケア、リハビリテーション、各種老人、母子福祉などの“不採算”なものが切り捨てられることがおきるのである⁵⁹⁾。このような状態を克服するためには、医療分野からの“利潤本位”志向を一掃できる制度的条件を創り出すはかない。具体的形態としては、製薬業についての社会的管理の徹底的強化、公営化の促進、僻地・救急医療、精神医療・難病の医療体制の社会化の実施をはじめとする公立病院の増設、病院の公営化促進、診療報酬制度の改革をはじめとする開業医システムの改善・検討にいたる一般医療の社会化方向など、多面的、段階的でありえよう。

具体的形態はどのようであれ、根本の方向は、医療における消費者委任の現実をあげるために、製薬・医療にかかわる全分野から“利潤志向”を一掃して、消費者と専門家の十分な情報交流・協議による社会的・協同的システムの制御のもとにおくことであろう。保健・医療において、その従事労働者に対する正

当な報酬・生活の保証システムの問題と“利潤動機 (profit motive)”とを混同してはならないのは、一般教育活動におけると変わりはない。「人間の生産」としての医療供給は、医療需要を「市場としての消費」とみるような供給形式とは両立しないのである。

ここで、われわれは根本的なことに注意しよう。

わが国においても、各国においても、もともと「保健・医療」が一般労働者＝消費者大衆と本格的なかかわりをもつようになったのは、第二次大戦後のことにすぎない。18世紀以前においては、大衆にとってはそれは“ゼロ”に近い。産業革命＝産業社会の成立とともに、いささかのかかわりが生まれたとはいえ、——そして公衆衛生のいささかの発展により死亡率の低下も現われたとはいえ、労働者大衆は、「機械の生きた部品」とみられたにすぎない。社会における保健・医療システムが、労働者大衆に向っては「機械の生きた部品」のとりかえが持続できる程度のもので発展してきたことは、当然といえよう。第5章第2節でみたように、現代技術革命は、もはや、「機械の生きた部品」としての労働力の存在様式を拒否しつつある。第6章でみたように、今日の労働力は、すぐれた肉体的・精神的機能再生と調整を必要としている。また、社会生活の複雑化の発展がこれまでになく社会医療・環境衛生の整備を必要としている。発達した産業社会がこの何百年かの間つづけてきた“医療の伝統的な社会システム”は、根本的に変革されねばならないという状況に直面しているのである。医療供給社会化への模索もその一つにはかならないといえよう。

このような方向の実現がなおざりにされたまま、現存する医療サービス・システムのもので“医療サービス売上げ”あるいは“医療供給総費用”としての国民的支出が増えたところで、そのことを、「人間の生産」としての欲求が充足されることが発展しているとみることはできないのである。

第3節 人間産業としての流通業

生産が発達し、社会生活が複雑化すれば、人間結合産業の機能がますます重

実的諸機能を専門化した中間的主体が、——“生産者”，“消費者”というカテゴリーと似たようなカテゴリーとして——“流通業者 (distributor)” とよばれるものである。歴史的には前期的商人資本でもありうるし、また産業資本が確立したのちの商業資本的企業、個人営業の商業者 (小商人)、また今日の段階にあって独占的大企業 (生産者) のもとに制御されるとしても 形態的に独立した販売企業、生業的商業者などもここに入る。これらの流通業者が、社会的分岐としての流通業を形づくる。

ところで、その社会的分岐としての流通業が社会に対してその社会的分業を担っている機能は、次の五つでみることができる⁹⁾。

(i) 物的流通機能 (physical distribution)

まず、財の物理的移転としての輸送と、物理的保管 (倉庫、包装など) の機能がある。前者は生産者、消費者 (使用者) 間の空間的隔たりを解消する機能であり、後者は生産と消費 (使用) の間の時間的隔たりを解消する機能である。一括して物的流通機能とよばれる⁴⁾。

(ii) 供給構成調整機能 (sorting)

前記の機能は、需給間の空間的・時間的隔たりを解消しようとするものであったが、次いで“需給間の量的・質的構成の隔たり”を解消する機能がある。社会では多様な質 (種類) の使用価値が多様な量的規定のもとに、多様な生産者によって生産されている。需要者 (消費者、使用者) の欲求も多種多様な要求がそれぞれの質・量構成をもって現われる。この生産の多様化と、欲求の多様化が交錯する。そこで、社会的生産物の構成を、個々の需要者 (消費者、使用者) の需要もっている質・量構成に適合させるための調整操作として、“消費者 (使用者) の要求のパターンに適合する一組の生産物集合を構成し、消費者 (使用者) の要求に適合した assortment (品揃え集合) を形成する”⁵⁾ という意味での、諸生産物の量・質的配置の変換を行なう機能が現われる。それは物理的操作をふくむとはいえ、量・質配置の分析・設計としての情報処理活動の性格を強くもつ。具体的には、計量、集荷・分荷、選別 (分類)、格付け、取揃えの諸機能を一体化したのとして現われる。これはしばしば「分類取揃え」機能 (sorting)

とよばれるものにほぼあたる。

(iii) 情報流通機能 (extensive communication)

前述した供給構成調整機能の項でも明らかのように、使用価値の異質性、欲求の多様性の中で、需要と供給の適合を果たさねばならない。このためには、消費者(使用者)の側からの質的・量的要求に関する情報が生産者の側に、また生産者の側からの財の内容・供給量・供給条件に関する情報が消費者(使用者)の側に伝えられねばならない。流通業者はなんらかの形で、この情報交流を媒介する機能を果たすことになる。流通業者は生産者に対しては需要者として、消費者に対しては供給者としての情報交流を行なうわけである。ここでは、次項にのべる需要者・供給者間の接触・交渉・協議にいたる以前の段階としての一般的な情報活動をさし、いわば外延的情報交流 (extensive communication) といえる。具体的にはなんらかの形でのリサーチ活動であるとか、非常に広い意味でのさまざまな形での——たとえば看板を出すことにはじまる——広報活動・報知活動などであるといえよう。

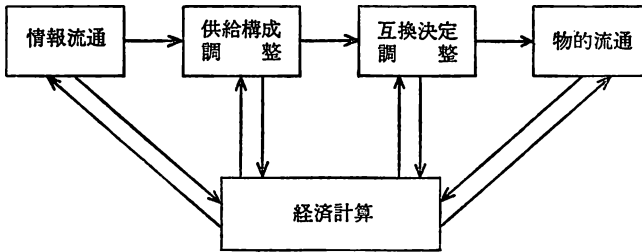
(iv) 互換決定調整機能 (intensive communication and decision-making)

つぎにどうしても欠かすことのできないものが互換行為そのものを決定する意思決定機能である。ここには、それとほとんど区別しがたいほどに直結している直接の前段階としての、接触行為ともよばれる、特定の取引相手(潜在的取引相手)との間での情報探索活動、情報交流活動をふくめることができる⁶⁾。具体的には、いわゆる交渉 (dealings) の形で現われる話しあい (consultation) にはかならない。それらは、いわば集約的情報交流 (intensive communication) とよびうる。特定の生産者、消費者の細かい質問にこたえ、条件を説明し、需給の具体的適合をさがすために、相手の互換決定にも働きかける形で行なわれる、密度の高い情報交流である⁷⁾。流通業者は、これを生産者に対しては需要者として、消費者(使用者)に対しては供給者として行なうことになる。

(v) 経済計算機能 (economic calculation)

さきへのべたように、財の引渡しの対応フローとして、他の財あるいは貨幣、あるいは引渡請求権が流れる。このような過程における「価格決定」にかかわ

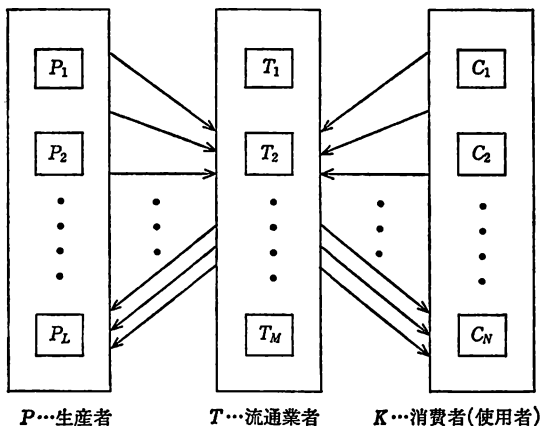
図7.1 流通機能の連関



る機能、あるいはまたより広く表現して、なんらかの意味での互換比率 (transaction rate)⁸⁾ にかかわる決定機能、すなわち経済計算が重要な機能としてあらわれる。もちろん、これは流通業者によって“価格”が決定されるということではなく、市場機構あるいは計画経済における価格調整・決定において流通業者がそれなりの機能を果たすことを意味している。

現実において、おおまかには機能操作の流れは、図7.1のようになる。そして、上述でみた内容からわかるように、情報流通、供給構成調整、互換決定調整、物的流通のいずれにおいても、生産者から消費者(使用者)へ、消費者(使用者)から生産者への要求、疑問、応答といった“情報の流れ”の処理が決定的な内容と前提を形づくっている。いいかえると、流通業者は、社会的分業としては、生産者と消費者(使用者)の間にあって、両者の間の要求、疑問、応答といった情報の連関を媒介する機能的主体として、社会的分業となるといえよう。文語の *traffic* や、*Verkehr* が“交易”であり、“交通”であり、“通信”でもあるということは意味のないことではない。だからこそ、それは、語の十分な意味で人間結合産業なのである。したがって、上述のかぎりで見れば、流通業者が独立の意思決定主体として機能し、生産者、流通業者、消費者(使用者)の間に、相互に「多元的選択」⁹⁾の条件があれば、生産者 $P_i (i=1, \dots, L)$ 、流通業者 $T_j (j=1, \dots, M)$ 、消費者 $C_k (k=1, \dots, N)$ の間に多元的な形での集約・分散的なネットワークが生まれ、結果として、流通業者の集合は、生産者集合と消費者(使用者)集合のあいだにあって、相互の選好情報 (preference information) の流れを集約し・整理し・分析し・伝達する形で社会的に媒介す

図7.2 選好情報の集約・分析・伝達



る機能を、**社会的分業の機能**として受けもつといえよう(図7.2)。

これが、しばしば「**商業の社会的機能**」¹⁰⁾とよばれるものであり、あるいは「**商業の社会性**」¹¹⁾などとよばれるものにつながる。流通業には、消費財の流通と生産財の流通があるが、ここでは、直接に「人間の生産」にかかわるものをみる意味で、消費財流通に関してみよう¹²⁾。

ところで、現実の産業社会にあっては、個々の流通業者として現われるのは、まず、利潤目的をもつ商業資本的企業、または商人である。そこでは、消費者の需要は“市場としての消費”として現われる。前述の**経済計算機能**が利潤目的で作動し、他の**全機能**をその手段として動員することにもなる。したがって、そこではしばしば消費者の欲求を充足する観点からみれば **mis-leading** な情報の処理・伝達が行なわれ、前述の**社会的機能性**は、供給構成調整においても、また**互換決定調整**にあっては、さらには**物的流通**においても十分に働かない。それに加えて、もともと、生産者としての資本が利潤目的から、必ずしも消費者のために役立つ情報提供を行なわない。

したがって、消費者=一般労働者の利益を守るためには、流通業についてだけ問題を限定してみても、まず第一に、流通業の活動について**ミス・リーディング**な情報活動にもとづく活動が行なわれないように、十分に**社会的観点**に立

った規制が必要になる。簡単にいうと、情報流通、供給構成調整、互換決定調整、物的流通において、流通企業に対して、消費者の観点からの具体的有用性の欲求が十分に反映し、企業の活動が十分に制御されるような社会的システムが必要になる。そのような社会的システムの形成のあり方は具体的には多様でありえよう。しかし、なんらかのそのようなシステムによって、流通業が、消費者に対して正確な情報をあたえ、質問にこたえ、要求を聞き、ことばの正確な意味での消費者との話しあい＝コンサルテーションを行なう機能をもつことが必要になる。このことは、現代技術革命の条件のもとではますます必要になる。なぜなら、われわれがくり返しのべてきたように、現代技術革命のもとでは、生産、消費が、そして社会生活全般が多様化・複雑化して、消費者にとりいわゆる“情報不足市場”の条件がつよくなるからである¹³⁾。

ところが、現実の流通は上述の必要をみたすのと反対の方向になっているのである。

もともと、前述のように生産者や流通業者が利潤本位により流通の社会的機能をゆがめるとしても、もしそこにさききのべた「多元的選択」の条件がありいわゆる完全競争に近い条件が実現すれば¹⁴⁾、市場機構全体の作動原理によって、たとえばしばしばミス・リーディングな活動を行なう業者は消費者の行動学習によって顧客を得ることができないといった形での作用が働くこともある(いつもそうであるとはいえないにしても)。したがって、流通業者がその顧客を増大させるためには、消費者に“人気の悪い”生産物や生産業者とは取引を避けねばならないという作用も働く(いつもそうであるとはいえないにしても)。流通業者が生産者から独立であるかぎり、かれは一般的にはどの生産者の商品を買わねばならないということはない。したがって、消費者の欲求に適合する商品を探査し、商品の使用価値に適合する消費者を探査することが、流通業者の利益につらなることもある。そのかぎりでは、流通業者は、消費者がみずからの欲求に適合する商品を探査することについてのコンサルテーションを行ない、いわばある程度の消費者委任¹⁵⁾を実行する機能をも結果的にもつことがある。その結果、「個々の企業の意識的活動とは次元の異なる、それら活動の総合さ

れた全体としての、商業現象」¹⁶⁾として、流通の社会的機能の歪みのある程度防ぎ、流通の社会的機能のある程度果たさせる作用も働くことになる。しかし、このような条件を準備するためには、少なくとも、流通業者が生産者から独立した決定単位であり、生産者に対する流通業者の多元的選択の条件が必要になる。

しかし、今日の寡占段階ではそのような条件とは反対の方向にすすみ、流通業者が生産者としての寡占大企業に系列化される流通の系列化＝マーケティング・チャネルの形成がみられることになる。この過程について説明しよう。

まず、すでに第4章第1節、第6章第4節でものべたように、生産者としての寡占大企業が消費者に直接に働きかけ、消費者の選好を操縦しようとする情報活動が活発化する。そして、その情報活動は技術発展にともなう情報不足市場の条件により、かなりの“成功”を得る。そこでは、「プロモーションとは……他の競争的ブランドがどんな特徴をもとうと、それらがどこでどのように有用であろうと……、それらにおかまいなく、特定のブランドを人びとに欲しがらせることである」(E. C. Bursk のマーケティング・テキストから)¹⁷⁾といった、すなわち“ブランド情報”とでもよべるようなタイプの広告が活発化する。「すべてこれらの広告は、消費者に、自分ひとりの推測で品質判断を行なうことはむずかしいと示唆し、そのかわりにむしろ有名メーカーの評判という形により提供される保証に依存する方がよいのだと示唆する」¹⁸⁾。その結果、「商品に対する十分な情報が消費者に届いているかどうかには疑問がある。……消費者が商品に関してできるだけ正確かつ詳細な情報を期待しながらもそれにそいう情報を十分に入手できずブランドに象徴化された商品およびメーカーの信頼性に多く依存していることを示している」(経済企画庁・物価安定政策会議第二調査部会専門委員会中間報告から、傍点引用者)¹⁹⁾という状況が生まれる。

この状況のもとで、消費者の需要はしばしば一般的な需要ではなく、「どこそこのブランドの商品が欲しい」という“指名的な需要”になる。これが、寡占大企業の市場活動の総体としてのマーケティングにいうところのプリセリング (pre-selling) のシステムであり、商品の有標化 (branding)、包装 (packaging)

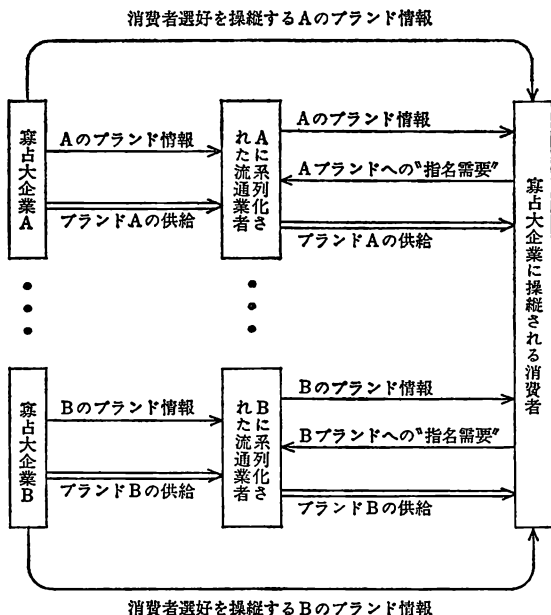
に立って広域広告を基軸に展開される²⁰⁾。寡占大企業がこのプリセリングによって立ち立てたブランドにおける市場販売力の形成が、流通業者に対して決定的な支配力として働く。消費者の側が“指名的需要”をもって現われる以上、メーカーにより消費者の中に直接にうちたてられた“有名品”としてのブランドをあつかうということは、流通業者にとって、ある種の必要条件として現われる。このことは、メーカーが流通業者に対して行なう「強制と説得」において²¹⁾、大きな役割を果たし、寡占大企業が流通業者としての“middleman”の活動を制御するところの、流通経路に対する「基本的な経路支配力 (the basic channel forces)」²²⁾を生む。

その結果、生産者としての寡占大企業が、ある一定の流通業者群を、自己の商品を売らせるための販売網システムとして排他的に専属化して組織し、自己の制御のもとにおくところの、流通の系列化＝マーケティング・チャネルの形成が現われる²³⁾。その具体的形態は多様である。

流通業者に対して競争企業の製品の取扱い制限や再販価格の指定などを課す種々の形の拘束付き契約 (tying clause contract) から、それらの拘束付き契約やそのほか各種の手段をともしつつ流通業者を選別し限定して専属化された販売網を形成しようとする排他的販売 (exclusive distribution)、その一つの具体的形態としての専属代理店 (exclusive agency) 化、特約店化、また、さらには、取扱い商品から販売方法、設備、帳簿記録、広告そのほか全面的な規制の加えられるフランチャイズ・システム (franchise system) などにいたる。ここまでくれば、流通業者が独立の経営であるということは「信仰」ないし「神話」になるといわれる²⁴⁾。また、より直接的に寡占大企業が流通業者に対して資本出資や経営参加などの資本統合的方法を用いて行なう系列化もある。流通業者を統合する形で系列販売会社をつくる場合などがこれである²⁵⁾。

具体的形態はどのようであれ、流通経路は、“指名的需要”に対して、“指名的供給”のラインを準備するところの、特定生産者のために専属化した“専用線”としての流通経路となる²⁶⁾。そこでは、「商業のもつ社会的性格が消去され特定個別の生産者の販売経路として私的に占有された商業の継起的系列」

図7.3 流通の系列化＝マーケティング・チャンネル化



(風呂勉)²⁷⁾ができてあがる。流通業が社会的分岐として成り立つためにもっていた、生産者に対する多元的選択の条件、そのうえに成り立つところの流通の社会的機能は失われる。消費者は、寡占大企業からの直接の情報活動によって、寡占大企業がブランド間の競争として特定ブランドを売るために消費者選好を操縦するところの“ブランド情報”活動をうける。それだけではなく、消費者にとっては、流通業者からの情報活動もまた、寡占大企業により系列化された情報活動としての、同じく“ブランド情報”が流れてくるだけである。生産者から独立の立場で生産者と消費者の間に立って消費者委任を実行してくれる流通業者はどこにもいない。流通業者は、すべてブランド情報に操縦されて“指名的需要”をさしだす消費者にこたえて、ブランド財を供給するところの、系列化された配給ルートとなる(図7.3)。

消費者は、技術発展にともなう情報不足市場の中で、ブランド間の競争にとりまわり、しばしばミスリーディングな情報活動になやまされながら、自分の選

択を行なわねばならない。もともと流通機構、流通業者が本来的にもつべき社会的機能が欠けてくるのであるから、流通過程は消費者の欲求実現のためのアクセスからほど遠いものになる。いわば消費者は道のない所を歩けといわれるに等しい状況におかれるといえよう²⁸⁾。

このような流通系列化＝マーケティング・チャネル化に対する消費者の不満足状態はデータにもはっきりと現われている。1978年10月に神戸市在住の主婦を母集団として行なわれた『家庭電化製品に対する消費者不満と苦情行動に関する調査』では、「一般の小売店では一つのメーカーの製品しかおいてなくて、他メーカーとの比較ができない」という“系列化”への不満が、「メーカーの広告は製品の品質や性能の判断に余り役立たない」という“ブランド情報”への不満とならんで、最高のポイントを占めている²⁹⁾。

このように現代の産業社会において、消費者選択、もう少し厳密にいうと消費者選択における“学習＝情報の獲得と利用”が、非常な困難においつめられているということについては、イギリスの全国消費者審議会(National Consumer Council)の理事ミッチェル(J. Mitchell)も指摘している。かれはその理由として、われわれと同じく、製品の多様化・複雑化をあげるとともに、「製造業者からの、役に立つ情報の不足、さらに、小売業者からの役に立つ個々のアドバイスの量も減少させられてしまったこと」³⁰⁾をあげ、「消費者の[・]情[・]報[・]的[・]ニ[・]ーズを理解しこれにこたえるということを履行しなかったことが、マーケティングの最大の欠陥(the major failure of marketing)である」(傍点原文)³¹⁾といている。いわゆる“市場の欠陥(market failure)”にならって“マーケティングの欠陥(marketing failure)”というタームを使うブルード(P.B. Blood)も、「コンシューマリズムは消費者不満足[・]の組織的表現であり、マーケティングの欠陥と責任はきわめて明白なものがある」³²⁾といている。

たしかに、流通機構のもつ社会的機能が失われ、流通業者のもつ消費者委任の機能がまったく失われてしまう以上、消費者がみずからのコスト(努力)によって消費者選択における学習を共同化して、その学習の改善をすすめる、また少しでも正常な消費へのアクセスとしての流通過程を実現しようと努力する消

費者運動の発生は当然といえる。

このように消費者の利益から背離したところで、寡占大企業相互間の“チャネルとチャネルとの競争”=チャネル間「競争」³³⁾として、多量の資源と労働が、広告活動、セールス活動に投入される。これは、まず第一には、消費者を自社のブランドに誘引するために“競争的ブランドの有用性などにおかまひなく”(E.C. パースク) 発される³⁴⁾、寡占企業のブランド情報を相互的に量的・質的に加速化していく。消費者選択にとっての社会的ノイズが増大し、消費者選択における学習はいっそう、その困難性を深めることを拡大する。第二に、当然のことながら、“チャネル間競争”は、相互に既存の系列化をより強めるとともに、まだ系列化されていないで残っている流通業者や、まだ系列化があまり進行していない流通分野への系列化をたがいに拡大していく“競争”となって現われる。したがって、その“競争”の促進は、結果としては、系列化された流通業者をますます増大させ、ますます多くの流通分野を系列化の中に組みこんでいくことになり、流通業者における消費者機能の喪失、多元的選択の条件の喪失が拡大する。この二つにより、“チャネル間競争”は、流通の系列化をより強化・拡大し流通過程におけるマーケティング・チャネルの社会経済的比重を増大させ、流通過程を消費者学習、多元的選択にもとづく競争的条件からますます遠ざからせ、流通の社会的機能喪失を拡大し深める方向に働くのである³⁵⁾。

* * *

今日の技術革命の条件のもとでは、複雑・多様な製品が現われ、一方、労働・社会環境の発展から消費生活も多様化する。流通過程はこの生産と消費の間にあって、“人間の生産としての消費”を実現するアクセスとして、“人間産業”としての有用性を果たさねばならない。そのためには、上述でみてきたような、寡占大企業の利潤目的によって流通過程が制御される方向を否定して、流通の社会的機能を回復し強化すること、流通業が消費者へのコンサルテーション機能を果たすものとして編成されることが必要になる。そこでは、まず最小限の前提条件として、次の方向が実現されねばなるまい。

(i) 製造企業の情報活動(広告など)についての、消費者利益の立場からする強力な量的・質的規制。

(ii) 製造企業による流通業者の排他的専属化としての流通系列化の禁止。流通系列化のための拘束付き契約そのほかの諸手段の規制。

(iii) 一般的に流通機構整備についての消費者発言の反映の制度的保証。たとえば、地方自治体における消費者行政、消費者審議会の実効性を高める法的・制度的改革。

このような基盤のうえに、流通の社会的機能を強化し、流通業者が消費者に対するコンサルティション機能を果たすことが保証されるような社会的システムを、消費者と流通業者の広範な社会的協議が制度化されるような条件のうえに、なんらかの形で設計していかなければならない。

このような方向が果たされず、寡占大企業の制御のもとに、マーケティング・チャネル競争をめぐる資源と労働が投入される形で、流通業や関連産業(広告業など)の雇用や産業所得が増大したところで、これを、「人間の生産」としての欲求が充足される形での発展とはみなすことができないのである。

なお、ここで次のことをつけ加えておくのも無駄ではない。流通業を、「人間の生産」としての消費へのアクセスとしてみなし、消費者へのコンサルティション機能を重視するとなれば、流通業者と消費者の間における対面コミュニケーション(face-to-face communication)が決定的に大切となる。一般に、雑音や妨害のありうる状況のもとで、情報を安全かつ正確に伝えるためにはなんらかの冗長性(redundancy)が必要である³⁶⁾。冗長性は、通信コードに“ゆとり”をもたせたり、通信回路を重複させたりするような形で現われる(しかし冗長性が増えるとコストや時間はかかる)。たとえば、電報より長い手紙、手紙より長い電話、電話より面談といった形で冗長性が増していく。このような事情から、複雑な情報、また新しい情報を伝達するとき、受けるときには、この面談——すなわち対面コミュニケーション(face-to-face communication)の決定的な重要性が現われるのである³⁷⁾。そして、いわゆるコンサルティションの機能を果たす際には、その対面コミュニケーションの双方が、比較的に反復したコミュニ

ケーションを行ないうる・いわば比較的固定した関係（少なくとも一方的な、あるいは双方の“顔見知り”）になっていることが望ましいのは、ある程度、教育、医療診断などの場合におけると同様であるといわねばならない。これは、両者が相手の状況、情報伝達におけるバイアス、信頼性などについて十分に知りうる条件が生まれるからである。

このように考えてくると、流通におけるコンサルティング機能を重視した場合、直接の販売担当者と顧客の間に固定的・持続的関係をもちうる個人営業的商業者（小商人）の社会的機能＝社会的分業形態としての機能が再検討される必要性も現われるのである。とくに、消費者の居住地に近く日常的消費生活において購買頻度の高い財やサービス提供が行なわれるいわゆる近隣センター（neighborhood center）においては、とくにそれがいえよう。このことは、都市生活圏における小売商業集積に関して、公的当局の政策は、消費者利益のためには、「都心センター中心主義」でなく「近隣センター優先主義」でなければならないという問題³⁸⁾にもからんで、きわめて具体的な問題をふくんでいる。住民のコミュニティ・ライフと十分に関連した、いわゆる「都市商業計画（community trade planning）」などを考えるときに重要な要素となる。このようなことを考えないで、ただ「商品を多く売りさばくこと、そのためのコストを節約すること」だけが社会的にもプラスであると考えようなあり方からは、上述のような問題についてのアプローチさえ生まれまいであろう。流通業を“人間産業”としてみなおすことはこのような具体的な側面にかかわっていくのである。

第4節 「人間産業」の特徴

この章では、現代技術革命のもとでのサービス消費が、“人間の生産”としての質を充実しているかどうかをみた。そのために、人間整成産業から保健＝医療を、人間結合産業から流通業をとり出して分析した。その結果、それぞれの問題性の違いを示しつつも、いずれも、“人間の生産”に役立つ“人間産業”としての有用性を果たすためには、利潤志向にまかせたり寡占大企業の制御に

まかせたりするのではなく、それぞれの形で、なんらかの広い社会的協議のシステムのもとに制御される必要があることが示された。

他のサービス業の中にも、このような性格を示すものは、かなり多い。

たとえば、教育について、これを利潤追求目的の“株式会社経営”にまかせることが推奨されると主張する人は少ないであろう。同時に教育が公権力による官僚統制をうけてはならないという正しい主張をもふくめ、広範な人びとの参加による社会的協議システムによる制御の必要性を否定する人はいまい。

とくに現代技術革命のもとで問題になる“成人教育”を例にとろう。現代技術革命のもとでは労働者は新しい技術条件に適応してみずからの能力を十分に発達させるため成人教育、再教育を求める。これはいわゆる“労働者の教育をうける権利(the workers' right to education)”への要求となって現われている¹⁾。具体的には①ある一定の教育(有給)休暇(“educational leave”)制度の確立²⁾、②企業内教育、一般教育プログラムへの直接的な労働者参加³⁾、③学校システムの全般的改革⁴⁾、といったような広範な要求となって現われる。これまでの“労働者教育”が、教育社会学者タリアーニ(E. Taliani)も指摘するように、いわば「労働力商品」を育成するという「雇用主的視点(the whole owner-inspired concept)」⁵⁾のもとにすすめられてきたのに対して、今日の労働者たちは「生産過程の納得できないところ(the whys and wherefores of the production-process)」⁶⁾を学び究めて、「テラー主義がうえつけた労働者の科学的・文化的従属から脱して」⁷⁾、作業速度、作業場内分業にはじまる労働組織の問題への分析・決定能力をもつための学習システムの改革を要求している⁸⁾。いわば、われわれが第5章第2節でのべた自主的協働組織実現のための学習を求めているといえよう。このようになれば、この問題の解決は広範な社会的協議を必要とすることは当然であり、その問題の関連範囲も労働協約、労働組織のあり方から企業内教育、学校制度にいたる他面的な社会制度の問題にかかわりをもってくるのである。

また、広義のリクリエーション・サービス業についても同様である。第6章第2節でもみたように、現代技術革命のもとでは、いわゆる労働・社会環境効

果として、肉体的・精神的緊張の緩和 (relaxation) のためにも、リクリエーションの重要性は高い。そのような状況を反映して、今日では、いわゆる余暇における受動性 (passivity) の克服、スポーツ参加 (sports participation)、そのほかのピクニック、遊園地などの屋外リクリエーション、旅行への活動傾向は増大している⁹⁾。しかし、そこでも、リクリエーション社会学者カンド (T.M. Kando) も示すように、一方では一般労働者へのその傾向の浸透は相対的に遅れ、また他方ではそれらリクリエーション活動サービスにおける商業化 (commercialization)、職業化 (professionalization) などの制度化がすすんでいる¹⁰⁾。ここでは、広義のリクリエーション・サービスの全分野を医療や教育と同じような形で社会的供給システムにもたらすようなことが選好されるかどうかは別としても、その多くの分野が利潤追求の場となることなく、より広範な社会的協議のもとに「人間産業」としての有用性が追求されることが望ましいと考える人は多い。そして、協議すべき問題も、各種公的・社会的機関の行ないうる施設・サービス提供の問題から、一般労働者にとっての週労働日、労働時間短縮問題にいたる拡がりをもつことになる。

人間結合産業の分野においても、社会的協議およびその拡がりの必要性は同様である。たとえば、その典型的なものの一つに、行政サービスの一つとしてのいわゆる都市計画がある。都市計画は、都市(コミュニティ)における「生活空間」(上田篤氏)に関する総合的計画である¹¹⁾。そこでは、たとえば前節で終りの方にふれたような商業集積の配置問題もある。また、交通・輸送問題の相互連関の調整、一元化がある。またそのような産業活動的側面だけでなく、「人間の生産」としての消費生活のための居住空間、リクリエーション空間の確保が必要となる。とくに、今日では、精神医学者モース (R.H. Moos) がいうように、建築設計から街並み、居住密度そのほかにいたる物理環境、社会環境のもつ精神医学的・環境心理学的要因を重視せねばならない¹²⁾。事実、わが国の最近の研究においても、都市化の進行の中でストレス総量の増大、ストレス要因の蓄積による慢性的・不可逆的疲労の増大、各種心身症の増大が指摘されるような状況¹³⁾があるだけに、住民の自主的な創造活動やリクリエーション

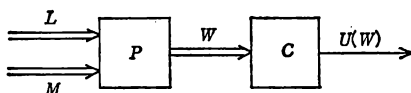
ンのための生活空間をもそなえた「ひろば」としての都市機能¹⁴⁾も重視される。このような広範な配慮の総合化のもとに多くの人びとと専門家、機関の調整と協議が行なわれるとして、そこではまた土地問題、立地規制、各種機関の活動調整そのほかにかかわる各種の制度的条件へのさまざまなかわりあい問題となり、これらについての協議も必要となるであろう。

このように、サービス業は、それがもともと“人間による人間の加工”としての性格をもつだけに、その内容や具体的あり方に関して、もっと広い意味での“人間による人間の加工”=“人間による人間の制御”としての社会関係の直接の影響をうけることがきわめて多く、そのような意味で、社会的制度を反映する。この、サービス業特有の社会的な性格は、歴史的にみても、医療、教育などがかつて産業革命以前には労働主体=大衆とほとんどかわりがなく支配階級、上流階級のものであったことや、また産業革命以後においても、労働者大衆に関しては、せいぜい“機械の生きた部品”=「労働力商品」の保持・育成の程度にしかあつかわれず、サービス業の多くが大衆のもでなかったことにも現われている。また、直接的に、サービス業の中に行政サービス、司法サービスそのほか社会的制度構造と直接につながるものが入っていることにも現われる。そして、前述してきたように、さまざまなサービス業の運営問題にかかわって、現実にさまざまな社会関係、社会制度の問題が現われてくることにも示される。したがって、それらのサービス業の多くは、上述でみたように、“人間産業”としての有用性を果たすためにはしばしば広範な社会関係の調整をふくむ社会的協議にみられるような運営の社会性を必要とすることが多いのである。

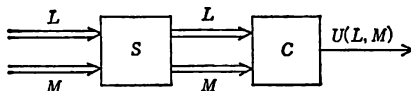
そこで、いろいろな形で、このような運営の社会性がみたまされていのかどうかを検討することは、サービス業の有用性をみるうえできわめて大切なのである。とくに、第6章第2節で示したように、現代技術革命の条件のもとで、“人間の生産”としてのサービス消費の有用性が重要になってきているときにはサービス業の内容・運営における社会性への検討は不可欠といえよう。この側面をみないで、たんにサービス業における雇用、産業所得の量的増大だけを見て、「人間の生産」としての欲求の充足への発展が行なわれているというふ

図7.4 物的生産とサービス

(イ) 物的生産過程=P



(ロ) サービス供給過程=S



注) Cは消費過程。あと、説明は本文参照。

うに、簡単にみなしてしまうことはできない。これが、サービス産業の「人間産業」としての質の問題である。

しかし、もちろん、資本にとっては「人間産業」としての質は問題ではない。資本にとっては、サービス業においても売上げと利潤だけが目標となり、そこに問題が生じやすい。利潤追求志向と有用性の不一致は、“サービス業における生産性”という問題をめぐっても現われる。これについてみよう。

ごく簡単にいうと、物的生産過程は、図7.4(i)のようになっており、生産過程(生産物供給過程)Pに労働Lと物的生産要素Mが投入され、目標生産物Wが得られる。L, M, Wをそれぞれの量をも示すものとしよう。この生産物Wがたとえば消費過程Cに投入されて、“人間が生産される”。具体的には、なんらかの面からなんらかのあり方で人間が生産されるのであるが、それは、消費者の側のある一定の“欲求(ニーズ)の充足”として現われるわけである¹⁵⁾。そのような意味あいでは、消費過程の産出を、いま欲求充足 $U(W)$ として示そう。簡単にいうと、物的労働生産性は、この $U(W)$ を一応において、生産物供給過程におけるなんらかの形での産出・投入比率として測られる。もし、他の条件が一定ならば、同じWについて投入が少ないほどよいというわけである。もちろん、この場合にも、現実には、簡単に“他の条件が一定ならば”というわけにはいかないのであって、そこに多くの問題が生ずることについてはすでにみた¹⁶⁾。しかし、そのことは上述の産出・投入比率についての意味を失わせるも

のではない。

だが、サービス過程については問題はまったく異なったものになる。図(ロ)のようにサービス供給過程(サービス生産過程) S に投入されるものは、そのまま供給過程 S の産出となって現われる。たとえば、医療でいうと、医療労働 (L) と補助手段(薬など、 M) が投入される。これがそのまま消費過程に投入されて、欲求満足 $U(L, M)$ が生まれる。したがってサービス過程については、そのサービス成果=サービス労働による産出結果は、 $U(L, M)$ においてはじめて現われる。たとえば、患者は医療労働 L をうけとるのであって、“治療”をうけとるのではない。“治療”は、消費過程の産出としての状態 $U(L, M)$ にほかならない。いかなる意味でも、 $U(L, M)$ を離れて、サービス供給のための投入労働 L (S への投入労働 L) の産出を論ずることはできない。したがって、サービス過程については、物的生産過程と同じような形で $U(L, M)$ を一応において供給過程に関して産出・投入比率を論ずるということは、無意味に近い。すなわち、サービス供給過程には、物的生産過程と同様の意味での、“供給過程における産出・投入比率”としての生産性は存在しないのである。ここに物的生産過程とサービス過程の本質的違いの一つがある。

物的生産過程にあつては、生産物を作るのにどのくらいの労働=“手間”を要したかは、直接には現われない。投入された労働は、他の投入とともに産出としての生産物に変換 (transform) するのである。サービス過程では、供給過程に関するかぎりそのような変換はおきない。労働は“運動の形態”のまま供給されるので、そこにどれぐらいの“手間”がかけられているかはいわば直接に姿を現わすといえよう。投入された労働の“質”の違いも、物的生産過程では生産物 W の違いになって現われるが、サービス過程では $U(L, M)$ の過程(消費過程)になってはじめて現われる。そして、投入された労働=“手間”は、サービスを提供した側ではコストになるが、サービスを受ける側では、直接に消費過程への投入としてのベネフィットであり、ニーズ(欲求)の充足度につながる。

ところが、資本はここにおいても、物の生産のときと同じように、投入労働

量当り稼得を引き上げようとする形で利潤を追求する。このような“生産性”概念が拡大することはおそらく有害になろう。たとえば“病院における労働生産性”ということで医師1人当り稼得を引き上げる努力の方向はきわめて危険なものになりやすいであろう。むしろ、ドレフノフスキ (J. Drewnowski) が福祉指標の研究の際にのべているように、多くの場合、ほぼあたえられた状況のもとでは、病人1人当りの看護婦数・医師数、生徒1人当りの教師数、幼児1人当りの保母数などは——あまり極端なレベルにならないかぎり——多ければ多いほどその“ニーズ充足” = 有用性への寄与度は大きいとみられるべきであろう¹⁷⁾。

また、流通業などについても、前節でみたように、それは消費者の要求を聞き、これに対してある種のコンサルタント機能を果たし、これを生産者に伝えるという機能を果たさねばならないところの、消費者サービスである。このような観点からいうなら、売上量を商業労働者数(商業労働量)で除してその数が多ければよいというようなものではないことが了解されよう。流通過程の場合には、いわば、図7.4(ロ)のS過程における投入・産出は、Lがサービス労働としての商業労働、Mが流通商品量と考えればよい。しかし、資本の立場からみれば、結果として“売りつける” = 引き渡す商品量Mさえ大きければよいことになるので、Lは産出には現われず、図(イ)の物的生産過程と同じ形になる。しかし、消費者の立場 = “人間産業”の立場からすれば、商業労働の成果は商品流通量Mでも、また $U(M)$ でもなく、 $U(L, M)$ になる¹⁸⁾。しばしば考えられるような“消費者満足は売上量に反映している”といった形の命題は廃棄される必要がある点については、すでに前節で明らかである。

もちろん、それぞれの場合について、この $U(L, M)$ を“測る”ということのはかなりむずかしい。しかし、決してその努力がまったく無効というわけではない。ドレフノフスキのいう「測定可能な福祉(measurable welfare)」¹⁹⁾についてのすぐれた研究そのほかにみられるいわゆる福祉指標の研究²⁰⁾、また、カリヤー (A. J. Culyer) が示す保健 = 医療状態についての研究なども²¹⁾、そのような方向への積極的可能性を示している。

この $U(L, M)$, すなわち, あるシステムが産出するサービスがある目的達成に最終的にどれほど寄与するかが, 有効性 (effectiveness) である²²⁾。そこでこれを基礎に, あるあたえられた有効性に対して投入を最小化するという形での効率 (efficiency) が考えられもしよう。しかし, この場合にも次の問題に注意せねばならない。たとえば, いま, ある地区に医師 100人を投入して罹病率10パーセントにおさえる(1パーセント当り医師10人)よりも, 医師60人を投入して罹病率15パーセントにおさえる(1パーセント当り4人)方が, “平均効率” がよいから後者の方法をとるといような形で, 効率概念が利用されてはならないという点である。なぜなら, 社会的にはその地区の罹病率を現在の達成限度としての10パーセントに引き下げたいという社会的有効性についての要請がありうるからであり, その場合, われわれはその有効性達成基準のもとで社会的に効率をあげることを考えねばならないのである。ところが, 私的効率ないし個別的効率の観点からすると, 社会的条件とは別に, しばしば医師10人を投入して1億円を稼得するタイプの病院よりは, 医師6人を投入して1億円を稼得するタイプの病院が選択されることになる。このような私的効率経営の集積は, しばしばさきの社会的有効性を達成しないことになりやすいのである。

したがって, 多くのサービス業において, それが“人間の生産”に役立つ有用性を果たすためには, その社会的有効性の評価・分析においても, またそれにかかわる効率達成のためにも, 広範な社会的協議が必要となるのである。そして, このことは, さきにも述べたように, サービス業がもつところの社会的諸関係との直接的かかわりの中で, さらに強められるのである。

第1節の注

- 1) たとえば OECD [O3]。
- 2) この人間整成産業, 結合産業の概念については飯尾 [I7] 314~334ページでふれた。
- 3) Clark [C4] pp. 395~439, 邦訳374~417ページ。
- 4) 第6章第2節, 注10)などを参照。また角山 [T20] 257~263ページ。
- 5) Clark [C4] pp. 395~439, 邦訳374~417ページにおける各国資料について, 商業・金融業, 運輸・通信業, 軍隊などを除く自由業, 個人サービス業などについてみよ。
- 6) 本書第6章第2節参照。
- 7) OECD [O3] p. 19. また, *ibid.*, pp. 21~22 データと前述 Clark [C4] pp. 348~439 の各

国の戦前データとを比べると十分によみとることができる。

- 8) 都留重人 [T21] 103, 105~106 ページ参照。また, Kuznets [K32]。

第2節の注

- 1) WHO 憲章, Donabedian [D 4] p. 136 から。
- 2) Donabedian [D 4] pp. 136~137 に, R. Strauss, J. Ryle, R. Kandle, T. Parsons そのほかの人びとの見解が紹介されている。また, 関口 [S 9] 127~128 ページ。
- 3) 関口 [S 9] 128 ページ。
- 4) 同上, 127~128 ページ参照。
- 5) McKeown [M 20] p. vii, p. 118。
- 6) *Ibid.*, pp. xv~xvi, p. 79。
- 7) *Ibid.*, p. 5。
- 8) McKeown [M 20] pp. 29~30。 「18世紀になる前には, 人間の状況は, その生息環境という点では動物のそれに似たものであった」 *Ibid.*, p. 7。
- 9) *Ibid.*, pp. 31~40。
- 10) 結核のほか, 天然痘, ジフテリア, 風邪, 気管支炎, またコレラ, ベスト, チフス, さらには非伝染病の各種条件, また, 幼児殺し (infanticide) から餓死にいたる各種条件をふくむ詳細な分析については *ibid.*, pp. 40~44, また pp. 45~78。なお, 1700年におけるイギリスの死亡率率はスウェーデンの1751年のデータを参照して30パーセントとみられている (*ibid.*, p. 31)。
- 11) McKeown [M 20] pp. 59~63, p. 75。
- 12) *Ibid.*, pp. 60~62。 「発展途上国における WHO の経験によると, 栄養状態の悪い人びとにワクチンを施して伝染病を制御できるかどうかには問題がある。しかし, 栄養と衛生の発達のないところでの医療手段の有効性に疑問があるとしても, 医療手段のないところで栄養と衛生の発達がもつ有効性についてははっきりしている」 *Ibid.*, p. 162。
- 13) *Ibid.*, p. 75。
- 14) *Ibid.*, p. 76。
- 15) *Ibid.*, p. 40, 78。
- 16) ジフテリアの免疫, 盲腸炎の手術, 梅毒のサルバルサン, 下痢症状の際の静脈注射・栄養補給, 破傷風に対する免疫, 産褥熱の予防措置などが, 1900~1935年の主要なものとしてあげられている。 *Ibid.*, p. 77。
- 17) *Ibid.* また, *ibid.*, pp. 50~52, 171 ~178。
- 18) *Ibid.*, p. 79, pp. 161~162。
- 19) たとえば Razzel [R 1] pp. 192~193。
- 20) McKeown [M 20] p. 138。
- 21) 第6章第3節。
- 22) 下山 [S 12] 29ページ参照。また第6章第4節。
- 23) McKeown [M 20] p. 135, pp. 135~138。
- 24) *Ibid.*, pp. 117~174。
- 25) P. B. Hume, "General Principles of Community Psychiatry", *American Handbook of Psychiatry*, (ed., by S. Arieti), Vol. 3., Basic Books, 1966, 石原・篠崎 [I 25] 85ページから引用。
- 26) Ackoff [A 2] pp. 155~172。

- 27) Donabedian [D 4] p. 17, Culyer [C 8] p. 150.
- 28) Donabedian, *ibid.*, p. 18. また, Pauly [P 1] pp. 11~35, とくに, p. 17.
- 29) Donabedian *ibid.*, pp. 19~20. また, 医療についての不確実性の議論は Arrow [A 15] pp. 941~973にもみられる。
- 30) アメリカで1978年開かれた連邦商業委員会 (FTC) 主催の医療問題シンポジウムにおける消費者代表としての AFL-CIO の R. E. Shoemakerの発言。Greenberg, ed., [G 12] p. 330. もちろん, 限定された形での“買いまわり”はありうる。しかし, むしろ地域的独占性ないしは本文の次項 5° にのべている“付託システム”の枠の中にある。
- 31) E. Friedson にもとづく。Donabedian [D 4] p. 20.
- 32) T. Cooper のコメントから。Greenberg, ed. [G 12] p. 10.
- 33) Lave and Lave [L 5] p. 164. また, 佐口 [S 2] 18~19ページ。アメリカ医師協会(AMA)の資料では, アメリカではもともと人口稀薄な郡では2145人に1人の医師, 人口密度のもっとも高いところでは442人に1人の医師になっている。日本では1977年で東京で701人に1人, 沖縄で1468人に1人である。江見, 加藤 [E 5] 56~57ページ。
- 34) McKeown [M 20] pp. 136~137, 151~155, p. 157.
- 35) Culyer [C 8] p. 150.
- 36) *Ibid.*
- 37) Downs [D 5] pp. 208~210, 230~234. Downs は, 政治的選択に関してのべた。もちろん, 一般化してさしつかえない。
- 38) ここでとりあげられているのは, たとえばAの治療を選ぶか, Bの治療を選ぶかという選択に関する決定過程を自分で行なうのではなく, 甲という医師に委任するというにはかならない。したがって, ある医療サービスAによる期待利益を $E(A)$ で示せば, いま問題になっている期待利益は, いわば $E(A_I) - E(A_0)$ である。 A_I は情報を得たときの選択された医療サービス, A_0 は情報がない条件のもとで選択された医療サービス。この $E(A_I) - E(A_0)$ と, 情報費用 $C(I)$ が比べられる。自分で情報収集・分析・評価すると $C(I)$ が大きすぎるのである。情報による期待利益については飯尾 [I 9] 136~137, 146~147ページ参照。
- 39) これは厳密には NHS に属さないが関連的管理をうけている。
- 40) 以下の説明はとくにことわらないかぎり, Brown [B 17] (1973), [B 18] (1979)による。また, 江見, 加藤 [E 5] 180~182ページ。
- 41) この数字は, Brown [B 18] p. 24 による。
- 42) この数字は Brown [B 18] p. 29 による。
- 43) Brown [B 18] p. 27.
- 44) Doyal [D 6] pp. 188~194.
- 45) *Ibid.*, p. 193.
- 46) *Ibid.*, p. 194. セインズバリー報告は, 正しくは, *The Report of the Committee of Enquiry into the Relationship of the Pharmaceutical Industry with the NHS in 1965-67*, HMSO, 1967. (Doyal による引用は, その p. 209)
- 47) 以下の説明はとくにことわらないかぎり, Ministry of Local Government (Sweden) [M 26] pp. 27~38, 49~57; Borgerhammar [B 11] pp. 16~28; 田中 [T 6] 23~28ページ, 佐口 [S 2] 159~203, 226~242ページによる。また, 江見, 加藤 [E 5] 182~184ページ参照。
- 48) 厳密には Gothenburg, Malmö はその域内にあって, 県評議会に属さない特別都市としてその病院をもつ。また最小の県である Gotland は県評議会をもたず単独の自治体を形づく

- る。Ministry of Local Government [M 26] p. 11.
- 49) *Ibid.*, p. 18.
- 50) 1 スウェーデン・クローネは約45円程度である(1981年8月現在)。なお、この支出は所得税算定の際に所得控除操作をうける。
- 51) これについては、Berlinguer [B 6] にくわしい。その要約は同26~32ページ。
- 52) HMO についての最近の紹介と議論はたとえば、Sloan, Feldman [S 13] pp. 76~81, Enthoven [E 8] pp. 255~277 など。
- 53) Fuchs [F 10] pp. 138~141, Grosse [G 16] pp. 27~31.
- 54) 川上, 二木 [K 11] 102~125 ページ, とくに104~106 ページなど。
- 55) 江見, 加藤 [E 5] 190 ページ。
- 56) 朝日新聞, 1980年4月12日。
- 57) Doyal [D 6] pp. 193~194.
- 58) 川上, 二木 [K 11] 160~172ページ。
- 59) 川上, 二木 [K 11] 267ページなど。

第3節の注

- 1) 飯尾, [I 10] 51~52ページ参照。
- 2) 同上, 44~48ページ。
- 3) かわしくは、飯尾 [I 10] 55~63 ページ参照。ただし、ここでは“流通過程の操作機能”のすべてがあげられる形になっているが、ここでは、“流通業者の機能”に限定しているので、説明が少し異なるところがある。
- 4) この物的流通機能は、分離して運輸業によって担われることも多い。われわれは運輸業を人間産業に入れていない。しかし、物的流通機能が他の機能とともに流通業によって担われていることも多い。
- 5) 荒川 [A 7] 156, 177ページ参照。
- 6) 荒川 [A 8] 41ページ参照。
- 7) 飯尾 [I 10] 61ページでは、協議と交渉を使い分けている。ここでは、一括しておく。
- 8) 飯尾 [I 10] 44~45ページ。これは、いわゆる物々交換のバーター比率 (barter rate) から、計画経済での計算価格 (accounting price) までふくめうる。同上216ページなど参照。
- 9) 都留 [T 22] 195ページ。
- 10) 三浦 [M 31] 47ページ。また関連して谷口 [T 8] 30ページ参照。
- 11) 森下 [M 38] 48ページ。また22~23ページ参照。
- 12) ただし、以下にみることは、やや視点をかえて、生産財流通についてもいえることが多い。
- 13) 第4章第1節, 第6章第4節参照。
- 14) 「「競争の完全性」とは“多元的選択の可能性”を意味するものと解されている」都留 [T 22] 195ページ。
- 15) 前節参照。消費者の情報収集・分析・評価活動を代行すること。いわゆる“店の信用”がこれにつながっている。
- 16) 三浦 [M 31] 47ページ。
- 17) Bursk はハーバード大・経営学大学院の教授であった。[B 23] p. 358.
- 18) Scitovsky [S 8] p.207.
- 19) 経済企画庁物価政策課編 [K 15] 435ページ。

- 20) 歴史的にもアメリカにおけるマーケティングの生成は、まず19世紀末から20世紀初頭における、このブリ・セリングのシステムの形成から出発していることは多くの人により指摘されている。Johnson [J 1] pp. 9~10, 荒川 [A 7] 16~17ページ, 風呂 [F 12] 60~62ページなど。
- 21) Bucklin [B 22] p. 42
- 22) *Ibid.*, p. 39.
- 23) 飯尾 [I 10] 114~126ページ, 風呂 [F 12] 62~69ページ。
- 24) Dalrymple, Thompson [D 1] pp. 90~91, 石原 [I 24] 94ページ。
- 25) この資本統合的方法は狭義の垂直的統合 (vertical integration) とよばれ、前述の契約形態またはそれに準ずるものは準垂直的統合とよばれる。寡占大企業は、契約によりみずからの制御を貫徹させるとともに、流通業者が形式的に独立の企業であることを利用して「市場危険の緩衝帯」(風呂勉)として利用するために、この準垂直的統合を多用する。風呂 [F 12] 142ページ, また, McCammon, Bates [M 19] p. 499.
- 26) 飯尾 [I 10] 120ページ。
- 27) 荒川, 久保村編 [A 9]244 ページ (所収, 風呂執筆部分)。
- 28) この点「独占禁止法研究会報告」が、積極的側面をもつ報告であるにもかかわらず、「流通系列化のメリット」として「流通過程において社会的分業による利益が増進されること」、および「商品情報、消費者の欲求の変化等の情報が効率的に伝達されること」をあげているのは、事実認識および理論整理として問題点をふくんでいる。独占禁止法研究会 [D 3] 3 ページ参照。なお同報告についての、すぐれた批判的コメントは風呂 [F 13] 14~29ページにみられる。
- 29) 小島 [K 22] 125, 128, 130, 142ページほか。
- 30) Mitchell [M 30] p. 4. なお、全国消費者審議会は1975年に政府により設立され (1971年に廃止された“消費者審議会”の後身)、政府から資金援助をうけるが、政府からは独立の機関であり、消費者の見解を、政府、公正取引庁、産業界に対して代表し、要求する機関である。Mitchell [M 29] pp. 261~262.
- 31) Mitchell [M 30] p. 4.
- 32) Blood [B 8] p. 83.
- 33) Bowersox, McCarthy [B 12] p. 55. Rosenberg, Stern [R 6] p. 40.
- 34) 前出, Bursk [B 23] p. 358.
- 35) このように、いわゆるチャネル間競争=ブランド間競争は、流通系列化をより強め拡大する方向に働くのであって、したがってこれが消費者利益を促進する“競争”となりうるという見方は正当とはいえない。そのような見方についての批判的コメントは風呂 [F 13] 14~29ページ。「それ (チャネル・システム間競争……引用者注) は、流通の継起的段階のそれぞれの売買の場で発生する敵対的な多元的競争諸力の作用をチャネル・システムなる競争単位に集束・封鎖するものであり、流通の各段階それぞれの水平的競争を惹きおこす原動力である『売買の敵対性』をいわゆる『垂直的協調』に転換させるものであって、チャネル・システム間競争なるものが担うこの意味での競争制限性は自明であらう」(傍点引用者) 風呂 [F 13] 19ページ。
- 36) Cowan, Winograd [C 7] pp. 49~56.
- 37) Hedebro [H 3] p. 114.
- 38) 飯尾 [I 10] 189~212ページにくわしい。

第4節の注

- 1) Taliani [T 4] pp. 177~205.

- 2) *Ibid.*, pp. 177~189.
- 3) *Ibid.*, p. 192.
- 4) *Ibid.*, p. 192, 199.
- 5) *Ibid.*, p. 198.
- 6) *Ibid.*, p. 190.
- 7) *Ibid.*, p. 194.
- 8) *Ibid.*, pp. 190~194
- 9) Kando [K 5] pp. 291~294, p. 317.
- 10) *Ibid.*, pp. 291~296.
- 11) 上田 [U 2] 89~99ページ。
- 12) Moos [M 34] pp. 20~22, [M 35] chap. 4, 5. 邦訳114~177ページ。
- 13) 科学技術庁『都市生活における精神健康度に関する総合研究』(1977年3月)による。寺嶋 [T 11] 168ページ参照。
- 14) 上田 [U 2] 195~196ページ。
- 15) 第6章第1節参照。
- 16) たとえば W/L , $\partial W/\partial L$ などをひきあげるために副産物としての“公害”の増大を生ずるような事態が問題になる。第6章第3節参照。
- 17) Drewnowski [D 7] pp. 56~57, 60~61, 邦訳83~84, 89~90ページ。
- 18) これに似た考え方は D. Schwartzman によっても示されており, V. R. Fuchs のコメントがある。Fuchs [F 9] 邦訳132~133ページ, 157ページ。
- 19) Drewnowski [D 7] p. 8, 邦訳11ページ。
- 20) 上記のドレフノフスキのほか、わが国でも、富永健一 [T 17] などがある。
- 21) Culyer [C 8] pp. 30~48.
- 22) Land [L 1] p. 239.

第8章 産業の社会的制御

第1節 産業の社会的制御の構造

われわれは、現代技術革命が直面する問題について、生産と消費の面にわたって多面的にみてきた。その結果、いくつかのことが明らかにされた。

まず、生産の場に関していうと、次のことが明らかにされた。

現代技術革命のもとで、オートメーション技術過程に照応した労働組織としては、自主的協働化組織の確立が必要である。そのためには、労働力の社会的存在様式としての「労働力商品化」を廃棄し、生産を資本の一方的制御のもとにおく体制からのなんらかの転換を行なわねばならない。すなわち、労働者からの労働力処分権の分離、労働者の“生きた機械部品”化、労働者の作業場内・社会内分断化は廃棄されねばならない。もし、現代技術革命のもとで「労働力商品化」体制を転換しないと、現代における人間疎外のもっとも鋭く深刻な形としての「労働力破壊」が広範におき、社会的生産に重大なボトルネックをもたらすだろう。そして、自主的協働化組織の確立のためには、全生産計画・プログラムの作成と管理において、なんらかの形で全労働者の直接的な決定権＝労働者決定（workers' decision）の確立が必要である¹⁾。

一方、労働力の再生産は、“人間の生産”としての消費の場で行なわれる。消費に関しては次のことが明らかにされた。

現代技術革命のもとでは、より発達した労働力が求められ、より発達した消費が求められる。生産と消費が複雑・多様化すればするほど、自然環境の保全整備、一般消費財における安全性・有用性の確保、またサービス消費における

多様な欲求のいっそうの充足が必要となる。消費はそこで人間の欲求（ニーズ）が充足され、財やサービスの**具体的有用性**（使用価値、有用効果）が**実現される**場であるにもかかわらず、労働力を“生きた機械の付属部品”としてあつかう労働力商品化体制のもとでは、資本は、その労働力再生産としての消費を“市場”すなわち価格を実現し**利潤を実現する場**としてしかみない。財やサービスの**具体的有用性**が個別利潤実現のための手段となり、その第一義性が無視される。その結果、自然環境の破壊、一般消費財における安全性・有用性に関する障害増大、サービス業におけるさまざまな機能的欠陥が生まれる。そのような結果を防ぎ、現代における“人間のための産業”としての有用性を果たすためには、それぞれの産業の特性に応じる形で**具体的有用性**（使用価値、有用効果）を第一の基準として運営されねばならない。そのためには、有用性にかかわる消費者の欲求を反映する**社会的協議のシステム**を採用することが求められる²⁾。

求められていることは次のように要約される。

- (1) 産業における「労働力商品化」体制からの転換。自主的協働化組織およびなんらかの形での**労働者決定のシステム**の確立。
- (2) 産業における利潤追求基準から**具体的有用性基準**への転換。そのために、消費者の要求が産業に反映することを保証する、さまざまなレベルでの**広範な社会的協議のシステム**の確立。

この**具体的有用性基準**への転換は、いいかえると、むしろ**具体的有用性基準**への“復帰”=“再建”ともいえるものである。

なぜなら、もともと、産業社会の発展の前提としての**社会的分業の基盤**は、**具体的有用性**（使用価値、有用効果）の多様性の中にあるからである。パンはパンであって洋服ではなく、洋服は洋服であってパンではないということの中に、ベーカリーと洋服屋の分業が現われる。第3章でみたように、近代的私的所有と情報障壁の確立は、それまでの共同体的制約をとりはらって、個別生産者の自律性を強め、生産と消費における多様化を促し、**具体的有用性の多様化**の中で**社会的分業**のいっそうの発達を促す。商品交換と市場機構のいっそうの発達が促される。そこでは、交換パラメーターとしての**価格基準**が作動することに

なる(第3章第3節参照)。しかし、自立的な生産者としての手工業者、手工業親方の生産段階にあっては、まだ、「人間による使用への有用性という概念」⁹⁾のもとに、人間の使用に役立つものを生産することに自己の労働の役割およびその報酬を位置づける“職人労働(craftsman-ship)”が作動していた(第3章第4節参照)。しかし、資本が生産をにぎるとともに、他人の労働への支配による“利潤のための生産システム”が生まれた。そこでは、具体的有用性は、もはや生産のためのなんらかの目標基準ではなく、目標=利潤獲得のためのたんなる手段となった。すなわち、第3章でみた“自己労働にもとづく、分散的な、近代的私有”から“資本家的所有”への「転変」は、同時にまた、具体的有用性がまだ一つの目標基準となっている状態から、具体的有用性がたんなる手段へと「転変」する過程でもある。その意味では、産業社会の確立は、具体的有用性基準の否定の確立の過程であり、社会的分業から、それがもともと一つの基礎条件としていた具体的有用性基準を完全に欠落させていく過程でもある。その意味では、今日求められている具体的有用性基準への転換は、具体的有用性基準への一つの「復帰」=「再建」でもある。

しかし、それは、たんなる「復帰」=「再建」ではない。かつての、自己労働にもとづく・分散的な、近代的私有のもとでは、かつての共同体的制約からの解放のために、情報障壁が立てられ、各個別生産者の自律性が中心におしたてられた。しかし、今日にあっては、すでにみてきたように、生産と消費の社会的発展の中で、ほとんどの産業について、広汎な社会的協議の必要性が明らかにされ、情報障壁をとりはらうことの必要性がいたるところでみられる。したがって、かつての分散的私有の段階のように個別単位の自律性のみで立脚して、社会的な非協同化条件⁴⁾のもとに具体的有用性基準を立てるのではなく、消費者の要求が産業に反映することが社会的に保証されるように、各生産主体の意思決定を社会的に調整するという、社会的協議の条件のもとに、具体的有用性基準の確立が求められているのである。それは、社会的分業の新しい組織形態の建設であるといわねばならない。

ところで、その社会的協議とは具体的にはどのようなものとなるか。

第一に、その社会的協議が有効なるためには、環境破壊や、製品危害、また有用性のない製品、サービス業における機能不全などを防ぎ、具体的有用性をより満した方向の実現のために、生産者（サービス供給者をふくむ；以下同じ）の意思決定は、関連をもつ生産者相互間においても、また消費者との間においても、消費者の要求との関連で事前調整をされねばならないであろう。

第二に、産業における具体的有用性基準を確立するというかぎりにおいて、すべての生産者と消費者の目標は統合され、他の目標についてもその共同目標を損わないように調整されねばならないであろう。

第三に、具体的有用性基準を確立し、消費者の要求を反映するために、関連する生産者相互間において、また生産者と消費者の間において、学習の共同化、すなわち、情報の共用が実現されねばならないであろう。そのかぎりにおいて、企業秘密などの情報障壁は排除・制限されねばならないであろう。

このようにみえてくると明らかなように、ここで求められているものは、生産者相互間をふくむ、生産者と消費者の間における意思決定の事前調整、目標統合、情報共用であり、われわれのいう協同化条件⁹⁾が、社会的に求められているのにはかならない。すなわち、そこでは、生産者、消費者の社会的協同化条件のもとに、産業における具体的有用性基準を確立することが求められているのである。

当然のことながら、産業主体（生産者）は、効率、生産性の向上としての「労働の経済」をも目標とし、剰余の産出も必要であるが、それらが第一の基準となるのではなく、具体的有用性基準を第一の基準としながら、それぞれの条件に応じて、活動を導く評価基準（評価関数）を構成する⁹⁾。その評価基準の構成は、必ずしも技術的に一義的な形で現われるわけではない。消費者の要求を反映して具体的有用性基準の実現を有効ならしめる評価基準構成のために、十分な情報利用と科学的な分析に助けられながら、広範な消費者と生産者の社会的協同化が、さまざまなレベルで組織されることが必要となるのである。したがって、各産業活動は、生産者相互間の、また生産者と消費者の間の社会的協同化によって運営されるのが原則として求められることになる。

そこで、これまた当然のことながら、産業の多くの部面に関して、社会的にさまざまなレベルで、生産者、消費者が目標を統合し意思決定を事前調整して、社会的協同化のもとに産業活動を運営するとなれば、これは、そのかぎりでは、産業における社会的計画化の導入にはかならない。したがって、いわゆる社会的非協同化条件に立脚する市場機構の運営について、修正・制限が求められることは必要となろう。

このように、具体的有用性基準を目標基準とし、生産者相互間をふくむ生産者・消費者間における社会的協同化条件のもとに産業が運営されるとすれば、個別利潤追求を目標とし、社会的非協同化条件を基礎にしているところの・資本による一方的制御とは両立しない。したがって、具体的有用性基準の確立のためには、産業が資本によって制御されるシステムはなんらかの形で廃棄されねばならないであろう。

したがって、産業における具体的有用性基準の確立、そのための社会的協議の確立の方向は、生産者（サービス供給者をふくむ）の側における「労働力商品化」体制からの転換、労働者決定の確立という方向と必然的にあいともなわねばならないであろう。

他方において、現代技術革命のもとにおいて、自主的協同化組織が必要となるのは、第5章でみたように、全労働者がイニシアティブを発揮して適応制御の本来の性格を果たすためである。そのために、労働者は、全体的プログラムにかかわる全労働過程——みずからの労働過程とそれに連結する協働者の労働過程——のシステム設計と管理を自分たちで行なわねばならないのであり、制御装置が関連する全生産計画・プログラムの作成と管理における全労働者の直接的な決定権＝労働者決定の確立が必要となる。ところで、現代技術革命のもとでは、生産の連続化は、十分な制御のもとにそれなりの形で進んでいくであろう。したがって、ある生産過程と他の生産過程との連結もきわめて重要なものとなる。制御装置の発達にともない生産単位間の相互調整の密度が高くなるので、作業場（工場）内の調整だけではなく、広く企業間、業種間の産業過程をシステム的に調整して、生産過程に高度の信頼性と適応性をもたせる必要が生

ずる。そこから、生産単位相互間の意思決定の事前調整が技術的に必要になる⁷⁾。このような傾向は、物的生産過程だけではなく、各種のサービス供給業においても似た形で進行する。たとえば、流通が複雑になればなるほど、各流通業単位間での情報連絡、活動調整の必要は高まる。しかし、資本にとっては、利潤のための企業競争、企業秘密の立場から、生産単位相互間の協同化を一般的に行なうわけにはいかない。これに対し、「労働力商品化」を廃棄し、労働力の社会的分断化から脱した労働者決定の立場からすれば、現代技術革命の技術的条件に照応する生産単位間の相互調整を拒否する理由はなにもなく、それらは歓迎され要求されるものとなるであろう。また、物的生産設備の巨大化、物的生産調整の連続化のためや、サービス供給施設の高度化、サービス供給組織の複雑化のため、消費者の要求が生産者に事前的に伝えられることは、労働者決定の立場から、また望まれることである。

このように、労働者決定の側からみても、生産者相互間をふくむ生産者と消費者の協同化が望まれるものとなる。

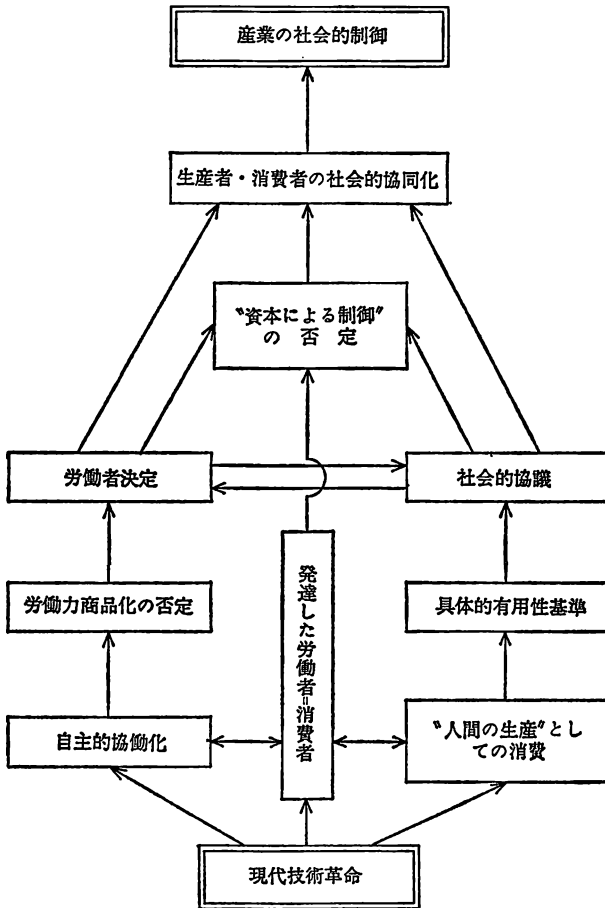
次のようにまとめることができる(図8.1参照)。

オートメーション過程を中心とする現代技術革命により、二つのあい関連する流れの中で、産業における生産者相互間をふくむ、生産者と消費者の協同化が必要となる。

一つの流れは、生産の場の中からおきるものである。生産の場(工場、事業場)においてオートメーションの技術的性格から、労働者が自主的に労働と生産の計画・プログラムを作る自主的協働化組織が求められる。その結果、労働者からの労働力処分権の分離、労働者の“生きた、機械部品”化、労働者の分断化を軸とする「労働力商品化」が否定され、労働者決定の確立が求められることになる。

いま一つの流れは、消費の立場からみて、今日の産業に何が求められるかである。現代技術革命が要求する“発達した労働力”は“発達した消費”を求め、“人間の生産としての消費”のいっそうの充実が求められる。その結果、発達した欲求(ニーズ)を充足するため、すべての産業において、自然環境保全を

図8.1



ふくめて、具体的有用性基準の確立が求められる。そのためには、消費者の要求を反映する社会的協議が必要となる。

この労働者決定と社会的協議の必要性は、ともに相互関連し、また、ともに、資本による産業制御を否定して「生産者と消費者の社会的協同化」のシステムを要求することになる。

したがって、現代技術革命に照応した労働力の社会的存在様式は、生産の制

御主体としての発達した労働者である。この、発達した労働者は同時に発達した消費者である。そこでの労働力の社会的存在様式は、①生産制御とのかかわりにおいては、——労働者決定によって、生産制御の中心的主体となって位置づけられている。②労働力の社会的再生産のあり方としては、発達した労働者 = 消費者として、“発達した人間の生産”としての消費生活の発展システムが保証される。③労働力の社会的配置においては、作業場内においても社会的にも、労働者の分断化はなくなり、労働者はすべて連帯している。この発達した労働者 = 消費者は、その生産者と消費者の協議システムの中で、みずからの労働 = 消費の条件を確保するのである。

さきに、第1章第3節で、協同組織（協同決定システム）が十分に実効性をあげるためには、なんらかの中央調整システムと個別単位間の情報構造的条件としての民主性（democracy）が必要であり、また協同組織において柔軟性をもつためには、個別単位に、ある程度の自律性（autonomy）をもたせることが必要であることをみた⁹⁾。したがって、上述の、生産者と消費者の社会的協同化を社会的システムとして有効ならしめるためには、各レベルにおいて、社会成員（各経済主体）、となんらかの中央調整システムとの間における民主性が必要であり、また各レベルにおける個別経済主体の自律性が尊重されねばならないであろう。

われわれは、前述の、労働者決定と社会的協議を基軸として、生産者と消費者の社会的協同システムの各レベルにおいて、協同化、民主化、自律化をそなえた条件を、産業の社会的制御（*social control of industry*）とよぼう。産業運営を社会メンバー全体が協同して制御するという意味である。この、産業の社会的制御を実現する経済体制（社会的生産の通信 - 決定構造）を、産業の社会的制御の体制とよぼう。この体制の中心的な制御主体は、発達した労働者 = 発達した消費者である。

この「産業の社会的制御の体制」こそが、現代技術革命のもたらす技術的条件に照応して、現代産業社会 = 労働力商品化体制から転換・移行するものとして現われる新しい社会パターンとしての経済体制にほかならないのである。

次のように要約できる。

産業の社会的制御の体制の基本構造

- 1° 技術的基礎としては、——生産手段における制御装置の導入、および労働組織形態における自主的協働化組織。
- 2° 労働力の社会的存在様式としては、——「労働力商品化」の廃棄。発達した労働者による労働者決定（労働者が生産制御主体となる。労働者の再生産は、発達した人間の生産として保証される。労働者は作業場内、社会内的に連帯する）。
- 3° 社会的生産の通信と決定の構造＝経済体制としては、——資本による生産制御の廃棄。情報障壁の廃棄。産業目標として具体的有用性基準。前記の労働者決定を基盤としながら生産者相互間、生産者・消費者間の社会的協議のシステムによる、各レベルにおける社会的協同化、民主化、自律化。

第2節 情報・決定・所有の側面

ようやく、われわれは、現代産業社会が、現代技術革命のもとで転換・移行していくものとして現われる新しい体制、新しい社会パターンの方向をみさだめることができた。この新しい社会パターンは、もちろんひとりでに実現されるものではない。しかし、それは、決して、なんらかのたんなる規範的モデル＝理想型モデルとして現われているのでもない。われわれがすでにみてきたように、現代技術革命の進展という現実のもとで、もしこの新しい社会パターンへの移行をすすめないならば、生産の場における労働力破壊、そして自然環境の破壊、また消費生活の各面に現われる人間破壊が進行する。したがって、そのような人間生活の破壊をみたくないならば、産業の社会的制御の体制への転換を選択せざるをえないのである。もちろん、現代技術革命をあともどりさせたところで、機械制工業と「労働力商品化」の体制としての社会がつづくだけのことであって、なんの解決にもならない。その意味では、現実の状態を十分に認識するならば、人間生活を守るために採らざるをえない選択として、産業

の社会的制御が現われるのである。

いうまでもなく、産業の社会的制御の体制の具体的なあり方は、その社会の達成している科学技術の状態、社会的諸集団・諸階層の構成、既存の社会的諸制度、そして、その社会の人びとの認識と判断の状態などによって多様になるであろう。しかし、上述してきた基本構造のもう少し具体的な社会像と、そこにいたる移行の道筋についてみておくことも必要であろう。

ところで、われわれのいう産業の社会的制御の体制は、もちろん広い意味での社会化された経済 (socialized economy) の一つの型であるとみられるとしても、あまり大きな異議をさしはさむ必要はないであろう。ここで、広い意味での社会化 (socialization) というのは、経済運営における私的人格を制限・除去して社会的協同化をなんらかの形で制度として導入するあり方をさしている。そのようなものとしての経済の社会化にはさまざまなタイプのものがありうる。なぜなら、経済の社会的協同化とは、人間が意識的につくり出す関係であるから、さまざまな条件やそれをつくり出す人びとの考え方などに応じて多様なものが現われるといえるからである。

そこで、われわれのいう産業の社会的制御の体制への移行について具体的にみる前に、その予備作業として、経済の社会化およびそれを求める現存するいくつかの他のタイプの試みについて次章で分析し、われわれへの示唆を得ようと思う。

まず、現実に存在しているソ連・東欧の社会主義すなわち「現存社会主義」が示している問題点についてみよう。そこで現存社会主義のもつ深刻な欠陥をとらえながら、われわれの体制像をみるうえでの一つの観点を得たい。

次いで、同じく経済の社会化を現存社会主義とはまったく異なった形で追求しているものに、スカンジナビアにおけるいくつかの方向——とくにスウェーデンのそれなどがある。そこで示されているいわゆる“産業民主主義”から“経済民主主義”へとといわれる一つの動きを分析しながら、産業の社会的制御の体制への一つの示唆を得たい。

ここで次の点をあげておきたい。

上述の検討をふくめて、産業の制御と経済体制について具体的に考えるとき、重要と思われるポイントは、産業の制御における次の三つの側面である。

- (1) 産業の制御における情報関係
- (2) 産業の制御における決定関係
- (3) 産業の制御における所有関係

産業の制御を、経済体制 = 社会的生産の通信と決定の構造とのかかわりにおいてとらえるとき、まず、産業の制御にかかわる各主体間の情報交流 = 通信（コミュニケーション）の関係が一つの側面として現われるであろう。具体的には情報障壁や社会的学習の組織のあり方などがここに入る。

第二に、産業の制御にかかわる各主体の行動決定の相互関係がまた一つの側面として現われる。具体的には意思決定の調整、交渉、協議の組織におけるさまざまな問題点がここに入る。

そして、第三に、産業における通信と決定の構造は、具体的には生産手段に対する所有関係とかかわって現われる。われわれが第3章で確認したように、所有関係は、財に対する制御にかかわる一つの社会規範として形成され、社会的生産における通信と決定の構造から法規範にいたる多階層的なシステム構造の中にあるからである¹⁾。したがって、産業の制御にかかわる所有関係が重要な側面として現われる。

この三つの関係は相互に関連しており、われわれが産業の制御というとき、具体的にはこの三つの側面を包括するものとしてとらえている。しかし、現実には多面的であって、これらの三つの側面がつねに同時に、また、均整的に現われるとはかぎらない。いいかえると、そこにこそ、産業の制御と経済体制を論ずる一つのポイントがあるといってもよいであろう。しかし、このポイントがもつ重要性は、抽象的に論ずるよりも、具体的な現実の中でみる方が明晰となるであろう。

この三つの側面の相互関連というポイントに焦点をあわせながら、次章で現存社会主義およびスカンジナビアにおける産業制御などについてみよう。

第1節の注

- 1) 本書第5章参照。
- 2) 本書第6章, 第7章参照。
- 3) Veblen [V1] p. 243. また本書第3章第4節参照。
- 4) 本書第3章第3節参照。
- 5) 協同化条件については, 第1章第3節参照。
- 6) 意思決定における評価基準(評価関数)については, 第1章第1節参照。
- 7) 飯尾 [I7] 315~316, 318, 333~334ページ。
- 8) 第1章第3節参照。

第2節の注

- 1) 本書第3章第2節参照。

第9章 産業における情報・決定・所有

—他のタイプからの示唆—

第1節 現存社会主義の教訓

1 いわゆる集中型体制の根本的欠陥

現存社会主義の一つの型は、ソ連型社会主義経済である。これは、生産手段の全般的な国有化および部分的協同組合的所有、ほぼ全面的な計画経済、そして、単独政党支配による産業の一方的制御で特徴づけられるもので、現実には、民主性と自律性を欠いた硬直的な中央計画経済として現われている。このソ連型システムについて、そのできあがってきた経過と問題点のすべてをみるといふことは、この本一冊分を費やしても足りないであろう。ここでは、かなり、すでに多くの人びとによって明らかにされ、自明に近いものとなっているような点を整理しつつ、経済の社会化を実現するにあたっての一定の条件のもとで、技術的基礎が果たした客観的役割といったようなものを考えたい。そこから、今日の東欧におけるさまざまな変化の意味あい、およびわれわれへの教訓も整理できよう。

ソ連においても、革命直後は、“産業における労働者統制 (die Arbeiterkontrolle) から労働者管理 (die Arbeiterverwaltung) へ” (レーニン)¹⁾ という型での経済の社会化が志向された。そして、“できるだけ漸次的に、また旧来のものをできるだけぶち壊さずに、新しい社会関係に移行しようとしていた” (レーニン)²⁾ 側面があった。具体的には、全般的国有化にすぐすすまず、私営工・商業に対する労働者統制から出発しようとした。そこで考えられた労働者統制とは、『労

『労働者統制令』という布告が示すように、“所与の企業の全労働者によって”，労働者がみずから選出した工場委員会（職員、技術者の代表も入る）をとおして実現されるもので、生産、販売、購買にかかわる財務的、技術的側面に関する調査、監督、決定を行ない、企業経営者はこの工場委員会の決定に従うことが義務づけられた³⁾。ただ、労働者統制地方ソビエト（各県、各地域における労働組合、工場委員会その他の労働者委員会、消費組合の代表により構成）は、“下級統制機関における紛争、企業経営者の不平不満を解決する責任”をあたえられた⁴⁾。

しかし、この労働者統制の方向は、二つの障害に出会った。一つは、工場主（資本家）によるサボタージュや抵抗であった。このような動きに対しては、1917年12月18日の布告（企業の所有者が労働者統制を拒んだり、工場を閉鎖したり放棄したりしたときには、国が没収する）によって、抵抗措置がとれた。しかし、もう一つの障害は、労働者自身の中から現われたものであり、この方が後にとって重要な問題をあたえた。それは“労働者管理における無秩序と混乱”であった。この間の事情についてのべた箇所を、ドップ（M. Dobb）の『1917年以後のソビエト経済発展』からみよう。

「……（資本家たちの）妨害行為や生産停止計画にたいして工場委員会の報復は、事務所に侵入し、そして多くの場合、所有者や経営者をおいだした後で、工場を自分たち自身で運営することであった。1918年春には、サンジカリスト的の傾向——すなわち、工場は、そこで働いている労働者自身によって直接に、そして労働者自身の利益のために運営されるべきであるという観念——が、工場委員会の間に拡がった。その結果、職場規律や生産がさらに低下し、多くの場合、労働者たちの側での自分の工場にたいするセクト主義的・所有者的感情を昂揚させ、それはまた、より大きな共同体の利益を拒み、上からの調整や指導の企てに執ように抵抗することともなった。金属労働者組合の一指導者は次のように書いている。“別の持主がきた。彼は以前の持主と同様に個別主義的で反社会的であった。この新しい持主の名前は統制委員会（工場委員会による労働者統制機関のこと……引用注）であった。ドネツ地帯では、金属工場や鉱山が石炭や鉄を相互に掛売りすることをやめ、国家の必要には何らの顧慮もなく農民に鉄を

売った”(Piatakov, コミンテルン年鑑1923年版)〕⁹⁾ (傍点引用者)。

各地方の工場委員会、統制委員会は、自主的に工場接收を行ない、また中央の指導との間にしばしば対立を生んだ。一部では、「労働者代表の連帯」という組織も生まれ、“労働者委員会の自律性 (autonomy) のために、中央集権的統制に反対する”ということが唱えられたりした⁹⁾。

このような指摘はしばしばみられる。バイコフ (A. Baykov) は、そのような傾向が“きわめて広くひろがって、その結果、原料や燃料の入手難と輸送難が増大し、他の条件とあいまって工業制度の漸増的な無政府状態をつくり出した”といっている⁷⁾。また、ソ連の“公認”の文献も、そのような“事実は存在した”ことを認めている⁸⁾。

ところで、ここで示されている工場委員会における労働者の傾向を“サンジカリズム”と規定するかどうかは別として、そこに示されている考え方は、企業が労働者自身の手により運営されるべきであり、また必要に応じて運営の自律性をもつべきであるという、そのかぎりにおいては、われわれのいう労働者決定にほかならないのであって、産業の社会化としてなら否定的なものとは考えられない。

しかし、そのいわば自主的な制御が全般的な社会的協議の方向に向わず個別セクテナ的な狭い視野の方向に向ったのはなぜか。そこには、当時のロシアがレーニン自身がしばしば強調したように、「資本主義が発達し、最後の一人まで民主主義的文化と組織性とがあたえられている国」ではなく、「ニコライとラスプーチンの国」であって⁹⁾、いかえると、労働者の一人一人にまで民主主義的文化と組織性とがあたえられていない国であったという、ロシアの後進性がある。レーニンは、この点を、革命直後から、死ぬ直前まで、ロシアにおける経済の社会化にとっての“困難性”として重要視した¹⁰⁾。その“ロシアの文化水準の低さ”は主として農民層についていわれるものであっただけでなく、労働者層についてもいわれたのである¹¹⁾。

それは、たんに、社会的・文化的制度からくる条件としてではなく、当時のロシア工業がいちじるしく遅れた技術的基礎をもっており、革命後の工業発展

の基本方策の一つが「機械化、すなわち、労働の機械による全面的代替」であったことに示されるような条件にあったことを考えねばならない¹²⁾。すなわち、一般労働者は極端な低い文化水準のもとに労働力商品化の状態におかれていたから、労働者の分断化、決定能力からの分離にならされ、労働者自身の自主的決定のもとに社会的視野に立った協議にすすむためには、非常に長期にわたる教育を必要としたのである。

しかし、当時の条件はそのような余裕をゆるさなかった。したがって、前述した工場委員会の活動傾向をチェックするためには、工場委員会システムに示される一般労働者の自律性をとりあげる以外になく、工場委員会は労働組合全国組織に従うという決定を皮切りに、そのような方向が追求された¹³⁾。1918年前半期の半ばあたりから、講和とともに“あらゆる工場、鉄道などの国有化の徹底的遂行、「サンジカリズム的傾向」への闘争、全国的規模での経済生活の中央集権化をねばりづよく行なうこと”を柱とする中央集権的工業化過程が強力にすすめられることとなった¹⁴⁾。また、1918年度にはじまる、資本主義諸国の干渉に助けられた国内戦争の勃発も、上述の国家統制的工業化過程をいっそうに助ける追加的条件を形づくった。

この過程で現われた方向として注目されるのが次の二つの方向である。

(i) 産業の具体的な管理・運営にかかわる機能を、労働者の中での「自覚した少数者」(レーニン)¹⁵⁾としての共産党が直接に掌握する形を公然とするようになったこと。

(ii) 機械制工業化の推進という技術的基礎のうえに、労働組織の側における“上からの制御”とテーラー・システムを採る方向がとられたこと。

第一の問題についていえば、さきにわれわれがのべたロシアの一般労働者の組織的、文化的水準についての事実と、これについての認識からすれば、「ほんとうに自覚しており、大衆を率いていく能力があり、日程にのぼっている一つ一つの問題に解答をあたえることができる……少数者」としての「党」¹⁶⁾に期待する方向が現われることは十分に予想されるところであるといえよう。レーニンは、資本主義下の闘争においても、「工場委員会と労働組合を、事実上、

共産党の指導に従属させる」ことを主張したが¹⁷⁾、この考えは社会主義建設にも示された。“労働組合全国組織を行政機関化して産業の制御権をあたえよ”とか、“経済組織化の任務をすべて自立的な労働組合にあたえよ”といった主張がしりぞけられ、「大衆が国民経済全体の管理を自分の手に集中するようになることができる……ため、共産党は党外の労働者大衆を啓蒙し、養成し、訓練し、教育する」¹⁸⁾ことが、「長期の活動」¹⁹⁾として現われるとされた。そして、労働組合は、そのための「共産主義の学校である」²⁰⁾とされ、「党——それはプロレタリアートの直接に統治する前衛である」²¹⁾として、前述の“長期のあいだ”、「党中央委員会と全党が行政を行ない国家を統治する」²²⁾ものと方向づけられる中で、それは明確にされた。

このような方向づけの中で、産業管理の具体的処理において、党がその決定機能を直接に掌握する方向が形成され、いわゆる新経済政策(ネップ)の中でも計画管理セクターに関するかぎりこの方向がすすめられた。しかし、レーニンは、このようなことが一般大衆の組織的水準のおくれに原因があることを知っていたこと²³⁾、また、それが労働者大衆を教育し集中的計画化システムの完成までの“あいだ”²⁴⁾の措置と考えられていたことは、注目しておいてよい。

第二の問題は、さきにものべたように、ソ連工業の発展政策の技術的目標が、近代的機械制大工業の建設におかれたことにかかわっている。

そこで、機械制大工業という基礎に応じて「機械制大工業の型にならって組織された作業の過程がうまくいくためには、1人の意志に異議なく服従することが無条件に必要である」²⁵⁾(傍点原文)ということになった。そこでは、われわれが第3章の機械制工業でみた“top-down control”(=“上からの制御”)(R. Edwards)²⁶⁾のシステムと機能的には同じく、上からの指令、下からの情報という通信の一方的制御にもとづく垂直的往復だけが先行するシステムがとられた。そして、そのもとで、「テラー・システムの中の科学的で進歩的なものを取り入れる」²⁷⁾ことが追求された。レーニンはテラー・システムの中に「ブルジョアの搾取の残忍さ」と「科学的な成果」が併存しているとみていたので²⁸⁾、その“科学的な成果”の方を取り入れようと唱えたわけである。いいかえると、

テラー・システムから“労働からの思考の分離の原則”を消去して、作業手順の合理化側面をとり入れようと考えたとみてよい²⁹⁾。しかし、さきにものべたように、一般労働者の自主的な決定権は事実上なくなり、産業運営、企業管理についての計画・制御が中央機関と「党」による決定に委ねられる方向にあるシステムのもとでのテラー・システム導入は、一般労働者にとっては、アメリカやドイツの産業合理化における労働組織とまったく変わらない機能側面をもつものになったといわねばならない。

ここで次の重要な点を指摘しておこう。もともと、テラー・システムは第4章第2節でみたように、機械体系のもとで——とくに重化学工業革命の段階を迎える中で——、物的生産力を急速にひきあげてゆくための労働組織として現われたものであるから、もし、当時の“革命ロシア”において物的生産力を増大することが急がれなかったならば、近代的な機械体系装置の発達に対して、テラー・システム、フォード・システムとは異なったタイプのある種の自主的な協働組織とを組み合わせることが可能であったとも考えられる。しかし、当時の条件は、国内情勢の安定のためにも、外国からの侵略にそなえて軍事力をつけるためにも物的生産力の急激な増大が要求されていたのである。したがって、そこでは、社会主義工業化の技術的基礎として、近代的な重化学工業化をめざす機械化に照応して、物的生産力の急速な増大をはかるための労働組織として「細分化的合理化組織」＝テラー・フォード型システムの採用方向を接合する一つの必然性が生まれたのである。しかし、ここでまた、注目されることは、レーニンがこのような労働組織——労働過程の指導者の単一の意志への大衆の無条件的服従——の採用を「古いものへの逆もどり」（傍点引用者）ととらえ、その「古いものへの逆もどりという犠牲を払って」（傍点引用者）新しいものへの移行を準備するところに「現時機のすべての特色」があるといっ³⁰⁾、その採用を不可避悪的な過渡的手段とみなしていたことである。

このようにして、1917～23年の時代に、(i)党による産業管理の直接的指導、(ii)テラー・システム的な合理化組織と労働過程の“上からの制御”のシステムの方向が、当時における技術的基礎、それと結びつく労働者大衆の主体的

条件，国内外の客観的条件から，経済の社会化を維持するために——レーニンのみたように長期的にせよ短期的にせよ過渡的なものとして——とられた。

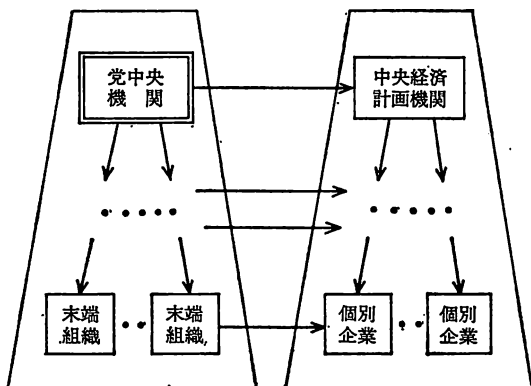
しかし，よく知られているように，——その原因と経過の詳細についてはまだすべてが分析的に明らかになってはいないにしても——，スターリンの時代になるといわゆる“肅清”をレバー（てこ）として，1920年代において党内の民主主義が決定的に失われる方向をたどった³¹⁾。これはまた党の国民に対する一方的制御の型をいっそうにつよめた。それと並行して，労働組合の役割，自律性も1920年代にはまだ残っていたが，1930年に近づくにつれてまったく失われることとなった³²⁾。このような条件のもとで，上述した1917～23年の二つの方向が，過渡的³³⁾性格をやめ，より強力で絶対的な³⁴⁾性格をもって進められた。

そこで，1920年代末にできあがった企業経営組織は，企業長，労働組合，党細胞のいわゆる「三頭政治」として現われたが³⁵⁾，事実上では，1929年末の『生産の管理を改善し統制の統一性を確保するための措置』に示されるように，「党細胞は，党の基礎であり，企業にあってはとくにそうであるから，党細胞は，労働組合と経済関係機関（企業長など……引用者注）が党の指令を遂行するように企業の政治，経済生活全般を指導するように活動すべきである」³⁶⁾（傍点引用者）とされた。このようにして，すべての産業管理が，党中央から党細胞にいたる党機関によって直接掌握されるシステムができあがった。

しかも，ソ連の工場内労働組織は，1920年代末に整備されて，厳格な上から下への（“top-down”）単一責任制のもとに，企業長→主任技師→職場長→職長→班長を基本ラインとするピラミッド組織がつくられた³⁷⁾。そして，工場長（企業長）は工場において，職場長は職場において「絶対権力を有する指導者でなければならない」³⁸⁾とされた。

したがって，党は，党内民主主義の一掃によって上から下に向って一方的制御されるピラミッド型システムとなり，産業組織も中央集中的計画および工場内の“上からの制御”によって完全なピラミッド型システムとなり，しかも，党機関が中央機関から末端組織（党細胞）にいたるシステムを使って各レベルにおいて，党が産業経営を一方的制御するという，極端な集中型制御のシステム

図9.1 集中型システム



が現われることとなった（図9.1）。

このシステムのもとに、電化を中心的にもなったとはいえ、資本主義国において行なわれた重化学工業革命の技術的基礎を追うものとしての社会主義工業化がすすめられた。そこでは、コンベアを中心とする連続生産が中心におかれた³⁷⁾。

上述の組織体制、技術条件のもとでは、テーラー型の「労働の科学的組織」は、一般労働者の労働過程、生産過程にかかわる直接決定権のまったく失われたもとでの物的生産性向上のための組織となり、そこから労働強化にもとづくスタハノフ運動が現われた³⁸⁾。そして、急速な社会主義工業化のために、生産手段の生産が極端な優位におかれるという“重工業優先主義”が現われ、これは当然のことながら計画的な投資加速と、消費成長の間のコンフリクトを増すことになったが³⁹⁾、この問題について一般労働者の決定能力が反映しないという条件は労働者にとって快適な条件とはいえないものであった。また、労働組合の自主性と活動能力の失われたことは、みずからの決定権のない労働組織における労働者の分断化を深めた。

結局、レーニンが1921年に「官僚主義的にゆがめられた労働者国家」⁴⁰⁾と規定して、これを克服するために「多様な形態と方法での下からの制御が決定的に必要である」⁴¹⁾と考えていた方向は、逆転した。一般労働者の側からいえば、

労働者におけるさまざまな決定権の事実上の否定、労働力再生産費水準の相対的遅れ、労働者の作業場内・社会的分断化がみられ、「労働力商品化」現象と似た現象が現われた。“古いものへの逆もどり”が、体制として固定化する中ではそのような傾向の固定化は当然といえた。

このような事情から、この経済体制を“国家資本主義”または“新しい階級社会”とみる見方もいろいろと現われた⁴²⁾。しかし、われわれがさきにものべたように、もともと、経済の社会化やその一つのあり方としての“社会主義”は、人間が意識的につくりあげるシステム設計の要素をもつから、その設計主体のあり方、その目論見や条件に応じて、具体的に多様となりうる。したがって上述の体制を“社会主義でないもの”とみることも、実はそれが批評者の考えている社会主義の概念と一致しないということの別様の表現にはほかならない。したがって、前記のような形での見方を主張することは、下手をすると「“社会主義”という用語をその起源の純粋性の後光でふたたびおおう……不生産的な無駄な努力」(G.ポッフア)⁴³⁾になりかねない。

われわれにとってはそのような“ネーミング”に近い問題は別として、次のことを確認すれば足りる。ソ連型システムが生みだした、民主性と自律性とを欠く集中型という特徴の方向は、第一には、経済の社会化を、遅れた技術的基礎と主体的条件のうえで急速に築こうとした過程で生まれたものであり、第二には、その方向が特定の政治的条件のもとに極端化され、当初にもっていた非絶対的性格を失ったことに根ざしているのである。

2 東欧での諸改革モデル

前節でみたようなシステムは、ソ連だけでなく戦後の東欧においても採用され、その結果、国民経済の計画と運営における

- (1) 過度の集中化
- (2) 官僚主義化
- (3) 勤労大衆による民主的統制の欠如

で特徴づけられる、いわゆる集権化システムが一般化した⁴⁴⁾。

これは、いってみると、前節でのべた産業制御における所有関係については形式的に社会化したが、情報関係、決定関係については社会化がすすまなかったということになる。もっとも、情報関係についても、決定関係についても、資本主義のように、個別企業間の情報障壁や非協同関係が基本になっているのではなく、その意味では、社会的協同化されているのであるが、そこでの民主性と自律性が決定的に欠如しているのである。その意味では、ブルス(W. Brus)のいう「過程としての社会化 (socialization as a process)」⁴⁵⁾の進行過程において、情報関係、決定関係における民主化、自律化がいちじるしく損われ、その結果、生産手段の所有関係の国有化が社会化としての実際上の意味を大きく制限され歪められた過程といえよう。

そして、このような硬直した集中型システムは、現実の産業運営においても、(1)生産財および消費財における需要者の要求に対する品種構造の不適合、生産の弾力性の欠如、(2)企業および各部門の自主的発展の不均等抑制、たとえば生産方法の改善、製品改良における抑制、(3)部門間、企業間の発展の過度の不均等、(4)若干の投資問題における中央機関の決定、非合理性、(5)中央レベルにおける経済計算の非能率、等々の問題を生んだ⁴⁶⁾。

すなわち、生産力が発達し、生産と消費が複雑になるにつれて、中央機関をはじめとする各級機関で処理せねばならない情報の種類と量が増える。これらのディテールを集中的に制御しようとするかぎり、これを十分に行なうことが非常に困難であるということからして、中央決定機関は多くの問題の決定に関して不足した情報のもとでみずからの裁量において多くを処理せねばならない。さらに、この条件のうえで、“困難”でないのに情報を集めないという官僚主義も強められる。これらは、十分に現実の条件や消費者の選好を反映しない形で、前述した諸欠陥の源となる。これが、民主性の欠如を原因とする一つの欠陥である。

また、企業に対して自律性が極端に制限される結果、「集権化モデルにおける適応メカニズムの非弾力性」⁴⁷⁾——ひらたくいうと“融通が利かない”——という問題が生まれる。そして、この二つの欠陥、民主性の欠如と自律性の欠如は、

現実ではしばしば結合して現われた。

1950年代後半になって、特定の政治的条件の変化が現われた。一方、戦後の生産の発展の中で、労働者の組織的・文化的水準も20世紀初頭のロシアのそれとは異なる水準にいたった。また、生産と消費の多様化はいっそう発展し、集中型システムでは経済を国民の選好を満す形で運営することの困難性がより増大した。このような条件の中で、集中型システムの改革を求める傾向が強くなり現われた。そこで、集中型システムにおける、

- (1) 民主性の欠如を克服するものとしての「計画の分権化(decentralization of planning procedure)」
- (2) 自律性の欠如を克服するものとしての「市場機構の導入・利用(utilization of the market mechanism)」

が現われたのである。これらについては、筆者は、これまでに別の書物でかなり繰返して、その内容を紹介し、またその意味についてのべてきているので⁴⁸⁾、ここでは簡単にふれる。

前者は、上級機関の計画策定そのものにおいて、上級レベルと下級レベルがその選好と情報を反復的に交換しながら、全局的立場と個別的立場からの協業により計画を作っていくあり方であり、さまざまな形でかなり広がった。

後者は、計画経済において企業に自律性をあたえ、国民経済に柔軟な適応性をあたえるための手段であり、ハンガリーの「新経済機構(the new economic mechanism)」(1965年決定；1968年施行)において典型的にみられた。それは、次の構造をもつ。

(i) 国民経済発展の基本コースにかかわるマクロ的パラメーター、すなわち経済成長率、投資・消費比率、各産業セクターへの投資配分率、さまざまな社会的・職業別グループへの消費フォンドの配分等については中央機関が決定する。

(ii) 財の価格、賃金、税制、利子率等の企業デシジョンに必要となるパラメーターは、中央決定されるか、またはなんらかの形で中央制御する。ただし、価格については完全自由価格をも併用する。

(iii) 上述の条件のもとに、企業は、生産構成、生産量、技術選択、投入要

素購入先、産出版売先のいっさいについて自律的に決定する。

1976年に若干の手直しが見られたが基本構造は変わっていない。また、価格においては、固定価格、上限指定価格で販売されるものは、原材料および中間生産物の産出、売上高の70パーセント、工業製品（生産者向け）の20パーセント弱、消費財（小売）の45パーセントであり、一方自由価格で販売されるものは上記のそれぞれの産出、売上高について、28パーセント、78パーセント、30パーセントを占めている（1976年^{49）}。

ここで注目されねばならないのは、「競争は、企業のイニシアティブを展開させ、経済効率と技術的發展のために、そして購買者の需要に適合するために、かなりの重要性をもつ^{50）}とされ、ある企業が他の企業に対してなんらかの支配を行なう公的権利をもたないこと、および誰と契約するかについての法的・制度的拘束の全廃という原理^{51）}のもとに、「多元的流通経路システム（multi-channel system of trade）」^{52）}がしかれて、価格、品揃え等についての卸売・小売業の競争も活発化していることである。そこでは、第7章第3節でふれた「流通の社会的機能」が十分に活用されている。その際、各企業間に、「営業の秘密」としての情報障壁が存在しないことが注目されねばならない。

このハンガリー型のものとは異なる市場機構の利用は、ユーゴスラヴィアでもみられることはよく知られている通りである。ユーゴスラヴィアでは、企業は企業内の労働者集団によって自主管理される。連邦政府は、社会計画とよばれる経済計画の概略を指し示すだけで、これにもとづいて各共和国や各企業が生産・販売計画を自主的に決定し、全体の経済は、市場機構によって調整される^{53）}。

もちろん、この場合、ただ無限定に市場機構を導入することが必要であるということにはならないであろう。すでに、われわれが第6章、第7章でみてきたように、市場機構という事後調整型の機構は、多くの産業において生産者と消費者の間の必要な事前協定を弱めるものとなる。このことは、企業が労働者管理のもとにおかれることになっても、変わりはない。また、労働者管理のもとにある企業が、企業所得の増大だけを目的とする状態が生まれるならば、

社会的有用性を第二義とする立場が現われる可能性も強くなる⁵⁴⁾。したがって、そこでは、たんなる企業所得への所得規制という政策問題だけではなく、生産者と消費者の社会的協議を保証する社会的システムが必要になる。その意味で、計画性を中心にすえて市場を“利用”するハンガリー型の「規制された市場システム (regulated market mechanism)」⁵⁵⁾の重要性もみられるわけである。

ともあれ、このような市場利用の形は、他の国には直接にはみられないにしても、チェコスロバキア、ポーランド、ルーマニアなどにも、企業の自律性の活用やマイクロ・パラメーターの重視を促す声を強めている。

これらの分権計画化・市場利用と並んで、1950年代後半から徐々に現われ、1970年代に入ってより強く問題となってきたのが、東欧における「労働者自主管理 (workers' self-management)」あるいは「工場民主主義 (factory democracy)」などとよばれるものである。これは、戦後、とくに最近における労働者の組織的・文化的水準の向上、民主性のある程度の増大とともに、企業における生産・労働の計画と管理において一般労働者の直接的な決定参加 (direct participation) を実現しようという動きである。

ポーランドのワルシャワ中央統計学校のフォワイエ (H. ChoŹaj) が1978年に発表した『発達した社会主義と経済機構の改善』⁵⁶⁾の中でのべているように、そこでいわれている“労働者自主管理”は、“国民経済の中央管理と企業および労働者集団の自律性 (the autonomy of enterprises and groups of workers) を結合し”、“企業の自律性を社会の利益のために運用する方向で”、“労働者が経営過程のあらゆるレベルの決定準備、決定過程に積極的参加 (active participation) を行なう”ことであるとされている⁵⁷⁾。当面の具体的方向としては、企業における経営執行機関と労働者組織の「労働者共同管理 (a workers' co-management)」⁵⁸⁾というシステムが追求されている。フォワイエは、このような方向が必要になる理由として、国民経済が複雑に発展し、もはや完全な集中化運営が不可能であり、企業の自律性が必要になるとともに、この自律性に民主的参加を得るための自主管理が必要であるという⁵⁹⁾。そして、そこで、労働過程における労働者のあり方の改革として次の指摘を行なっている。

「資本主義工場制度の“部分労働者”」になるとともに、「部分労働者としてのプロレタリアートは、……個人の歴史的発展における、ある意味での一つの退行 (regression) を形づくった」。したがって、「社会主義では、個人の人間の機能は生産機能の特化の枠組に限定されるのではなく、経営過程への積極的参加の中に示されねばならない」⁶⁰⁾。

そこでは、今日の技術的発展、労働者の組織的・文化的水準のもとにあっては、かつて低い技術的基礎と労働者の低い組織的・文化的水準のもとで採用されたところの、いわゆる工場制度における“top-down control”と細分化的合理化組織の踏襲は、とりやめられねばならない必然性に面していることが表現されているといえよう。

また、ハンガリー科学アカデミーのシャボ (K. Szabo) も、1974年の論文で、経済民主主義の一部としての“工場民主主義”を唱え、次のように規定している。

「工場民主主義の実体は、すべての被雇用者または労働者が、その人が働いている企業の経済管理の制度的形態へ参加する権利、現実的可能性、およびそれにとまなり責任の中にある」⁶¹⁾。

ここでも問題は、企業の自律性に結合され⁶²⁾、また、労働者が、経営執行機関との共同決定に入ることにより、「彼が働いている企業の共同所有者 (a part-owner) であるという事実」⁶³⁾の実際の意味を実現するという。

もし、計画の分権化、企業の自律性、そして労働者自主管理が実現されれば、かなり社会化が、情報関係、決定関係においてすすめられると考えられよう。しかし、ここで最大の問題が現われてくる。

すなわち、これらの労働者管理の動きはかなり前からあった。たとえば、ポーランドにおいても、1956年秋、自主管理としての労働者評議会がつくられ、ある程度の労働者参加にふみだしたが、その後、たとえば1958年12月の法律により、各企業には、それまでの労働者評議会に、労働組合、そして、統一労働者党の工場支部の代表を加えた新組織「労働者自主管理協議会」が設立された。名目上は、“自主管理”の機関であるが、そこに、党機関の代表が参加するこ

ととなった。このため、労働者評議会の機能は弱められてしまった。そして、ポーランド経済学会が指摘するように、「労働者自主管理協議会が儀礼的なものになり」、「自主管理機関と従業員の意見および熱望との結びつきが弱まり」、「位階制的な上級社会・政治組織が自主管理機関にこまごまと指図する」⁶⁴ ことになって、「自主」の内実が失われたのである。そこで、「管理への勤労者参加の社会的欲求は……、現在では、自由で自主的な労働組合の要求に表現される」⁶⁵ (傍点引用者) ことになる。

さまざまな条件から現実の経過は“慎重”かつ“屈折”したあり方をたどっているが、問題の根元としては、かつて一般労働者の遅れた組織的・文化的水準のもとに現われたところの“党機関による経済管理指導”というシステムのあり方そのものが、今日の発達した労働者のもつ組織的・文化的水準の条件の中で問われるところに、さしかかってきているといえよう。

* * *

現存社会主義そのものの成り行きについては、各国の事情や国際条件のインパクトもあって、簡単なことはいえない。ただしかし、ここで明らかにされることは、情報関係・決定関係の民主化と自律化をとまなわぬ社会化は、たとえ所有関係の形態だけを社会化しても、多くの問題を深めるということである。

そのような困難を除去して、民主化、自律化を拡大し、情報関係、決定関係を改革して官僚的集権型から転生しようとする多様なモデルとして、ハンガリー・モデル、ユーゴスラビア・モデル、さらにまたポーランド・モデル（まだ流動的ではあるが）をわれわれはみつつあるといえよう。現代技術革命がこれらの国およびそれ以外の現存社会主義国で進行するとすれば、その技術的条件からくる一般労働者の発達した組織的・文化的水準は、やはりわれわれのいう自主的協働化組織と同様のものを必要とすることは明らかであり、上述のモデルもいずれもまたそれらの方向に向っての、それぞれの形での模索と結びついていっている。いずれにせよ、かつて20世紀初頭の遅れた技術的基盤と労働者の低い組織的・文化的水準のもとに、一定の客観的条件の必要に迫られて導入されたところのシステム、すなわち、“党による産業管理の直接掌握”をふくめた集中

型社会システムは、政治経済体制として、新しい条件にますます適合しなくなる。体制としての民主化と自律化——そのようなものとしての体制の変化が必要となる。その核心は、労働者決定の確立と、社会的協議における民主化、自律化におかれることもまた明らかであろう。それは、さまざまな形での大衆の要求や運動を媒介して多様な形態と経過をとるとみるのが妥当であろう。

したがってまた、われわれが現代技術革命の条件のもとで求めようとしている産業の社会的制御にとって、これらの国がそこからの脱皮を迫られているような古い型のシステムがまったく必要でなく適合しないことはいうをまたないが、同時にまた、システムの「発生の論理」と「存在の論理」の連関——すなわち異なった発生経過で形成されるものは、その形成される存在構造としても異なりをもつことが多い——を考えあわせると、それらの国が体制変化の中で得るかもしれない新しいシステムもまた、われわれの求めるシステムのモデルとは異なったものとなるであろう。

第2節 労働組織と経営における決定

——スウェーデン、フランス——

前節でのべた現存社会主義がとったあり方と“正反対”とはいわないが、ほぼそれに近いような異なったあり方で、経済の社会化への志向を示しているものの一つが、スカンジナビア——とくにスウェーデンの社会民主主義運動・労働運動のあり方である。なぜ、“反対”の方向というか。さきの現存社会主義がとった経過は、まず生産手段の所有関係を社会化して、しかるのちに実際の決定関係や情報関係を社会化しようとしたといえる。そして、その後者の過程がさまざまな条件の中で屈折を描いているといえよう。これに対して、スカンジナビアの例は、いわば産業管理における情報関係・決定関係の民主化と社会化といったところから接近しようとしているといえるからである。一般的にそのような接近が社会化として成功しているかどうかについては、概括的にはいえないものがある。しかし、その中で、情報関係・決定関係の民主化から所有

関係の社会化へという接近において、かなり注目すべき動向を示しているものにスウェーデンの例がある。われわれは、まずこのスウェーデンの例を中心に、一つの教訓をみよう。問題の一つの焦点は、現代技術革命にともなう労働組織における変革と、経営管理における資本の経営権 (managerial prerogatives) との関連におかれる。また、それとの関連においていま一つの注目されるフランス労働運動の潮流とその労働組織、経営権とのかかわりを見ておこう。

*

*

*

1 スウェーデンにおける労働と“経営権”

まずスウェーデンの現状について。スウェーデンの経済体制は、所有関係でみるかぎり、“西側の世界の中で、経済的所有集中度のもっとも高高度合いをもつ資本主義国の一つ”である¹⁾。事実、製造業7,590社のうち、従業員2,000人以上の企業は全体の8パーセントであるが、それらの企業が全労働者の53パーセントを雇用している²⁾。さまざまな資本支配などを通じて、端的には、15から20の“家族”からなる集団によって所有支配が行なわれているともいわれる³⁾。また、産業全般における公的所有の度合いも、国有と大きな自治体所有をあわせて、ほぼ6～7パーセント程度(雇用者比率)であり、基本的に“強固に私的所有に基礎をおいた資本主義経済”である⁴⁾。

しかし、この国が、ほぼ完全雇用に近い状態と一般労働者の高い福祉水準を達成していることはよく知られている。ただ、1920年代以前には必ずしもこの国の労働者の状態はよくなく、休日をとることさえ十分にできず、失業率も低くはなかった⁵⁾。やがて、労働組合運動の強化とともに、1933年社会民主党が政権についてから⁶⁾、資本の側からの政治的抵抗を排除しながら、政府は雇用を第一義とし、経済安定性よりも優先させる政策を一貫してとりつづけたことにより、失業率は1933年以降ほとんど単調減少といえる形で低下し、所得格差もこれに並行して急速に減った。公的支出による各種社会政策が実行された。その結果、1968、1974年に実施したサーベイで、労働者に「少年時代、あなたの家族は経済的に苦しかったか」と問うたところ、「苦しかった」と答えた人は、1900～1920年代に生まれた人ではいずれも50～40パーセントであるが、

1930年代に生まれた人では30～25パーセント、1940年代に生まれた人では20～10パーセント、そして、1950年代に生まれた人では6パーセント程度という形で急速に変化している”。

生活水準があがるにつれて、労働者にとっては「労働生活の質 (the quality of working life)」が大切になる。技術が発達し、重化学工業化の中で細分化的合理化組織が進むにつれて、労働者の側での労働環境の改善を望む要求が強くなってくるのは、スウェーデンにおいても例外ではない。労働の単調性、職場における作業の固定化、また作業における“坐りっ放し”“立ちっ放し”という状態への不満、学習・技術習得の機会欠如、「機械として扱われることへの不満」などが強くなった⁸⁾。

このような労働者の要求は、戦後に入って技術革新が進むにつれていっそう広がってきた。それとの関連において、1960年代において、いわゆる「自律的作業グループ (autonomous working groups)」形成による「職場参加 (shopfloor participation)」⁹⁾が現われた。これは「社会技術的実験 (socio-technical experiment)」とよばれるもので、1950年代にノルウェーで行なわれた職場改善運動から出発している。

ノルウェーでは、1958年に企業などの援助によりトロンハイム工大に産業社会研究所 (I.I.S.R.) が作られ、これを基礎にノルウェー労働組合連合と経営者連盟の共同プロジェクトとして「産業民主化計画 (Industrial Democracy Project)」が出発した。まずプロジェクトの第一段階で、労働者が企業のトップ・レベルに代表参加すること——いわゆる労働者代表参加制が、産業の管理の民主化にとって有効であるかどうかの研究され、「有効でない」という結論を出した。そして、プロジェクトは第二段階に移り、多くの現場実験が行なわれた。それは、「職務 (job) におけるより大きな直接的参加への個人的可能性をあたえるための新しい組織形態」を求めようとするもので、①職務における変化と意味づけ、②職務における継続的な学習、③決定への参加、④職場での相互協力、⑤職務と社会生活の結びつき、⑥職務における将来への展望 (昇進だけでなく) という六つの“心理学的職務要件 (psychological job requirements)”とい

われるものが中心となった。具体的には、各職場の従業員を、自律的な作業小集団にまとめて、作業用具の選定、作業計画の準備、職場産出目標の決定、作業配分の決定などをその集団の自主的な管理に関連させることが中心となった¹⁰⁾。

この動きは、戦後スカンジナビア諸国で形成されていたある種の労使協議機関といえる協同委員会 (co-operation committees) を地盤にして¹¹⁾、拡大した。

このノルウェーの影響をうけて、スウェーデンでも、新しい職場組織形態の実験が行なわれた。若干の国有企業を皮切りに、数百の企業で、1969年から70年前半にかけて、ノルウェーにおけると似たような実験が行なわれた。有名なボルボ (Volvo) 自動車工場やサーブ (Saab) エンジン工場、コックム (Kockums) 鑄造工場などにおけるものが、それである¹²⁾。

しかし、スウェーデンにおいては、この実験はノルウェーと違って、労働組合の積極的な協力はより少なく、また政府の指導も少なく、個々の企業の資本家ベースで行なわれたことは注目しなければならない¹³⁾。ここには重要な意味あいがある。すなわち、エルバンダー (N. Elvander) も指摘するように、このような“社会技術的改革”とよばれるものを、労働組合は「権力構造における変化に結びつくものとして」とりあつかおうとしたのに対して、経営者側はそのような労働組合の志向とは反対に、「“重い” 形式的手続きや構造的再組織よりも“実用的協力”や“職場における日常的民主性 (everyday-democracy on the shopfloor)”を好む」という傾向を明らかに示していたからである¹⁴⁾。すなわち、われわれが第5章第2節でもふれたように、このノルウェー産業民主化型の職場組織改革は、問題をあくまで狭い意味での“職場 (shopfloor)”に限定し、労働者の自律的決定や協同化も“shopfloor”に限定されるものであった。そのかぎりでは、それは、「ミクロ次元としての産業民主主義」¹⁵⁾であった。このような資本家の動向にもとづく職場改革に対して労働組合が積極的に協力する必要はないという認識とともに、あとにのべる当時のスウェーデン社会民主党および全国労働組合総連合 (Landsorganisationen i Sverige=LO) がもっていた“分配主義”ともいえる志向 (現実の生産過程そのものは資本にまかせると

組合の協力によって生産の水準と構成および成果分配を制御することに集中するという基本戦略¹⁶⁾によって、スウェーデンの労働組合は、前述の“産業民主化”計画に比較的消極的であったといえよう。

むしろ、スウェーデン社会民主党と労働組合は生産過程そのものにおける雇用主の制御権としての“経営権 (managerial prerogatives)”をめぐる民主化に向けて、1970年代に入るとともに歩み出すことになる。この過程をみるには、やさかのぼらねばならない。

スウェーデンにおける労使関係を理解するうえでの基本的な出発点は、1906年における「12月の妥協 (December Compromise)」とよばれる労使協定である。そこでは、労働組合の組織権 = 団結権を経営者にみとめさせるのとひきかえに、経営者側の経営権がみとめられることになった。これは当時の力関係では、労組側としてもかなり余儀ない結果ともいえた。それは全国経営者連盟 (SAF) の規則「32条 (当時は23条)」に次の条文が入れられ、各経営者は各企業の労使協定においてこれと同趣旨のことを盛りこむことが義務づけられたのである。

「雇用主が、その裁量において労働者を雇い解雇し、仕事を管理し割り当て、どのような組織に属しようとしまいと労働者を使用する権利を、契約の条項として定めること」¹⁷⁾。

これがいわゆる経営権の原理を定めた“32条”である。1933年に入って社会民主党は政権についたが、まだ安定的な第一党ではなかったこと、およびその条件のもとで、ケインズ政策による完全雇用政策、また公的投資による労働者福祉の向上を追求せねばならなかったため、この「経営権」を法的に攻撃する形はとらなかった。そして、労使関係は LO と SAF (Svenska Arbetsgivareföreningen; スウェーデン経営者連盟) との協約によってすすめられる形がつづいた。スウェーデン社会民主党および労働組合は、そのような条件の中で、さきにもべた“分配主義”に立つ運動をすすめた。公的権力は生産の成果分配に影響するように使われ、労働者福祉は向上した。スウェーデンの社会民主党は当時の政治的条件の中で、産業の基本部門を国有化する力量をもたなかった。また、わずかな国有化では事態になんの影響もあたえない。そのような判断に立って、

スウェーデン社会民主党は、“短期的には、労働者層の生活水準向上に資し、長期的には資本の権力を制限し反資本主義的手段への政治的支持の増大を得るため”の政策に立った¹⁹⁾ともいえる。

戦後がすすむにつれて、技術革新が進行し、労働環境への不満と改善の要求が強くなってきた。しかし、さきにも述べた“分配主義”の考え方は社会民主党と労働組合に根づよく、新技術の導入とこれともなう構造変化についての決定は、個々の企業の制御にあたる経営者にまかせてもよい、という考え方で事態は静観されつづけた。そこでは、「もし、新技術の採用とその利用の組織についての決定に参加することによって、組合が経営効率についての責任を分けもつなら、組合は労働者の利益を守るために必要な独立性を失うことになるから、そのような決定は経営者にまかせた方がよい」という考えが支配したのである¹⁹⁾。

しかし、1969年12月に、北部の国有鉄鉱山にはじまった山猫ストの波は中央スウェーデンの主要工場に広がった。そのストライキは、1970年には年間157千日の山猫ストをもたらした（一方スト合計も1969年112千日、1970年157千日と増大した）。この山猫ストは、スウェーデンの全国労働組合総連合（LO）が、賃金問題の全国レベルでの交渉のみにその努力を集中していたのに対して、全国の一般労働者の現実的な問題が“非賃金問題”をめぐって大きくなってきていたことを物語っている²⁰⁾。

技術革新の進行ともなう正しい自主的な協力組織が実現されないために、①作業速度の引上げ、②新しい、しばしば気づかないタイプの肉体的危険、③職場転換などからくる苦情、④交替労働、⑤職場環境における孤立感、⑥さまざまなストレス増大などが起き、それらをめぐる多くの要求が山猫ストの波の中でさまざまな形で現われた²¹⁾。“技術変化に対する決定は経営者にまかせるべきだ”という主張は、ますます守りがたいものとなった。経営者に技術についての決定をまかせるということは、明らかに、労働者の肉体的・心理的要求を考慮に入れることなく技術が決定され、労働者はそれに適応する以外にないことになる。そのようにではなく、前述した労働環境に関する肉体的・心理的

要求を実現するためには、技術決定が労働者の要求に適応させられねばならず、そのためには、「労働者は、技術についての決定に労働者の要求が反映されることを保障する権力 (the power) をもたねばならない」²²⁾ということが明らかになってきた。しかし、労働者がその力を行使するためにもっている“資源”は、組合組織だけである。したがって、労働組合は、技術に関するすべての決定、また、その技術が利用されることから発するあらゆる問題についての決定に有効な発言を得なければならないし、もし、組合がこれを実行しなかったならば、組合はそのメンバーの利益を守ることができないということにもなる。続発した山猫ストはこのことを示しつつあった。

一方、経営者側は、さきにもべた職場組織改革運動の多様化を通じて上述の状況に対応しながら、企業的全範囲にかかわる労働環境の問題を“shopfloor”に閉じこめようとしていたので、組合の側はますます、その積極的な対応を求められることになった。

一般に、スウェーデンの労働組合は、賃金決定の全国交渉と、各種福祉決定への政治的支持・政治的圧力という形で機能してきたから、組合が“事業場 (workplace)”=企業でもつ“power”は、全国レベルでのそれよりも相対的にかなり小さいものであった。前述の山猫ストの波は、この労働組合総連合が事業場でもつ弱さを露出してしまいう危険性を鋭く示した。この問題への解決方向は、労働環境問題=事業場問題をあつかう組合権力を拡大することにあるのは明らかであった。

この、労働環境におけるストレス増大とそれを克服するために労働者が労働環境改善を要求するという問題は、いわゆるブルー・カラー労働者（主として LO に組織されている）においても、またホワイト・カラー労働者（その多くは Tjänstemännens Centralorganisation=TCO に組織されている）においても共通した問題となった。TCO の労働者も広い意味での労働環境の決定への労働組合の介入を求めるようになった。このブルー・カラーとホワイト・カラーが、一致して労働環境問題への決定介入を主張しはじめたことが、社会民主党にも、その方針をうけ入れさせる重要な条件となった²³⁾。労働環境改善のために、技

術に関する決定、これにともなる経営管理全般に関する決定に対して、労働組合が受け身にはなく、積極的に介入することが望まれるようになってきた。それは、経営者側が問題を“shopfloor”に閉じこめようとする方向に反対して、問題の決定を有効な範囲に拡大するものでなければ意味がないことも明らかであった。“分配主義”から転じて、生産の運営のあり方そのものに介入せねばならない、という声が強くなった。

すなわち、1906年に「32条」によって形づくられた障害をとり除くべきときがやってきたのである。

まさに、上述してきたスウェーデンの経営の中には、われわれが第5章第2節でみたように、現代技術革命の進行の中で労働力破壊を防ぐために、新しい労働組織を要求することが必要になること、また、その新しい労働組織はたんなる“shopfloor”のシステムに終るものではなく、経営における労働力のあり方とかかわって、必ず「資本の一方的制御＝労働力商品化」と矛盾してくることが明らかに示されている。スウェーデンにおいては、その“新しい労働組織”は必ずしもわれわれのいう“自主的協働組織”に一致するものではないが、「労働組織の民主的形態 (a democratic form of work organization)」とよばれる²⁴⁾。ここでは、「各人の労働に関する自主決定 (self-determination with regard to one's own work)」が主張され、それは、決して shopfloor に限定されることなく、企業規模における生産計画、予算計画にかかわる労働者の決定の有効性をともなうものでなければならないことが明らかにされる²⁵⁾。そして、その“労働組織の民主的形態”は、スウェーデン経営者連盟(SAF)の規約32条に示される「経営権」規定を変更し「従来の経営パターンからの徹底した変化」²⁶⁾なくしては実現できないという形で現われてきたのである。

1970年のサラリーマン労働組合(TCO)の総会、および1971年の全国労働組合総連合(LO)の総会で新しい方向が現われた。LOの総会は、1933年以来的“分配主義”戦略を変更した。すなわち、「現代の条件にみあう経営の方向を実現するためには、企業レベルでの組合の力が本質的なものとしてあつかわれねばならず、その力を達成するためには“32条”に象徴される経営権という、

長期にわたって存在してきた障害を、協定によって、あるいは必要とあれば立法によって除去しなければならない²⁷⁾ という方向がとられた。LO、TCOの二つの組織は、“32条”の廃棄、団体交渉権を賃金交渉に限定せず、企業の人事管理、労働組織の決定、生産計画の決定、投資計画の決定に拡大することを要求し、「それらの協定条項においては、経営者の伝統的な優先的な権利は制限されるか廃棄されるべきである」と主張した²⁸⁾。LO、TCOのこれらの要求は社会民主党による新立法への努力となって現われた。多くの調査委員会がおかれた。とくに重要なのは、「32条委員会」(1971年秋任命)であり、その結果にもとづいて、議会はほぼ組合側の要求に近い修正で決定した。LO、TCOの決定的影響は明らかである。これに対し、経営者連盟(SAF)の反対およびSAFが“立法化の代りに団体交渉協定の形でつづけよう”と主張したことは無視された。改革提案は反対党も支持せざるをえなかった。法案は1976年後述の「共同決定法」の形で決定され、その、たまたま“32条”は、次のように示して、旧32条を無効なものとした。

「賃金および雇用の一般条件に関して団体協約をとり結ぶ両者間にあっては、もし労働組合側からの要求があるならば、雇用契約を結んだり解約したりする件、また労働の監督および配分に関する件、また経営のその他の側面にかかわる問題について、被雇用者の共同決定を規定する団体協約をとり結ばねばならない。」²⁹⁾

このような諸改革は“参加改革(participation reforms)”とよばれた³⁰⁾。この参加改革の中で定められた主な法律についてみておこう³¹⁾。

i 私企業および公企業の役員会への労働者代表参加の法律(1972, 74年施行)

100人以上の従業員をもつ企業のうち銀行、保険会社をのぞくすべての企業において、労働組合が参加を決定したとき、取締役会に2パーセントの労働者代表を参加させる。労働組合はスト権その他いっさいの権利を制限されない。公的企業においても同様である。(1974年から政府雇用者に拡大。)

ii 労働者保護法の改定(1974, 78年施行)

これは、労働環境の変化にかかわって労働者の健康と安全を確保するために

労働者組織の要求権、交渉権を強めるもの。経営者は、労働者安全委員会に対して、工場レイアウト、設備の変化、新建設などについて、組合がそれを健康と安全にかかわると考える際には、すべて情報を予告しなければならない。さらに、1978年以降は、労働環境および健康・安全はより広く解されることになり、作業組織、作業時間の問題から心理的な健康状態をふくむようになった。

iii 雇用保障法および雇用促進法（1974年施行）

この二法律によって、それまでスウェーデンでは強固に守られていた経営者の解雇権は最終的にうちやぶられ、経営者の解雇行為は多くの制限をうけるようになった。

iv 共同決定法（1977年施行）

経営権へのもっとも決定的な制限は、1976年に通過したこの法律である。この法案作成にあたって、政府は32条委員会の意見に対する LO および TCO のべた批判的少数意見に従った。まず、それは、労働組合にあらゆるレベルでの経営決定の全範囲について団体交渉権をあたえた。経営計画、労働組織、人事政策などあらゆる問題について経営者は単独決定できず、労働組合と団体交渉して共同決定することとなった。関連条文の一項は次の通り。

「雇用主はその活動における重要な変化に関する決定を下す前に、雇用主の側からの発意によって、雇用主が団体協約をとりきめている労働組合と交渉を開始し、協約を結ばねばならない」³²⁾。

しかし、もし企業レベルから中央レベルにまで交渉が移っても協定に達しないときには雇用主がその決定を実行することができるので、“たんなる遅延効果しかない”という見方もできるが、組合が対抗措置のないまま経営側がなにかを実行することはできなくなったという意味は大きい³³⁾。

経営者はいかなる問題についても、排他的な決定権をもつという理由から交渉を拒否することはできない。また、労働組合はなんらの平和義務的なものではなく、諸問題についての協定要求が賃金交渉と同時に提出された場合、たとえ賃金交渉が終ってもその協定交渉が終るまでは組合は平和義務は負わない。また、経営者は企業の生産計画、人事計画について労働組合の要求がなくても、

労働組合に知らせる義務を負う。条文次の通り。

「雇用主は、団体協約をとり結んでいる労働組合に対して、企業の生産および財務の展開、人事政策の概略について、つねに知らせねばならない。また、その雇用主と関連ある組合メンバーの利益を守るために労働組合が要求した際には、雇用主は労働組合に対して、企業の帳簿、会計、そのほかの記録を労働組合が監査する機会をあたえねばならない」⁸⁴⁾。

また、経営者は、労働組合がそのコピーを要求すれば渡すことも義務づけられており、情報の守秘に関して協定を結ぶ可能性はあたえられているが、“企業秘密”ということでの例外条項はいっさいおかれ⁸⁵⁾ない。

以上が、“参加改革”の中での主要法律である。ただ、共同決定の手続きの詳細は、労働組合と経営者連盟の中央交渉にのこされた。また、共同決定法施行前に政府が変わった。政府案の基本線は自由党によっては支持されているが、保守党、中央党が SAF の意見にそって若干の保留をしているので、法案の実施上の詳細などについての議論が経過的な形をとっている。

また、1975年に、LO の経済研究者マイドナー (R. Meidner) の提案による「労働者基金法案」(Employee Investment Funds) が出た。これは、その後の LO の議論の中で修正され、1976年6月、次の案となった。従業員50人以上の企業では、税引き前利益の20パーセントを毎年、集团的所有の労働者基金として新株で積み立て、その配当の50パーセントでさらに株式を購入し(他は加入メンバーの教育、情報、調査などに用いる)、これを25年つづけると全株式の約半分が労働者基金のものとなるというもの⁸⁶⁾。

この案に対しては、SAF は代案を準備し、また共産党も反対しているので、行方は明らかではない。もし、この基金の方向が実現すれば、多国籍企業問題とのかかわりもあるほか、「市場経済とおそらく両立しないであろう」というのが、保守反対派の主張になっている⁸⁷⁾。

前述の“参加改革”の諸法案に示される運動方向と、この労働者基金に示される方向をあわせて、スウェーデン労働組合は、「現存する非民主的な権力集中をうちやぶる経済民主主義への要求 (demand for economic democracy to break the

undemocratic concentration of power which exists)(イタリアック原文)とよんでいる³⁸⁾。それは、しばしばノルウェーの60年代の実験以後にみられる小グループ式の職務拡大とかローテーション変化の工夫といった“職場改革実験”が“産業民主化”とよばれるのに対比する意味で、“産業民主主義から経済民主主義へ”という見方でいわれることも多い³⁹⁾。スウェーデンの労働社会学者コルピ(W. Korpi)のように、その「経済民主主義」を「労働と生産における労働者の自己決定への熱望を刺激しそれにつながる人民の運動」⁴⁰⁾とみる人もいる。

マイドナー案に示される労働者基金案も、スウェーデンの労働者のほとんどを組織しているLOが、その“政治的・社会的・経済的民主主義に根ざした社会のための闘い”という目的の中に中心的に位置づけているので⁴¹⁾、その展望はなんらかの形ですめられる可能性もつよい。

* * *

ここで、われわれがみてきた問題は次の三つである。

第一は、ノルウェーの“産業民主化”計画にみられる形の、自律的な集団型の職場改革は、それだけが行なわれるだけでは、いかに“産業民主主義”という名をつけようとも、実際には労働組織の改革を“shopfloor”に閉じこめようとする資本の志向につながるものになるということである。

しかし第二には、現代の技術的条件のもとで、労働環境につながる労働組織の問題を無視しては、現代の労働者の利益を守ることはできないということである。そして、この労働組織の改革は必ず資本による一方的制御としての「経営権」への制限と否定につながるものになるということである。

第三に、そのような「経営権」への制限や規制の方向は、たんなる労働者代表参加制によってではなく、労働組合が経営者に対して労働計画、生産計画、投資計画、人事計画についての情報開示(disclosure)を要求し、それら計画についての事前交渉(団体交渉)と決定権を労働組合として要求する方向に進みうるということである。

とくに、この第三の点については、いわゆる「労働者重役制」=労働者代表参加型の共同決定法をもつ西ドイツにおいて、労働組合の職場組織およびスト

ライキ権の強化、労働組織の共同決定の基礎としての職場での共同決定などの条件をもたないで行なわれる、たんなる上級機関への経営参加は、「基礎民主主義」を欠くものとなり、問題を“shopfloor”に閉じこめ「生産性上昇の利益のために導入される偽民主主義過程」(pseudo-demokratische Prozesse)⁴²⁾となる危険性をもつという指摘がみられることは興味深い。

もちろん、スウェーデンには、それに特有の政治・経済的条件があり、それを一般的なものとして主張することは一つの誤りに陥るであろうことはいうをまたない。まして、スウェーデンの到達点(ないし当面の到達点)は“共同決定”であって、労働者決定ではない。また、少なくとも、労働組合の同意がないかぎり新投資計画、生産計画は実行できないということにならないかぎり、語の正確な意味での“共同決定”ではないといえよう。また、マイドナー案に示される方向の進展が、所有構造の本質的な変更結びつきうる展望をもつかどうか、肯定も否定もできないという意味で未知数である。

しかし、また次のことも明らかにいえる。

さきにもとめたことからわかるように、現代技術革命のもとでは、労働環境の改革のために、労働組織の変革と経営における決定構造の変革とが一体のものとして要求されてくる。そして、経営における決定=資本による制御の構造を変更するとなると、その制御関係の一つの表現として現われている所有構造の変化にかかわってくることも当然といえよう。さきにもふれたように、スウェーデンのマイドナー案にみられる方向の現実的評価は別としても、少なくともそこでは、経営における決定構造の変革と所有構造の関連がそれなりの形で現われてきているという事実を否定することはできない。

たとえば、今日のスウェーデンの政治的・社会的条件の中でスウェーデン社会民主党と労働組合が、より大規模な所有関係の変更を提起しうる客観的条件をもっているかどうかは、いまここでの議論の中心ではない。ただ、もし、そのような大規模な所有関係の変更を提起するのに——客観的条件が整わないからにせよ、客観的条件があってもなんらかの主体的条件が不備であるからにせよ——かなりの準備が要るとしても、現実の労働環境の悪化は日々の現実の問題と

してさし迫ってくる。労働環境の変革は、所有関係のやや根本的な変革まで待つことはできない。労働環境の変革、労働組織の変革、そしてこれを“shop-floor”に閉じこめようとする資本の抵抗を排除するためには、おそらく経営における決定構造の変革に——所有関係の変革に先行して——入っていかなばなるまい。それは、よいか悪いかという問題ではなく、現実が要求する選択として現われる。問題は、その際に、労働組織の変革、経営における決定構造の変革のためにとる方法と形態なのであって、その問題に入っていくこと自体を避けることは、かえって現実の労働者の利益を守らないことになるであろう。スウェーデン社会民主党と労働組合が、1933年以来の“分配主義”を変更して、経営権との闘いに入っていかなざるをえなかった経緯は、このことを十分な教訓として示しているといえよう。

ここで次の点を留意しておくのも無駄ではないであろう。

スウェーデン産業と労働関係について丹念に分析した研究において、ジョーンズ (H. G. Jones) は、その結論部分で、スウェーデンにおける環境保護、土地と水の利用、地域整備などの点から、産業全般において「今後においては、中央計画がはるかに大きな役割を果たすことが期待される」といい、スウェーデンで積重ねられてきた各種の公的政策の実績からすれば、経済計画が「受動的な予測計画」から「実効的経済計画 (an active economic plan)」に移っていく「時は熟している」と指摘している⁴³⁾。たしかに、この点は重要である。なぜなら、第8章でわれわれがのべたように、生産における労働者決定は国民としての消費者の利益を反映するという消費者と生産者の社会的協議と一体になってその実効をあげる。スウェーデンが消費協同組合運動、消費者行政における高い実績をもつ国だけに、その消費者志向と、労働者決定の方向が公的誘導によってすすめられ、統一される方向は必要であるといえるからである。

ともあれ、さきにものべたように、“共同決定”は、労働者決定ではない。また、もし労働組合の合意なくしては経営計画がすすめられないところまで“共同性”がつけられるとしても、それが労働者決定への“過渡点”としてとらえられずに、なんらかの“最終到達点”としてとらえられるならば、われ

われのいう産業の社会的制御とは異なったものとなり、広い意味での経済の社会化にもいたりえないであろう。ただ、スウェーデンの金属労働者についてのくわしい意識調査を行なった結果、「分析結果は、発達した産業社会の労働者階級は、資本主義経済システムに挑戦することをつづけることを示している」⁴⁴⁾というコルビは、事態は流動的であるといいながら、しかし、「資本主義の死滅」に向っての「スウェーデン社会における力関係の発展についてのわれわれの分析は、基本的には楽観的である」⁴⁵⁾といっている。

2 フランスの“自主管理”と労働組織

ここで、フランスにおけるCFDT (Confédération Française Démocratique du Travail : フランス民主労働総同盟) が示している「自主管理」(autogestion)の志向についてふれておくことも無駄ではない。そこでも労働組織の問題が中心的に現われる。

フランスでは、第二次大戦直後の1946年、フランス第四共和国憲法の前文において「すべての労働者は、その代表を通じ、団体交渉により労働条件を決定するにつきそこに参加することができる。企業の管理についても同様である」(傍点引用者)との宣言がなされ、現在の第五共和国憲法にもその前文は受け継がれている⁴⁶⁾。すなわち、労働者はその団体交渉権や代表を通じての、経営への参加がみとめられていることになる。しかし、その内容の具体化は長い間すすめられなかった。

1945年2月22日のオルドナンス (ordonnance) により、50人以上の企業では義務的に(それ以下では任意制)、労働者の選挙によって構成される労働者組織としての企業委員会が創設された。これは、経営 (gestion) の権限を有するものとして創設されたが、その委員会の権限は、福利厚生に関する事項については決定権をもっているが、企業の経営に関する事項については諮問権を有しているにすぎなく、当初に予定されていた労働者の経営参加は「空文と化した」状態になっている⁴⁷⁾。企業委員会の代表は、取締役会、監査役会のすべての会議に出席する権利を有するが、議決権を行使できない⁴⁸⁾。

一方、ド・ゴール政権により1959年1月7日の「任意的参加令」とよばれるオルドナンスで、企業の使用者と労働者との自由な協定にもとづく参加が規定された。内容として、企業成果に対する団体的参加、資本または自己金融に対する参加および生産性の向上に対する参加とされた。しかし、労働者の側からいうと、生産性向上目標などの不信の要素が目立ち、また経営者側は経理を労働者に知られることへの警戒があって、この制度はあまり進まなかった⁴⁹⁾。その後、若干の議論があって、ド・ゴールのもとに1967年8月17日に新たな参加令が制定された。これは、100人をこえる従業員を常時使用する企業は、従業員に利益参加させることが義務づけられた⁵⁰⁾。これは、事実上、従業員賃金2.5～3パーセント程度のを株式交付方式、債権付与方式そのほかで利益参加させる制度であるが、「その低額さのゆえに実際には従業員の関心をひくまでにはいたらず」「また、経営参加の側面でも、企業委員会ですら、すでにのべたように諮問権を有するにすぎない現状から、本参加令の立法者は、自ら、この参加制度は、企業主の指揮権 (autorité de la direction) をなんら弱めることなく、新しい労使関係の確立を促進することを目的とするものであることを明言している」(奥島孝康、傍点引用者)⁵¹⁾といわれた。ただ、この関係で、企業委員会に対して、計算書類の閲覧謄写権や取締役会、監査役会への代表出席権がみとめられたが、ひきかえに企業委員会は機密性を有する情報については“秘密保持義務”を負われ、「従業員の情報開示請求権機能を果たすためには、一定の限界がある」といわれてきた⁵²⁾。その後1977年2月、企業が、賃金、その他の労働条件、福利厚生状況などについて年次報告を作成して発表することが法律化されたが、事態の本質にかかわることは小さい。

このように、いわば、資本の一方的制御についてはなにも制限することなく、労働者を企業に“integrate”しようという動きに対して、労働者は当然に反発してきた。その中で、フランスで、ソ連型体制について鋭い批判を展開しながら、「労働者による企業の運営のみならず、人民による経済全体ならびに都市の運営」⁵³⁾としての“自主管理社会主義”を主張しているフランス民主労働総同盟(CFDT)の方針が注目される。CFDTは、約120万人の労働者を組織し、

共産党系の労働総同盟 (CGT) に次ぐ組織であるが、CFDT のこの方向は1968年あたりから議論されて、1970年5月の第35回大会で明確な方向を示した。ここでは、「国家の手中への権力の集中は東ヨーロッパ諸国の歴史が示しているように民主主義的社會主義ではない」(E. メール書記長)⁵⁴⁾ という認識に立ち、労働者の集団的な自主決定組織に基礎をおく体制をめざしている。したがって、そこでは、前節でわれわれがみた“党による指導”への批判も厳しく、共産党系のCGTに対して、つねに統一行動の強化を申し入れつつも、「CFDTとCGTは社會主義、組合の役割とその独立性、および党と組合の関係について異なった概念をもっている」といっている。CFDTは社會党と協同関係にありつつも、その独立性を強く保っている⁵⁵⁾。その主張する經濟体制は、次の三つを柱としている⁵⁶⁾。

(1) 企業のみならず、自治体、国全体の經濟運営における勤労者による自主的管理の確立。

(2) 生産および交換手段の社會化、国有化、公有化であるが、それはたとえばたんなる“國家所有 (etatisation)”と混同されてはならない。それは、その所有權 (使用・処分) について、次にのべる民主的計画のさまざまなレベルに直接関与する労働者の間で諸決定の権限を分割し結合することを意味する。

(3) 民主的計画化。これは、自主管理された企業レベルでつくられたプランと自治体レベルでつくられたプランとの連続的なつき合せプロセスの中で、とりわけこれらのプラン間の調整ならびにプランを全国レベルの方向の中に位置づけることを可能とさせながら、全国レベルでの選択方向が決定される。また、それは、“分散化された計画”として、最終的な計画の中に定められた目標の実現のためにもっとも適切な手段を選択する最大限の自由を自主管理企業にあたえる⁵⁷⁾。

ここで注目されるのは、CFDTが、生産の場における労働組織の変革および企業決定における労働者決定權の拡大を重要な基礎と考えている点である。同第35回大会決議 (1970年5月) は次のようにいっている。

「労働者がみずからの労働生産物の支配者にならなければならないのは、ま

ず企業からである。このことは、労働組合を企業の運営機関に変質させることなく、労働者および選挙によって選ばれた労働者に企業の全体的な方針についての重要な決定責任をあたえ、また企業の責任者を指名し、監督する権限をあたえることである」⁵⁸⁾(傍点引用者)。

さらに、第37回大会決議(1976年5月)では次のようにのべられている。

「企業内外での労働者および労働組合の諸権限の承認と拡大、労働権の改革、ヒエラルヒー機構の再検討、労働の社会的および技術的分割を減少させるような労働および技術組織の変革」⁵⁹⁾。

「企業内における権力関係、生産の方法、生産物の種類および所得構造の変革。労働の内容、組織、性格および有用性に関する労働者権限の発展」⁶⁰⁾。

この方向は、1977年6月に決定されたCFDTの『要求ならびに当面の目標に関する行動綱領』において次のように具体化された。

まず、公共部門、私有部門、国有企業に共通する目標の一つとして、さきにふれた企業委員会が有名無実化している状態に対して、「企業委員会の役割の拡大」を主張し、「使用者による企業運営に対して……企業委員会が効果的なコントロールができるようにさせなければならない」⁶¹⁾として、とくに、「集团的解雇については、地方雇用委員会(使用者、労働組合および地方自治体により構成される機関として設立が要求されている……引用者注)が意見をのべるまで解雇を中断させる拒否権を企業委員会がもつこと」⁶²⁾また「企業委員会は、その権限の枠内において、生産物価格のコントロールを行なう」⁶³⁾ことが要求されている。

また、CFDTは国有化の拡大を主張するとともに、国有企業においては、工場および営業所レベルにおいて“工場理事会”の設置を要求する。これは労働者自主機関で、企業の理事会との交渉による契約の枠内で自治権をもち、契約の枠内で労働条件および労働組織についての次の事項の決定権をもつシステムが要求されている。

(1) 労働組織の種々の側面(時間、要員、安全機構および基準、職務権限と機構など)。

(2) 労働を条件づける新設備の選択。

(3) 労働条件改善のための技術革新、労働組織および生産システムの新しいモデルの決定。

(4) 関係労働者に必要とされる教育計画。

また、工場理事会は、事業所の決定のすべてを知ることができる⁶⁴⁾。

そのほか、全体の企業理事会の問題などについても要求が示されているが、ここで、われわれが注目したいのは、上述のように、労働組織における決定権の問題が重視され、これが、全体としての企業および経済体制における労働者決定の問題に緊密に結合される形でとらえられている点である。これらは、要求として提示されているのであるが、今後のフランスにおける政治条件などの展開によっては、一定の注目すべき意味をもつといえよう。

第1節の注

- 1) Lenin [L 6] t. 24, str. 476, Band 24, S. 517, 邦訳第24巻540ページ, t. 28, str. 119~120. Band 28, S. 132, 邦訳第28巻141ページ。
- 2) Lenin [L 6] t. 33, str. 67, 邦訳第33巻79ページ。
- 3) 1917年11月14日, レーニンの草案を基礎にして全ロシア・ソビエト中央執行委員会で採択されたもの。Mandel [M 3] S. 103~104, 邦訳95~96ページ。
- 4) *Ibid.*, 邦訳96ページ。
- 5) Dobb [D 2] p. 89, 邦訳120ページ。
- 6) *Ibid.*, p. 91, 邦訳122ページ。
- 7) Baykov [B 3] p. 8, 邦訳9ページ。
- 8) 「労働者統制の実施の初期には、個々の企業の労働者が自己の統制をうちたてる際に、無政府主義者の影響をうけて、企業をその従業員集団の所有とみなそうと試みたという事実は存在した。しかし、このような試みは、労働者組織や地方と中央のソビエト権力機関の側からの断固たる反撃をうけた」 Vinogradov [V 4] 邦訳150ページ。なお、それが、「無政府主義者の影響による」ものというのは、おそらく正当とはいいがたい(本文における、われわれの後段の説明参照)。また、われわれも、その「権力機関からの反撃」について問題としたい(同上)。
- 9) Lenin [L 6] t. 27, str. 76, 邦訳第27巻93~94ページ。
- 10) たとえば, Lenin [L 6] t. 28, str. 460, 邦訳第28巻519ページ, t.33. str. 49, 第33巻61ページ, str. 329, 邦訳379~380ページ, str. 423, 邦訳482~483ページ, そのほか。
- 11) レーニンは死ぬ前の最後の論文で口述した。「この機構(新しい社会主義的機構……引用者注)をつくりだすために、わが国にはどのような要素があるだろうか? たった二つである。第一に社会主義のための闘争に熱中している労働者である。この要素は十分に啓発されていない。彼らは、できることならわれわれによりよい機構をあたえたいのである。だが彼らは、どうやってそうすればいいかわからない。彼らはそうすることができない。彼らはこれまでのと

ころそれだけの発達をとげておらず、そのために必要とされる文化をつくりあげていない。…第二には、知識、啓蒙、教育という要素であるが、これは他のすべての国家に比べて、わが国には、おかしいほど少ない」Lenin [L 6] t. 33, str. 446, 邦訳第33巻509～510ページ（傍点引用者）。

- 12) 「革命前のロシアは立ちおくれた工業技術をもったところの農業国であった。「十月」の直後は、ソ連邦は技術的経済的に後進性を持続していた」ソ連科学アカデミー [S 15] 邦訳215ページ。また、同上、230ページ。
- 13) Dobb [D 2] p. 91, 邦訳122ページ。
- 14) Lenin [L 6] t. 27, str. 287, 第27巻323ページ。
- 15) Lenin [L 6] t. 31, str. 210～211, 邦訳第31巻228～229ページ。
- 16) *Ibid.*
- 17) 第三インター第二回大会でのレーニン起草によるテーゼから。Mandel [M 3] S. 136～139, 邦訳132～135ページ。
- 18) 19) Lenin [L 6] t. 32, str. 29, 第32巻38ページ。
- 20) 21) *Ibid.*, str. 76, 邦訳96ページ。
- 22) *Ibid.*, str. 77, 邦訳97ページ。
- 23) Lenin [L 6] t. 31, str. 210～211, 第31巻228～229ページ。
- 24) *Ibid.*, t. 32, str. 29, 76, 77, 邦訳38, 96～97ページ。
- 25) Lenin [L 6] t. 27, str. 239, 第27巻271ページ。
- 26) Edwards [E 1] p. 33.
- 27) Lenin [L 6] t. 27, str. 229～230, 第27巻261ページ。
- 28) *Ibid.* なお、この点については本書第4章第2節、注14) 参照。
- 29) テーラー・システムについては本書第4章第2節参照。
- 30) Lenin [L 6] t. 27, str. 239, 第27巻272ページ。
- 31) これについては多くの研究文献があるが、コンパクトで質の高いものとして、Boffa, Martinet [B 9] がある。
- 32) *Ibid.*, 邦訳61ページ。
- 33) Baykov [B 3] p. 116, 邦訳147ページ。
- 34) *Ibid.*, p. 173, 邦訳220ページ。
- 35) ソ連科学アカデミー [S 15] 邦訳、下巻、418～422ページ。
- 36) 同上、421ページ。
- 37) 同上、上巻249～255ページ。
- 38) スタノフ運動については、同上281～296ページにもみられる。
- 39) Feiwel [F 1] pp. 304～305. また、その理論モデル分析については、pp. 323～334.
- 40) Lenin [L 6] t. 32, str. 28, 第32巻36ページ。
- 41) *Ibid.*, t. 27, str. 245, 邦訳第27巻278ページ。
- 42) たとえば、Cliff [C 5].
- 43) Boffa, Martinet [B 9] 邦訳214ページ。
- 44) Brus [B 19] p. 86, 邦訳141ページの注。
- 45) Brus [B 20] p. 91, 邦訳175ページ。なお、Brus もいうように、この思想はレーニンにもみられる。Lenin [L 6] t. 27, str. 213, 第27巻243ページ参照。
- 46) Brus [B 19] pp. 87～88, 邦訳143～144ページ。

- 47) *Ibid.*, p. 162, 邦訳260ページ。
- 48) 飯尾 [I 5] 226~257 ページ, [I 9] 191~215ページ, [I 10] 227~246ページ参照。
- 49) Gado [G 1] p. 192.
- 50) Eörsi [E 9] p. 103.
- 51) *Ibid.*
- 52) Gado [G 1] p. 187.
- 53) Drulovic [D 8] 邦訳58~90, 231~243ページなど。なお, この場合, 消費者と生産者の社会的協議のシステムがどのように保証されるかが問題となろう。
- 54) Markovic [M 6] S. 362, 邦訳365ページ。
- 55) Brus [B 20] p. 10, 邦訳16ページ。
- 56) Chołaj [C 3] pp. 287~313.
- 57) *Ibid.*, p. 304, 306, 308.
- 58) *Ibid.*, pp. 307~308.
- 59) *Ibid.*, pp. 304~305.
- 60) *Ibid.*, p. 306.
- 61) Szabo [S 20] p. 8.
- 62) *Ibid.*, pp. 5~8.
- 63) *Ibid.*, p. 10.
- 64) ポーランド経済学会 [P 3] 邦訳16~17ページ。
- 65) 同上, 17ページ。

第2節の注

- 1) Fry [F 7] p. 1.
- 2) ILO [I 20] (1), p. 12.
- 3) Korpi [K 29] pp. 103~104.
- 4) Fry [F 7] p. 1, Jones [J 2] p. 18.
- 5) Clark [C 14] の資料でみると, 1911~13年当時のスウェーデンの有業者1人当りの実質所得はイギリス, オーストラリアの約半分で, ドイツ, フランス, ベルギー, スイス, ポーランドなどのいずれよりも低い。また, 労働組合 [LO] メンバー中の失業者は1920年代の好況時で13パーセント前後, 不況時には23~27パーセントである。Korpi [K 29] p. 101. 労働者の休日については Jones [J 2] p. 73。
- 6) 社民党主導の連合政権をもふくめて, その政権は1976年までつづいた。
- 7) Korpi [K 29] p. 103.
- 8) これらの不満は, 1970年のスウェーデン金属労働者への調査でもかなり高い数字で現われた。Korpi [K 29] p. 117, 123, 132, 161, 162, 163 など。
- 9) Elvander [E 2] p. 150.
- 10) ILO [I 20] (1), pp. 22~23, Emery, Thorsrud [E 4] pp. 1~27, 161~168.
- 11) ILO [I 20] (1), pp. 18~19.
- 12) *Ibid.*, p. 24, pp. 27~31, Jones [J 2] pp. 109~123.
- 13) ILO [I 20] (1), p. 24, Elvander [E 2] p. 150.
- 14) Elvander [E 2] p. 151.
- 15) *Ibid.*

- 16) Martin [M 8] p. 8. これはある種のケインズ政策と結びついていた。
- 17) Martin [M 8] p. 6.
- 18) Korpi [K29] p. 81.
- 19) Martin [M 8] p. 9. わが国では、一見“左翼的”ともみられるこの種の議論が、当時のスウェーデンの労働組合幹部に強かったことは注目される。
- 20) *Ibid.*, p. 10, Elvander [E2] p. 141.
- 21) Martin [M 8] p. 10, Gardell [G 5] p. 74.
- 22) Martin [M 8] p. 10.
- 23) *Ibid.*, p. 11, Elvander [E 2] p. 160.
- 24) Industrial Democracy Council of LO [I22] p. 61, LO Special Work Group [L 13] p. 67.
- 25) I. D. C. of LO [I22] pp. 63~65, LO. S. W. G. [L 13] pp. 69~72.
- 26) I. D. C. of LO [I22] p. 63.
- 27) Martin [M 8] p. 9.
- 28) Elvander [E 2] p. 146.
- 29) Lind [L 10] p.23.
- 30) Elvander [E 2] p. 147.
- 31) 以下はとくにことわらないかぎり, Elvander [E 2] pp. 147~150, Martin [M 8] pp. 12~14, Lind [L 10] pp. 21~31.
- 32) Lind., *op. cit.*, p. 25.
- 33) *Ibid.*
- 34) *Ibid.*
- 35) *Ibid.*
- 36) Elvander [E 2] pp. 152~156.
- 37) *Ibid.*, p. 156.
- 38) LO [L 12] p. 21, pp. 21~23.
- 39) たとえば, Elvander [E 2] p. 151. そのほか, Korpi [K 29] pp. 331~335 なども Economic Democracy として強調している。
- 40) Korpi, *ibid.*, p. 335.
- 41) LO [L12] p. 6, pp. 21~23.
- 42) Vilmar [V 2] S. 13~14, S. 47, S. 86~93.
- 43) Jones [J 2] pp. 196~202.
- 44) Korpi [K 29] p. 335.
- 45) *Ibid.*, p. 331.
- 46) 大西編 [O 12] 274~275ページ, また奥島 [O 8] 179ページ。
- 47) 奥島 [O 8] 178ページ。
- 48) 同上。
- 49) 奥島 [O 8] 180ページ。
- 50) 同上, 187~188ページ, しかし必ずしも該当企業のすべてに適用が実施されていない。同上187ページなど。
- 51) 同上, 191~192ページ。
- 52) 同上, 227ページ。

- 53) CFDT [C1] 邦訳11ページ（第35回大会決議から）。
- 54) 同上，42ページ。メール（E. Maire）書記長の第37回大会活動報告から。
- 55) 同上，39，41ページ。
- 56) 以下は，同上，11～12ページ，60ページから（第35回，37回大会決議から）。
- 57) 筆者との討論において，CFDT 全国書記 P. ユーロー氏は，この自律性が市場機構の導入・利用をふくむものであると答えた（1977年11月21日）。『社会主義と労働運動』1978年1月号参照。
- 58) CFDT [C1] 邦訳11ページ。
- 59) 同上，65ページ。
- 60) 同上，71ページ。
- 61) 同上，107ページ。
- 62) 同上，および95ページ。
- 63) 同上，107ページ。
- 64) 同上111ページ。

第10章 産業の社会的制御への移行

— 結びにかえて —

われわれは、第8章で、現代技術革命のもとで人間破壊を防ぎ人間生活の発展を保証するためには、現代産業社会は、資本による制御から解放されて、産業の社会的制御の体制へ転換するほかないであろうということのみた。その体制の中軸は、——

(i) 産業の場における労働者決定システムの確立、および、

(ii) 産業における消費者・生産者による社会的協議のシステムの確立、であることもみた。

しかし、わが国をもふくめて、今日の発達した産業社会の多くの国は、このいずれのシステムをも確立していない。したがって、当然に、その新しい体制への移行という課題が現実の問題となって現われる。前章でみた、いくつかの他のタイプのモデルからの示唆——肯定的な形のものも否定的な形のものもふくめて——をもふまえつつ、その移行過程にかかわるいくつかの基本点についてとりだし、今後の分析課題への展望としたい。

*

*

*

第1節 労働者決定への移行過程

すでに見てきたように、現代技術革命のもとで、資本は「労働力商品化」体制を維持し、細分化的合理化組織をその労働組織として維持しようとする。その結果は、労働力破壊の進行につながる。したがって、現代技術革命のもとで、労働力破壊を防ぎ、人間としての労働環境を得るためには、その労働組織とし

て、細分化的合理化組織をやめ、自主的協働化組織にうつらねばならない¹⁾。
自主的協働化組織は次の特徴をもつ。

(1) 反復的、機械的労働を装置と機械にまかせることによる、全労働者の単純労働からの解放。

(2) 工学的・管理的な技術と知識をもつ全労働者の専門職的な適応制御労働への従事。

(3) 全労働者のイニシアティブによる積極的協働。労働者の分断化、階層化の廃絶。

(4) みずからと協働者の労働過程がかかわりをもつ生産と労働の計画・プログラム、投資計画の作成と管理における全労働者の直接的な決定権＝労働者決定の確立。

このように、問題は、すぐれて、労働過程における労働組織の問題であるから、当然のことながら、具体的な“職場 (shopfloor)”の諸問題とかかわりをもって現われることはいうまでもない。

しかし、上述でみてもわかるように、自主的協働化組織の問題は、そのような“職場”の問題に閉じこめられることはできず、より包括的な作業場＝企業全体における生産、労働、技術、投資、財務、人事などにかかわる経営的決定のいっさいとかかわりをもつ。また、職場の問題の一つ一つも、現実の作業組織過程からも、また職場管理のあり方からも、それらの経営的決定にかかわりをもってくる。また、今日の技術発展のもとでは、それぞれの作業場＝企業の生産活動が社会的な生産活動から受ける影響と連関は、ますます濃密で広範囲なものとなっているので、前述したあらゆる問題についての経営的決定は、産業全体におけるさまざまな成り行きとつながってくる。

したがって、労働者が自主的協働組織を確立し、みずからとその協働者の労働がかかわる全生産計画・プログラムの作成と管理における労働者決定を確立するためには、職場—企業経営—産業管理のあらゆるレベルにおいてすべての問題にその発言を強化し、労働者の介入権を強め、最終的にはそのあらゆるレベルでの完全な労働者決定権を獲得しなければならない。

ここで、労働者の自主的集団組織としての基本組織である労働組合が中心的な役割を果たすことはいうまでもない。労働組合が、職能別であるようなときには、当然に工場委員会などが役割を果たすことになるであろう。しかし問題はその形態にあるというよりも次の問題にある。すなわち、労働者の各人がその恒常的な自主的集団組織から切り離されて——たとえ労働者から選出されるとしても——職場、経営の発言権を得ていくのではなく、労働者がその恒常的な自主的集団組織の基盤から切り離されず、その集団の決定を基礎としながら、労働者集団としての連帯＝“分断化の克服”の中で、**集団として**——つまり労働組合として——各種の決定過程へ介入し、規制し、決定権を拡大していくこと、およびそのようなシステムの形成が重要となるであろう。

この労働者決定権を拡大し獲得していく過程は、決して一様に進んだり one stroke で進むものではないであろう。職場における決定も、労働手段の配置、仕事の配置、仕事時間の配分そのほかさまざまな分野がある。企業経営に関する決定も、技術選択、生産計画、労働計画、投資計画そのほか多くの分野が多様である。産業管理についてもこれまたきわめて多面的な政策決定がある。これら三つのレベルにおけるそれぞれの多様な分野について、それぞれの決定過程が現われ、その一つ一つの決定過程での介入、規制、決定権獲得がすすめられ、またそれらが相互にかかわりあいながら進んでいくという、**一連の重層的な過程の継続**として現われるであろう。したがってまた、その労働者決定権の拡大・獲得の過程で、部分的な問題についての決定介入権の獲得や、あるいは経過的な妥協としての団体交渉によるいわゆる共同決定——スウェーデンのそれに見られるようなものから、あるいは、労働者側の合意なくしては経営決定が作動しないような形のものなどにいたる——の条件が得られるようなこともありえよう。上述の過程で、労働者の基本的集団組織としての労働組合が基盤になり、交渉の過程で労働組合がなんらの平和義務を押しつけられないならば、そのような部分的、経過的過程が労働者側にとってなんらかの不利をもたらしたり、労働者決定への移行をおくらせるということを、アブリオリにはいささかもいえないであろう。

そして、職場、経営、産業における一貫した資本の制御権が、資本による制御の実体であるから、上述の労働者決定権確立に向っての動きは、この資本による制御を制限し否定していく運動過程になる。したがって、資本による制御の体制が根本的に変えられるとき、この労働者決定が確立することもいうまでもない。しかし現実の問題として、資本による制御の体制が“今日や明日”に one stroke でなくなるということがない以上、そして、現実の技術革命の中で労働環境を変革し、少しでも労働力破壊を防がねばならないということはまさに“明日”をまたない問題である以上、前述の労働者決定を拡大し獲得する過程が、現実のさし迫った必要から生まれる必然的な過程として現われるのである。むしろ、資本の制御は、実体的にはほかならぬ職場、経営、産業の制御権の中にあるのであるから、上述の過程は、資本の制御体制を崩していく重層的・継続的な過程として現われるのである。すなわち、現代技術革命のもとで、資本が「労働力商品化」体制を維持しようとしてひきおこす労働力破壊に対して、労働者がみずからの人間としての肉体的・精神的恒常性を守ろうとするきわめて必然的な“自衛”の動きが、これまた必然的な道筋をたどって、資本の権力への“攻撃”となって現われざるをえないのであるといえよう。

その意味では、上述の労働者決定への移行過程は、「労働力商品化を崩していく過程」ともいえる。

すでにくり返し指摘してきたように、「労働力商品化」は、①生産の制御とのかかわりにおいては——労働者からの労働力処分権の分離、②労働力の再生産については——労働力の「機械の、生きた部品」化、③労働力の配置については——労働者の職場内・社会内分断化として特徴づけられる労働力の社会的存在様式である。

ところで、労働者決定がいろいろな分野でいろいろな形で確立し拡大していくにつれて、全労働者が自主的協働化組織を確立していく過程において、みずからにかかわりをもつ生産と労働の計画と管理の決定に直接にたざさわっていくことがいろいろな形で現われてくることになれば、それは“労働者からの労働力処分権の分離”が制限され、労働者がみずからの労働力の処分権をみずか

らのものとしていく過程のさまざまな形での発展にはかならない。また、そのような過程は、当然のことながら、労働者の賃金水準そのほかの労働諸条件の改善、また全労働者が工学的・管理的教養と能力をもつための労働者教育の条件の獲得と拡大につながっているから、その労働力再生産の条件はもはや「機械の部品」としての再生産条件を否定していくものとなっていく。また、労働者は、自主的協働化組織の中で積極的な協働と連帯をもっただけではなくて、前述の運動過程そのものの中で、その作業場内・社会内分断化を克服していくことになるのもいうまでもない。したがって、上述の労働者決定の拡大・獲得の過程は同時に労働力の社会的存在様式としての「労働力商品化」を崩していく過程にはかならないといえるのである。そして、それはまた全労働者が投資計画に介入・決定権を拡大・獲得することにより、生産物および剰余への処分権を獲得していく過程としても、そうなのである。

労働組合が前述のような職場、経営、産業における決定に介入し、決定権を拡大・獲得していく過程は、労働組合（およびそれに関連する労働者のさまざまな自主組織）の多面的な機能を要求してくる。それは、労働組合があらゆる段階での生産過程を制御し最終的に生産過程を制御する能力があるかどうかを試され、その能力を創っていく過程にはかならないとみることができよう。

したがって、しばしば「労働力商品化」は資本制の基礎であり、資本制が続く間は、「労働力商品化」は続くのであるから、労働組合は、ただその「労働力商品」の販売条件を改善するだけでよいという主張も聞かれるが——労働組合の機能についての主張は労働組合が組織的構成物であるという点からすれば“多様”でありうるとしても——、少なくともそのような形での労働組合機能では、現代技術革命のもとでの労働者の人間的条件を守ることはできないことは、事実として明らかであるといえよう。そしてまた、資本制の核心としての資本の制御権は、「労働力商品化」の中にあるのであるから、資本の権力を否定していく過程は、労働者決定を拡大・獲得し自主的協働化組織を創っていく過程として「労働力商品化」条件を崩していく過程の中に——そしてその過程とともに、あるといわねばなるまい。

労働者と労働組合が、労働力破壊を防ぎ、人間としての労働力の発展を保証するためには、労働の場における労働者の利益からはじまって、労働者の利益を直接に守ることが必要となる。なぜなら、この労働の場こそ、産業社会という現実における疎外がもっともつよく現われる場だからである。そして、あらゆるレベルでの資本の決定に対抗して、労働者決定の拡大・獲得をすすめ、自主的協働化組織を創っていく過程は、労働組合に多くの課題と機能をあたえていく。このような過程の中で、労働者は積極的なイニシアティブを推進し、その目標としての「権力の漸進的獲得の長期にわたる過程 (a long process of gradual acquisition of power) の、決定的なモメントとしての、労働者管理の新しい形態」²⁾を得ることに接近するといえよう。

そして、労働者が企業経営や産業管理への決定に介入し決定権を獲得していく過程において重要となるのが、消費者との協同 (co-operation) である。これまでの労働者管理の理論にはこれがしばしば欠落している。たとえ企業がそこに働く労働者自身による決定のもとに管理されても、もしその決定がその企業の提供する財やサービスの消費者としての“他の労働者”の要求を反映したものでなかったなら、結果としては、労働者の社会的分断は克服されたことにはならないといえよう。労働者が、具体的有用性基準のもとに生産することをめざし、その生産物の使用者としての、“他の労働者”の意見・要求を聞くことによりはじめて労働者決定の意味も十全に現われる。

したがって、企業が労働者決定のもとにおかれるというときには、その企業の労働者と“他の労働者”としての消費者との協同決定が必要になる。そこでは、消費者と生産者の社会的協議のシステムが現われる。すなわち、労働者決定への移行過程は、消費者と生産者の社会的協議への移行過程と結合して現われるのである。そして、この過程は、したがってまた、労働者がせまい同業組合的な労働者から社会的な労働者へ成長する過程にほかならない。

第2節 社会的協議への移行過程と合意

もともと、人間が物を生産したりサービスを生み出したりするのは、その物やサービスの具体的有用性を人間の生活に役立てるためであることはいうまでもない。その意味ではすべて産業活動の目的 = 基準がその具体的有用性におかれねばならないことも明らかである。

しかしすでにみたように、近代的私的所有の確立は、それまでの封建的制約をとりはらって個別生産者の自律性に立つ社会的分業組織、すなわち商品交換と市場機構の発達を生んだ。交換パラメーターとしての価格基準が作動する中で、資本による生産制御が生まれ、「利潤のための産業システム」としての現代産業社会が生まれた。そこでは具体的有用性は産業活動のための基準としての性格を失い、利潤獲得のための手段となった¹⁾。

そして、現代技術革命のもとでは、この利潤追求を第一義とする産業活動が多面的な角度から人間生活に critical な障害と困難をもたらすことを、われわれはみてきたのである。

(1) 第一に、現代の技術革命のもとでは、オートメーション化をもとに全般的な機械化が進み、多くの生産手段、工学的生産方法における全般的な革新が進む。この技術革新によりさまざまな生産活動のレベルが高くなり、その外延的規模や多様性も巨大化し外部性も増大して、自然環境系への影響も多様化し、かつ増大する。この条件のもとで、産業が利潤基準の優先性に立ち自然環境系への配慮に欠けると、さまざまな環境破壊が現われ累積する。これを防いで“人間と自然の関係”の正常な回復を得るためには、人間と自然の生態系的循環に根ざした環境親和的基準が必要となる²⁾。

(2) 第二に、現代技術革命のもとでは、提供される消費財も複雑なものが増え、種類も多様化している。人間の消費生活の発展は消費構成の多様化、高度化の中にあり、発達した人間 = 労働力の生産のためには、ある程度、発達し複雑化した消費手段が必要であることを考えれば、消費財の多様化、複雑化もそ

れ自体として一つの発展側面にほかならない。しかし、ここでも利潤基準が先行して、必ずしも消費者の生活欲求（ニーズ）に適応しないものが提供されたり、あるいは生命、身体の「安全性」を損うようなものが現われることとなるのを、われわれはみた³⁾。このような事態を克服するためには、具体的な有用性に立つ産業活動が回復されるとともに、企業秘密という名の情報障壁（information barrier）がとり払われて、生産者と消費者の情報交流が必要となる。

(3) 第三に、現代技術革命のもとでは、発達した労働・社会環境で生きていくために、消費生活における高度な文化消費、リクリエーションが必要となり、人間の肉体的・精神的再生産と発展を保証するサービス活動が「人間産業」としての性格で再建されることが求められてくる。ここでも、サービス業を利潤基準の優先性から解放して、“人間の生産”としての消費生活につながるサービスの具体的な有用性を確立することが必要となる⁴⁾。

このようにして、産業の全面にわたって、環境親和基準をもふくめての具体的な有用性基準という本来の姿にかえて運営されることが、現代技術革命のもとの人間生活の発展を保証するために必要なものとして求められてくる。ところで、資本はその利潤追求基準に立って行動しようとするから、産業に具体的な有用性基準を確立しようという動きは、“消費者としての労働者”の要求とその実現過程として現われることになる。そこでは、労働者が消費者としてみずからを組織する消費者組織、市民組織などが労働組合と連合してすすめる各種の要求運動が主体となるであろう。

そこに現われる要求の内容としては、第一には、個別企業に対し、また業種別に、あるいは地域的に、各種の問題について消費者の組織が、産業活動の決定について直接的に情報を求め、発言し、要求し、決定介入し、規制し、協議を求める動き、またそれらの関係をシステム化することを求める動きとなって現われるであろう。

第二には、企業、業種の特性に応じて、その企業または産業について、消費者の利益を代表しうる公的機関またはなんらかの組織が、その運営に直接にあたり、運営に社会的性格をあたえるようなシステムへの移行を、所有形態の変

更をもふくめて求めねばならない業種、部門も生まれてくるであろう。

さらに第三に、上述のような動きを基盤としながら、消費者と生産者の間において目標の統合、事前調整、情報共用としての社会的協同化条件をすすめる産業の社会的計画化への要求が中心的な要求として現われてくるであろう。いうまでもなく、この計画化は、民主化と自律化を基軸にしたものになることによつてのみ現代技術革命に適合していくことが可能となるであろう。

しばしば、「計画か市場か」という問題が“生産の効率”という角度から議論されることがあるが、それは実は問題の二つの側面の一つでしかない。すなわち、市場機構だけによる産業活動では、もともと生産者の自律的決定にのみ基礎がおかれ、消費者の選好が事後的にしか生産者に反映しないこと、またその具体的な消費者選好が直接に表現されず需要量という量的パラメーターを通じてしか反映しないことなどから⁹⁾、具体的有用性への消費者ニーズを生産決定に直接的に反映することがむずかしいというところに、市場機構の第一の問題がある。したがって、産業の社会的計画化は、具体的有用性にかかわるさまざまな消費者のニーズを産業活動に直接的に事前的に反映して、その生産物のあり方、生産技法のあり方などの具体的内容について改善するための、消費者と生産者の社会的協同化として行なわれることが中心目的の一つなのである。それはたんに、消費と生産の間の量的調節、生産者相互間の需給量調節をはかって、生産の効率をあげるためではない。したがってまた、産業の社会的制御においてそのような形で現われる社会的計画化は、たんに資本相互間の活動を、資本の生産効率のために調整するような公的調整とは、その本質においても、実施内容や実施形態においてもまったく異なったものとして現われる。またその計画化は、消費者、労働者の要求に応じてきわめて柔軟なものであり、市場機構の十全の活用をふくむことも当然といえよう。むしろ、条件に応じて市場機構のもつ多元的選択のメリットがより発揮される側面も生まれえよう。

上述のような形で、さまざまな消費者の要求が、産業に具体的有用性基準を採用させることを求める動きとして現われる。それは、資本やその産業別集団、あるいは全国的な利益集団としての資本との対抗関係となって現われる。現実

には、それは、市民としての労働者が直接に企業や産業別経営者団体などに要求し働きかける形態、また市民としての労働者が公的機関(政府、地方自治体等)に、陳情、請願、選挙、住民投票などさまざまな形態を通じて働きかけ公的機関の介入・規制を通じて要求を実現しようとする形態、またそれらと関連して、さまざまな訴訟、行政訴訟等によって問題を法的側面から規制していく形態など、いろいろな形をとって現われるであろう。

しかし、ここで、いま一つ重要なポイントとして現われてくるのは、それらの消費者の要求を受ける側としての生産者=産業企業の側での決定構造にはかならない。前節でみたように、現代技術革命のもとで「労働力商品化」がもたらす労働力破壊からみずからを守るために、労働者は産業企業における労働者決定に移行する努力をする。それらの労働者は、それぞれの消費生活の場において、みずからの“人間の生産”を守るために、それぞれが消費者として前述の要求を行なっているのであって、労働者にとっては、産業に具体的有用性基準を採用させることは、すべて労働者自身の要求にはかならない。したがって、多くの労働者が、学習過程を重ね、利潤のための産業が人間の生活にあたえるcriticalな状態についての事実認識を深め、そして、同時に、産業において労働者決定の拡大・獲得の過程をすすめていくなれば、産業主体としての企業の側の決定構造においても、産業における具体的有用性基準の確立としてのさまざまな要求がうけ入れられる構造条件に近づいていくことになるといえよう。

そのような意味で、産業における具体的有用性基準を求めて展開される、消費者としての労働者の要求および実現の過程は、産業における労働者決定への移行過程と、不可分な相互促進的な形で現われてくる。そしてまた、そのように産業における労働者決定構造の確立に近づく条件の中でこそ、消費者と生産者の協同化をよりすすめるための、すなわち消費者の要求が産業活動により有効に反映するための・生産者相互間の協同化の実現条件も準備されるといえよう。また、そのような条件が備われば、生産の側において現われる「労働の経済」としての、さまざまな形での効率——さまざまな投入についての節約——を、正当な形で具体的有用性基準のもとに組み入れることが、より有効に進展

しうる展望も生まれると考えられよう。そして、それらのすべての過程が一つになって、財またはサービスを提供するもの=生産者と、その財またはサービスを使用・消費するもの=消費者との同一性、すなわち生産者と消費者の社会的同一性に立つ社会システムを確立する過程に向って進行するといえよう。

ここで次の点に留意しておこう。

現代産業社会のように、資本の利潤志向のもとに営まれているシステムから、このような具体的有用性に立つ社会的協議のシステムへの移行は、かなりに大きなシステムの変革である。どのようなシステムでもそれを変革するときには、いわゆる「変化の犠牲 (cost of change)」としてさまざまな主体にさまざまな形の損失がともなう。社会的生産が未発達で単純であれば、その変革のコストの負担や転嫁のあり方も単純であり、また多く人びとにとっては変革によりもたらされる利益がそのコストの社会的転嫁部分を上まわることが明らかなことも多い。しかし、社会的生産が高度に発達してシステムが複雑になっていけばいほど、その「変化の犠牲」がいろいろな社会的主体にかかりをもったり、転嫁されたりするあり方が錯綜し複雑になりやすい。その意味でも、われわれは、現代産業社会において、社会的協議のシステムへ移るにあたっては、慎重に多くの「妥協」と「合意」が連続的に積み重ねられる中で、構造的条件の変化の中で利益の統一がつけられ「合意」が拡大する道を求めることが必要になるといえよう。とくに、現代のように生産と消費が複雑化している中では、消費者としての労働者相互間の、社会集団間における利益の調整においても必ずしも一義的な解が現われないことも多い。また、それは問題の性質から多数決できめられないことであったり、同時に、いわゆる市場型の自律的決定に委ねるわけにもいかないといった種類の問題が現われることもしばしばである。ここでは、いろいろな場合にいわゆる「混合利益 (a mix of interests)」の考えに立っての「妥協」が必要になることも生まれるし、さまざまな形での社会集団間の直接的協議機関、公的審議機関の広範な組織化と利用が必要になるだろう。

そのような過程にあって中心的に必要な事柄は、学習の社会的組織とその前提としての情報障壁の排除である。従来の、社会メンバーの選好の社会的集成

の理論（社会的選択の理論）においては各人の評価基準は与件として考えられることにより、しばしば学習（learning）の問題が省略されてきた。しかし、社会メンバーが関連する事態の因果連関や多面的な事実についてなんらかの学習により知るならば、その認識の統一を媒介にして、ある問題についての評価基準の接近がすすめられるということも、きわめて多く、重要である。少なくとも、事実認識が整備されない条件のもとでの評価基準をもとにして合意のルールをさぐることは、社会的有用性からほど遠いといえよう。その意味では、科学的分析の発展と普及が必要であり、そのために、“企業秘密”をふくむあらゆる情報障壁を排除して、情報開示と社会的学習のためのコミュニケーション条件の拡大が決定的に必要であろう。コミュニケーションは、「人びとが生活について持っている見方——それは社会における基礎的な諸力の一つである——」⁹⁾を左右するきわめて大切なものだからである。

第3節 産業の社会的制御と所有構造

最後に、二、三の重要な問題にふれて、しめくくろう。

上述でみてきたように、産業の社会的制御の体制は、分断化を克服した、発達した労働者＝消費者が協同して産業を直接的に制御する体制である。その意味では、現代技術革命のもとで人間の生活を守るために現われてくるその体制は、しばしばいわれるような“テクノクラート型様式 (the technocratic mode)”の社会では決してありえないことも明らかであるといえよう。

しかし、今日の技術革命と結びつけて、“脱工業社会 (post-industrial society)”というイメージとともに、なんらかの形での“テクノクラート型様式”の強化の到来をいう主張も、しばしば聞かれる。たとえば、そのような見方の代表的なものの一つにベル (D. Bell) の脱工業社会論がある¹⁾。

ベルは、“知的技術と工業技術”の発達により、①経済部門における物財生産からサービス経済への変化、②職業分布における専門職、技術職階級 (the professional and technical class) の優位、③基軸原理としての“理論的知識の、

社会にとっての中心性”等を特徴とする脱工業社会が到来し、その社会では、なんらかの形で“技術的知識層(the technical intelligentsia)をふくむエリート層”と“教育をうけた大衆”との分裂の固定化と助長が続くとみた²⁾。ベルは、その社会では政治支配をだれがにぎるかは「未解決(an open question)」であるとしたが、しかし「テクノクラート型様式がわれわれの社会に拡がっていくことは必至である」といい³⁾、「脱工業社会に新しく生まれるテクノクラートの意思決定」⁴⁾を強調した。アプローチやニュアンスこそちがえ、この種のタイプの“予測”はしばしばみられるところである。

しかし、われわれが上述してきた分析からみれば、このベルのタイプの“予測”には二つの致命的な欠陥——それはこの種の見解においてかなりに通有のものである——がふくまれていることが明らかとなる。

第一に、科学技術によって産業の姿が変わっていくことを論ずる際に、技術に内包されている労働組織形態の問題、および、それと離れがたく結びついている労働力の社会的存在様式という根本的問題が、そこでは捨象されている。そのため、オートメーションの発達によって、テラー的な細分化的合理化組織が労働力破壊というボトルネックを生み、全労働者による自主的協働化組織としての新しい労働組織が求められてくるということは注目されず、むしろ、資本が新しい技術革新を古いテラー・システム的な流れの中で行なおうとしている状態が固定化されてとらえられている傾向がある⁵⁾。そのため“社会における知識の重要性”が、全労働者の専門職化の必要性に向うことをみず、労働者の分断化を固定視してしまっている。

第二に、産業におけるサービス産業の量的な相対的比重の増大を指摘するにとどまり、そのサービス産業が“人間産業”としての質を示し、ベルもいう「生活の質」⁶⁾を満すようなシステムとなるには、どのような条件が必要かということが追究されていない。そのため、現代技術革命が求める発達した労働者、それが必要とする発達した消費としての“人間の生産”、それを生むための具体的有用性に根ざした人間産業および産業一般、そのための消費者と産業主体の協議の必要性といった、一連の重要な流れが現われてこない。

上のような視点欠落の結果として、生産の側における発達した労働者による労働者決定、また消費の側からする発達した消費者による消費者と生産者との社会的協議の必然性といった問題が浮かびあがってこない。そのため“各人が自分の生活に影響する決定へ参加することは情報取得費用や協議時間を増大させる”といい⁷⁾——実は、だからといって、資本の一方的制御に委ねることにより、さらに大きく厳しい費用（コスト）を生むことになっているのだが——、「意思決定の民主的過程は非効率である」といった British Steel Corporation の経営者⁸⁾と同じ、いわば陳腐な結論となって、テクノクラート型様式の拡張を肯定せざるをえなくなっている。また、ベルらとややニュアンスを異にして、“テクノクラート型様式”を批判する論者の場合にも、ベルらとほぼ似たような“予測”から、現代技術革命が“テクノクラート型様式”を強めたり固定するものとみる見方がみられることも多い⁹⁾。

このように、現代技術革命とテクノクラート型様式とを結びつけてみる見方は、いわば、現代技術革命のもとで「労働力商品化」体制を続けようとする資本の「願望」の表明であるか、あるいはそれに対するある種の「悲嘆」の表明であるともいえる。現実には、われわれの分析で明らかにしてきたように、現代技術革命のもとで人間の生活を守るためには、どうしても行なわれなければならない選択として、消費者と労働者による産業の直接的制御としての、産業の社会的制御の体制が現われてくるのであって、その意味では、われわれにとっては、前述の「願望」も「悲嘆」も疎遠なものであるといわねばならない。

したがってまた、すでに見てきたように、現代技術革命に応ずる産業の社会的制御の条件のもとでは、たんに工業からサービスへというような意味での移行が現われるのではない。人間の生活にとっては工業それ自体は不可欠なものなのであって、その工業それ自身が人間と自然環境の関係を改善し、人間と自然との関係を発展させるようなものとして発展せしめられねばならない¹⁰⁾。また、農林水産業も自然生態系循環の中に正当な位置づけを得なければならない。すなわち、農林水産業と工業をふくめたものがいわば広い意味での“人間による自然の加工”としての「自然産業」として統一され、またサービス産業のす

べてが広い意味での“人間による人間の加工”としての「人間産業」として統一される。この自然産業と人間産業が統一的にとらえられる状態が創り出されることが、産業の社会的制御のもとでの産業構造の基本になる。

たとえば、前にものべたように、自然産業における生産性の概念と、人間産業における有効性の概念との違いやその意味あいは大切である¹¹⁾。前者では「労働の節約」はそれ自体として有意義なものとして現われうるが、後者においては必ずしもそうではない。したがって、自然産業においても、また人間産業においてもそれらが利潤追求基準から解放されたならば、そのような性格の違いが、それぞれの具体的有用性基準のもとに、それ自体として現われてくることになる。そうになると、自然産業の側において労働が節約されてそれが人間産業に移されることが、はじめて正しい意味で行なわれうるであろう。しかし、また労働の性格の変化——すなわち労働が *disutility* でなくなるというような問題の展望の中では、その移動は決して一方的ではない。ともあれ、当面する現代技術革命に際して“オートメーションとエレクトロニクス革命によって技術的に置換される労働は、国民経済の他の部門で吸収されうるか”という展望についても、OECD 報告書が示唆するように、現状の労働時間、産業構造を維持したままではかなりむずかしいのであって¹²⁾、上述のような産業の社会的制御の方向への接近の中で果たされる労働・産業構造条件の変動こそが必要なのである。

産業の制御のあり方は、具体的には、その部門、業種、地域などによってきわめて多様になりえよう。そのあり方は、だれかがア priori に決めるのではなくて、労働者決定および社会的協議のシステムへの移行という、広範な社会的階層を活性化させる制度的変化の過程の中で、消費者と労働者がいたるところで形成する協同の中で創られていくのである。おそらくそこでは多面的な問題が論じられねばならないであろう。

たとえば、いわゆる計画化の度合いと自律度のバランスの問題もその一つである。これも一様にきまるのではなく、①その産業（部門、業種）が提供する財、サービスが国民生活においてもっている位置、特性、②その産業の技術的

特徴、③その産業における産業集中度の大小、④その産業における企業決定変化の費用の大小、⑤その産業の外部および内部環境からする企業決定変化の頻度の大小、⑥その産業の企業決定のタイム・ホライズンの長短、そのほか多くの条件により、協議されるであろう。ガス、電気の供給業、医療業、住宅建設業、教育関係産業などという業種と、衣料品製造・販売業、化粧品製造業、生鮮野菜小売業などの業種について同じ形での計画化のあり方を考えることは有効とはいえないであろう。しかも、問題は、抽象的にとらえられた“計画化の度合い”“企業の自律性の度合い”といったことではなく、現実の企業における労働者決定のあり方、消費者介入のあり方、市場機構のルール、取引ルールについての各種の調整といったさまざまな側面の組合せにおいてきわめて多様となるのである。むしろ、いろいろな意味での、その産業制御の多様性 (variety) をどこまで準備することができるかに、消費者と労働者の知恵が求められるといえよう。制御の多様性こそが、複雑な外乱にうちかつきめ手であるという“最小多様度の法則”は¹⁸⁾、ここでもまた妥当するであろう。

その意味では、生産手段の私的所有に立つ“企業の自由”を侵してはならないところからくる非協同化条件のために、構造変化の不自由さ、のろさとしての“制度的硬直性”をもたざるをえない現代産業社会に対して、社会的協同化条件＝メンバーの協同という根本的条件のうえに、相互調整の協議、より柔軟で自律的な市場、そして直接的な労働者決定からなる複合そのものの多様な形成について、より一段と高い柔軟性と活性——すなわち“制度的活性 (institutional viability)”を十分に発揮すること、ここに産業の社会的制御のメリットがあるといえよう。

われわれは、上述のように、産業の社会的制御へ近づいていく中で、情報関係における社会的制御をすすめ、決定関係における社会的制御をすすめる。もちろん、前節でふれたように、所有形態の変更を必要とする企業も現われる。しかし、この所有関係の変更はさしあたり部分的であるにしても、情報関係と決定関係における社会的制御は、ただちに、漸進的とはいえかなり全面的に——すなわち、いたるところで、可能なところ、必要なところにおいて——日

程にのぼせられるであろう。進行しつつある労働力破壊は“明日”を待たないからである。したがって、産業の社会的制御へ移行する過程においては、所有関係がまだ変更されていない分野において、労働者や消費者は情報関係、決定関係における社会的制御として、労働者決定や社会的協議への接近・移行をすすめねばならないであろう。

しかし、そのように、所有関係がまだ変更されていない分野における情報関係、決定関係の社会的制御は、当然のことながら資本の側からの「資本所有権」をタテにとった反抗に出会うことになるであろう。産業の社会的制御に近づく過程で制限し排除し介入される情報障壁（企業秘密）や「経営権」は、企業における「資本所有権」と離れがたく結びついている。したがって、それらにふれることは、同時に、資本の存立の基盤である「資本所有権」にふれることになるからである。

では、所有権の移転としての所有関係の変更がないかぎり、消費者や労働者は、情報関係、決定関係において、みるべき社会的制御へ移行することができないか。

そうではない。上述のような関係があるからといって、消費者や労働者は *all or nothing* で考える必要はない。第3章でみたように、所有関係は、財に対する制御にかかわる一つの社会規範として形成され、社会的生産における通信（情報）と決定の構造から法規範にいたる多階層的なシステム構造の中にある。そして、その法規範によって定形化されているものが所有権である¹⁴⁾。したがって、もし、「資本所有権」について、ある条件のもとでは“制限”するという社会規範が方向づけられるならば、上述の問題は今日の制度的枠組の「改革」の形で前進することが可能だからである。もともと、第3章でみたように、近代的私有の“無制限性”は封建的諸制約からの解放という歴史的条件に結びついている。いま、その条件が変わり、私的所有にある種の社会的制限を課すことが最低限の歴史的必要になってきているとみることができる。現実には、今日の大企業の活動はいくつかの面ですでに公的規制をうけているのであり、その事実の解釈を、情報障壁（企業秘密）や「経営権」の問題にどのように拡張

するかということになる。

“自分の労働にもとづく分散的な個人所有”としての近代的所有が、“他人の労働と他人の所有をぼう大に支配する大企業の資本所有権”に転化してきている状況のもとでは¹⁵⁾、「もはや自然人の財産権と法人(会社)の財産権とは財産権という同一の人権概念(憲法第29条参照)では包摂できないのではないか」という意見もかなり出ている¹⁶⁾。また、1940年代にアメリカで現われわが国で1969年から定着しつつあるといわれる「優越的地位 (preferred position)」の理論によると、思想・言論の自由などの精神的自由と経済的自由とは性質を異にするもので、経済的自由については「社会経済政策の実施の一手段としてこれに一定の合理的規制措置をとることは、もともと憲法が予定し、かつ、許容するところと解するのが相当である」と最高裁判決もいっている¹⁷⁾。

このような状況からして、その法的解釈は別としても、かつてワイマール憲法が「所有権は義務を包含す。所有権の行使は同時に公共の福利のためにすることを要す」¹⁸⁾と記し、現行イタリア憲法が「私的な経済創意(活動)は自由である。ただし、それは社会的利益に反し、また、安全、自由、人間の尊厳を害するような方法で営んではならない」という形で「私有財産の社会的機能」をうたっているような方向が¹⁹⁾、考慮されるべき方向として現われてくる。たとえばわが国においてもそのような方向が、寡占大企業の情報障壁(企業秘密)や「経営権」を制限する原理として現行憲法第29条の枠内ですすめられることが十分に考えられるであろう。そのような過程の中で、情報と決定の社会的制御がすすめられ、私的所有権のなんらかの側面が、あるいはその多くの実体的側面が、“事実上の空洞化”におかれるような状況が創り出されることも十分にありうるであろう。

考えてみれば、「資本所有権」は、企業経営の投資、生産、労務管理、販売、財務等の各過程における計画と管理の中に現実化している。その意味では、消費者、労働者、その意を体した公的機関が、それぞれ必要とするものについて前記の各過程における情報と決定の社会的制御を得ていくことは、消費者、労働者、公的機関による、資本の「管理」の各側面 および全側面への介入・規

制の方向を通じて、その「所有についての社会的制御」=「所有の社会化」にすすむためのベースの一つたりうる展望のうえでみられるのである。

もちろん、そこで現われる所有の社会化は、たんに、国有になれば国家機関当局だけが、また、ある自治体所有になればその自治体機関当局だけが、排他的な自律的処分・使用権をもち、他の自治体の人や、一般機関が発言権をもてないといったような、近代的私的所有の外延的拡大にすぎないような・公有化ではありえない。ある財の所有が社会化されるとは、その財について、社会のどのメンバーもが、あるいはどの集団もが、そのような排他的な自律的処分・使用権をもたないということであり、本質的に、社会的協議によってのみ処分・使用されるということである。したがって、各公的機関がその運用を委任される形での自律的決定権をもつとはいえ、つねに、その関係者による社会的協議が制限されないことこそ優先されるのである。社会的協議はここにおいても根幹となる。

第4節 結びにかえて

以上、われわれは、人間の人間に対する関係、人間の自然に対する関係といった基本的なところから考えを起こして、現代技術革命の歴史的役割を検討し、そして、きたるべき体制として、労働者決定、および、消費者・生産者の社会的協議に立つ、産業の社会的制御の体制にいたった。そこでは、協同化、民主化、自律化が柱となった。

このように、すべての人びとが協同し、民主的關係を保ち、かつ自律的な活性をもつような経済体制についていうことを、なんらかのユートピアについて語るようにとる人がある。しかし、それは三重の意味で誤っている。

第一に、そのような経済体制ができたからといって、現実の問題が「解決」するわけではない。すでにものべたように、消費者、労働者相互間の、社会集団間の利益調整もいろいろと必要になるであろう。それらについて現実的解決を一つ一つ積み重ねていくことが続くとともに、その解決のルールをもまた見出

していかねばならない。また、人間と自然の関係についても、解決すべき問題は、依然として、山ほど多い。資源、エネルギー、工学技術、環境保全策など、一つ一つについて解決を探究していかねばならない。人間生活のニーズの研究やその連関、それに適合した財やサービスの研究・開発なども追求していかねばならない。産業の社会的制御の体制とは、これらの諸問題について、社会の人びとが協同して解決を求めていく努力を展開するための体制づくりにはかならない。しかし、この体制を準備しないならば、上述のような問題について、社会の人びとが協同して解決を求めていく道へ踏み出すことが、いつまでたってもできないことが明らかとなったのである。その意味では、産業の社会的制御の体制は、「解決」への出発点なのである。

したがって、第二に、そのような体制は、たんなる出発点であって、なんら「千年至福の王国」ではない以上、それをなにか人間にとって非常に達成しがたいユートピアのように考える必要もさらさらないのである。いいかえると、産業の社会的制御の体制が、比較的に近い“明日”に到達されるとしても、なんら驚くにはあたらないといえよう。

したがってまた第三に、それは、なんらかのユートピアのように、理想的規範モデルとして演繹的に追求される設計図ではない。現代技術革命という現実の中で、労働力破壊・人間破壊を防ぐためにはまずそこへいくことが好ましい出発点として、ある種の現実からひき出された選択として現われてくるのである。

その意味では、われわれは、この産業の社会的制御の体制が現実のものとなるという展望については、かなり楽観的である。

人間は、遺伝子にプログラムされた行動様式だけに依存するのではなく、社会的通信の中での学習によりその制御能力を多様化し高めていくことに最大限に依存することに、その特質をもっている。産業の社会的制御は、その人間の特質を最大限にいかして、人間おたがいの学習の共同化としての社会的学習組織を創り、人間の知的能力を増幅する「知的増幅装置 (intelligence amplifier)」¹⁾としての社会システムを有効に組織しようとしている。したがってそれは、人間がもっとも人間らしい状態になろうとしていることにほかならない。そして

そのことの中で、人間は、人間と自然の関係を制御する能力としての人間の生産力を発達させ、人間と自然との宥和をはかろうとしている。それは、人間が自然の一部であるということの発展として現われる。そのような意味あいでは、産業の社会的制御は、「自然主義=人間主義」への出発点であるといえよう。

第1節の注

- 1) 第5章参照。
- 2) Taliani [T 4] p. 196.

第2節の注

- 1) 第3章参照。
- 2) 第6章参照。
- 3) 第6章参照。
- 4) 第7章参照。
- 5) 第3章第3節参照。
- 6) Hedebero [H 3] p. 108.

第3節の注

- 1) Bell [B 5]
- 2) たとえば, *Ibid.*, p. 14, pp. 213~242, 邦訳 25, 288~719 ページ。
- 3) *Ibid.*, pp. 354~355, 邦訳 469 ページ。
- 4) *Ibid.*, p. 366, 邦訳 483 ページ。
- 5) *Ibid.*, pp. 191~195, 346~358, 邦訳 259~264, 456~473 ページなど。また, pp. 461~463, 邦訳 616~619 ページ。
- 6) *Ibid.*, p. 127. 邦訳 174 ページ。
- 7) *Ibid.*, p. 475, 邦訳 636 ページ。
- 8) Brannen et al., [B 14] p. 37.
- 9) A. トゥレーヌが“脱産業社会”を「財・サービスを生産する大組織 (les grandes organisations de production de biens et de services)」が「国家 (l'État)」と結びついて支配する社会とみて批判する際にも、脱産業社会における「テクノストラクチュア (la technostrucure)」のもつ支配性を語っている。もっとも、かれはこれに対して「自主管理 (l'autogestion)」という「異議申立て (la contestation)」で対抗しようとしているのであり、ベルらのようにそのテクノストラクチュアの“必然性”を考えているわけではない。また、かれの“脱産業社会”は単純な“脱工業”ではない。Touraine [T 18] pp. 136~137, 162, 167~168, 邦訳 153~154, 183, 189~190 ページ, また 293~294 ページの梶田孝道氏解説。
- 10) 第6章第3節参照。
- 11) 第7章第4節。
- 12) OECD [O 5] pp. 36~40.
- 13) 第2章第3節参照。
- 14) 第3章第2節参照。

- 15) 第4章第1節参照。
- 16) 奥島 [O8] 87 ページ, 278 ページ以降。また, 憲法理論研究会 [K17] における影山日出弥, 浦部法穂, 宮本栄三論文など。
- 17) 最高裁, 1972年11月22日大法廷判決, 堀部 [H13] 16~19 ページ参照。
- 18) “Eigentum verpflichtet. Sein Gebrauch soll zugleich Dienst sein für das Gemeine Beste.” (美濃部達吉訳による)。(153条) 山田 [Y1] 付, 1 ページ。
- 19) 「イタリア共和国憲法 (1947年)」第41条, 42条参照。大西編 [O12] 58 ページ。

第4節の注

- 1) Ashby [A22] pp. 215~233. 飯尾 [I5] 272~277ページ参照。

文 献

(本書中に引用参照したものだけを記す)

- A 1 阿部修一, “日本の「自主管理」批判”, 『ジュリスト: 企業と労働』14号, 1979, 202~207.
- A 2 Ackoff, R., *Redesigning the Future*, Wiley, 1974.
- A 3 Aken, J.E. van, *On the Control of Complex Industrial Organizations*, Martinus Nijhoff, 1978.
- A 4 Althusser, L. and E. Balibar, *Reading Capital*, (English ed.), NLB, 1970.
- A 5 Amosov, N. M., 『生活機能の制御とサイバネティクス』(Kiev, 1964), 益子正教訳, ラテイス社, 1967.
- A 6 —, *Modeling of Thinking and the Mind*, (tr. by L. Finegold), Spartan Books, 1967.
- A 7 荒川祐吉『現代配給理論』千倉書房, 1960.
- A 8 — 『商業構造と流通合理化』千倉書房, 1969.
- A 9 —, 久保村隆祐編『商業学』有斐閣, 1974.
- A 10 Arbib, M. A., *Computers and the Cybernetic Society*, Academic Press, 1977.
- A 11 有沢広巳『インフレーションと社会化』日本評論社, 1948.
- A 12 —, “産業論のはじめに”, 有沢広巳編『現代日本産業講座・1』岩波書店, 1959, 1~36.
- A 13 Aristotle (ed. by W. D. Ross), *The Works of Aristotle, IX, (Ethica Nicomachea)*, Clarendon Press, 1925.
- A 14 Arrow, K. J., “The Economic Implication of Learning by Doing”, *Review of Economic Studies*, June, 1962, 115~173.
- A 15 —, “Uncertainty and the Welfare Economics of Medical Care”, *American Economic Review*, 53-5, 1963, 941~973.
- A 16 —, *The Limits of Organization*, Norton, 1974.
- A 17 Ashby, W. R., *An Introduction to Cybernetics*, Chapman & Hall, 1961 (銀林浩ほか訳『サイバネティクス入門』宇野書店, 1967).
- A 18 —, *Design for a Brain*, Chapman & Hall, 1961 (銀林浩ほか訳『頭脳への設計』宇野書店, 1967).
- A 19 —, “Principles of the Self-organizing System”, H. von Foerster et al. (eds.), *Principles of Self-organization*, Pergamon Press, 1962, 255~278.
- A 20 —, “Systems and their Informational Measures”, G. J. Klir (ed.), *Trends in General Systems Theory*, Wiley, 1972, 78~97.
- A 21 —, “Setting Goals in Cybernetic Systems”, H. Robinson et al., *Cybernetics, Artificial Intelligence and Ecology*, Spartan Books, 1972, 33~44.
- A 22 —, “Design for an Intelligence Amplifier”, C. E. Shannon et al. (eds.), *Automata Studies*, Princeton Univ. Press, 1956, 215~233.
- B 1 馬場敬治『産業経営の職能とその分化』(1925) (復刻版) 酒井書店, 1970.
- B 2 Bandura, A., “Modeling Theory”, R. D. Parke (ed.), *Recent Trends in Social Learn-*

- ing Theory*, Academic Press, 1972, 35~61.
- B 3 Baykov, A. M., *The Development of the Soviet Economic System*, C. V. P. (1946), 1950 (野々村・岡沢『ソビエト同盟の経済制度』東洋経済新報社, 1954).
- B 4 Beer, S., *Decision and Control*, Wiley, 1966.
- B 5 Bell, D., *The Coming of Post-Industrial Society*, Basic Books, 1973 (内田忠夫ほか訳『脱工業社会の到来』ダイヤモンド社, 1975).
- B 6 Berlinguer, G., *Una Riforma per la Salute*, De Donato Editore, 1979 (大津真作訳『保険・医療改革の方向』三一書房, 1979).
- B 7 Blauner, R., *Alienation and Freedom*, Chicago U. P. 1964 (佐藤慶幸訳『労働における疎外と自由』新泉社, 1969).
- B 8 Blood, P. B., "Marketing View of the Consumer" in [M 29], 83~87.
- B 9 Boffa, G. and G. Martinet, *Dialogo sullo Stalinismo*, Laterza, 1976 (佐藤紘毅訳『スターリン主義を語る』岩波書店, 1978).
- B 10 Bolweg, J. F., *Job Design and Industrial Democracy*, Martinus Nijhoff, 1976.
- B 11 Borgenhammer, E., *Health Care Budgeting*, EFI, 1979.
- B 12 Bowersox, D. J., and E. C. McCarthy, "Strategic Development of Planned Vertical Marketing Systems", L. P. Buclin (ed.), *Vertical Marketing Systems*, Scott, Foresman and Company, 1970, 52~74.
- B 13 Brady, R. A., *The Rationalization Movement in German Industry* (1933), Howard Fertig, 1974.
- B 14 Brannen, P. et al., *The Worker Directors*, Hutchinson, 1976.
- B 15 Bratus, S. N. and O. S. Ioffe, "Legal Aspects of the Economic Reform in the Soviet Union" in [E 9], 11~74.
- B 16 Brix, V. H., "Cybernetics and Social Structure", *The 1st I. C. C. 1969*, 1970, 1107~1129.
- B 17 Brown, R. G. S., *The Changing National Health Service*, Routledge and Kegan Paul, 1973 (三友雅夫監訳『英国の医療保障』恒星社厚生閣, 1976).
- B 18 —, *Reorganising the National Health Service*, Basil Blackwell, 1979.
- B 19 Brus, W., *The Market in a Socialist Economy* (tr. from Polish), Routledge and Kegan Paul, 1972 (鶴岡重成訳『社会主義経済の機能モデル』合同出版, 1971).
- B 20 —, *The Economics and Politics of Socialism*, Routledge and Kegan Paul, 1973 (佐藤経明訳『社会主義における政治と経済』岩波書店, 1978).
- B 21 Buckley, W. (ed.), *Modern System Research for the Behavioral Scientist*, Aldine, 1968.
- B 22 Bucklin, L. P. "A Theory of Channel Control", *Journal of Marketing*, 37, 1973, 39~47.
- B 23 Bursk, E. C., *Text and Cases in Marketing*, Prentice Hall, 1962.
- B 24 Busch, J. A., "Cybernetics. III", *Cybernetica*, XXII, No. 2, 1979, 89~103.
- C 1 CFDT (フランス民主労働総同盟), 総評国際局訳編『フランス民主労働総同盟の労働運動』総評, 1977.
- C 2 Cherry, C., *On Human Communication* (1957), M. I. T. Press, 1968.

- C 3 Chofaj, H., "Advanced Socialism and Improvement on the Economic Mechanism", *Oeconomica Polona*, 5~3, 1978, 287~313.
- C 4 Clark, C., *The Conditions of Economic Progress* (2nd ed.), Macmillan, 1951 (大川一司ほか訳『経済進歩の諸条件』勁草書房, 1953).
- C 5 Cliff, T., *State Capitalism in Russia* (1955), Pluto, 1974 (対馬忠行ほか訳『ロシア=官僚制国家資本主義論』論争社, 1961).
- C 6 Commons, J. R., *Institutional Economics*, (I, II) (1934), Univ. of Wisconsin Press, 1961.
- C 7 Cown, J. D. and S. Winograd, *Reliable Computation in the Presence of Noise*, M. I. T., 1963.
- C 8 Culyer, A. J., *Need and the National Health Service*, Martin Robertson, 1976.
- D 1 Dalrymple, D. J. and D. L. Thompson, *Retailing, An Economic Review*, The Free Press, 1969.
- D 2 Dobb, M., *Soviet Economic Development since 1917*, Routledge and Kegan Paul (1948), 1966 (野々村一雄訳『ソビエト経済史』新評論), 1956.
- D 3 独占禁止法研究会『流通系列化に関する独占禁止法上の取扱い』1980年3月.
- D 4 Donabedian, A., *Aspects of Medical Care Administration*, H. U. P., 1973.
- D 5 Downs, A., *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Row, 1957.
- D 6 Doyal, L., *The Political Economy of Health*, Pluto, 1979.
- D 7 Drewnowski, J., *On Measuring and Planning the Quality of Life*, Mouton. 1976 (阪本靖郎訳『福祉の測定と計画』日本評論社, 1977).
- D 8 Drulović, M., 高屋定国, 山崎洋訳『試練に立つ自主管理』(1972), 岩波書店, 1980.
- D 9 Duesenberry, J. S., *Income, Saving and the Theory of Consumer Behaviour*, H. U. P., 1949 (大熊一郎訳『所得, 貯蓄, 消費者行動の理論』巖松堂, 1958).
- D 10 Dupuy, J. P., "On the Social Rationality of Health Policies", Perlman, M. ed., *The Economics of Health and Medical Care*, Macmillan, 1974, 481~509.
- E 1 Edwards, R., *Contested Terrain*, Basic Books, 1979.
- E 2 Elvander, N., "Sweden" in [R 5] 130~163.
- E 3 Emery, F. and M. Emery, *A Choice of Futures*, Martinus Nijhoff, 1976.
- E 4 Emery, F. and E. Thorsrud, *Democracy at Work*, Martinus Nijhoff, 1976.
- E 5 江見康一, 加藤寛編『医療問題の経済学』日本経済新聞社, 1980.
- E 6 Engels, F., *Umriss zu einer Kritik der Nationalökonomie*, (1844), *M. E. Werke*, I, Dietz, 1956 ("経済学批判要綱", 『マルクス・エンゲルス全集』I, 大月書店, 1959).
- E 7 —, *Die Lage der arbeitenden Klasse in England*, (1845), *M. E. Werke*, II, Dietz, 1957 ("イギリスにおける労働者階級の状態", 『マルクス・エンゲルス全集』II, 大月書店, 1959).
- E 8 Enthoven, A. C., "Competition of Alternative Delivery Systems" in [G 12] 255~277.
- E 9 Eörsi, G. et al. (eds.), *Law and Economic Reform in Socialist Countries*, Akademiai Kiado, 1971.
- E 10 Ermanski, J., *Theorie und Praxis der Rationalisierung*, 1928 (東城只雄訳『合理化の理論と実際』春陽堂, 1930).

- E11 江藤勝, “消費者被害とその救済”, 『ジュリスト: 消費者問題』13号, 1979, 219~230.
- F 1 Feiwei, G. R., *The Intellectual Capital of Michael Kalecki*, Univ. of Tennessee Press, 1975.
- F 2 Fel'dbaum, A. A., *Optimal Control Systems*, (tr. by A. Kraiman), Academic Press, 1965.
- F 3 Ferguson, J. M., *Advertising and Competition*, Ballinger, 1974.
- F 4 Forbes, R. J., *Man the Maker*, Abelard-Schuman, 1950 (田中実訳『技術の歴史』岩波書店, 1956).
- F 5 Ford, H., *My Life and Work* (1922), William Heinmann, 1924.
- F 6 Friedmann, G., *Le travail en miettes*, Gallimard, 1964 (小関藤一郎訳『細分化された労働』川島書店, 1973).
- F 7 Fry, J. A. (ed.), *Industrial Democracy and Labour Market Policy in Sweden*, Univ of Saskatchewan Canada, 1979.
- F 8 Fu, K. S., “Learning Control Systems”, J. Tou (ed.), *Advances in Information Systems Science*, I, Plenum Press, 1969, 251~292.
- F 9 Fuchs, V. R., *The Service Economy*, NBER 1968 (江見康一訳『サービスの経済学』日本経済新聞社, 1974).
- F10 ——— *Who Shall Live*, Basic Books, 1974.
- F11 藤井澄二編『制御工学・I』(岩波講座・基礎工学1), 岩波書店(1967), 1972.
- F12 風呂勉『マーケティング・チャネル行動論』千倉書房, 1968.
- F13 ———, “流通系列化規制と排他的専属制”, 『神戸商大論集』32—3, 1981年1月, 14~29.
- F14 Furubotn, E. G. and S Pejovich, “Property Rights and Economic Theory”, *Journal of Economic Literature*, 1972, 1137~1162.
- F15 ———, *The Economics of Property Rights*, Ballinger, 1974.
- G 1 Gado, O., *The Economic Mechanism in Hungary*, Akademiai Kiado, 1976.
- G 2 Gaines, B. R., “Adaptive Control Theory” in [M 21], 1~9.
- G 3 Galbraith, J. K., *The Affluent Society* (3rd ed.), Houghton Mifflin, 1976 (鈴木哲太郎訳『ゆたかな社会』岩波書店, 1963).
- G 4 Gallie, D., *In Search of the New Working Class*, Cambridge U. P., 1978.
- G 5 Gardell, B., “Psycho-Social Aspects of the Working Environment” in [F 7] 73~78.
- G 6 Geyer, R. F., “Individual Alienation and Information Processing”, Geyer et al. (eds.), *Theories of Alienation*, Martinus Nijhoff, 1976.
- G 7 Glushkov, V. M., *Introduction to Cybernetics*, (tr. by Scripta Technica Inc.), Academic Press, 1966
- G 8 Goldman, R. M., “Conflict, Co-operation and Choice: An Exploration of Conceptual Relationships”, *Proceedings of the 1st Interdisciplinary Conference in the Behavioral Science*, the Univ. of New Mexico, II, 1962, 410~439.
- G 9 後藤邦夫, “『自然=生態系』依存の文明は成り立つか”, 中岡哲郎編『自然と人間のための経済学』朝日新聞社, 1977, 148~178.
- G10 ———, “機械と人間”『看護展望』第3巻8号, 1978年8月, 1~5.

- G11 Gottl-Ottlilienfeld, Fr. von, *Wirtschaft und Technik (Grundriss der Sozial-ökonomik, II. Abteilung, II. Teil)*, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1923.
- G12 Greenbreg, W. (ed.), *Competition in the Health Care Sector*, Aspen, 1978.
- G13 Greniewski, H., "Cybernetics and Economic Models", *The Review of the Polish Academy of Sciences*, 4—1959, 57—96.
- G14 —, *Cybernetics without Mathematics*, PWN. 1960.
- G15 —, "Kybernetik und Planung", *Wirtschaftswissenschaft*, 4—1963, 531—543.
- G16 Grosse, R. N., "The Need for Health Planning" in [H 1] 27—31.
- H 1 Havinghurst, C. H., (ed.), *Regulating Health Facilities Construction*, AEIPPR, 1974.
- H 2 Healy, M., "Advertising: What the Consumer Wants", in [M 29] 171—181.
- H 3 Hedebrö, G., *Communication and Social Change in Developing Nations*, EFI, 1979.
- H 4 Hegel, G. W. F. von, *Grundlinien der Philosophie des Rechts* (1821), (高峯一愚訳『法の哲学』(下)創元社, 1953).
- H 5 Heyde, L., "Rationalisierung und Arbeiterschaft", B. Harms (ed.), *Strukturwandlungen der deutschen Volkswirtschaft*, Bd. I, 1928, S. 287—302.
- H 6 Hindess, B. and P. Q. Hirst, *Pre-Capitalist Modes of Production*, Routledge and Kegan Paul, 1975.
- H 7 平松毅, "スウェーデンの消費者保護法", 『ジュリスト:消費者問題』13号, 1979, 308—313.
- H 8 平田清明『経済学と歴史認識』岩波書店, 1971.
- H 9 Hiron, J. B., "The Control and Standardisation of National Food Quality", G. G. Birch and K. J. Parker (eds.), *Food and Health*, Applied Science Publishers, 1980, 19—25.
- H10 広重徹『近代科学再考』朝日新聞社, 1979.
- H11 人見勝人『生産システム工学』共立出版, 1975.
- H12 Hoover Committee (The Committee on R. E. C. of the President's Conference), *Recent Economic Changes* (I, II), McGraw-Hill, 1929.
- H13 堀部政男『アクセス権』東大出版会, 1977.
- H14 星野芳郎『星野芳郎著作集』(1)~(8), 勁草書房, 1978~1980.
- H15 —, 『技術の体系』I, II (岩波講座・基礎工学, 17, 19), 岩波書店, 1974.
- H16 Hurwicz, L., "On Informationally Decentralized Systems", C. B. McGuire and R. Radner (eds.), *Decision and Organization*, North-Holland, 1972, 297—336.
- I 1 井口雄一『人間—機械系』(北川敏男ほか編, 情報科学講座 B・9・2) 共立出版, 1970.
- I 2 飯尾要, "現代日本の消費水準と消費構造", 『経済評論』1961年8月号, 59—71.
- I 3 —, "消費構成の国際的類似化傾向", 『世界経済評論』1965年1月号, 58—67.
- I 4 —, "ブラクシオロジーと政治経済学", 『桃山学院大学経済学論集』12—3, 1970, 1—29.
- I 5 —, 『市場と制御の経済理論』日本評論社, 1970.
- I 6 —, "人間・自然・生産力", 『経済評論』1971年7月号, 95—101.
- I 7 —, "産業", 西山卯三編『21世紀の設計・3・技術と社会』勁草書房, 1972.
- I 8 —, "経済発展と生活管理", 岡山礼子, 小川信子編『生活管理と生活政策』ドメス, 1972, 158—189.
- I 9 —, 『経済サイバネティクス』日本評論社, 1972.

- I 10 一, 『現代流通システムの構造』新評論, 1975.
- I 11 一, “選好関係について: 再論”, 『経済理論』147号, 和歌山大学経済学会, 1975年9月, 1~36.
- I 12 一, “選好における学習について”, 『経済理論』151号, 和歌山大学経済学会, 1976年5月, 1~26.
- I 13 一, “選好の共同化について”, 『経済理論』153号, 和歌山大学経済学会, 1976年9月, 22~52.
- I 14 一, (Iio, K.), “A Cybernetic Analysis of Economic Orders”, *8th International Congress on Cybernetics, 1976, 1977*, AIC, 551~561.
- I 15 一, 竹内昭浩, “社会行動とオートマトン”, 『経済理論』169号, 和歌山大学経済学会, 1979年5月, 1~36.
- I 16 一, “所有と情報障壁”, 『経済理論』171号, 和歌山大学経済学会, 1979年9月, 1~25.
- I 17 一, “技術発展と労働構造”, 『経済理論』175号, 和歌山大学経済学会, 1980年5月, 20~48.
- I 18 飯塚和之, “イギリスにおける消費者問題の最近の動向”, 『ジュリスト: 消費者問題』13号, 1979, 296~300.
- I 19 井尻雄士『計数管理の基礎』岩波書店, 1970.
- I 20 ILO, *New Forms of Work Organization*, Vol. 1, 2, ILO, 1977.
- I 21 稲葉正太郎『自動制御入門』丸善, 1967.
- I 22 Industrial Democracy Council of LO (Swedish Trade Union Confederation), “Work Organization—Work Management”, in [F 7] 59~66.
- I 23 石田晴久, “人工知能研究の批判”, [T 13] 195~215 ページ.
- I 24 石原武政, “フランチャイズのシステム分析”, 東京ワークショップ『マーケティング理論とシステムズ・アプローチ』白桃書房, 1974, 73~96.
- I 25 石原幸男, 篠崎英夫, “地域精神医学”, [K 2] 23B 『社会精神医学と精神衛生・II』83~120.
-
- J 1 Johnson, L.K., *Sales and Marketing Management*, Allyn & Bacon, 1956.
- J 2 Jones, H. G., *Planning and Productivity in Sweden*, Croom Helm, 1976.
-
- K 1 戒能通孝『所有権』日本評論社, 1977.
- K 2 懸田克躬ほか編『現代精神医学大系』2, 23巻, 中山書店, 1979.
- K 3 神里公, “工業社会と自然生態系”, 中岡哲郎編『自然と人間のための経済学』朝日新聞社, 1977, 36~63.
- K 4 金沢良雄, “消費者政策の意義とその視点”, 『ジュリスト: 消費者問題』13号, 1979, 26~32.
- K 5 Kando, T. M., *Leisure and Popular Culture in Transition*, C. V. Mosby, 1980.
- K 6 菅野剛, “製造物責任について”, 『都市問題研究』32—5, 1980, 31~45.
- K 7 Kapp, K. W., *Social Costs of Business Enterprise*, (revised ed.), Asia Publishing House, 1963.
- K 8 一, *Staatliche Förderung “umweltfreundlicher” Technologien*, Otto Schwartz, 1976.
- K 9 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東大出版会, 1973.

- K10 加藤正明, “疫学, 精神公害, 情報公害”, [K 2] 2 C 『精神疾患の成因, III』203~217.
- K11 川上武, 二木立『日本医療の経済学』大月書店, 1978.
- K12 河西宏祐, “少数者労働運動のめざすもの”, 『ジュリスト: 企業と労働』14号, 1979, 245~252.
- K13 川島武宜『所有権法の理論』岩波書店, 1949.
- K14 —, “「法」の社会学理論の基礎付け”, 川島武宜編『法社会学講座』4, 岩波書店, 1971, 323~354.
- K15 経済企画庁物価政策課編『最近における物価安定政策』経済企画庁, 1973.
- K16 経済企画庁『わが国における消費者被害の実態』1979.
- K17 憲法理論研究会, “シンポジウム, 財産的自由の再検討”, 『法律時報』44—2, 1972, 9~46.
- K18 北川敏男編『サイバネティクス』みすず書房, 1953.
- K19 鴻常夫, “持分の相続と訴訟の承継”, 『別冊・ジュリスト・会社法判例百選(3版)』1979年4月, 172~173.
- K20 小林好宏『企業集団の分析』北大図書刊行会, 1980.
- K21 古林喜楽, “西独共同決定制の理論的吟味”, 日本経営学会編『現代の経営参加』千倉書房, 1976, 73~82.
- K22 小島健司, “家庭電化製品に対する消費者不満と苦情行動の経験的研究”『アカデミア』60号, 1980年9月, 119~154.
- K23 国民生活審議会編『消費者情報適正化の指針』1971.
- K24 国民生活審議会消費者保護部『消費者被害の救済について』1976.
- K25 国民生活審議会消費者政策部『危害情報の収集・提供システムのあり方について』1979.
- K26 小沼十寸穂, “産業における精神衛生, 各論”, [K 2] 23・B 『医学と精神衛生II』145~167.
- K27 Koopmans, T. C., *Three Essays on the State of Economic Science*, McGraw-Hill, 1957.
- K28 Kornai, J., *Anti-Equilibrium*, North-Holland, 1971 (岩城博司ほか訳『反均衡の経済学』日本経済新聞社, 1975).
- K29 Korpi, W., *The Working Class in Welfare Capitalism*, Routledge & Kegan Paul, 1978.
- K30 Kotarbinski, T., *Praziology*, PWN, 1965.
- K31 黒川雄爾, “危害情報システムの展開”, 『ジュリスト: 消費者問題』13号, 1979, 239~247.
- K32 Kuznets, S., “Quantitative Aspects of the Economic Growth of Nations, II. Industrial Distribution of National Product and Labour Force”, *Economic Development and Cultural Change*, Supplement to V-4, July, 1957.
- L 1 Land, F., “Criteria for the Evaluation and Design of Effective Systems”, *Proceedings of the IBI-ICC Symposium, 1974*, 1975, 239~250.
- L 2 Lange, O., *Price Flexibility and Employment*, Principia Press, 1944 (安井琢磨ほか訳『価格伸縮性と雇用』東洋経済新報社, 1953).
- L 3 —, *Political Economy*, I, II, Pergamon Press, (I) 1963, (II) 1971 (竹浪洋一郎訳『政治経済学』I, II, 合同出版, 1964, 1973).
- L 4 —, *Entwicklung-tendenzen der Modernen Wirtschaft und Gesellschaft*, Europa Verlag, 1964 (都留重人ほか訳『経済発展と社会の進歩』岩波書店, 1970).
- L 5 Lave, J.R. and L.B. Lave, “The Supply and Allocation of Medical Resources” in [H 1] 163~181

- L 6 Lenin, V. I., *Sočinenija* (Izdanie IV). G. I. P. L.; *Werke*, Dietz; 邦訳『レーニン全集』大月書店, 1~34巻。
- L 7 Leonardi, S., *Progresso Tecnico e Rapporti di Lavoro*, 1957 (原聡男訳『技術進歩と労働関係』合同出版, 1962)。
- L 8 Li, Y. T. et al., "Adaptive Functions of Man in Vehicle Control Systems", *Proceedings of the 2nd IFAC Symposium on the Theory of Self-Adaptive Control Systems.*, 1965, 43~56.
- L 9 Lilley, S., *Men, Machines, and History* (2 ed.), International Publishers, 1966 (鎮目恭夫ほか訳『人類と機械の歴史』岩波書店, 1968)。
- L10 Lind, O., "Training and the Swedish Law on Employee Participation in Policy Making" in [F 7] 21~32.
- L11 Lindblom, C. E., *Politics and Markets*, Basic Books, 1977.
- L12 LO (Swedish Trade Union Confederation), *Swedish Trade Union Confederation*, 1978.
- L13 LO Special Work Group, "Group System and Self-determination" in [F 7] 67~72.
- M 1 Mackay, D. M., "The Epistemological Problem for Automata", C. E. Shannon et al. (eds.), *Automata Studies*, Princeton U. P., 1956, 238~251
- M 2 —, "Towards an Information-Flow Model of Human Behaviour" (1956), (reprinted), in[B 21] 359~368.
- M 3 Mandel, E., *Arbeiterkontrolle, Arbeiterräte, Arbeiter-selbstverwaltung*, Europäische Verlagsanstalt, 1971 (榑原彰治訳『労働者管理, 評議会, 自主管理』柘植書房, 1976)。
- M 4 Mansfield, E., *The Economics of Technological Change*, W. W. Norton, 1968 (伊藤史郎訳『技術進歩の経済学』日本経済新聞社, 1971)。
- M 5 Marko, H., "Die Theorie der bidirektionalen Kommunikation und ihre Anwendung auf Nachrichten-übermittlung zwischen Menschen", *Kybernetik*, III-3, 1966, 128~136.
- M 6 Markovic, M., "Der Sinn der Selbstverwaltung" in [M 3], 359~363 (邦訳, "社会主義と自主管理", 362~366)。
- M 7 —, "Self-determination in Theory and Practice", R. S. Cohen et al. (eds.), *For Dirk Struik*, D. Reidel, 1974, 547~559.
- M 8 Martin, A., "From Joint Consultation to Joint Decision-Making" in [F 7], 5~14.
- M 9 Marx, K., *Das Kapital*, I, Dietz, 1961 (長谷部文雄訳『資本論』I, 青木書店)。
- M10 —, 同上, フランス語版邦訳(江夏美千穂, 上杉聡彦訳), 法政大学出版局, 1979.
- M11 —, *Das Kapital*, III, Dietz, 1961 (長谷部文雄訳『資本論』III, 青木書店)。
- M12 —, (同上英語版). *Capital*, III, Progress Publishers, 1974.
- M13 —, *Grundrisse*, Dietz, 1953 (高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』大月書店, 1958—61)。
- M14 —, *MEGA*, II, 3-1 (*Manuskript 1861-1863*), Dietz, 1976 (邦訳『マルクス・資本論草稿集④』大月書店, 1978)。
- M15 —, 中峯, 伊藤訳『1861—1863年草稿抄』大月書店, 1980。
- M16 —, *Theorien über den Mehrwert*, I, Dietz, 1956 (大島, 時永訳『剰余価値学説史』大月書店)。
- M17 —, *Theorien über den Mehrwert*, III, Dietz, 1962 (邦訳, 同上)。
- M18 —, "Ökonomisch-philosophische Manuskripte", *Kleine Ökonomische Schriften*, Dietz,

- 1955, 42~166 (藤野涉訳『経済学・哲学手稿』国民文庫, 1963).
- M19 McCammon, B. C. and A. D. Bates, "The Emergence and Growth of Contractually Integrated Channels in the American Economy", P. D. Bennet (ed.), *Economic Growth, Competition and World Markets*, A. M. A., 1965, 496~515.
- M20 McKeown, T., *The Role of Medicine*, Basil Blackwell, 1979.
- M21 Meetham, A. R. (ed.), *Encyclopedia of Linguistics, Information and Control*, Pergamon Press, 1969.
- M22 Mendel, J. M. and R. W. McLaren, "Reinforcement, Learning Control and Pattern Recognition Systems", J. M. Mendel and K. S. Fu (eds.), *Adaptive, Learning and Pattern Recognition Systems*, Academic Press, 1970, 287~318.
- M23 Mesarovic, M. D. et al., *Theory of Hierarchical Multi-level Systems*, Academic Press, 1970 (研野和人訳『階層システム論』共立出版, 1974).
- M24 Metzler, H., "Information in kybernetischer und philosophischer Sicht", *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 5, 1962, 621~638.
- M25 Mills, H. D., "A Study in Promotional Competition" (Research Paper No.101~103), *Mathematica*, December, 1959.
- M26 Ministry of Local Government (Sweden), *Local Government in Sweden*, 1978.
- M27 Mishra, R., "Technology and Social Structure in Marx's Theory", *Science & Society*, XLIII, 2, 1979, 133~157.
- M28 Mitcham, C., "Philosophy and the History of Technology", S. Bugliarello et al. (eds.), *The History and Philosophy of Technology*, Univ. of Illinois Press, 1979, 163~201.
- M29 Mitchell, J. (ed.), *Marketing and the Consumer Movement*, McGraw-Hill, 1978.
- M30 —, "Some Lessons for Marketing" in [M 29], 3~8.
- M31 三浦信『マーケティングの構造』ミネルヴァ書房, 1971.
- M32 宮崎義一『寡占』岩波書店, 1972.
- M33 紋谷暢男『無体財産権法概論』有斐閣, 1976.
- M34 Moos, R. H., *Evaluating Treatment Environments*, Wiley, 1974.
- M35 —, *The Human Context*, Wiley, 1976 (望月衛訳『環境の人間性』朝倉書店, 1979).
- M36 森下巖『適応システム』産業図書, 1975.
- M37 —『サイバネティクス』産業図書, 1977.
- M38 森下二次也『現代の流通機構』世界思想社, 1974.
- M39 向坊隆編『エネルギー論・I』(岩波講座・基礎工学13), 岩波書店, 1974.
- N 1 中川敬一郎, "米国における大量生産体制の発展と科学的管理運動の歴史的背景", 『ビジネス・レビュー』11—3, 1964年1月, 13~27.
- N 2 中村一彦, "株式の性質", 『ジュリスト増刊: 商法の争点』1978年12月, 40~41.
- N 3 中岡哲郎『技術を考える13章』日本評論社, 1979.
- N 4 Nelson, E., "Market Research and Consumer Attitudes", in [M 29], 88~96.
- O 1 OECD, *Safety Requirements for Toys*, 1975.
- O 2 —, *Safety Requirements Concerning the Flammability of Textile Products*, 1977.
- O 3 —, *Regional Policies and the Services Sector*, 1978.

- O 4 —, *Data Collection Systems related to Injuries involving Consumer Products*, 1978.
- O 5 —, *Manpower and Employment: Problems and Prospects*, 1978.
- O 6 OECD—*Interfutures, Facing the Future*, 1979.
- O 7 置塩信雄『現代資本主義分析の基礎』岩波書店, 1981.
- O 8 奥島孝康『現代会社法における支配と参加』成文堂, 1976.
- O 9 —, “価格決定と消費者の権利”, 『法律時報』48—3, 1976年3月号, 22~31.
- O 10 奥村宏『法人資本主義の構造』日本評論社, 1975.
- O 11 奥村忠雄“消費者保護条例概観”, 『ジュリスト: 消費者問題』13号, 1979, 252~259.
- O 12 大西邦敏監修『世界の憲法』成文堂, 1971.
- O 13 尾上久雄『現代経済政策の理論と現実』有斐閣, 1962.
- O 14 —, (Onoe, H.), “Social Costs and Environmental Capacities”, *Kyoto Institute of Economic Research—Paper*, 1975.
- O 15 —, “環境アセスメントと経済性”, 『公害研究』7—2, 1977年10月, 29~35.
- O 16 大阪府『大阪府消費者研究発表大会資料』1978.
- O 17 大沢文夫, 寺本英編『生命の物理』(現代物理学の基礎・8) 岩波書店, 1978.
-
- P 1 Pauly, M. V., “Is Medical Care Different?” in [G 12], 11~36.
- P 2 Pigou, A., *The Economics of Welfare*, 4th ed., London, 1932. (気賀健三ほか訳『厚生経済学』東洋経済新報社, 1953).
- P 3 ポーランド経済学会(竹浪祥一郎訳)“ポーランドにおける経済改革の基本的解決策の提案”, 『社会主義と労働』5—4, 1981, 12~20.
- P 4 Polany, K., “Our Obsolete Market Mentality” (1947), G. Dalton (ed.), *Primitive, Archaic and Modern Economics*, Beacon Press, 1968, 59~77, (ボラニー, 玉野井芳郎ほか訳編『経済の文明史』日本経済新聞社, 1975, 37~58).
- P 5 Pollard, S. and C. Holmes (eds.), *Documents of Europe Economic History*, III, Edward Arnold, 1973.
- P 6 Prestipino, G., “Uomo e Natura nel Marxismo”, Cura di Istituto Gramsci, *Uomo, Natura, Società*, Riuniti, 1974, 35~67 (“マルクス主義における人間と自然”, 片桐薫訳, グラムシ研『人間, 自然, 社会』現代の理論社, 1974, 159~209).
-
- R 1 Razzel, P. E., “Review of McKeown’s Modern Rise of Population”, *Economic History Review*, 30-1, 1977, 192~193.
- R 2 Reeder, M. W., *Studies in the Theory of Welfare Economics*, Columbia U.P. (1947), 1951 (坂本, 田村訳『厚生経済学の理論的研究』東洋経済新報社, 1957).
- R 3 Reichskuratorium für Wirtschaftlichkeit, *Handbüch der Rationalisierung*, II Auflage, Spaeth & Linde, 1930.
- R 4 Ricardo, D., *Principles of Political Economy and Taxation (The Works*, ed. by P. Sraffa, Vol. I, U.P. for the R.E.S., 1951), (堀経夫訳『リカード全集』I, 雄松堂, 1972).
- R 5 Roberts, B. C., (ed.), *Towards Industrial Democracy*, Croom Helm, 1979.
- R 6 Rosenberg, L. J. and L. W. Stern, “Toward the Analysis of Conflict in Distribution Channels”, *Journal of Marketing*, Vol. 34, Oct., 1970, 40~46.

- R 7 Rosenblueth, A. and N. Wiener, "Purposeful and Non-purposeful Behaviour", (1950). (reprinted) in [B 21] 232~237.
- R 8 — (Rosenblueth, Wiener) and J. Bigelow, "Behaviour, Purpose and Teleology", (1943). (reprinted), in [B 21] 221~225.
- S 1 佐上善和, "西ドイツにおける消費者団体訴訟", 『ジュリスト: 消費者問題』13号, 1979, 301~307.
- S 2 佐口卓『医療の社会化』勁草書房, 1964.
- S 3 Saint-Simon, Henri Claude, *Œuvres de Saint-Simon* (Institute par Enfantin, 1865~78), Aalen Otto Zeller, 1964 (*Œuvres de Saint-Simon & D'Enfantin*).
- S 4 実方謙二, "消費者保護の論理と私法の論理". 『ジュリスト: 消費者問題』13号, 1979, 190~194.
- S 5 産業精神衛生委員会, "産業精神衛生に関する答申書", 『産業医学』10—12, 1968.
- S 6 Schumpeter, J., *History of Economic Analysis*, George Allen & Unwin, 1954 (東畑精一訳『経済分析の歴史』岩波書店, 1955).
- S 7 Scitovsky, T., *Welfare and Competition*, George Allen & Unwin, (1952), 1961.
- S 8 —, *Papers on Welfare and Growth*, George Allen & Unwin, 1962.
- S 9 関口憲一, "産業における精神衛生, 総論", [K 2] 23・B『社会精神医学と精神衛生 II』121~144.
- S 10 Sheridan, T. B. and W. R. Ferrell, *Man-Machine Systems*, M. I. T. Press, 1974.
- S 11 島津康男, "人間・環境システムの総合体系化", 『物資循環システム調査報告書』都市調査会, 1974, 31~44.
- S 12 下山英二, "商品の安全性確保の現状と問題点", 『都市問題研究』32—5, 1980, 15~30.
- S 13 Sloan, F. A. and R. Feldman, "Competition among Physicians" in [G 12] 45~102.
- S 14 Smith, A., *The Wealth of Nations* (ed. by E. Cannon), 3rd. ed., 1922, Vol. I (大河内一男監訳『国富論』I, 中央公論社, 1976).
- S 15 ソ連邦科学アカデミー編, 山田茂勝訳『工業経済』(1940)上・下, 東洋経済新報社, 1943.
- S 16 Sueishi, T. (末石冨太郎), "Theory of Environmental Capacity for Regional Management of Water Pollution Control", *Kyoto Institute of Economic Research-Paper*, 1973.
- S 17 —, "環境容量と蓄積型都市人口曲線", 京都大学経済研究所ペーパー, 1974.
- S 18 鈴木寿夫, "学習と記憶", [T 13] 149~162.
- S 19 鈴木光男『競争社会のゲームの理論』勁草書房, 1970.
- S 20 Szabo, K., "Factory Democracy and Political Economy", *Acta Oeconomica*, 13-1, 1974, 1~18.
- T 1 高橋秀俊, "新しい機械論としてのサイバネティクス", [K 18] 27~52.
- T 2 高橋国太郎, 塚原仲晃ほか『神経回路と生体制御』朝倉書店, 1976.
- T 3 武谷三男『武谷三男著作集』1—4, 勁草書房, 1968~1969.
- T 4 Taliani, E., "The Right to Study," Martinotti, G. et al. (eds.), *Education in a Changing Society*, Sage, 1977, 177~205.
- T 5 玉野井芳郎『エコノミーとエコロジー』みすず書房, 1978.
- T 6 田中恒男, "スウェーデンにおける医療計画", 『計画行政』3号, 1979, 23~28.

- T 7 谷口知平, “無体財産・企業の秘密・アイデア・情報”, 『法学セミナー』1972年4月, 54~59.
- T 8 谷口吉彦『配給組織論』千倉書房, 1935.
- T 9 Taylor, F., *Shop Management*, (1911), Harper & Brothers, 1919.
- T 10 —, *Scientific Management* (1911), Harper & Brothers, 1919.
- T 11 寺嶋正吾, “地域社会” [K 2] 2・C『精神疾患の成因Ⅲ』159~175.
- T 12 東亜経済調査局編『産業合理化の理論と実際』1930.
- T 13 東京大学理学部情報科学研究施設編『思考過程と情報科学』産業図書, 1972.
- T 14 東京都公害研究所『公害と東京都』東京都, 1970.
- T 15 東京都都民生活局『東京都消費生活モニター・アンケート集計結果報告書』1979.
- T 16 富永健一, “社会体系の構造と変動”, 川島武宜編『法社会学講座・4』岩波書店, 1971, 147~201.
- T 17 — 『2基準点方式による福祉指標作成のこころみ』東京都, 1972.
- T 18 Touraine, A., *Pour la Sociologie*, Seuil, 1974 (梶田孝道訳『社会学へのイメージ』新泉社, 1978).
- T 19 富山康吉『現代資本主義と法の理論』法律文化社, 1969.
- T 20 角山栄『産業革命と民衆』河出書房, 1975.
- T 21 都留重人, “第三次産業と経済成長”, 『経済研究』11—2, 1960, 102~108.
- T 22 —, “「資本」による「市場」の包摂”, 『経済研究』18—3, 1967年7月, 193~199.
- T 23 — 『公害の政治経済学』岩波書店, 1972.
- T 24 Tsyarkin, Y. Z., *Adaptation and Learning in Automatic Systems* (1968), (tr. by Z. J. Nikolic), Academic Press, 1971.
- U 1 内田星美『産業技術史入門』日本経済新聞社, 1974.
- U 2 上田篤『生活空間の未来像』紀伊国屋書店, 1967.
- V 1 Veblen, T., *The Instinct of Workmanship* (1914), Augustus M. Kelley, 1964.
- V 2 Vilmar, F., *Mitbestimmung am Arbeitsplatz*, Luchterhand, 1971.
- V 3 Vil'ner, B. J. et al., 益子正教訳『サイバネティクス入門』東京図書, 1968.
- V 4 Vinogradov, V. A., 副島種典訳『労働者統制の理論と歴史』(1969), 大月書店, 1974.
- W 1 渡辺鉄蔵『産業合理化』日本評論社, 1930.
- W 2 Wiener, N., *Am I a Mathematician*, (1956), M. I. T. Press, 1970 (鎮目恭夫訳『サイバネティクスはいかにして生まれたか』みすず書房, 1956).
- W 3 —, *The Human Use of Human Beings*, (1954), (2nd ed.), Avon, 1967.
- W 4 —, 同上第1版邦訳, 池原止戈夫訳『人間機械論』みすず書房, 1954.
- W 5 — and J. P. Schadé, “Introduction to Neurocybernetics,” Winer, Schade (eds), *Nerve, Brain and Memory Models*, Elsevier, 1963.
- Y 1 山田洋次郎『ドイツ憲法に現われたる社会的思想』巖松堂, 1923.
- Y 2 山田圭一『現代技術論』朝倉書店, 1964.
- Y 3 吉田和夫『ドイツ合理化運動論』ミネルヴァ書房, 1976.

- Y 4 吉本健一, "議決権信託に関する若干の法的問題点", 『阪大法学』95, 1975年8月, 69~125.
- Y 5 吉村幸男, "企業における支配形態とその行動", 『経済評論』1979年4月号, 142~148.
- Y 6 Young, O.R et al., *Bargaining*, Univ. of Illinois Press, 1975
- Z 1 Zabara, J., "A Model of Inter-nervous System Information Transmission," *Proceedings of the 1st International Congress of Cybernetics, 1969*, 1970, 299~308.

人名索引 (ABC順)

A

- Ackoff, R. 257
 Aken, J. E. van 92
 Amosov, N. M. 16, 48
 荒川祐吉 290
 Arbib, M. A. 202
 有沢広巳 1, 171
 Aristotle 91
 Arrow, K. J. 48, 106, 110, 111, 114
 Ashby, W. R. 7, 22, 71, 180, 204

B

- Baykov, A. M. 307
 Bell, D. 5, 94, 96, 167, 172, 354, ほか
 Blauner, R. 204
 Boffa, G. 173, 313
 Brady, R. A. 158
 Brus, W. 165, 314
 Bucklin, L. P. 291

C

- Chofaj, H. 317
 Clark, C. 251, 287, 340
 Commons, J. R. 155
 Culyer, A. J. 259, 286

D

- Dobb, M. 306
 Donabedian, A. 288
 Downs, A. 260
 Doyal, L. 263
 Drewnowski, J. 209, 215, 220, 286

Duesenberry, J. 232

Dupuy, J. P. 211

E

- Edwards, R. 133, 200, 309, ほか
 Elvander, N. 323
 Emery, F. 203
 Engels, F. 60, 95, 213
 Ermanski, J. 76

F

- Fel'dbaum, A. A. 46, 168
 Forbes, R. J. 90
 Ford, H. 147, 153, 154, ほか
 Friedmann, G. 148, 152, 199
 風呂勉 276, 291
 Furubotn, E. G. 98

G

- Galbraith, J. K. 232
 Geyer, R. F. 203, 204
 Glushkov, V. M. 47
 後藤邦夫 245
 Gottl-Ottlilienfeld, Fr. von 91
 Greniewski, H. 46, 48

H

- 広重徹 180
 星野芳郎 68, 80, 146, 181, ほか
 Hume, P. B. 257
 Hurwicz, L. 106

I

井口雄一 90
飯尾要 7, 47, 89, ほか

J

Jones, H. G. 333

K

戒能通孝 103
Kando, T. M. 282
Kapp, K. W. 84, 143, 144, 236
加藤正明 245
川島武宜 100, 103, 139, 168, ほか
古林喜楽 168
小沼十寸穂 197
Koopmans, T. C. 49, 107
Kotarbinski, T. 46, 49, 50

L

Lange, O. 109, 172
Lenin, V. I. 165, 166, 173, 305, ほか
Leonardi, S. 147, 177, 181
Lilley, S. 146, 147, 183
Lindblom, C. E. 110

M

Mackay, D. M. 65
Mandel, E. 338
Martin, A. 341
Marx, K. 52, 65, 121, 124, 199, 233, ほか
McKeown, T. 254, 256
Mitchell, J. 277
三浦信 290
宮崎義一 167
Moos, R. H. 282

N

中川敬一郎 132, 153
中岡哲郎 91, 170
Nelson, E. 237

O

置塩信雄 92
奥島孝康 139, 168, 341, 364
尾上久雄 89, 245

P

Pigou, A. 60
Polany, K. 94

R

Ricardo, D. 229

S

Saint-Simon, H. C. 129
Schumpeter, J. 136
Scitovsky, T. 144, 241
関口憲一 204, 253
Sheridan, T. B. 67
Smith, A. 109, 229
末石冨太郎 89, 245
鈴木光男 50

T

高橋秀俊 180
武谷三男 68
Taliani, E. 281
玉野井芳郎 230
Taylor, F. 148, 150, 151, 154, 166, 308, ほか
寺本英 57, 82
Thorsrud, E. 192

- 富永健一 130, 292
Touraine, A 363
富山康吉 167, 168
角山 栄 244, 245
都留重人 90, 131, 253

U

- 上田 篤 282

V

- Veblen, T. 117, 304

W

- Wiener, N. 17, 46, 90, 179, 180, 182, ほか

Y

- 山田圭一 170

い い ね かなめ
飯尾 要

1929年 神戸市に生まる。

1952年 東京大学経済学部卒業。

現在 和歌山大学経済学部教授。商学博士（神戸大学）。

著書 『市場と制御の経済理論』（日本評論社，1970年），『経済サイバネティクス』（日本評論社，1972年），『現代流通システムの構造』（新評論，1975年）。

訳書 ミハルスキー『社会的費用論』（共訳，日本評論社，1969年）

昭和56年11月20日 第1版第1刷発行

産業の社会的制御

著者 飯尾 要

発行者 小林 昭一

東京都新宿区須賀町14番地
郵便番号 160

発行所 株式会社 日本評論社

電話東京 341-6161(代表)
振替東京 0-16番

印刷 港北印刷株式会社
製本 青木製本工業株式会社

検 印
省 略

定価4,300円